

資料 2 - 3

泊発電所 3 号炉審査資料	
資料番号	SAT100-9 r.7.2
提出年月日	令和5年7月18日

泊発電所 3 号炉

「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の
重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を
実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」
に係る適合状況説明資料
比較表

1.0 重大事故等対策における共通事項

令和 5 年 7 月
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>女川原子力発電所2号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて</p> <p style="text-align: center;">< 目次 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新規制基準への適合状況 2. 概要 3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針 4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象 5. 保管場所の評価 6. 屋外アクセスルートの評価 7. 屋内アクセスルートの評価 8. 発電所構外からの重大事故等対策要員参集 9. 別紙 <ol style="list-style-type: none"> (1) 女川原子力発電所における敷地の特徴について (2) 海水取水ポイント及びホース敷設ルートについて (3) 可搬型重大事故等対処設備の接続箇所について (4) 自然現象の重畳による影響について (5) アクセスルート降灰・降雪除去時間評価について (6) 降水に対する影響評価について (7) 可搬型設備の小動物対策について (8) 森林火災に対する影響評価について (9) 2011年東北地方太平洋沖地震及びその後発生した津波による被害状況について 	<p>島根原子力発電所2号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて</p> <p style="text-align: center;">< 目次 ></p> <p>はじめに</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新規制基準への適合状況 2. 概要 3. 保管場所の評価 4. 屋外のアクセスルートの評価 5. 屋内のアクセスルートの評価 6. 発電所構外からの重大事故等に対処する要員参集 7. 別紙 <ol style="list-style-type: none"> (39) 島根原子力発電所における敷地の特徴について (3) 淡水及び海水の取水場所について (2) 可搬型設備の接続口の配置及び仕様について (1) 保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートへの自然現象の重畳による影響について (23) 屋外のアクセスルート除雪時間評価 (24) 屋外のアクセスルート除灰時間評価 (26) 降水に対する影響評価結果について (27) 可搬型設備の小動物対策について (25) 森林火災発生時における屋外のアクセスルートの影響 	<p>泊発電所3号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて</p> <p style="text-align: center;">< 目次 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新規制基準への適合状況 2. 概要 3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針 4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象 5. 保管場所の評価 6. 屋外のアクセスルートの評価 7. 屋内のアクセスルートの評価 8. 発電所構外からの発電所災害対策要員参集 9. 別紙 <ol style="list-style-type: none"> (1) 泊発電所における敷地の特徴について (2) 淡水、海水の取水場所及びホース敷設ルートについて (3) 可搬型重大事故等対処設備の接続箇所について (4) 保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートへの自然現象の重畳による影響について (5) 屋外のアクセスルート除雪・除灰時間評価について (6) 降水に対する影響評価について (7) 可搬型設備の小動物対策について (8) 森林火災に対する影響評価について 	<p>【島根】資料構成の相違 ・泊は保管場所及びアクセスルートの方針及び影響を及ぼす外部事象の項目を分けて記載。</p> <p>【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】資料構成の相違 ・泊は淡水、海水の取水場所及びホース敷設ルートについて整理している。</p> <p>【島根】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 【島根】資料構成の相違 ・泊は、別紙(5)にて降灰・降雪の除去時間を評価している。</p> <p>【島根】記載表現の相違 【女川】記載内容の相違 ・泊は、女川2号炉における東北太平洋沖地震と同様な被害実績はない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(10) 屋外アクセスルート近傍の障害となり得る要因と影響評価について	(28) 保管場所及び屋外のアクセスルート近傍の障害となり得る要因と影響評価について	(9) 保管場所及び屋外のアクセスルート近傍の障害となり得る要因と影響評価について	【女川】記載表現の相違
(11) 建屋関係の耐震評価について	(37) 建物関係の耐震評価について	(10) 建屋関係の耐震評価について	
(12) 送電鉄塔倒壊評価について	(40) 鉄塔の影響評価方針について	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>【追而】(建屋関係の評価について、基準地震動を用いた評価を実施中のため)</p> </div>	
(13) 鉄塔基礎の安定性について	(4) 鉄塔基礎の安定性について	(11) 送電鉄塔の影響評価方針について	【女川】記載内容の相違 ・詳細設計段階で示す送電鉄塔の耐震評価の評価方針を記載。
(14) 保管場所及び屋外アクセスルートに関する斜面の安定性評価について	(31) 保管場所及び屋外のアクセスルートの斜面の地震時の安定性評価について	(12) アクセスルートトンネルの耐震評価方針について	【女川及び島根】記載方針の相違 ・詳細設計段階で示すアクセスルートトンネルの耐震評価の評価方針を記載。
(15) 屋外アクセスルートの段差及び傾斜評価に用いる沈下率の設定方法について	(32) 敷地の地質・地質構造の特徴及び想定されるリスクについて	(13) 鉄塔基礎の安定性について	【女川】記載表現の相違
(16) 段差及び傾斜評価箇所の網羅性について	(31) 保管場所及び屋外のアクセスルートの斜面の地震時の安定性評価について	(14) 保管場所及び屋外のアクセスルートの斜面の地震時の安定性評価について	【島根】記載内容の相違 ・泊と島根では地質構造が異なっており、泊は「別紙(13)」のとおり、斜面評価において敷地の地質・地質構造の特徴を踏まえ評価断面を選定。岩盤の傾斜について「別紙(15)」のとおりルート上の地質構造を確認。
(17) H形鋼敷設による段差対策について	(29) 揺すり込み沈下の影響評価	(14) 保管場所及び屋外のアクセスルートの斜面の地震時の安定性評価について	【女川及び島根】記載方針の相違 ・泊は沈下率の設定方法については「本文5.(2)c. 沈下に対する影響評価」に記載。
(17) H形鋼敷設による段差対策について	(30) 路盤補強（段差緩和対策）について	(15) 段差及び傾斜評価箇所の網羅性について	【島根】記載表現の相違
(17) H形鋼敷設による段差対策について	(30) 路盤補強（段差緩和対策）について	(16) H形鋼敷設による段差対策について	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(18) 消火活動及び事故拡大防止対策等について	(7) 自衛消防隊（消防チーム）による消火活動等について (6) 可燃物施設の火災について	(17) 消火活動及び事故拡大防止対策等について	【島根】資料構成の相違 ・泊は女川と同様に「別紙(17)」にて初期消火要員による消火活動及び可燃物施設火災時の消火活動について整理している。
(19) 復水脱塩装置他薬品タンクの外部への漏えいについて (20) 可搬型設備車両の耐浸水性について	(8) 可搬型設備（車両）の走行について (10) 車両走行性能の検証 (12) がれき撤去時のホイールローダ作業量時間について	(18) 薬品タンクの外部への漏えいについて (19) 可搬型設備車両の耐浸水性について (20) 車両走行性能の検証 (21) がれき及び土砂撤去時のホイールローダ作業量時間について	【女川】記載表現の相違 【島根】記載表現の相違
(22) アクセスルート仮復旧作業の検証について（がれき撤去作業） (23) アクセスルート仮復旧作業の検証について（段差解消作業）	(9) 構内道路補修作業の検証について	(22) 構内道路補修作業の検証について	【女川】資料構成の相違 ・泊は島根と同様に「別紙(22)」にて仮復旧作業の検証について整理している。
(21) アクセスルートの仮復旧計画時間の評価について			【女川】対応方針の相違 ・泊は土砂撤去についても作業量時間を算出。
(24) アクセスルート状況確認範囲及び分担範囲 (25) アクセスルートにおける地震後の被害想定 (26) アクセスルート復旧後における車両の通行量について	(5) 屋外のアクセスルート現場確認結果 (19) 屋外のアクセスルートにおける地震後の被害想定（一覧）	(23) 屋外のアクセスルートの現場確認結果 (24) 屋外のアクセスルート状況確認範囲及び分担範囲 (25) 屋外のアクセスルートにおける地震後の被害想定 (26) 重大事故等時における車両の通行量について	【女川】対応方針の相違 ・泊は島根と同様に仮復旧無しで、可搬型設備（車両）の通行が可能である。
(27) アクセスルート通行時における通信連絡手段及び照明について (28) 機材設置後の作業成立性について (29) 地震による建屋直近の地盤沈下に伴う可搬型設備の接続作業への影響について	(16) 屋外及び屋内のアクセスルート通行時における通信連絡手段及び照明 (20) 資材設置後の作業成立性	(27) 屋外及び屋内のアクセスルート通行時における通信連絡手段及び照明について (28) 機材設置後の作業成立性について (29) 地震による建屋直近の地盤沈下に伴う可搬型設備の接続作業への影響について	【女川】記載表現の相違 【島根】記載表現の相違
(30) 屋内アクセスルートの設定について (31) 屋内アクセスルート確認状況（地震時の影響） (32) 屋内アクセスルートにおける資機材の転倒等による影響について	(13) 屋内のアクセスルートの設定について (14) 屋内のアクセスルート確認状況（地震時の影響） (15) 屋内のアクセスルートにおける資機材設備の転倒等による影響について	(30) 屋内アクセスルートの設定について (31) 屋内のアクセスルート確認状況（地震時の影響） (32) 屋内のアクセスルートにおける資機材の転倒等による影響について	【島根】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(33) 地震随伴火災の影響評価について	(17) 屋内のアクセスルートにおける地震随伴火災の影響評価	(33) 屋内のアクセスルートにおける地震随伴火災の影響評価について	【女川及び島根】記載表現の相違
(34) 地震による内部溢水の影響評価について	(18) 屋内のアクセスルートにおける地震随伴内部溢水の影響評価	(34) 屋内のアクセスルートにおける地震による内部溢水の影響評価について	【女川及び島根】記載表現の相違
(36) 積雪、凍結時のすべり止め対策について		(35) 積雪、凍結時の通行性確保について	【女川】記載表現の相違
(37) 保管場所及び屋外アクセスルートの評価における地下水位の設定方法について	(36) 敷地内の地下水位の設定について	(36) 敷地内の地下水位の設定方針について	【女川及び島根】記載表現の相違
	(38) 地滑り又は土石流による影響評価について	(37) 地滑り、土石流又は急傾斜地の崩壊による影響評価について	【島根】設計方針の相違 ・泊発電所構内には急傾斜地崩壊危険箇所が認められるため、地滑り及び土石流のほか、急傾斜地の崩壊による影響評価を行う。
(35) 基準津波を超える津波時のアクセスルートについて			【女川】記載方針の相違 ・泊は設計想定を超えた自然現象への対処については大規模損壊発生時の対応で整理する。
	(11) 地震時の地中埋設構造物損壊による影響について		【島根】対応方針の相違 ・島根は代表構造物が地震時に損壊しないことを確認。泊はアクセスルート上の地下構造物を抽出し、損壊を仮定した上で段差緩和対策を実施し、通行性を確保（泊は「本文6.(3)g. 地下構造物の損壊による影響評価」に記載）。
	(34) 外部事象の抽出について		【島根】記載方針の相違 ・泊は女川と同様に外部事象の抽出プロセスについては設置許可基準規則第6条適合性説明資料「外部事象の考慮について」を参照するようにしている。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10. 補足資料</p> <p>(2) 火災の重畳による熱影響評価について</p> <p>(3) 溢水評価について</p> <p>(7) 屋外での通信機器通話状況の確認について</p> <p>(8) 1号、2号及び3号炉同時被災時におけるアクセスルートへの影響について</p> <p>(9) 保管場所及び屋外アクセスルートの点検状況について</p> <p>(10) 仮復旧後の対応について</p> <p>(11) 発電所構外からの要員参集について</p> <p>(13) 防潮堤盛土堤防の直下を横断する排水路について</p>	<p>(35) 薬品類の漏えい時に使用する防護具について</p> <p>8. 補足資料</p> <p>(1) 第159回審査会合（平成26年11月13日）からの主要な変更点について</p> <p>別紙(33) 屋外タンク溢水時の影響等について</p> <p>(2) 作業に伴う屋外の移動手段について</p> <p>(5) 屋外での通信機器通話状況の確認</p> <p>(6) 1～3号炉同時被災時における屋外のアクセスルートへの影響</p> <p>別紙(21) 保管場所及び屋外のアクセスルート等の点検状況</p> <p>別紙(22) 発電所構外からの要員の参集について</p>	<p>(38) 屋外の可搬型重大事故等対処設備の51m倉庫・車庫内収納の配置設計の考え方について</p> <p>10. 補足資料</p> <p>(1) 第38回審査会合（平成25年10月29日）以降の主要な変更点について</p> <p>(2) 火災の重畳による熱影響評価について</p> <p>(3) 溢水評価について</p> <p>(4) 作業に伴う屋外の移動手段について</p> <p>(5) ホイールローダの走行速度の検証について</p> <p>(6) 屋外での通信機器通話状況の確認について</p> <p>(7) 1号、2号及び3号炉同時被災時における屋外のアクセスルートへの影響について</p> <p>(8) 保管場所及び屋外のアクセスルート等の点検状況</p> <p>(9) 土砂撤去後の対応について</p> <p>(10) 発電所構外からの要員参集について</p>	<p>【島根】記載方針の相違</p> <p>・泊は、薬品漏えい時においても溢水防護具と同様の防護具を着用して対応する。また、使用する防護具については別紙(34)に記載している。（女川と同様）</p> <p>【女川及び島根】記載方針の相違</p> <p>・泊は51m倉庫・車庫内に可搬型設備を保管するため、配置設計について記載。（玄海と同様）</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載方針の相違</p> <p>・泊はホイールローダの走行速度の検証について補足資料を作成。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違</p> <p>・泊は仮復旧作業が想定されないことによる記載の相違。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違</p> <p>・女川は防潮堤（盛土堤防）の一部がアクセスルートとして設定されているため、防潮堤直下の排水路の健全性を確認しているのに対し、泊は同様な箇所がないため作成していない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(14) 保管場所内の可搬型設備配置について (15) 可搬型設備の移動及びホース敷設ルートについて</p>	<p>(16) 保管場所内の可搬型設備配置について (3) 屋内のアクセスルートにおける資機材設備の転倒調査について (15) 迂回路における人力による仮置資機材の排除の考え方について (4) 作業時間短縮に向けた取り組みについて (7) 海水取水場所での取水ができない場合の代替手段について (11) 地震時における屋外のアクセスルートへの放射線影響について (12) 飛来物発生防止対策のうち固縛を解除する時間の考慮について (14) アクセスルートの用語の定義 (10) 大量送水車等使用時におけるホースの配備長さ並びにホースコンテナ及びホース展張車の配備イメージについて</p>	<p>(11) 第1098回審査会合(令和4年12月6日)からの主要な変更点について (12) 保管場所内の可搬型設備配置について (13) 可搬型設備の移動及びホース敷設ルートについて (14) 屋内のアクセスルートにおける資機材設備の転倒調査について (15) 屋内アクセスルートにおける人力による資機材の排除の考え方について (16) 作業時間短縮に向けた取り組みについて (17) 海水取水場所での取水ができない場合の代替手段について (18) 地震時における屋外のアクセスルートへの放射線影響について (19) 飛来物発生防止対策のうち固縛を解除する時間の考慮について (20) アクセスルートの用語の定義 (21) 可搬型大型送水ポンプ車等使用時におけるホースの配備長さ並びにホースコンテナ及びホース延長・回収車の配備イメージについて (22) アクセスルートトンネルの運用について (23) アクセスルートトンネルの可搬型設備及び重機の通行性について (24) 可搬型設備の通行に必要な道路幅の考え方について (25) 第1149回審査会合(令和5年5月25日)からの変更点について</p>	<p>【女川及び島根】記載方針の相違 ・泊固有の補足資料。 【島根】評価内容の相違 ・泊はアクセスルート及び迂回路の両方について、資機材転倒時に人力による排除を考慮したアクセス性の評価を実施している。(柏崎と同様) (島根は、迂回路のみ人力による排除を考慮している。) 【島根】記載表現の相違 【島根】記載表現の相違 【女川及び島根】記載方針の相違 ・泊固有の補足資料。 【女川及び島根】記載方針の相違 ・泊はトンネルの通行性について、補足資料を作成。 【女川及び島根】記載方針の相違 ・泊は必要な道路幅について、補足資料を作成。 【女川及び島根】記載方針の相違 ・泊固有の補足資料。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 耐震性に限定しないSA時に利用可能な水源について</p> <p>(5) 想定以上の段差が発生した場合の対応について</p> <p>(1) 0Fケーブル洞道のアクセスルートに対する影響について</p> <p>(6) 可搬型設備設置可能時間の保守性について</p> <p>(12) 事務建屋の周辺斜面について</p>	<p>(8) 防波壁通路防波扉の運用について</p> <p>(9) 2号炉原子炉建物南側屋外のアクセスルートについて</p> <p>(13) 2号炉と同じ敷地内で実施する工事における資機材、廃材等による屋外のアクセスルートへの影響</p> <p>(17) 有効性評価で用いる屋外のアクセスルートの設定について</p> <p>(18) 第819回審査会合（令和元年12月24日）からの主要な変更点について</p> <p>(19) 第861回審査会合（令和2年5月18日）からの主要な変更点について</p> <p>(20) 海岸付近のアクセスルートの通行について</p>		<p>【女川】資料構成の相違 ・泊は島根と同様に「別紙(2)」にて耐震性に限定しないSA時に利用可能な水源を整理している。</p> <p>【女川】資料構成の相違 ・泊は島根と同様に「別紙(22)」にて想定以上の段差が発生した場合の対応を整理している。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・女川2号固有の補足資料。</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・島根2号固有の補足資料。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針</p> <p>(1) 保管場所及びアクセスルートの設定方針</p> <p>「a. 保管場所の基本方針」及び「b. 屋外アクセスルートの基本方針」を踏まえて設定した保管場所及び屋外アクセスルートを第3-1図及び第3-2図に、保管場所の標高、離隔距離等について第3-1表に示す。</p> <p>なお、保管場所及び屋外アクセスルートを選定するに当たって考慮した女川原子力発電所における敷地の特徴を別紙(1)に示す。</p> <p>a. 保管場所の基本方針</p> <p>屋外の可搬型設備の保管場所は、地震、津波、その他の自然現象（洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮）又は大型航空機の衝突その他のテロリズムを考慮して、設計基準事故対処設備又は常設重大事故等対処設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉建屋及び制御建屋から100m以上の離隔距離を有する箇所に、位置的分散を考慮して複数箇所確保するとともに、屋外の常設重大事故等対処設備からも100m以上の離隔を有する箇所に、位置的分散を考慮して複数箇所確保する。</p> <p>また、同じ機能をもつ可搬型設備が複数ある場合は、保管場所を分散配置する。</p> <p>b. 屋外アクセスルートの基本方針</p> <p>屋外アクセスルートは、可搬型設備が各保管場所から可搬型設備の設置場所及び接続箇所まで、複数のルートにより移動が可能な設計とする。</p> <p>屋外アクセスルートに対する自然現象による影響（地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮）及び人為事象を想定して、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なルートを確認する。</p> <p>c. 屋内アクセスルートの基本方針</p> <p>屋内アクセスルートは、外部起因事象として地震、地震に伴う火災及び地震による内部溢水を想定した場合でも、アクセスルートを確認できる設計とする。各フロアには各区分に沿った通路、複数の階段及び出入口扉があり、それぞれの通路等を組み合わせて通ることで、資機材の転倒や仮設配管等の脱落に対して、迂回路も含めた複数のルートの選定が可能となる設計とする。迂回については、転倒資機材の人力による排除や乗越え等も考慮する。</p> <p>また、屋内アクセスルートは外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。</p>	<p>2. 概要</p> <p>可搬型設備の保管場所及び屋外アクセスルートについて第2-1図に、保管場所の標高、離隔距離等について第2-1表に示す。</p> <p>保管場所は発電所構内の第1～第4保管エリアの合計4箇所設定している。</p> <p>重大事故等時には緊急時対策所及び保管場所から複数設定した屋外アクセスルートにて可搬型設備の運搬、緊急時対策要員の移動及び重大事故等時に必要な設備の状況把握が可能である。</p> <p>なお、地震及び津波時に期待しないルートとしてサブルートを設定する。</p>	<p>3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針</p> <p>可搬型設備の保管場所及び屋外アクセスルートについて第3-1図に、保管場所の標高、離隔距離等について第3-1表に示す。</p> <p>保管場所は発電所構内の複数箇所に設定している。</p> <p>重大事故等時には保管場所から複数設定した屋外アクセスルートにて可搬型設備の運搬、発電所災害対策要員の移動及び重大事故等時に必要な設備の状況把握が可能である。</p> <p>なお、地震及び津波時に期待しないルートとしてサブルート、使用が可能な場合に活用するルートとして自主整備ルートを設定する。</p>	<p>【女川】資料構成の相違 ・泊の記載方針は、女川の構成をベースとし、島根の審査知見を取り入れる方針としているが、屋外アクセスルート設定の考え方は、島根を参考としていることから、3. については島根の構成をベースとする。</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は自主整備ルートを設定している。（柏崎と同様）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

※ 図中に示す略語は以下のとおり（以後の図の記載も同様）
 #1：1号炉 #2：2号炉 #3：3号炉 R.B：原子炉建屋
 T.B：タービン建屋 C.B：制御建屋 Rw.B：廃棄物処理建屋
 S.B：サービス建屋 Aux.B.B：補助ボイラー建屋
 Hx.B：海水熱交換器建屋 ポンプ室：海水ポンプ室

第3-1表 保管場所の標高、離隔距離、地盤の種類

保管場所	標高	原子炉建屋 ^{※2} からの離隔距離	常設代替交流電源設備からの離隔距離 ^{※3}	支持地盤の種類
第1保管エリア	0.P.+62m ^{※1}	約530m	—	岩盤
第2保管エリア	0.P.+62m ^{※1}	約550m	約150m	岩盤 (淡水貯水槽)
第3保管エリア	0.P.+14.8m ^{※1}	約110m	約440m	岩盤
第4保管エリア	0.P.+62m ^{※1}	約550m	約110m	岩盤

※1 2011年東北地方太平洋沖地震に伴う地盤変動を考慮すると、表記値より一概に約1m沈下。以後の記載についても同様。
 2011年東北地方太平洋沖地震に伴い、牡鹿半島全体が約1m沈下したことが確認されており、女川原子力発電所の敷地も一様におおよそ1m沈下したことを確認している。
 また、原子炉建屋のほか主要な建屋のレベル測定を行い、建屋の水平性が確保されていることを確認している。
 その後、国土院により、牡鹿半島は2019年2月時点において58cm程度隆起していることが確認されている。
 ※2 原子炉建屋と可搬型重大事故等対処設備の保管場所、制御建屋と可搬型重大事故等対処設備の保管場所を比較した場合、原子炉建屋のほうが近接していることから、原子炉建屋を代表で記載している。
 ※3 常設代替交流電源設備と電源車の離隔距離を示す。

各設備の保管場所及び設置場所については、今後の検討結果等により、変更となる可能性がある。

島根原子力発電所2号炉

第2-1表 保管場所の標高、離隔距離、地盤の種類

保管場所	標高	原子炉建屋等からの離隔距離 ^{※1}	常設代替交流電源設備からの離隔距離 ^{※2}	地盤の種類
第1保管エリア	E.L.60m	約270m	約480m	切土地盤 (一部、埋戻部)
第2保管エリア	E.L.44m	約260m	— ^{※4}	盛土地盤 (輪谷貯水槽 (西1/西2))
第3保管エリア	E.L.13~35m	約280m	約550m	切土地盤
第4保管エリア	E.L.8.5m	約320m	約620m	切土地盤 (一部、埋戻部)

※：各設備の保管場所については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。
 ※1：原子炉建屋、タービン建屋、廃棄物処理建屋のうち、各保管場所からの距離が最も短い建物からの離隔距離を示す。また、可搬型設備（大量送水車、大型送水ポンプ車、移動式代替熱交換設備、高圧発電機車、タンクローリ、第1ペントフィルタ出口水霧濃度、緊急時対策用発電機）がその機能を代替する原子炉建屋、タービン建屋、廃棄物処理建屋内の設計基準事故対処設備及び非常重大事故等対処設備を以下に示す。
 原子炉建屋：蒸気発生器、低圧炉心スプレイス、低圧原子炉代替注水系、原子炉補機冷却系、格納容器フィルタベント系、燃料プール冷却系、非常用交流電源設備、非常用直流電源設備（HPCS系）、常設代替交流電源設備、格納容器水素濃度（B系）、格納容器水素濃度（SA）
 タービン建屋：原子炉補機海水系
 廃棄物処理建屋：非常用高圧電源設備（A系）
 ※2：低圧原子炉代替注水系が位置する低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽及び格納容器フィルタベント系が位置する第1ペントフィルタ格納槽と保管場所の離隔距離は、原子炉建屋近傍に位置していることから原子炉建屋からの離隔距離を代表とした。
 ※3：常設代替交流電源設備と高圧発電機車及びタンクローリを配置している保管場所との離隔距離を示す。
 ※4：第2保管エリアに高圧発電機車及びタンクローリを配置しないため「—」としている。

泊発電所3号炉

第3-1表 保管場所の標高、離隔距離、地盤の種類

保管場所	標高	原子炉補助建屋 ^{※1} からの離隔距離	常設代替交流電源設備からの離隔距離 ^{※2}	支持地盤の種類
51m倉庫・車庫エリア	T.P.51m	約520m	—	岩盤 (51m倉庫・車庫)
緊急時対策所エリア	T.P.39m	約560m	—	岩盤
1号炉西側31mエリア	T.P.31m	約380m	約520m	岩盤
1, 2号炉北側31mエリア	T.P.31m	約240m	—	岩盤
2号炉東側31mエリア(a)	T.P.31m	約110m	約250m	岩盤
2号炉東側31mエリア(b) ^{※3}	T.P.31m	約25m	—	岩盤
展望台行管理道路脇西側60mエリア ^{※4}	T.P.60m	約320m	約490m	岩盤

※：各設備の保管場所については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。
 ※1：原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋のうち、可搬型重大事故等対処設備保管場所に最も近接している原子炉補助建屋からの離隔距離を代表して記載している。
 ※2：常設代替交流電源設備（代替非常用発電機）と可搬型代替電源車の離隔距離を示す。
 ※3：故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを配置する。
 ※4：保守点検による待機除外時のバックアップを配置する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【伊方3号炉まとめ資料より転載】</p> <p>保管場所については、自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響等を考慮したうえで常設重大事故等対処設備と異なる場所とするとともに、設計基準事故対処設備と共通要因によって同時に必要な機能が損なわれないようにするため、以下の考え方に基づいて設定する。</p>	<p>(1) 基本方針 可搬型設備の保管場所設定、屋外及び屋内アクセスルート設定の基本方針を以下に示す。</p> <p>a. 保管場所 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した上で、常設重大事故等対処設備及び設計基準事故対処設備から十分な離隔を確保した保管場所を分散して設定する。</p> <p>b. 屋外アクセスルート 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮し、緊急時対策所及び可搬型設備の保管場所から設置場所及び接続場所までの屋外アクセスルートを複数設定する。また、屋外アクセスルートは緊急時対策所から原子炉建物内へ入域するための経路を考慮し設定する。</p> <p>c. 屋内アクセスルート（可搬型設備の保管場所を含む。） 地震、津波その他の自然現象による影響及び人為事象による影響を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物に、各設備の操作場所までの屋内アクセスルートを複数設定する。</p>	<p>(1) 基本方針 可搬型設備の保管場所設定、屋外及び屋内アクセスルート設定の基本方針を以下に示す。</p> <p>a. 保管場所 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した上で、常設重大事故等対処設備及び設計基準事故対処設備と共通要因によって同時に必要な機能が損なわれないようにするため、保管場所を分散して設定する。</p> <p>b. 屋外アクセスルート 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮し、可搬型設備の保管場所から設置場所及び接続場所までの屋外アクセスルートを複数設定する。また、屋外アクセスルートは緊急時対策所から原子炉建屋又は原子炉補助建屋内へ入域するための経路を考慮し設定する。</p> <p>c. 屋内アクセスルート（可搬型設備の保管場所を含む。） 地震、津波その他の自然現象による影響及び人為事象による影響を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋に、各設備の操作場所までの屋内アクセスルートを複数設定する。 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した経路については、その影響を考慮した場合に通行可能な建屋に操作場所までの屋内アクセスルートを設定する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は、共通要因による影響を想定してもSA対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について、建屋と離隔して保管する設計としている。（伊方と同様）</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・島根は緊急時対策所を起点としたルートを設定しているが、泊は女川と同様に保管場所を起点としたルートを設定している。 【島根】建屋名称の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違 【島根】記載方針の相違 ・泊は、大型航空機の衝突時に特化したルートを外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋以外の建屋に設定する必要があることから大型航空機特化ルートを下に関する内容を記載している。（大型航空機の衝突時に特化したルートを設定するという考え方は女川と同様）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【伊方3号炉まとめ資料より転載】</p> <p>保管場所については、自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響等を考慮したうえで常設重大事故等対処設備と異なる場所とするとともに、設計基準事故対処設備と共通要因によって同時に必要な機能が損なわれないようにするため、以下の考え方に基づいて設定する。</p> <p>【伊方3号炉まとめ資料より転載】</p> <p>(a) 可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備の保管場所</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び代替電源設備は、重大事故等対処において重要性が高いことから、必要な容量を賄うことができる設備を2セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして予備を配備し、以下のとおり保管する。</p>	<p>(2) 島根原子力発電所の特徴</p> <p>島根原子力発電所を設置する敷地は、島根半島の中央部、日本海に面した松江市鹿島町に位置している。敷地の形状は、輪谷湾を中心とした半円状であり、東西及び南側を山に囲まれている。2号炉は、敷地中央部の輪谷湾に面している。敷地高さは主にE L 8.5m, E L 15m, E L 44m, E L 50m等の高さに分かれている。</p> <p>基本方針に従い、保管場所及び屋外アクセスルートを設定するに当たっては、島根原子力発電所構内の地形や敷地の使用状況などの特徴を踏まえる必要がある。以下に島根原子力発電所の特徴を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標高差があること ・敷地が狭隘であること ・周辺斜面が近接していること <p>保管場所及び屋外アクセスルートは、基本方針及び上記に示した特徴を踏まえた上で、必要な対応を実施し設定する。(別紙(39)参照)</p> <p>(3) 保管場所の設定</p> <p>基本方針に従い、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した上で、原子炉建物等から十分な隔離を確保した保管場所を分散して設定する。</p> <p>a. 保管場所設定の考え方</p> <p>基本方針を受けた保管場所設定の考え方を以下に示す。</p>	<p>(2) 泊発電所の特徴</p> <p>泊発電所を設置する敷地は、北海道積丹半島の西側基部、古宇郡泊村の海岸沿いに位置している。敷地の形状は、おおむね半円状であり、敷地西側は日本海に面し、背後は積丹半島中央部の山嶺に続く標高40～130mの丘陵地である。敷地高さは主にT.P. 10m, T.P. 31m, T.P. 39m, T.P. 51m, T.P. 60m等の高さに分かれている。</p> <p>基本方針に従い、保管場所及び屋外アクセスルートを設定するに当たっては、泊発電所構内の地形や敷地の使用状況等の特徴を踏まえる必要がある。以下に泊発電所の特徴を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標高差があること ・敷地が狭隘であること ・周辺斜面が近接していること <p>保管場所及び屋外アクセスルートは、基本方針及び上記に示した特徴を踏まえた上で、必要な対応を実施し設定する。(別紙(1)参照)</p> <p>(3) 保管場所の設定</p> <p>基本方針に従い、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した上で、常設重大事故等対処設備及び設計基準事故対処設備と共通要因によって同時に必要な機能が損なわれないようにするため、保管場所を分散して設定する。</p> <p>a. 保管場所設定の考え方</p> <p>基本方針を受けた保管場所設定の考え方を以下に示す。</p> <p>(a) 可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備の保管場所</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び代替電源設備は、重大事故等対応において重要性が高いことから、必要な容量を賄うことができる設備を2セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備をそれぞれ配備し、以下のとおり保管する。</p>	<p>【島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違による敷地形状等の相違。 <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、共通要因による影響を想定してもSA対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について、建屋と隔離して保管する設計としている。(伊方と同様) <p>【島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、「$2n+a$」と「n」の可搬型設備の保管場所設定の考え方が異なることから、分割して記載。(伊方と同様) <p>【島根】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、「$2n+a$」の可搬型設備は、故障用と保守点検用の予備をそれぞれ配備する方針としている。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【伊方3号炉まとめ資料より転載】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2セットは、想定を超える竜巻及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、関連する常設重大事故等対処設備（空冷式非常用発電装置を除く）及び設計基準事故対処設備が設置されている原子炉建屋及び原子炉補助建屋から100m以上隔離して保管する。 <p>【伊方3号炉まとめ資料より転載】</p> <ul style="list-style-type: none"> 予備については、地震による被害を受ける可能性がある場所又は原子炉建屋及び原子炉補助建屋又は空冷式非常用発電装置から100m以上隔離していない場所に保管することも許容するが、想定を超える竜巻及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、2セットから可能な限り隔離して保管する。 	<ul style="list-style-type: none"> 大型航空機の衝突を考慮して、原子炉建物、タービン建物、廃棄物処理建物から100m以上の隔離距離を確保するとともに、保管場所に保管する可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備から100m以上の隔離を確保する。 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮し、分散配置が可能な2セットある可搬型設備については、100m以上の隔離を確保した保管場所に分散配置する。 基準津波の影響を受けない、防波壁の内側の場所とする。 基準地震動S_sによる被害（周辺構造物の損壊（建物、鉄塔等）、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化に伴う浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊）の影響を受けない場所とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 2セットある可搬型設備は、大型航空機の衝突を考慮して、原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋から100m以上の隔離距離を確保するとともに、保管場所に保管する可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する循環水ポンプ建屋内の設計基準事故対処設備及び屋外の常設重大事故等対処設備から100m以上の隔離を確保する。 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮し、分散配置が可能な2セットある可搬型設備については、100m以上の隔離を確保した保管場所に分散配置する。 故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備は、原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋から100m以上隔離していない場所に保管することも許容するが、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、2セットある可搬型設備から可能な限り隔離した場所に保管する。 基準津波の影響を受けない、防潮堤の内側の場所とする。 基準地震動による被害（周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔等）、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化に伴う浮き上がり、地盤支持力の不足、地下構造物の損壊）の影響を受けない場所に保管する。ただし、保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備は、基準地震動による被害を受ける可能性がある場所に保管することを許容する。 	<p>【島根】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、共通要因による影響を想定してもSA対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について、建屋と隔離して保管する設計としている。（伊方と同様） 泊は、原子炉補機冷却海水ポンプは循環水ポンプ建屋内の取水ピット室に設置されている。 <p>【島根】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は共通要因による影響を想定してもSA対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について建屋と隔離して保管する設計としており、予備については2セットある可搬型設備から可能な限り隔離させることとしている。（伊方と同様） <p>【島根】名称の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 「$2n+\alpha$」設備のαは、故障時と保守点検時で兼用しておらず、それぞれ配備する方針としている。このため、保守点検用のα

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【伊方3号炉まとめ資料より転載】</p> <p>(b) 可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備以外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所</p> <p>可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備以外の可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処に必要な容量を賄うことができる設備を1セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして予備を配備し、以下のとおり保管する。</p> <p>【伊方3号炉まとめ資料より転載】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1セットは、想定を超える竜巻及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、関連する常設重大事故等対処設備（空冷式非常用発電装置を除く）及び設計基準事故対処設備が設置されている原子炉建屋及び原子炉補助建屋から100m以上隔離して保管する。 <p>【伊方3号炉まとめ資料より転載】</p> <ul style="list-style-type: none"> 予備については、地震による被害を受ける可能性がある場所又は原子炉建屋及び原子炉補助建屋から100m以上隔離していない場所に保管することも許容するが、想定を超える竜巻及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、1セットから可能な限り隔離して保管する。 	<ul style="list-style-type: none"> 2セットある可搬型設備のうち少なくとも1セットは高台とする。 防火帯の内側の場所とする。 	<ul style="list-style-type: none"> T.P.31m以上の高台とする。 防火帯の内側の場所とする。 <p>(b) 可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備以外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所</p> <p>可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備以外の可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処に必要な容量を賄うことができる設備を1セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備を配備し、以下のとおり保管する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1セットある可搬型設備は、大型航空機の衝突を考慮して、原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋から100m以上隔離した場所に保管する。 故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備は、原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋から100m以上隔離していない場所に保管することも許容するが、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、1セットある可搬型設備から100m以上隔離した場所に保管する。 	<p>は地震の影響評価対象外とし、使用可能であれば活用することとしている。</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は「2n+a」の可搬型設備は、高台に保管している。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・泊は、「2n+a」と「n」の可搬型設備で保管場所設定の考え方が異なることから、分割して記載。（伊方と同様）</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は、1セットある可搬型設備については、1セットのみ原子炉建屋等から隔離を確保する方針としている。（伊方と同様）</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は共通要因による影響を想定してもSA対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について、建屋と隔離して保管する設計としており、予備については1セットある可搬型設備から隔離した場所に保管する設計としている。（伊方と同様）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 保管場所設定 保管場所設定の考え方及び島根原子力発電所の特徴を踏まえて保管場所を以下のとおり設定した。 また、保管場所の配置を第2-2図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防波壁の内側かつ防火帯の内側（別紙(25)参照）に保管場所を4箇所設定する。 ・淡水取水場所（E L44m）及び海水取水場所（E L8.5m）と接続口（E L15m）で標高差があることを踏まえ、可搬型設備を速やかに配置するために、淡水取水場所（E L44m）周辺で使用する可搬型設備は、淡水取水場所直上に位置する第2保管エリア（E L44m）又は淡水取水場所へのアクセス性と第2保管エリア（E L44m）との位置的分散を考慮した第3保管エリア（E L13～33m）に配置する。 また、接続口（E L15m）及び海水取水場所（E L8.5m）周辺で使用する可搬型設備は、緊急時対策所からのアクセス性を考慮し第1保管エリア（E L50m）又は海水取水場所へのアクセス性と第1保管エリア（E L50m）との位置的分散を考慮した第4保管エリア（E L8.5m）に配置する。 ・第3保管エリア（E L13～33m）と第4保管エリア（E L8.5m）は100m以上の離隔距離が確保できないことから、2セットある可搬型設備は互いに配置しない。 	<p>泊発電所3号炉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準津波の影響を受けない、防潮堤の内側の場所とする。 ・基準地震動による被害（周辺構造物の損壊（建屋、鉄塔等）、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、液状化に伴う浮き上がり、地盤支持力の不足、地下構造物の損壊）の影響を受けない場所に保管する。 ・T.P.31m以上の高台とする。 ・防火帯の内側の場所に保管する。 <p>b. 保管場所設定 保管場所設定の考え方及び泊発電所の特徴を踏まえて保管場所を以下のとおり設定した。 また、保管場所の配置を第3-2図に示す。 (a) 可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備の保管場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防潮堤の内側かつ防火帯の内側（別紙(8)参照）に保管場所を複数箇所設定する。 ・2セットある可搬型設備は、3号炉中央制御室からのアクセス性を考慮し、1セットを2号炉東側31mエリア(a)に配置し、もう1セットを2号炉東側31mエリア(a)との位置的分散を考慮した1号炉西側31mエリア又は51m倉庫・車庫エリアに配備する。 ・故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備は、1、2号炉北側31mエリア、2号炉東側31mエリア(b)又は展望台行管理道路脇西側60mエリアに配備する。ただし、展望台行管理道路脇西側60mエリアからの屋外アクセスルートが基準地震動による被害（送電鉄塔の倒壊に伴うルートへの送電線の垂れ下がり）を受ける可能性があることから、当該保管場所には保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備のみを配備する。 	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 【島根】名称の相違 【島根】記載表現の相違 【島根】設計方針の相違 ・泊は、「n」の可搬型設備は、2セットとも高台に保管している。 【島根】記載方針の方針 ・泊は、「2n+a」と「n」の可搬型設備において保管場所設定の考え方が異なることから、分割して記載。 【島根】名称の相違 【島根】記載表現の相違 【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による保管場所設定の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

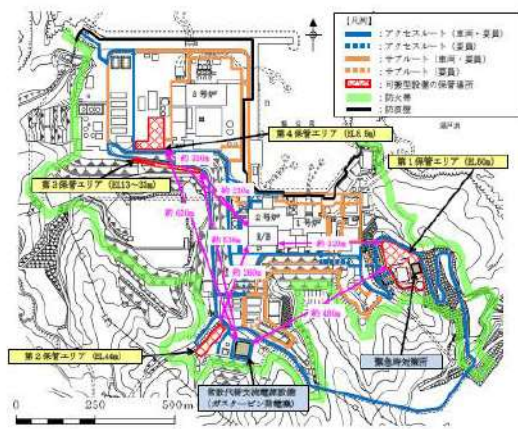

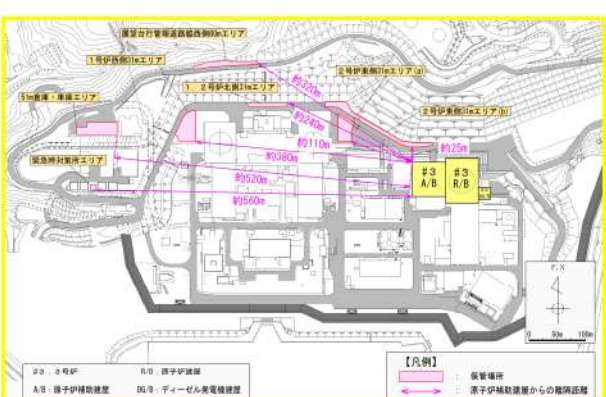
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(b) 可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備以外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防潮堤の内側かつ防火帯の内側に保管場所を複数箇所を設定する。 ・1セットある可搬型設備は、3号炉中央制御室からのアクセス性を考慮し、T.P.31mにある2号炉東側31mエリア(a)、1、2号炉北側31mエリア又は1号炉西側31mエリアに配備する。ただし、緊急時対策所用発電機については、使用場所である緊急時対策所エリアに配備する。 ・故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとしての予備は、1セットある可搬型設備から100m以上隔離した場所に配備する。 	<p>【島根】記載方針の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、「2n+a」と「n」の可搬型設備において保管場所設定の考え方が異なることから、分割して記載。 <p>【島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違による保管場所設定の相違。

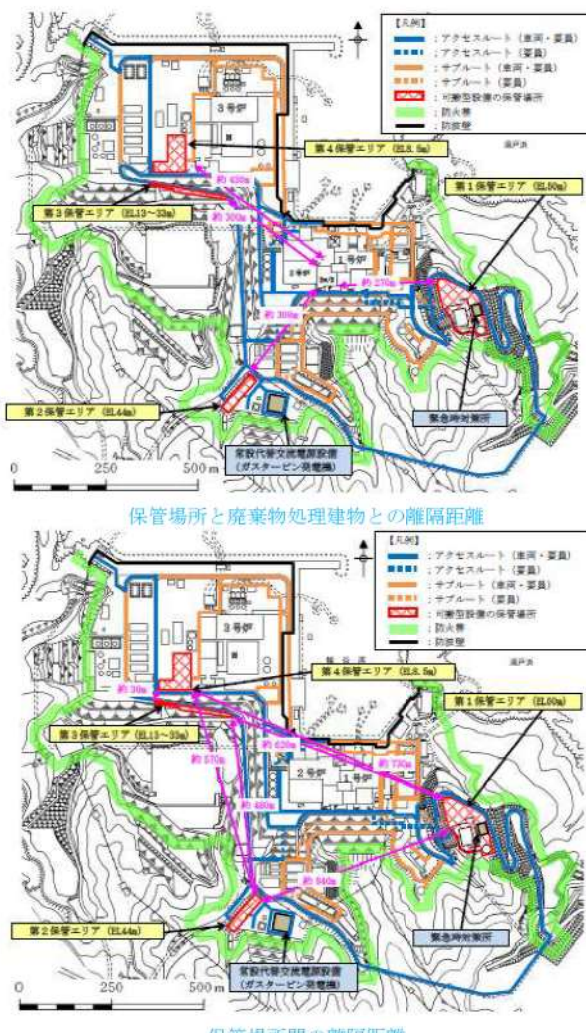

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>保管場所と原子炉建物及び常設代替交流電源設備との離隔距離</p>  <p>保管場所とタービン建物との離隔距離</p> <p>第2-2図 保管場所の配置 (1/2)</p>	 <p>保管場所と原子炉補助建屋との離隔距離</p>	<p>【島根】記載内容の相違・プラントの相違による図の内容の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>保管場所と廃棄物処理建物との離隔距離</p> <p>保管場所間の離隔距離</p> <p>第2-2図 保管場所の配置 (2/2)</p>	 <p>保管場所間の離隔距離</p> <p>第3-2図 保管場所の配置</p>	<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による 図の内容の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 保管場所における主要可搬型設備等の配備方針</p> <p>可搬型設備の分類を第3-2表に、保管場所における可搬型設備の配備の基本方針を第3-3表に、主要可搬型設備の配備数を第3-4表に、主要設備の配備数を第3-5表に示す。</p> <p>可搬型設備の配備数は、「$2n + \alpha$」、「$n + \alpha$」、「n」の設備に分類し、それらを屋外設備であれば第1～第4保管エリアに、屋内設備であれば建屋内の複数箇所に、分散配置する設計とする。</p> <p>なお、第1～第4保管エリアの可搬型設備の配置については補足資料(14)に示す。</p>	<p>【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】</p> <p>(1) 保管場所における主要可搬型設備等</p> <p>主な可搬型重大事故等対処設備の分類を第3-1図に、保管場所における主な可搬型重大事故等対処設備の配置を第3-1表に、主要設備の配備数を第3-2表に示す。</p> <p>可搬型設備の配備数については「$2n + \alpha$」、「$n + \alpha$」、「n」の設備に分類し、重大事故等時に屋外で使用する設備であれば第1～第4保管エリアのいずれか2箇所以上に、屋内で使用する設備であれば建物内の複数箇所に、分散配置することにより多重化、多様化を図っている。</p> <p>また、屋外の可搬型設備のうち、予備（「$2n + \alpha$」の可搬型設備のα及び「n」の可搬型設備の予備）は、保管場所（第1～第4保管エリア）に保管する。nとα及びnと予備は、それぞれ分散配置するため、同時に機能喪失することはない。</p> <p>なお、保管場所に配備する可搬型設備は、地震による転倒防止及び竜巻による飛散防止を考慮した固縛[*]を実施していることから、隣接する可搬型設備及びアクセスルートに影響をあたえることはない。さらに、保管場所に配備する可搬型設備のうち、燃料を保有する設備は、燃料タンクに燃料を規定油量以上の状態で保管する。ただし、タンクローリーの背後搭載タンクは、空状態で保管する。</p> <p>※：飛来物発生防止対策エリア内のみが対象。</p>	<p>(4) 保管場所における主要可搬型設備等</p> <p>主な可搬型設備の分類を第3-2表に、保管場所における主な可搬型設備の配置を第3-3表に、主要設備の配備数を第3-4表に、可搬型設備の離隔距離を第3-3図に示す。</p> <p>可搬型設備の配備数については「$2n + \alpha$」、「$n + \alpha$」、「n」の設備に分類し、重大事故等時に屋外で使用する設備であれば屋外の保管場所のいずれか2箇所以上に、屋内設備であれば建屋内の複数箇所に、分散配置することにより多重化、多様化を図っている。</p> <p>また、屋外の可搬型設備のうち、予備（「$2n + \alpha$」の可搬型設備のα及び「n」の可搬型設備の予備）について、「$2n + \alpha$」の可搬型設備のαは、2セットあるnから可能な限り離隔した場所に配備し、かつ故障時のバックアップとしてのαと保守点検による待機除外時のバックアップとしてαを分散配置するため、同時に機能喪失することはない。「n」の可搬型設備の予備は、nと予備をそれぞれ分散配置するため、同時に機能喪失することはない。</p> <p>なお、保管場所に配備する可搬型設備は、地震による転倒防止及び竜巻による飛散防止を考慮した固縛を実施していることから、隣接する可搬型設備及びアクセスルートに影響をあたえることはない。さらに、保管場所に配備する可搬型設備のうち、燃料を保有する設備は、燃料タンクに燃料を規定油量以上の状態で保管する。ただし、可搬型タンクローリーの背後搭載タンクは、空状態で保管する。</p> <p>屋外の保管場所の可搬型設備の配置については補足資料(12)に示す。</p>	<p>【島根】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は、「3.保管場所の評価」に記載。 【女川及び島根】記載表現の相違 【女川及び島根】記載内容の相違 ・泊は、可搬型設備ごとの離隔距離図を整理。 【女川及び島根】記載表現の相違 【女川及び島根】設計方針の相違 ・泊における「$2n + \alpha$」の可搬型設備のαは、nと離隔できていない設備もあるが、故障用と保守点検用のαをそれぞれ配備し、それらを分散配置していることから、同時に必要な機能が喪失しない設計としている。 【島根】設備名称の相違 【島根】設備の相違 ・泊は保管場所に配備する可搬型設備は飛来物発生防止対策を実施している。 【女川及び島根】記載方針の相違

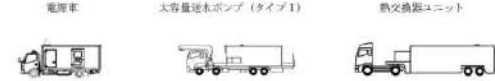

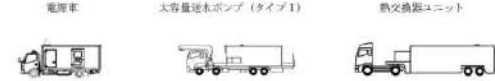













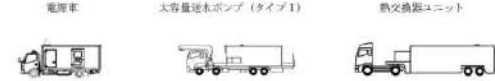







赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>a. 「2n+α」の可搬型設備（設置許可基準規則 第43条5(a)対象設備） 原子炉建屋外から水・電力を供給する電源車、大容量送水ポンプ（タイプI）及び熱交換器ユニットについては、必要となる容量を有する設備を1基当たり2セット及び予備を保有し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所に分散配置する。</p> <p>b. 「n+α」の可搬型設備（設置許可基準規則 第43条5(b)対象設備） 負荷に直接接続する、高圧窒素ガスポンベ及び主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池については、必要となる容量を有する設備を1基当たり1セット及び予備を保有し、原子炉建屋内又は制御建屋内に分散配置する。</p> <p>c. 「n」の可搬型設備（その他） 上記以外の可搬型設備は、必要となる容量を有する設備を1基当たり1セットに加え、プラントの安全性向上の観点から、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。 また、「n」の屋外保管設備についても、共通要因による機能喪失を考慮し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所に分散配置する。</p>	<p>【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】</p> <p>a. 「2n+α」の可搬型設備 原子炉建物外から水・電力を供給する可搬型代替交流電源設備（高圧発電機車）、大量送水車、移動式代替熱交換設備、大型送水ポンプ車については、必要となる容量を有する設備を1基あたり2セット及び予備を保有し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所にそれぞれ分散配置する。 なお、第1～第4保管エリアの必要となる容量を有する設備の点検を行う場合は、点検する設備の保管場所に予備を配備後に点検を行うことにより、第1～第4保管エリアに必要となる容量を有する設備は2セット確保される。</p> <p>また、燃料プールへのスプレイのために原子炉建物内で使用する設備は、必要となる容量を有する設備を2セット及び予備を配備し、原子炉建物内に分散配置する。</p> <p>b. 「n+α」の可搬型設備 負荷に直接接続する、逃がし安全弁用窒素ガスポンベ、主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）については、必要となる容量を有する設備を1基あたり1セット及び予備を保有し、逃がし安全弁用窒素ガスポンベは原子炉建物内にそれぞれ分散配置する。また、主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助盤室）は廃棄物処理建物内にそれぞれ分散配置する。</p> <p>c. 「n」の可搬型設備（その他） 上記以外の可搬型重大事故等対処設備は、必要となる容量を有する設備を1基あたり1セットに加え、プラントの安全性向上の観点から、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。 また、「n」の屋外保管設備についても、共通要因による機能喪失を考慮し、第1～第4保管エリアのいずれか2箇所に分散配置する。</p>	<p>a. 「2n+α」の可搬型設備（「設置許可基準規則」解釈 第43条5(a)対象設備） 原子炉建屋又は原子炉補助建屋外から水・電力を供給する可搬型大型送水ポンプ車、可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用発電機については、必要となる容量を有する設備を1基当たり2セット及び予備を保有し、屋外の保管場所のいずれか2箇所に分散配置する。 なお、2号炉東側31mエリア(a)、1号炉西側31mエリア又は51m倉庫・車庫エリアの必要となる容量を有する設備の点検を行う場合は、点検する設備の保管場所に予備を配備後に点検を行うことにより、2号炉東側31mエリア(a)、2号炉西側31mエリア又は51m倉庫・車庫エリアに必要となる容量を有する設備は2セット確保される。</p> <p>b. 「n+α」の可搬型設備（「設置許可基準規則」解釈 第43条5(b)対象設備） 負荷に直接接続する、加圧器逃がし弁操作用可搬型窒素ガスポンベ、加圧器逃がし弁操作用バッテリー、原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスポンベ、格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用可搬型窒素ガスポンベ、アニユラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベ、余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ポンベ及び可搬型直流変換器については、必要となる容量を有する設備を1基当たり1セット及び予備を保有し、原子炉建屋内*又は原子炉補助建屋内に分散配置する。 ※：原子炉建屋は原子炉格納施設、周辺補機棟及び燃料取扱棟で構成される。</p> <p>c. 「n」の可搬型設備（その他） 上記以外の可搬型設備は、必要となる容量を有する設備を1基当たり1セットに加え、プラントの安全性向上の観点から、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。 また、「n」の屋外保管設備についても、共通要因による機能喪失を考慮し、屋外の保管場所のいずれか2箇所に分散配置する。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違</p> <p>【女川及び島根】設備の相違 ・泊は他のPWRと同様に使用済燃料ビッドにスプレイするための可搬型スプレイノズルは「n」の可搬型設備とし、ホース延長・回収車（送水車用）内に分散配置する。</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																									
<p>海水取水場所については別紙(2)に、可搬型設備の建屋接続箇所及び仕様については別紙(3)に示す。</p>	<p>【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】</p> <p>可搬型設備の建物接続箇所及び仕様については別紙(2)に、淡水及び海水取水場所については別紙(3)に、海水取水場所での取水ができない場合の代替手段については補足(7)に示す。</p> <p>また、「$2n+\alpha$」と「$n+\alpha$」の可搬型設備α及び「n」の可搬型設備の予備については、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、発電所全体で確保する。なお、配備用途が異なる場合において、要求されるいずれの機能も満足する設備については、予備を兼用する。</p>	<p>淡水及び海水取水場所については別紙(2)に、可搬型設備の建屋接続箇所及び仕様については別紙(3)に、海水取水場所での取水ができない場合の代替手段については補足資料(17)に示す。</p> <p>また、「$2n+\alpha$」と「$n+\alpha$」の可搬型設備α及び「n」の可搬型設備の予備については、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、発電所全体で確保する。なお、配備用途が異なる場合において、要求されるいずれの機能も満足する設備については、予備を兼用する。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違・泊は島根と同様に予備確保の考え方を記載。</p>																									
<p>第3-2表 可搬型設備の分類</p> <table border="1" data-bbox="71 574 703 829"> <tr> <td>$2n+\alpha$</td> <td>  <p>電源車 大容量送水ポンプ(タイプ1) 熱交換器ユニット</p> </td> </tr> <tr> <td>$n+\alpha$</td> <td>  <p>高圧窒素ガスボンベ 主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池</p> </td> </tr> <tr> <td>n</td> <td>その他</td> </tr> </table>	$2n+\alpha$	 <p>電源車 大容量送水ポンプ(タイプ1) 熱交換器ユニット</p>	$n+\alpha$	 <p>高圧窒素ガスボンベ 主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池</p>	n	その他	<p>第3-1図 主な可搬型重大事故等対策設備の分類</p> <table border="1" data-bbox="703 574 1335 829"> <tr> <td>$2n+\alpha$</td> <td>  <p>可搬型代替交流電源設備(高圧発電機車) 移動式代替熱交換設備</p> </td> <td>  <p>大量送水車</p> </td> <td>  <p>可搬型スプレイノズル</p> </td> </tr> <tr> <td>$n+\alpha$</td> <td>  <p>逃がし安全弁用窒素ガスボンベ 主蒸気逃がし安全弁用蓄電池(補助発電)</p> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>n</td> <td>  <p>可搬式窒素供給装置 第1バントフィルタ 出口水素濃度</p> </td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	$2n+\alpha$	 <p>可搬型代替交流電源設備(高圧発電機車) 移動式代替熱交換設備</p>	 <p>大量送水車</p>	 <p>可搬型スプレイノズル</p>	$n+\alpha$	 <p>逃がし安全弁用窒素ガスボンベ 主蒸気逃がし安全弁用蓄電池(補助発電)</p>			n	 <p>可搬式窒素供給装置 第1バントフィルタ 出口水素濃度</p>			<p>第3-2表 可搬型設備の分類</p> <table border="1" data-bbox="1335 574 1966 829"> <tr> <td>$2n+\alpha$</td> <td>  <p>可搬型大量送水ポンプ車 可搬型代替電源車 可搬型直流電源用発電機</p> </td> </tr> <tr> <td>$n+\alpha$</td> <td>  <p>加圧器逃がし弁種作用可搬型窒素ガスボンベ 加圧器逃がし弁種作用バックリ 原子炉補機冷却水サーージタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベ</p> </td> </tr> <tr> <td>n</td> <td>  <p>格納容器空気サンプルライン隔離弁種作用可搬型窒素ガスボンベ アキュラス全量排気弁等種作用可搬型窒素ガスボンベ 余熱除去ポンプ入口弁種作用可搬型加圧バックリ 可搬型直流変換器</p> </td> </tr> <tr> <td>n</td> <td>その他</td> </tr> </table>	$2n+\alpha$	 <p>可搬型大量送水ポンプ車 可搬型代替電源車 可搬型直流電源用発電機</p>	$n+\alpha$	 <p>加圧器逃がし弁種作用可搬型窒素ガスボンベ 加圧器逃がし弁種作用バックリ 原子炉補機冷却水サーージタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベ</p>	n	 <p>格納容器空気サンプルライン隔離弁種作用可搬型窒素ガスボンベ アキュラス全量排気弁等種作用可搬型窒素ガスボンベ 余熱除去ポンプ入口弁種作用可搬型加圧バックリ 可搬型直流変換器</p>	n	その他
$2n+\alpha$	 <p>電源車 大容量送水ポンプ(タイプ1) 熱交換器ユニット</p>																											
$n+\alpha$	 <p>高圧窒素ガスボンベ 主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池</p>																											
n	その他																											
$2n+\alpha$	 <p>可搬型代替交流電源設備(高圧発電機車) 移動式代替熱交換設備</p>	 <p>大量送水車</p>	 <p>可搬型スプレイノズル</p>																									
$n+\alpha$	 <p>逃がし安全弁用窒素ガスボンベ 主蒸気逃がし安全弁用蓄電池(補助発電)</p>																											
n	 <p>可搬式窒素供給装置 第1バントフィルタ 出口水素濃度</p>																											
$2n+\alpha$	 <p>可搬型大量送水ポンプ車 可搬型代替電源車 可搬型直流電源用発電機</p>																											
$n+\alpha$	 <p>加圧器逃がし弁種作用可搬型窒素ガスボンベ 加圧器逃がし弁種作用バックリ 原子炉補機冷却水サーージタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベ</p>																											
n	 <p>格納容器空気サンプルライン隔離弁種作用可搬型窒素ガスボンベ アキュラス全量排気弁等種作用可搬型窒素ガスボンベ 余熱除去ポンプ入口弁種作用可搬型加圧バックリ 可搬型直流変換器</p>																											
n	その他																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第3-3表 屋外の可搬型設備における配備の基本方針

保管エリア	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア
要求台数				
$2n + \alpha$		n	n	α
$n + \alpha^{(*)}$		-	-	-
n		n	-	予備

※1 n + α の設備は屋外の保管エリアに配備するものはない

島根原子力発電所2号炉

【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】

第3-1表 保管場所における主な可搬型重大事故等対処設備の配置

分類	主要設備名	使用場所	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア
$2n + \alpha$	<ul style="list-style-type: none"> 大量送水車 大型送水ポンプ車 高圧発電機車 移動式代替熱交換設備 可搬型スプレインノズル 	E L 4m ⁰¹ 及び15m 周辺 ⁰² (送水用)	-	n	n	-
		E L 8.5m 周辺 ⁰³ (海水取水用)	n	-	-	n
n + α	<ul style="list-style-type: none"> 逃がし安全弁用窒素ガスボンベ 主蒸気逃がし安全弁用蓄電池（補助電源） 可搬式窒素供給装置 	E L 8.5m 周辺 ⁰³ (原子炉補機代替冷却系用)	n	-	$\alpha^{(00)}$	n
		E L 15m 周辺 ⁰⁴	予備	-	-	n
n ⁰⁷	<ul style="list-style-type: none"> 第1ベントフィロタタ出口水素濃度 	屋内で使用	予備	-	-	-

※1：糧谷貯水槽（西1）及び（西2）を水源とした送水時は淡水取水場所（E L 44m）周辺で使用。
 ※2：備を水源とした送水時は接続口（E L 15m）周辺で使用。
 ※3：海水取水場所（E L 8.5m）周辺で使用。
 ※4：接続口（E L 15m）周辺で使用。
 ※5：大量送水車（送水用及び海水取水用）の α は兼用とし、第4保管エリアに保管。
 ※6：大型送水ポンプ車（原子炉補機代替冷却系用）の α と大型送水ポンプ車（原子炉建物放水設備用）の予備は兼用とし、第3保管エリアに保管。
 ※7：緊急時対策用蓄電池（緊急時対策用発電機、緊急時対策用正圧装置（空気ボンベ）、緊急時対策用空気浄化送風機、緊急時対策用空気浄化装置）の α は兼用とし、第4保管エリアに保管。

泊発電所3号炉

第3-3表 保管場所における主な可搬型設備の配置

分類	設備名主要	5m 倉庫・ 車庫エリア	1号炉西側 31m エリア	原型行管理 道沿西側 60m エリア	1、2号炉 北側31m エリア	2号炉東側31m エリア	
						(a)	(b)
$2n + \alpha^{(*)}$	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車 ボース延長・回収車（送水用） 可搬型代替電源車 可搬型直流電源用発電機 加圧器逃がし弁操作作用可搬型窒素ガスボンベ 加圧器逃がし弁操作作用バッテリー 原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベ 格納容器空気ファンライン隔離弁操作作用可搬型窒素ガスボンベ アニューラス全量排気弁等操作作用可搬型窒素ガスボンベ 余熱除去ポンプ入口弁操作作用可搬型窒素ガスボンベ 可搬型直流発電機 	n	-	$\alpha^{(03)}$	-	n	$\alpha^{(02)}$
		-	n	$\alpha^{(03)}$	-	n	$\alpha^{(02)}$
n + α	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型スプレインノズル 集水用シールドウェンズ 可搬型大容量海水送水ポンプ車 放水機 泡混合設備 可搬型タンクローリー 小型船舶 ホイールローダ バックホリ 	予備	-	-	-	n	-
		予備	-	-	n	-	-

※1：「 $2n + \alpha$ 」の可搬型設備は、故障時のバックアップとしての α と保守点検による付随除外時のバックアップとしての α をそれぞれ配備する。
 ※2：故障時のバックアップとしての α を配備する。
 ※3：保守点検による付随除外時のバックアップとしての α を配備する。
 ※4：緊急時対策用蓄電池は、n設備を緊急時対策用所エリアに、予備を2号炉東側31m エリア(a)及び2号炉東側31m エリア(b)に保管する。

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・建物等の配置が異なるため、可搬型重大事故等対処設備の保管場所が相違する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第3-4表 主要可搬型設備

○「2n+α」の可搬型設備

設備名	配座数	必要容量	予備	保管場所				備考	
				第1	第2	第3	第4		
電源車	5台	2台 (2n+4)	1台	-	2台	2台	1台	-	・可搬型代替交流電源設備及び可搬型代替直流電源設備 ・故障時バックアップ及び保守点検用機外特バックアップ1台（電源車（緊急時対策用）の子備と兼用）
ケーブル(1組:25m)	5組	2組 (2n+4)	1組	-	2組	2組	1組	-	・可搬型代替交流電源設備及び可搬型代替直流電源設備 ・故障時バックアップ及び保守点検用機外特バックアップ1台（緊急時対策用代替交流電源設備として使用するケーブルの子備と兼用）
大容量送水ポンプ(タイプ1)	5台	2台 (2n+4)	1台	1台	1台	2台	1台	-	・日本設備及び海外設備（必要容量は2台1台ずつ） ・故障時バックアップ及び保守点検用機外特バックアップ1台
送水用ヘッダ	3台	1台 (2n+2)	1台	-	1台	1台	1台	-	・日本設備 ・故障時バックアップ及び保守点検用機外特バックアップ1台
ホース (1組:約2,900m) ・300A:約1,620m ・150A:約140m	2組及びホース長ごと1本	1組 (2n+2)	1組	-	1組	1組	1組	-	・日本設備 ・故障時バックアップ及び保守点検用機外特バックアップ、ホース長ごと1本
ホース (1組:300A、約1,500m)	1組 (2n+2)	1組 (2n+2)	1組	-	1組	-	1組	-	・国際設備(熱交換器ユニット兼水用) ・故障時バックアップ及び保守点検用機外特バックアップ、ホース長ごと1本
ホース (1組:約370m) 400A:約170m ・65A:約2m	1組 (2n+2)	1組 (2n+2)	ホース長ごと1本	原子炉建屋内に2組及びホース長ごと1本(“1組”と“1組及びホース長ごと1本”で分敷保管)				-	・使用済燃料プールの注水システム(原子炉建屋内設置) ・機外バックアップの保守点検用機外特バックアップ、ホース長ごと1本
スプレインゾル	13台	3台 (2n+6)	1台	原子炉建屋内に7台(1台、3台、1台で分敷保管)				-	・使用済燃料プールへのスプレイン(可搬型用) ・故障時バックアップ及び保守点検用機外特バックアップ1台
ホース延長回収車	5台	2台 (2n+4)	1台	-	2台	2台	1台	-	・故障時バックアップ及び保守点検用機外特バックアップ1台

※各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

島根原子力発電所2号炉

【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】

設備名	配座数	必要容量	予備	保管場所				備考
				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	
可搬型代替交流電源設備(高圧密閉機車)	7台	3台 (2n+4)	1台	3台	0台	1台	3台	・必要数(3台/セット)の2セット、合計6台。 ・輸送用車(図1)及び(図2)を水源とした送水時は、必要数(大容量送水車(送水用)1台、可搬型ストレーナー2台、ホース約3,400m/組)の2セット、合計大容量送水車2台、可搬型ストレーナー4台及びホース約6,800m。 ・淡水水源とした送水時は、必要数(大容量送水車(送水用)1台、可搬型ストレーナー2台、ホース約3,400m/組)の2セット、合計大容量送水車4台、可搬型ストレーナー4台及びホース約6,800m。 ・第4保管エリアに保管する大容量送水車の予備1台は、送水用と海水取水用を兼用。
大容量送水車	3台	3台	1台 (備用)	1台	0台	1台	予備 1台 (備用)	
可搬型ストレーナー	5台	2台 (2n+4)	1台 (備用)	1台	0台	2台	予備 1台	
ホース 150A (1組:約3,100m) 100A (1組:約340m)	2組+予備	1組 (2n+2)	ホース長ごとに1本以上	150A:約920m 100A:約250m	150A:約920m 100A:約250m	150A:約2,180m 100A:約120m	150A:約2,180m 100A:約120m	

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

泊発電所3号炉

設備名	配置数	必要容量	予備	保管場所				備考
				1号炉西側北側エリア	2号炉東側3mエリア(a)	2号炉東側3mエリア(b)	保管代行管理施設東側60mエリア	
可搬型大型送水ポンプ車	6台	2台 (2n+4)	2台	2台	1台	1台	-	・可搬型代替交流電源設備及び可搬型代替直流電源設備（必要容量は2台1台ずつ） ・機外バックアップ用としてホース長ごとに1台を保管 ・故障時バックアップ用としてホース長ごと1台を保管
ホース延長回収車(送水用)	6台	2台 (2n+4)	2台	2台	1台	1台	-	・可搬型代替交流電源設備(図1)及び(図2)を水源とした送水時は、必要数(大容量送水車(送水用)1台、可搬型ストレーナー2台、ホース約3,400m/組)の2セット、合計大容量送水車2台、可搬型ストレーナー4台及びホース約6,800m。 ・淡水水源とした送水時は、必要数(大容量送水車(送水用)1台、可搬型ストレーナー2台、ホース約3,400m/組)の2セット、合計大容量送水車4台、可搬型ストレーナー4台及びホース約6,800m。 ・第4保管エリアに保管する大容量送水車の予備1台は、送水用と海水取水用を兼用。
可搬型ホース 150A (1組:約1,800m) 100A (1組:約50m) 西側1組:約50m	4組 ホース長ごと2本	2組 (2n+4)	2組 ホース長ごと1本	2組 ホース長ごと1本	-	-	-	・可搬型代替交流電源設備及び可搬型代替直流電源設備（必要容量は2台1台ずつ） ・機外バックアップ用としてホース長ごとに1台を保管 ・故障時バックアップ用としてホース長ごと1台を保管
可搬型ホース 150A (1組:約50m) 西側1組:約50m	2組 ホース長ごと2本	1組 (2n+2)	2組 ホース長ごと2本	原子炉建屋内に1組保管 保管代行管理施設内に1組保管				・可搬型代替交流電源設備(図1)及び(図2)を水源とした送水時は、必要数(大容量送水車(送水用)1台、可搬型ストレーナー2台、ホース約3,400m/組)の2セット、合計大容量送水車2台、可搬型ストレーナー4台及びホース約6,800m。 ・淡水水源とした送水時は、必要数(大容量送水車(送水用)1台、可搬型ストレーナー2台、ホース約3,400m/組)の2セット、合計大容量送水車4台、可搬型ストレーナー4台及びホース約6,800m。 ・第4保管エリアに保管する大容量送水車の予備1台は、送水用と海水取水用を兼用。
可搬型ホース 100A (1組:約100m) 西側1組:約100m	2組 ホース長ごと2本	1組 (2n+2)	2組 ホース長ごと2本	原子炉建屋内に1組及びホース長ごとに1本保管 保管代行管理施設内に1組保管				・可搬型代替交流電源設備(図1)及び(図2)を水源とした送水時は、必要数(大容量送水車(送水用)1台、可搬型ストレーナー2台、ホース約3,400m/組)の2セット、合計大容量送水車2台、可搬型ストレーナー4台及びホース約6,800m。 ・淡水水源とした送水時は、必要数(大容量送水車(送水用)1台、可搬型ストレーナー2台、ホース約3,400m/組)の2セット、合計大容量送水車4台、可搬型ストレーナー4台及びホース約6,800m。 ・第4保管エリアに保管する大容量送水車の予備1台は、送水用と海水取水用を兼用。

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

相違理由

【女川及び島根】記載内容の相違
 ・重大事故時に必要となる注水流量等が異なるため、可搬型重大事故等対策設備の仕様及び数量が相違する。また、建物等の配置が異なるため、可搬型重大事故等対策設備の保管場所が相違する。

(1) 「2n+α」の可搬型設備 (1/2)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																												
	<p>【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配置数</th> <th rowspan="2">必要数</th> <th rowspan="2">予備</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>第1保管エリア</th> <th>第2保管エリア</th> <th>第3保管エリア</th> <th>第4保管エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型スプレイズル</td> <td>3台</td> <td>1台 (2n-2)</td> <td>1台</td> <td>原子炉建物 予備1台</td> <td>原子炉建物 2台+</td> <td>原子炉建物 予備1台</td> <td>原子炉建物 2台+</td> <td>必要数(1組/セット)の2セット、合計2組。</td> </tr> <tr> <td>ホース 75A(1組:約220m)</td> <td>2組+ 予備</td> <td>1組 (2n-2)</td> <td>ホース長 毎に1本 以上</td> <td>原子炉建物 2台+</td> <td>原子炉建物 2台+</td> <td>原子炉建物 2組+</td> <td>原子炉建物 2組+</td> <td>必要数(移動式代替熱交換設備1台、大型送水ポンプ車1台、ホース約1,080m/組)の2セット、合計移動式代替熱交換設備2台、大型送水ポンプ車2台、ホース約2,160m。</td> </tr> <tr> <td>移動式代替熱交換設備</td> <td>3台</td> <td>1台 (2n-2)</td> <td>1台</td> <td>原子炉建物 予備1台</td> <td>原子炉建物 2台+</td> <td>原子炉建物 予備1台</td> <td>原子炉建物 2台+</td> <td>必要数(移動式代替熱交換設備1台、大型送水ポンプ車1台、ホース約1,080m/組)の2セット、合計移動式代替熱交換設備2台、大型送水ポンプ車2台、ホース約2,160m。</td> </tr> <tr> <td>大型送水ポンプ車</td> <td>3台</td> <td>1台 (2n-2)</td> <td>1台</td> <td>原子炉建物 予備1台</td> <td>原子炉建物 2台+</td> <td>原子炉建物 予備1台</td> <td>原子炉建物 2台+</td> <td>必要数(移動式代替熱交換設備1台、大型送水ポンプ車1台、ホース約1,080m/組)の2セット、合計移動式代替熱交換設備2台、大型送水ポンプ車2台、ホース約2,160m。</td> </tr> <tr> <td>ホース 送水車250A(1組:約50m) 加水車250A(1組:約70m) 加水車300A(1組:約90m)</td> <td>2組+ 予備</td> <td>1組 (2n-2)</td> <td>ホース長 毎に1本 以上</td> <td>原子炉建物 予備1台</td> <td>原子炉建物 2台+</td> <td>原子炉建物 予備1台</td> <td>原子炉建物 2台+</td> <td>必要数(移動式代替熱交換設備1台、大型送水ポンプ車1台、ホース約1,080m/組)の2セット、合計移動式代替熱交換設備2台、大型送水ポンプ車2台、ホース約2,160m。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配置数	必要数	予備	保管場所				備考	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	可搬型スプレイズル	3台	1台 (2n-2)	1台	原子炉建物 予備1台	原子炉建物 2台+	原子炉建物 予備1台	原子炉建物 2台+	必要数(1組/セット)の2セット、合計2組。	ホース 75A(1組:約220m)	2組+ 予備	1組 (2n-2)	ホース長 毎に1本 以上	原子炉建物 2台+	原子炉建物 2台+	原子炉建物 2組+	原子炉建物 2組+	必要数(移動式代替熱交換設備1台、大型送水ポンプ車1台、ホース約1,080m/組)の2セット、合計移動式代替熱交換設備2台、大型送水ポンプ車2台、ホース約2,160m。	移動式代替熱交換設備	3台	1台 (2n-2)	1台	原子炉建物 予備1台	原子炉建物 2台+	原子炉建物 予備1台	原子炉建物 2台+	必要数(移動式代替熱交換設備1台、大型送水ポンプ車1台、ホース約1,080m/組)の2セット、合計移動式代替熱交換設備2台、大型送水ポンプ車2台、ホース約2,160m。	大型送水ポンプ車	3台	1台 (2n-2)	1台	原子炉建物 予備1台	原子炉建物 2台+	原子炉建物 予備1台	原子炉建物 2台+	必要数(移動式代替熱交換設備1台、大型送水ポンプ車1台、ホース約1,080m/組)の2セット、合計移動式代替熱交換設備2台、大型送水ポンプ車2台、ホース約2,160m。	ホース 送水車250A(1組:約50m) 加水車250A(1組:約70m) 加水車300A(1組:約90m)	2組+ 予備	1組 (2n-2)	ホース長 毎に1本 以上	原子炉建物 予備1台	原子炉建物 2台+	原子炉建物 予備1台	原子炉建物 2台+	必要数(移動式代替熱交換設備1台、大型送水ポンプ車1台、ホース約1,080m/組)の2セット、合計移動式代替熱交換設備2台、大型送水ポンプ車2台、ホース約2,160m。	<p>(1) 「2n+α」の可搬型設備 (2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配置数</th> <th rowspan="2">必要 容量</th> <th rowspan="2">予備</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>1号炉高層 21mエリア</th> <th>2号炉東側 31mエリア</th> <th>2号炉東側 31mエリア</th> <th>2号炉東側 31mエリア</th> <th>緊急時 対策用エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型代替電源車</td> <td>4台</td> <td>1台 (2n-2)</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>可搬型代替電源設備 ・可搬型バックアップ用として1台、保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を保管</td> </tr> <tr> <td>ケーブル (1組:40m)</td> <td>4組</td> <td>1組 (2n-2)</td> <td>2組</td> <td>1組</td> <td>2組</td> <td>1組</td> <td>1組</td> <td>可搬型代替電源設備 ・可搬型バックアップ用として1組、保守点検による待機除外時のバックアップ用として1組を保管</td> </tr> <tr> <td>可搬型直流電源用充電機</td> <td>4台</td> <td>1台 (2n-2)</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>可搬型代替電源設備 ・可搬型バックアップ用として1台、保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を保管</td> </tr> <tr> <td>ケーブル (1組:40m)</td> <td>4組</td> <td>1組 (2n-2)</td> <td>2組</td> <td colspan="4">周回線路内に2組保管 原子炉補助建屋内に2組保管</td> <td>可搬型代替電源設備 ・可搬型バックアップ用として1組、保守点検による待機除外時のバックアップ用として1組を保管</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配置数	必要 容量	予備	保管場所				備考	1号炉高層 21mエリア	2号炉東側 31mエリア	2号炉東側 31mエリア	2号炉東側 31mエリア	緊急時 対策用エリア	可搬型代替電源車	4台	1台 (2n-2)	2台	1台	2台	1台	1台	可搬型代替電源設備 ・可搬型バックアップ用として1台、保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を保管	ケーブル (1組:40m)	4組	1組 (2n-2)	2組	1組	2組	1組	1組	可搬型代替電源設備 ・可搬型バックアップ用として1組、保守点検による待機除外時のバックアップ用として1組を保管	可搬型直流電源用充電機	4台	1台 (2n-2)	2台	1台	1台	1台	1台	可搬型代替電源設備 ・可搬型バックアップ用として1台、保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を保管	ケーブル (1組:40m)	4組	1組 (2n-2)	2組	周回線路内に2組保管 原子炉補助建屋内に2組保管				可搬型代替電源設備 ・可搬型バックアップ用として1組、保守点検による待機除外時のバックアップ用として1組を保管	
設備名	配置数					必要数	予備	保管場所				備考																																																																																																			
		第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア																																																																																																										
可搬型スプレイズル	3台	1台 (2n-2)	1台	原子炉建物 予備1台	原子炉建物 2台+	原子炉建物 予備1台	原子炉建物 2台+	必要数(1組/セット)の2セット、合計2組。																																																																																																							
ホース 75A(1組:約220m)	2組+ 予備	1組 (2n-2)	ホース長 毎に1本 以上	原子炉建物 2台+	原子炉建物 2台+	原子炉建物 2組+	原子炉建物 2組+	必要数(移動式代替熱交換設備1台、大型送水ポンプ車1台、ホース約1,080m/組)の2セット、合計移動式代替熱交換設備2台、大型送水ポンプ車2台、ホース約2,160m。																																																																																																							
移動式代替熱交換設備	3台	1台 (2n-2)	1台	原子炉建物 予備1台	原子炉建物 2台+	原子炉建物 予備1台	原子炉建物 2台+	必要数(移動式代替熱交換設備1台、大型送水ポンプ車1台、ホース約1,080m/組)の2セット、合計移動式代替熱交換設備2台、大型送水ポンプ車2台、ホース約2,160m。																																																																																																							
大型送水ポンプ車	3台	1台 (2n-2)	1台	原子炉建物 予備1台	原子炉建物 2台+	原子炉建物 予備1台	原子炉建物 2台+	必要数(移動式代替熱交換設備1台、大型送水ポンプ車1台、ホース約1,080m/組)の2セット、合計移動式代替熱交換設備2台、大型送水ポンプ車2台、ホース約2,160m。																																																																																																							
ホース 送水車250A(1組:約50m) 加水車250A(1組:約70m) 加水車300A(1組:約90m)	2組+ 予備	1組 (2n-2)	ホース長 毎に1本 以上	原子炉建物 予備1台	原子炉建物 2台+	原子炉建物 予備1台	原子炉建物 2台+	必要数(移動式代替熱交換設備1台、大型送水ポンプ車1台、ホース約1,080m/組)の2セット、合計移動式代替熱交換設備2台、大型送水ポンプ車2台、ホース約2,160m。																																																																																																							
設備名	配置数	必要 容量	予備	保管場所				備考																																																																																																							
				1号炉高層 21mエリア	2号炉東側 31mエリア	2号炉東側 31mエリア	2号炉東側 31mエリア		緊急時 対策用エリア																																																																																																						
可搬型代替電源車	4台	1台 (2n-2)	2台	1台	2台	1台	1台	可搬型代替電源設備 ・可搬型バックアップ用として1台、保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を保管																																																																																																							
ケーブル (1組:40m)	4組	1組 (2n-2)	2組	1組	2組	1組	1組	可搬型代替電源設備 ・可搬型バックアップ用として1組、保守点検による待機除外時のバックアップ用として1組を保管																																																																																																							
可搬型直流電源用充電機	4台	1台 (2n-2)	2台	1台	1台	1台	1台	可搬型代替電源設備 ・可搬型バックアップ用として1台、保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を保管																																																																																																							
ケーブル (1組:40m)	4組	1組 (2n-2)	2組	周回線路内に2組保管 原子炉補助建屋内に2組保管				可搬型代替電源設備 ・可搬型バックアップ用として1組、保守点検による待機除外時のバックアップ用として1組を保管																																																																																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

○「n+α」の可搬型設備

設備名	配管数	必要容量	予備	保管場所					備考
				第1	第2	第3	第4	緊急時対策専用	
高圧空蒸気ポンプ	22本	11本	11本	原子炉建屋内に22本 (11本と11本を分庫保管)					・故障時バックアップ及び保守点検時機軸外押バックアップ11本
主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池	2個	1個	1個	制御建屋内に2個 (1個と1個で分散保管)					・故障時バックアップ及び保守点検時機軸外押バックアップ1個

※各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

島根原子力発電所2号炉

【比較のため「3. 保管場所の評価」より転記】

(2) 「n+α」の可搬型設備

設備名	配管数	必要数	予備	保管場所	備考
逃がし安全弁用蒸気ガスポンプ	30本	15本	15本 (5本以上)	原子炉建屋 15本+ 予備15本	・90本のうち予備は5本以上余裕を見て15本配備
主蒸気逃がし安全弁用蓄電池(補助装置)	4個	2個	2個	廃棄物処理建物 2個+ 予備2個	-

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

泊発電所3号炉

(2) 「n+α」の可搬型設備

設備名	配管数	必要容量	予備	保管場所					備考
				5号倉庫・1号中置庫 31mエリア	1号中置庫 31mエリア	1、2号中置庫 31mエリア	2号中置庫 31mエリア	2号中置庫 31mエリア	
加圧器逃がし弁操作用バッテリ	2個	1個	1個	原子炉補助建屋内に2個保管					・故障時及び保守点検による作機除却時のバックアップ用として1個を保管
加圧器逃がし弁操作用可搬型蒸気ガスポンプ	2個	1個	1個	原子炉補助建屋内に2個保管					・故障時及び保守点検による作機除却時のバックアップ用として1個を保管
原子炉補助建屋冷却水サーージタンク加圧用可搬型蒸気ガスポンプ	4個	2個	2個	原子炉補助建屋内に4個保管					・故障時及び保守点検による作機除却時のバックアップ用として2個を保管
格納容器空乏サンプアルライン隔離弁操作用可搬型蒸気ガスポンプ	2個	1個	1個	原子炉補助建屋内に2個保管					・故障時及び保守点検による作機除却時のバックアップ用として1個を保管
アニオン交換装置等	2個	1個	1個	原子炉補助建屋内に2個保管					・故障時及び保守点検による作機除却時のバックアップ用として1個を保管
自然除去ポンプ入口弁操作用可搬型蒸気ガスポンプ	4個	2個	2個	原子炉補助建屋内に4個保管					・故障時及び保守点検による作機除却時のバックアップ用として2個を保管
可搬型圧差変換器	3個	1個	2個	原子炉補助建屋内に3個保管					・故障時及び保守点検による作機除却時のバックアップ用として2台を保管

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

○「n」の可搬型設備

設備名	配備数	必要容量	予備	保管場所				備考	
				第1	第2	第3	第4		
可搬型放射ガス体貯留装置	2台	1台	1台	1台	-	-	1台	-	・故障時バックアップ及び保守点検時機外バックアップ1台
ホース (1組:50L約10m)	1組及びケーブル長ごと1本	1組	ホース長ごと1本	1組	-	-	ホース長ごと1本	-	・故障時バックアップ及び保守点検時機外バックアップ1台 ・ホース長ごと1本
大容量送水ポンプ (タイプ1)	3台	2台	1台	1台	1台	-	1台	-	・送水設備及び水の供給設備 (代替送水機 (淡水貯水槽 (No.1) 及び淡水貯水槽 (No.2) 補給) (必要容量を1台1組として1本)) ・故障時バックアップ及び保守点検時機外バックアップ1台
取水機	2台	1台	1台	1台	-	-	1台	-	・故障時バックアップ及び保守点検時機外バックアップ1台
浴槽火薬割合合装置	2台	1台	1台	1台	-	-	1台	-	・故障時バックアップ及び保守点検時機外バックアップ1台
ホース (1組:300L約1,450m)	1組及びケーブル長ごと1本	1組	ホース長ごと1本	1組	-	-	-	-	・放水設備 ・故障時バックアップ及び保守点検時機外バックアップ1台 ・ホース長ごと1本
ホース (1組:300L約1,600m)	1組及びケーブル長ごと1本	1組	ホース長ごと1本	-	1組	-	-	ホース長ごと1本	・水の供給設備 (代替送水機 (淡水貯水槽 (No.1) 及び淡水貯水槽 (No.2) 補給)) ・故障時バックアップ及び保守点検時機外バックアップ1台 ・ホース長ごと1本
シフトフェンス	4組	2組	1組	2組	-	-	1組	-	・故障時バックアップ及び保守点検時機外バックアップ1台
ボンクローリ	3台	2台	1台	-	1台	1台	1台	-	・故障時バックアップ及び保守点検時機外バックアップ1台
可搬型モニタリングポスト	11台	9台	2台	2台	6台	-	2台	1台	・故障時バックアップ及び保守点検時機外バックアップ2台
小型船舶	2艇	1艇	1艇	1艇	-	-	1艇	-	・故障時バックアップ及び保守点検時機外バックアップ1台
代替気象観測設備	2台	1台	1台	-	1台	-	1台	-	・故障時バックアップ及び保守点検時機外バックアップ1台
中央制御室待避所加圧設備 (空気ポンプ)	80本	40本	40本	-	-	-	-	40本	・故障時バックアップ及び保守点検時機外バックアップ10本
緊急時対策用加圧設備 (空気ポンプ)	540本	415本	125本	-	-	-	-	540本	・故障時バックアップ及び保守点検時機外バックアップ125本

設備名	配備数	必要容量	予備	保管場所				備考	
				第1	第2	第3	第4		
電源機 (緊急時対策用)	2台	1台	1台	-	-	-	1台	1台	・緊急時対策用代替交流電源装置 ・故障時バックアップ及び保守点検時機外バックアップ1台 (可搬型代替交流電源装置及び可搬型代替交流電源装置として使用するケーブルの台数と兼用)
ケーブル (1組:25m)	2組	1組	1組	-	-	-	1組	1組	・緊急時対策用代替交流電源装置 ・故障時バックアップ及び保守点検時機外バックアップ1組 (可搬型代替交流電源装置及び可搬型代替交流電源装置として使用するケーブルの台数と兼用)

※各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

島根原子力発電所2号炉

【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】

設備名	配備数	必要数	予備	保管場所			備考
				第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	
可搬式装置供給装置	2台	1台	1台	予備1台	0台	0台	・1台で装置供給が可能。
ホース (1組:約290m)	1組+	1組	ホース長に毎に1本以上	-	-	-	-
第1ペンシルアウト出口水素濃度	2台	1台	1台	予備1台	0台	0台	・1台で水素濃度測定が可能。
シフトフェンス	約40m	約20m	約20m	約10m+	0m	0m	・約10m+予備約10m

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

(3) 「n」の可搬型設備

(3) 「n」の可搬型設備 (1/2)

設備名	配備数	必要数	予備	保管場所				備考
				1号炉内 31mエリア	2号炉内 31mエリア	2号炉内 31mエリア の 2号	緊急時対策用 待避所内	
可搬式装置取水送水ポンプ兼	2台	1台	1台	1台	-	-	-	・取水設備 ・故障時及び保守点検による自稼働時のバックアップ用として1台を保管
可搬型ホース (1組:約500m)	1組	1組	予備1本	-	-	-	-	・取水設備 ・故障時及び保守点検による自稼働時のバックアップ用として1台を保管
取水機	2台	1台	1台	1台	-	-	-	・取水設備 ・故障時及び保守点検による自稼働時のバックアップ用として1台を保管
緊急時対策用	2台	1台	1台	1台	-	-	-	・可搬型ストレージ設備 ・緊急時対策用として2台を保管
可搬型スクレイプス	4台	2台	2台	-	-	-	-	・緊急時対策用として2台を保管
可搬型ホース (1組:約200)	2組	1組	1組	-	-	-	-	・緊急時対策用として1組を保管
集約型シフトフェンス	3組	2組	1組	-	-	-	-	・緊急時対策用として1組を保管
可搬型タンクローリー	4台	2台	2台	-	-	-	-	・緊急時対策用として2台を保管
可搬型モニタリングポスト	13台	12台	1台	緊急時対策用待避所内:13台保管			-	・緊急時対策用として1台を保管
小型船舶	2艇	1艇	1艇	-	-	1艇	-	・緊急時対策用として1台を保管
可搬型気象観測設備	3台	2台	1台	緊急時対策用待避所内:3台保管			-	・緊急時対策用として1台を保管

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】

(3) 「n」の可搬型設備

設備名	配備数	必要数	予備	保管場所				備考 (必要数の補足)
				第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア	
シルトフエンス	約680m	約640m	約40m	約320m± 予備約40m	0m	0m	約230m	・輸送専用
小型船舶	2隻	1隻 (備用)	1隻 (備用)	予備1隻 (備用)	0隻	0隻	1隻 (備用)	・シルトフエンスを1隻で設置可能。 ・南上エレベータリング用と兼用。
放射線物質吸着材	4組	3組	1組	予備1組	0組	0組	3組	・設置箇所3箇所それぞれ1組を設置。
大型送水ポンプ車	2台	1台 放射線 水設備 準備用	1台 (備用)	0台	0台	予備1台 (備用)	1台	・第3保管エリアに保管する大型送水ポンプ車の予備1台は、原子力発電所内予備用と原子力発電所外予備用を兼用。
放水型	2台	1台	1台	予備1台	0台	0台	1台	
消防水車消火器	6個	5個	1個	予備1個	0個	0個	5個	
ボース 300A (1組：約760kg) 250A (1組：約140kg)	1組+ 予備	1組	ボース スズ 機に 備に 1本 以上	予備	0組	0組	1組	

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

(3) 「n」の可搬型設備 (2/2)

設備名	配備数	千福	保管場所				備考	
			1号貯留間 31aエリア	2号貯留間 31bエリア (a)	2号貯留間 31aエリア (b)	緊急時 対策用エリア		
可搬型新設緊急時対策用 空気浄化ファン	4台	2台	指図用空調上層1号室内に必要容量1台及び予備1台保管 指図用空調上層1号室内に必要容量1台及び予備1台保管	指図用空調上層1号室内に必要容量1台及び予備1台保管 指図用空調上層1号室内に必要容量1台及び予備1台保管	指図用空調上層1号室内に必要容量1台及び予備1台保管 指図用空調上層1号室内に必要容量1台及び予備1台保管	・故障時及び保守点検による 待機時外のバックアップ 用として2台を保管		
可搬型新設緊急時対策用 空気浄化ファンユニット	4基	2基	指図用空調上層1号室内に必要容量1基及び予備1基保管 指図用空調上層1号室内に必要容量1基及び予備1基保管	指図用空調上層1号室内に必要容量1基及び予備1基保管 指図用空調上層1号室内に必要容量1基及び予備1基保管	指図用空調上層1号室内に必要容量1基及び予備1基保管 指図用空調上層1号室内に必要容量1基及び予備1基保管	・故障時及び保守点検による 待機時外のバックアップ 用として2基を保管		
気体供給装置 (空気ポンプ)	680	354	指図用空調上層1号室内に必要容量117本及び予備163本保管 指図用空調上層1号室内に必要容量117本及び予備163本保管	指図用空調上層1号室内に必要容量117本及び予備163本保管 指図用空調上層1号室内に必要容量117本及び予備163本保管	指図用空調上層1号室内に必要容量117本及び予備163本保管 指図用空調上層1号室内に必要容量117本及び予備163本保管	・故障時及び保守点検による 待機時外のバックアップ 用として326本を保管		
緊急時対策用発電機	8台	4台	—	2台	2台	—	4台	・故障時及び保守点検による 待機時外のバックアップ 用として4台を保管

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																								
	<p>【比較のため「3. 保管場所の評価」より転記】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th rowspan="2">必要数</th> <th rowspan="2">予備</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考 (必要数nの補足)</th> </tr> <tr> <th>第1保管 エリア</th> <th>第2保管 エリア</th> <th>第3保管 エリア</th> <th>第4保管 エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タンクローリ</td> <td>3台</td> <td>【①用】 1台 【②用】 1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>1台</td> <td>予備1台</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ①緊急時対策所用発電機への補給専用。 ②緊急時対策所用発電機以外への補給用。 2台で島根2号炉運転中及び停止中の給油作業を実施可能。 </td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td>2隻</td> <td>1隻 (使用)</td> <td>1隻 (使用)</td> <td>0隻</td> <td>0隻</td> <td>1隻 (使用)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1隻で船上モニタリングを実施可能。 シルトフエンス設置用と兼用。 </td> </tr> <tr> <td>可搬式モニタリング・ポスト</td> <td>12台</td> <td>10台</td> <td>2台</td> <td>5台+ 予備1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>5台+ 予備1台</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 合計10台で測定可能。 </td> </tr> <tr> <td>中央制御室待機室正圧化装置(空気ポンプ)</td> <td>50本</td> <td>15本</td> <td>35本</td> <td colspan="4">廃棄物処理建物 15本+ 予備35本</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 合計15本で中央制御室待機室を窒息防止しつつ、10時間正圧化することが可能。 </td> </tr> <tr> <td>可搬式気象観測装置</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>予備1台</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 気象観測は1台で測定可能。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配備数	必要数	予備	保管場所				備考 (必要数nの補足)	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア	タンクローリ	3台	【①用】 1台 【②用】 1台	1台	0台	1台	予備1台	<ul style="list-style-type: none"> ①緊急時対策所用発電機への補給専用。 ②緊急時対策所用発電機以外への補給用。 2台で島根2号炉運転中及び停止中の給油作業を実施可能。 	小型船舶	2隻	1隻 (使用)	1隻 (使用)	0隻	0隻	1隻 (使用)	<ul style="list-style-type: none"> 1隻で船上モニタリングを実施可能。 シルトフエンス設置用と兼用。 	可搬式モニタリング・ポスト	12台	10台	2台	5台+ 予備1台	0台	0台	5台+ 予備1台	<ul style="list-style-type: none"> 合計10台で測定可能。 	中央制御室待機室正圧化装置(空気ポンプ)	50本	15本	35本	廃棄物処理建物 15本+ 予備35本				<ul style="list-style-type: none"> 合計15本で中央制御室待機室を窒息防止しつつ、10時間正圧化することが可能。 	可搬式気象観測装置	2台	1台	1台	1台	0台	0台	予備1台	<ul style="list-style-type: none"> 気象観測は1台で測定可能。 		
設備名	配備数					必要数	予備	保管場所				備考 (必要数nの補足)																																															
		第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア																																																						
タンクローリ	3台	【①用】 1台 【②用】 1台	1台	0台	1台	予備1台	<ul style="list-style-type: none"> ①緊急時対策所用発電機への補給専用。 ②緊急時対策所用発電機以外への補給用。 2台で島根2号炉運転中及び停止中の給油作業を実施可能。 																																																				
小型船舶	2隻	1隻 (使用)	1隻 (使用)	0隻	0隻	1隻 (使用)	<ul style="list-style-type: none"> 1隻で船上モニタリングを実施可能。 シルトフエンス設置用と兼用。 																																																				
可搬式モニタリング・ポスト	12台	10台	2台	5台+ 予備1台	0台	0台	5台+ 予備1台	<ul style="list-style-type: none"> 合計10台で測定可能。 																																																			
中央制御室待機室正圧化装置(空気ポンプ)	50本	15本	35本	廃棄物処理建物 15本+ 予備35本				<ul style="list-style-type: none"> 合計15本で中央制御室待機室を窒息防止しつつ、10時間正圧化することが可能。 																																																			
可搬式気象観測装置	2台	1台	1台	1台	0台	0台	予備1台	<ul style="list-style-type: none"> 気象観測は1台で測定可能。 																																																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																	
	<p>【比較のため「3. 保管場所の評価」より転記】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">配備数</th> <th rowspan="2">必要数</th> <th rowspan="2">予備</th> <th colspan="4">保管場所</th> <th rowspan="2">備考 (必要数nの補足)</th> </tr> <tr> <th>第1保管 エリア</th> <th>第2保管 エリア</th> <th>第3保管 エリア</th> <th>第4保管 エリア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策用発電機</td> <td>4台</td> <td>2台</td> <td>2台</td> <td>2台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>予備2台</td> <td>・1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料給油時の切替を考慮して2台を保管し、予備機を2台保管する。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所正圧化装置 (空気ポンプ)</td> <td>540本</td> <td>454本</td> <td>96本</td> <td>454本+ 予備56本</td> <td>0本</td> <td>0本</td> <td>予備30本</td> <td>・454本で緊急時対策所を緊急停止しつつ、11時間正圧化することが可能。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所空気浄化 送風機</td> <td>3台</td> <td>1台</td> <td>2台</td> <td>1台+ 予備1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>予備1台</td> <td>・1台で緊急時対策所を正圧化することが可能。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所空気浄化 フィルタユニット</td> <td>3台</td> <td>1台</td> <td>2台</td> <td>1台+ 予備1台</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>予備1台</td> <td>・緊急時対策所空気浄化送風機と併せて使用することで、1台で対策要員の放射線被ばくを低減又は防止可能。 ・2台のうち予備1台。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各設備の保管場所・数値については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	設備名	配備数	必要数	予備	保管場所				備考 (必要数nの補足)	第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア	緊急時対策用発電機	4台	2台	2台	2台	0台	0台	予備2台	・1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料給油時の切替を考慮して2台を保管し、予備機を2台保管する。	緊急時対策所正圧化装置 (空気ポンプ)	540本	454本	96本	454本+ 予備56本	0本	0本	予備30本	・454本で緊急時対策所を緊急停止しつつ、11時間正圧化することが可能。	緊急時対策所空気浄化 送風機	3台	1台	2台	1台+ 予備1台	0台	0台	予備1台	・1台で緊急時対策所を正圧化することが可能。	緊急時対策所空気浄化 フィルタユニット	3台	1台	2台	1台+ 予備1台	0台	0台	予備1台	・緊急時対策所空気浄化送風機と併せて使用することで、1台で対策要員の放射線被ばくを低減又は防止可能。 ・2台のうち予備1台。		
設備名	配備数					必要数	予備	保管場所				備考 (必要数nの補足)																																								
		第1保管 エリア	第2保管 エリア	第3保管 エリア	第4保管 エリア																																															
緊急時対策用発電機	4台	2台	2台	2台	0台	0台	予備2台	・1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料給油時の切替を考慮して2台を保管し、予備機を2台保管する。																																												
緊急時対策所正圧化装置 (空気ポンプ)	540本	454本	96本	454本+ 予備56本	0本	0本	予備30本	・454本で緊急時対策所を緊急停止しつつ、11時間正圧化することが可能。																																												
緊急時対策所空気浄化 送風機	3台	1台	2台	1台+ 予備1台	0台	0台	予備1台	・1台で緊急時対策所を正圧化することが可能。																																												
緊急時対策所空気浄化 フィルタユニット	3台	1台	2台	1台+ 予備1台	0台	0台	予備1台	・緊急時対策所空気浄化送風機と併せて使用することで、1台で対策要員の放射線被ばくを低減又は防止可能。 ・2台のうち予備1台。																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第3-5表 保管場所等における主要設備

○アクセスルート確保のための可搬型設備

設備名	配備数	必要容量	予備	保管場所				備考
				第1	第2	第3	第4	
ブルドーザ	2台	1台	1台	1台	—	—	1台	・故障時バックアップ及び保守の稼働稼働時バックアップ1台
バックホウ	2台	1台	1台	1台	—	—	1台	・故障時バックアップ及び保守の稼働稼働時バックアップ1台

※各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

島根原子力発電所2号炉

【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】

第3-2表 保管場所等における主要設備

(1) 重機

設備名	配備数	保管場所				備考
		第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	
ホイールローダ	3台	1台	0台	1台	予備1台	—
※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。						
(2) その他設備（自主的に所有している設備）						
設備名	配備数	保管場所				備考
化学消防自動車	2台	第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	—
小型動力ポンプ付水搬車	2台	1台	0台	0台	1台	—
小型放水砲	2台	1台	0台	0台	1台	—
放射能搬運車	1台	圃内保管場所				—
原子炉補機用ポンプ電動機	1台	1台	0台	0台	0台	・予備品
クワタークレーン	1台	1台	0台	0台	0台	・予備品 ・設備用設備
中型ホース巻取車 (150A)	2台	0台	1台	1台	0台	・資機材
大型ホース巻取車 (150A)	2台	1台	0台	0台	1台	・資機材

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

泊発電所3号炉

第3-4表 保管場所等における主要設備

(1) アクセスルート確保のための可搬型設備

設備名	配備数	必要容量	予備	保管場所					備考	
				5m倉庫・車庫エリア	1号炉西側3mエリア	1、2号炉北側3mエリア	2号炉東側3mエリア (a)	2号炉東側3mエリア (b)		展望台管理道路以西側60mエリア
ホイールローダ	2台	1台	1台	—	1台	—	—	1台	—	・仮設で必要な場合には1台でアクセスルートの確保が可能。残る1台は予備として配備。
バックホウ	2台	1台	1台	—	1台	—	—	1台	—	・仮設で必要な場合には1台でアクセスルートの確保が可能。残る1台は予備として配備。

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

○その他設備（自主的に所有している設備）

設備名	配備数	保管場所	備考
化学消防自動車	2台	第3保管エリア及び第4保管エリア	・第3保管エリア：1台 ・第4保管エリア：1台
大型化学消防放水車	2台	第1保管エリア及び第4保管エリア	・第1保管エリア：1台 ・第4保管エリア：1台
放射線測定車	2台	第1保管エリア及び第4保管エリア	・第1保管エリア：1台 ・第4保管エリア：1台
汚染源搬送車	1台	第3保管エリア	-
薬液補給装置	2台	第1保管エリア及び第4保管エリア	・原子炉格納容器フィルタメントフィルタ装置への補給用 ・第1保管エリア：1台 ・第4保管エリア：1台
放射性物質吸着材	100個	第1保管エリア及び第4保管エリア	・第1保管エリア：50個 ・第4保管エリア：50個
昇降機電力融通ケーブル（可搬型）	1巻）	第2保管エリア	-
放射線測定車	1台	第1保管エリア	-
ホイールロード	2台	第1保管エリア及び第4保管エリア	・第1保管エリア：1台 ・第4保管エリア：1台

※各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

また、記載している設備は技術的能力等の資料において、使用可能であった場合に使用するものと整理している設備で廃棄に保管するもの。

島根原子力発電所2号炉

【比較のため「3.保管場所の評価」より転記】

設備名	配備数	保管場所				備考
		第1保管エリア	第2保管エリア	第3保管エリア	第4保管エリア	
大型ホース展開車（900A）	2台	1台	0台	0台	1台	・資機材
ホース運搬車	2台	1台	0台	0台	1台	・資機材
直流給電車 115V	1台	1台	0台	0台	0台	-
直流給電車 200V	1台	1台	0台	0台	0台	-
小型船舶運搬車	1台	0台	0台	0台	1台	・資機材
シルトフュエンス運搬車	2台	0台	0台	0台	2台	・資機材
放射性物質吸着材運搬車	1台	0台	0台	0台	1台	・資機材
危険火薬剤運搬車	3台	1台	0台	0台	2台	・資機材
モニタリング設備運搬車	1台	0台	0台	0台	1台	・資機材
燃料プールのスプレイ装置	2台	原子炉建物 2台				-

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。

泊発電所3号炉

(2) その他設備（自主的に所有している設備）



設備名	配備数	保管場所	備考
水櫃付消防ポンプ自動車	1台	51m倉庫・車庫エリア	-
化学消防自動車	1台	51m倉庫・車庫エリア	-
大型焼火災用消防自動車	1台	51m倉庫・車庫エリア	-
号炉前連絡予備ケーブル	2組	構内保管場所	-
放射線測定車	2台	51m倉庫・車庫エリア、構内保管場所	-
放射線物質吸着剤	1式	51m倉庫・車庫エリア	-
荷揚場シルトフュエンス	2式	構内保管場所	-
シルトフュエンス運搬車	2台	51m倉庫・車庫エリア、2号炉東側31mエリア(a)	資機材
原子炉補給冷却海水ポンプ予備電動機	2台	51m倉庫・車庫エリア	予備品
原子炉補給冷却海水ポンプ予備電動機運搬車	1台	構内保管場所	資機材
ホース延長・回収車（放水用）	2台	51m倉庫・車庫エリア、1、2号炉北側31mエリア	資機材
泡消火薬剤コンテナ式運搬車	1台	構内保管場所	資機材
資機材運搬車	4台	51m倉庫・車庫エリア、構内保管場所	資機材
可搬型水中ポンプ	1式	1、2号炉北側31mエリア	資機材
ホイールロード（自主対策設備）	2台	2号炉東側31mエリア(a)、展望台行政管理道路西側40mエリア	資機材
ブルドーザ	1台	構内保管場所	-

※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。
 また、記載している設備は技術的能力等の資料において、使用可能であった場合に使用するものと整理している設備で屋外に保管するもの。

相違理由


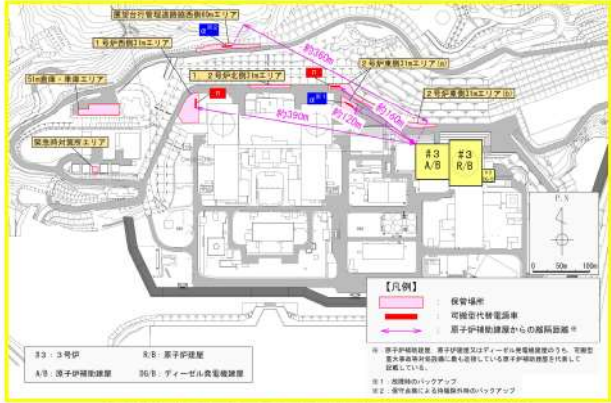
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>可搬型大型送水ポンプ車及びホース延長・回収車（送水車用）と原子炉補助建屋との離隔距離</p>  <p>可搬型大型送水ポンプ車及びホース延長・回収車（送水車用）の相互の離隔距離</p> <p>第3-3図 可搬型設備の配置(1/10)</p>	<p>【女川及び島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は保管場所における可搬型設備の離隔距離を明確化している。



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>可搬型大型送水ポンプ車及びホース延長・回収車（送水車用）と原子炉補機冷却海水ポンプとの離隔距離</p>  <p>可搬型代替電源車と原子炉補助建屋との離隔距離</p> <p>第3-3図 可搬型設備の配置(2/10)</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>可搬型代替電源車の相互の分離距離</p>  <p>可搬型代替電源車と代替非常用発電機との分離距離</p> <p>第3-3図 可搬型設備の配置(3/10)</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>可搬型直流電源用発電機と原子炉補助建屋との離隔距離</p>  <p>可搬型直流電源用発電機の相互の離隔距離</p> <p>第3-3図 可搬型設備の配置(4/10)</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>可搬型スプレインノズルと原子炉補助建屋との離隔距離</p>  <p>可搬型スプレインノズルの相互の離隔距離</p> <p>第3-3図 可搬型設備の配置(5/10)</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車、泡混合設備及び放水砲と原子炉補助建屋との離隔距離</p>  <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車、泡混合設備及び放水砲の相互の離隔距離</p> <p>第3-3図 可搬型設備の配置(6/10)</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p data-bbox="1413 608 1890 632">可搬型タンクローリーと原子炉補助建屋との離隔距離</p>  <p data-bbox="1473 1074 1832 1098">可搬型タンクローリーの相互の離隔距離</p> <p data-bbox="1491 1129 1814 1153">第3-3図 可搬型設備の配置(7/10)</p>	


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>小型船舶と原子炉補助建屋との分離距離</p>  <p>小型船舶の相互の分離距離</p> <p>第3-3図 可搬型設備の配置(8/10)</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>ホイールローダ及びバックホウと原子炉補助建屋との離隔距離</p> <p>ホイールローダ及びバックホウの相互の離隔距離</p> <p>第3-3図 可搬型設備の配置(9/10)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p data-bbox="1413 608 1890 632">集水樹シルトフェンスと原子炉補助建屋との離隔距離</p>  <p data-bbox="1473 1074 1832 1098">集水樹シルトフェンスの相互の離隔距離</p> <p data-bbox="1487 1129 1818 1153">第3-3図 可搬型設備の配置(10/10)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 屋外アクセスルートの設定</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮し、緊急時対策所及び可搬型設備の保管場所から設置場所及び接続場所までの屋外アクセスルートを複数設定する。また、屋外アクセスルートは、緊急時対策所から原子炉建物内へ入域するための経路を考慮し設定する。</p> <p>屋外アクセスルートは、アクセスルートとサブルートとして複数設定する。</p> <p>アクセスルートは、地震及び津波を考慮しても使用が可能なルートとして設定する。サブルートは、地震及び津波時に期待しないルートとして設定する。</p> <p>屋外アクセスルートの用語の定義を第2-2表に示す。</p> <p>a. 屋外アクセスルート設定の考え方</p> <p>(a) 地震及び津波の影響の考慮</p> <p>地震及び津波の影響を考慮し、屋外アクセスルートを複数設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、地震及び津波の影響を考慮し、以下の①、②の条件を満足するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①基準津波の影響を受けない、防波壁内側のルート ②基準地震動S_sによる被害（周辺建造物の損壊（建物、鉄塔等）、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、道路面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、液状化に伴う浮き上がり、地中埋設建造物の損壊）の影響を考慮した以下のいずれかのルート <ul style="list-style-type: none"> ②-1：基準地震動S_sによる被害の影響を受けないルート ②-2：重機による復旧が可能なルート ②-3：人力によるホース若しくはケーブルの敷設が可能なルート <p>ただし、アクセスルートは、①及び②-1を満足するルートを少なくとも1ルート設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> サブルートは、地震及び津波時に期待しないルートと位置付けるため、地震及び津波の影響評価の対象外とする。 	<p>(5) 屋外アクセスルートの設定</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮し、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所までの屋外アクセスルートを複数設定する。</p> <p>屋外アクセスルートは、アクセスルートとサブルートとして複数設定し、加えて、アクセスの多様性確保の観点から踏まえた自主整備ルートを整備する。</p> <p>アクセスルートは、地震及び津波を考慮しても使用が可能なルートとして設定する。サブルートは、地震及び津波時に期待しないルートとして設定する。自主整備ルートは、使用が可能な場合に活用するルートとして設定する。</p> <p>屋外アクセスルートの用語の定義を第3-5表に示す。</p> <p>a. 屋外アクセスルート設定の考え方</p> <p>(a) 地震及び津波の影響の考慮</p> <p>地震及び津波の影響を考慮し、屋外アクセスルートを以下のとおり設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、地震及び津波の影響を考慮し、以下の①及び②の条件を満足するルートを複数設定する。 <ul style="list-style-type: none"> ①基準津波の影響を受けない防潮堤内側又は基準津波の影響を受けない敷地高さ以上のルート ②基準地震動による被害（周辺建造物の損壊（建物、鉄塔等）、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、道路面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、液状化に伴う浮き上がり、地下構造物等の損壊）の影響を考慮した以下のいずれかのルート <ul style="list-style-type: none"> ②-1：基準地震動による被害の影響を受けないルート ②-2：重機による復旧が可能なルート ②-3：人力によるホース若しくはケーブルの敷設が可能なルート <p>ただし、アクセスルートは、①及び②-1を満足するルートを少なくとも1ルート設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> サブルートは、地震及び津波時に期待しないルートと位置付けるため、地震及び津波の影響評価の対象外とする。 自主整備ルートは、使用が可能な場合に活用するルートと位置付けるため、地震及び津波の影響評価の対象外とする。 	<p>【島根】記載内容の相違 ・島根は緊急時対策所を起点としたルートを設定しているが、泊は女川と同様に保管場所を起点としたルートを設定している。</p> <p>【島根】記載表現の相違 【島根】設計方針の相違 ・泊は自主整備ルートを設定している。（柏崎と同様）</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】名称の相違 【島根】設備の相違 ・泊は一部、防潮堤に取り囲まれた範囲外をアクセスルートに設定していることから、基準津波において評価点を設定し、津波が遡上しないことを確認する予定。</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は自主整備ルートを設定している。（柏崎と同様）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(b) 地震及び津波以外の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの影響の考慮 地震及び津波以外の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの影響を考慮し、同時に影響を受けない又は重機による復旧が可能なルートを設定する。また、アクセスルート及びサブルートは、防火帯内側（一部、防火帯外側のトンネル区間を含む。）に設定する。</p> <p>b. 屋外アクセスルート設定 屋外アクセスルート設定の考え方及び島根原子力発電所の特徴を踏まえて、屋外アクセスルートを以下のとおり設定した。 第2-3,4図に屋外アクセスルートを示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所及び保管場所から目的地（保管場所、作業場所（2号炉周辺、淡水、海水取水場所等）、原子炉建物入口）への屋外アクセスルートを複数設定する。 <ul style="list-style-type: none"> 防波壁の内側かつ防火帯の内側（一部、防火帯外側のトンネル区間を含む。別紙(25)参照）に、基準地震動S_sによる被害の影響を考慮したアクセスルートを複数設定し、基準津波及び基準地震動S_sによる被害の影響を受けないアクセスルートを1ルート以上設定する。具体的には、「①1、2号炉原子炉建物南側を経由したルート」と「②第二輪谷トンネルを経由したルート」の2ルートを設定する。また、保管場所を起点若しくは経由したルートを以下のとおりそれぞれ設定する。 <p>ルートA：緊急時対策所（第1保管エリア）を起点としたE L 8.5m及びE L 15m エリア作業用アクセスルート ルートB：緊急時対策所を起点とし、第4保管エリアを経由したE L 8.5m及びE L 15m エリア作業用アクセスルート ルートC：緊急時対策所を起点とし、第2保管エリアを経由したE L 44m エリア作業用アクセスルート ルートD：緊急時対策所を起点とし、第3保管エリアを経由したE L 13~33m及びE L 44m エリア作業用アクセスルート</p>	<p>(b) 地震及び津波以外の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの影響の考慮 地震及び津波以外の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの影響を考慮し、同時に影響を受けない又は重機による復旧が可能なルートを設定する。また、アクセスルート及びサブルートは、防火帯内側に設定する。</p> <p>b. 屋外アクセスルート設定 屋外アクセスルート設定の考え方及び泊発電所の特徴を踏まえて、屋外アクセスルートを以下のとおり設定した。 第3-4, 5, 6図に屋外アクセスルートを示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所から目的地（作業場所（3号炉周辺、海水及び淡水取水場所等）、建屋入口）への屋外アクセスルートを複数設定する。 <ul style="list-style-type: none"> 防潮堤の内側かつ防火帯の内側に、基準地震動による被害の影響を考慮したアクセスルートを複数設定し、基準津波及び基準地震動による被害の影響を受けないアクセスルートを1ルート以上設定する。 保管場所からT.P.10m作業エリアへのアクセスルートを複数設定する。具体的には、「①3号炉原子炉建屋北側を経由したルート」と「②アクセスルートトンネル*を経由したルート」の2ルートを設定し、保管場所を起点としたルートを以下のとおりそれぞれ設定する。 <p>ルートA①：2号炉東側31mエリア(a)を起点とし、3号炉原子炉建屋北側を経由したT.P.10m作業エリアへのルート ルートA②：2号炉東側31mエリア(a)を起点とし、アクセスルートトンネルを経由したT.P.10m作業エリアへのルート ルートB①：51m倉庫・車庫エリアを起点とし、3号炉原子炉建屋北側を経由したT.P.10m作業エリアへのルート ルートB②：51m倉庫・車庫エリアを起点とし、アクセスルートトンネルを経由したT.P.10m作業エリアへのルート</p> <p>※：アクセスルートトンネルは、重大事故等に備えたルートとして常時確保の必要性から、通常の発電所の運用には使用しない。（補足資料(22)参照）</p>	<p>【島根】設計内容の相違 ・泊はアクセスルート及びサブルートは防火帯内側に設定する。</p> <p>【島根】名称の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・島根は緊急時対策所を起点としたルートを設定しているが、泊は女川と同様に保管場所を起点としたルートを設定している。</p> <p>【島根】名称の相違</p> <p>【島根】設計内容の相違 ・泊はアクセスルート及びサブルートは防火帯内側に設定する。</p> <p>【島根】名称の相違</p> <p>【島根】設計内容の相違 ・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p> <p>【島根】運用の相違 ・泊はアクセスルートトンネルを通常の運用に使用しない。</p>

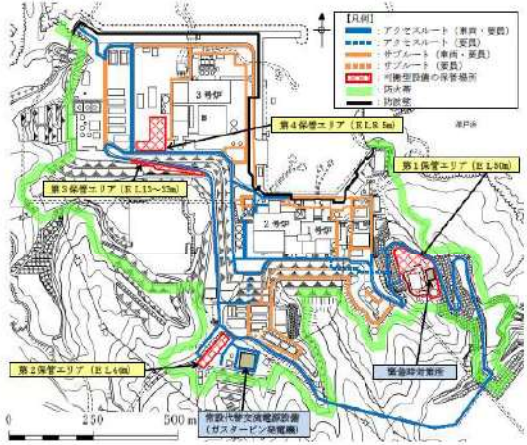
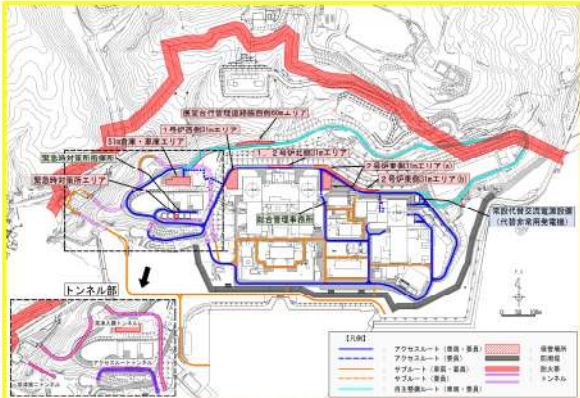
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<ul style="list-style-type: none"> ・淡水取水場所（E L44m）と接続口（E L15m）で標高差があることを踏まえ、ホースを速やかに配置するために、2号炉原子炉建物西側及び南側法面上にアクセスルート（要員）を設定する。 ・通行に支障のある段差（15cm以上）の発生が想定される箇所については、あらかじめ鉄筋コンクリート床版等による段差緩和対策を行い、仮復旧作業を不要とする。 ・緊急時対策所から原子炉建物内へ直接入城するアクセスルートは、基準地震動Ssの影響を受けないアクセスルートを少なくとも1ルート設定する。 ・緊急時対策所までのアクセスルートは、基準地震動Ssの影響を受けないルートを少なくとも1ルート設定する。 ・地震及び津波時に期待しないルートとしてサブルートを設定する。 <p>c. 屋外アクセスルート選定 設定した屋外アクセスルートについて、地震、津波の影響を考慮し、以下の優先順位とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等時は、基準津波及び基準地震動Ssによる被害の影響を受けないアクセスルートを優先して使用する。 ・アクセスルートが阻害された場合は、重機等によりアクセスルートを復旧、又はサブルートを使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・T.P.10m作業エリアから建屋入口への屋外アクセスルートを複数設定する。具体的には、「③3号炉原子炉建屋東側を經由したルート」と「④3号炉原子炉建屋西側を經由したルート」の2ルートを設定し、T.P.10m作業エリアを起点としたルートを以下のとおりそれぞれ設定する。 ルート③：3号炉原子炉建屋東側を經由したルート ルート④：3号炉原子炉建屋西側を經由したルート ・51m倉庫・車庫エリアと敷地T.P.31mで標高差があることを踏まえ、保管場所まで速やかに移動するために、1号炉原子炉建物西側法面上にアクセスルート（要員）を設定する。 ・通行に支障のある段差（15cm以上）の発生が想定される箇所については、あらかじめ踏掛版等による段差緩和対策を行い、仮復旧作業を不要とする。 ・屋外から原子炉建屋又は原子炉補助建屋内へ入城するアクセスルートは、基準地震動の影響を受けないアクセスルートを少なくとも1ルート設定する。 ・緊急時対策所までのアクセスルートは、基準地震動の影響を受けないルートを少なくとも1ルート設定する。 ・地震及び津波時に期待しないルートとしてサブルートを設定する。 ・使用が可能な場合に活用するルートとして自主整備ルートを設定する。 <p>c. 屋外アクセスルート選定 設定した屋外アクセスルートについて、地震、津波の影響を考慮し、以下の優先順位とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等時は、基準津波及び基準地震動による被害の影響を受けないアクセスルートを優先して使用する。 ・アクセスルートが阻害された場合は、重機等によりアクセスルートを復旧、又はサブルートを使用する。 	<p>【島根】設計内容の相違 ・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p> <p>【島根】設計内容の相違 ・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p> <p>【島根】設計内容の相違 ・段差緩和対策内容の相違。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は自主整備ルートを設定している。（柏崎と同様）</p>

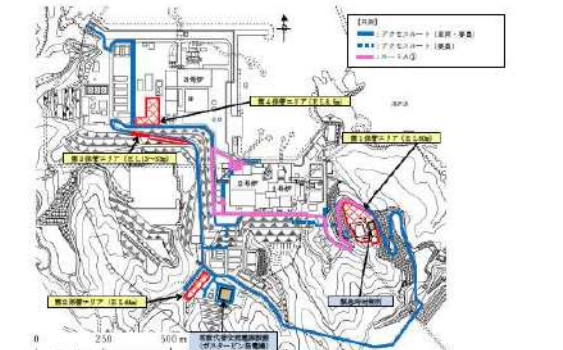
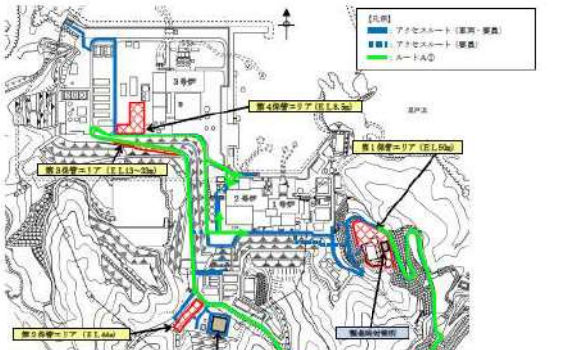
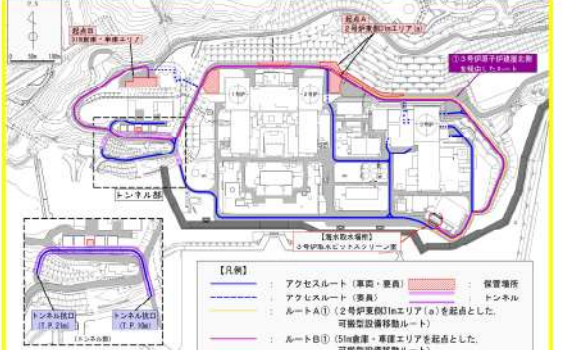
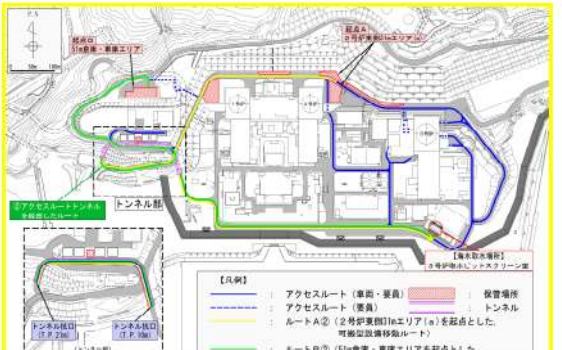
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
	<p>第2-2表 屋外アクセスルートの用語の定義</p> <table border="1" data-bbox="712 167 1326 375"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>大分類</th> <th>小分類</th> <th>概要説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">屋外</td> <td rowspan="2">屋外アクセスルート</td> <td>アクセスルート</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地震及び地震に随伴する津波を考慮しても使用が可能である。 有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。 </td> </tr> <tr> <td>サブルート</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地震及び津波時に期待しないルート。 地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 </td> </tr> </tbody> </table>  <p>第2-3図 屋外アクセスルート図</p>	場所	大分類	小分類	概要説明	屋外	屋外アクセスルート	アクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> 地震及び地震に随伴する津波を考慮しても使用が可能である。 有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。 	サブルート	<ul style="list-style-type: none"> 地震及び津波時に期待しないルート。 地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 	<p>第3-5表 屋外アクセスルートの用語の定義</p> <table border="1" data-bbox="1344 183 1957 470"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>大分類</th> <th>小分類</th> <th>概要説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋外</td> <td rowspan="3">屋外アクセスルート</td> <td>アクセスルート</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地震及び地震に随伴する津波を考慮しても使用可能なルート。 有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。 </td> </tr> <tr> <td>サブルート</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地震及び津波時に期待しないルート。 地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 </td> </tr> <tr> <td>自主整備ルート</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 使用可能な場合に活用するルート。 地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 </td> </tr> </tbody> </table>  <p>第3-4図 屋外アクセスルート図</p>	場所	大分類	小分類	概要説明	屋外	屋外アクセスルート	アクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> 地震及び地震に随伴する津波を考慮しても使用可能なルート。 有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。 	サブルート	<ul style="list-style-type: none"> 地震及び津波時に期待しないルート。 地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 	自主整備ルート	<ul style="list-style-type: none"> 使用可能な場合に活用するルート。 地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 	<p>【島根】設計方針の相違 ・泊は自主整備ルートを設定している。（柏崎と同様）</p>
場所	大分類	小分類	概要説明																						
屋外	屋外アクセスルート	アクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> 地震及び地震に随伴する津波を考慮しても使用が可能である。 有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。 																						
		サブルート	<ul style="list-style-type: none"> 地震及び津波時に期待しないルート。 地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 																						
場所	大分類	小分類	概要説明																						
屋外	屋外アクセスルート	アクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> 地震及び地震に随伴する津波を考慮しても使用可能なルート。 有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。 																						
		サブルート	<ul style="list-style-type: none"> 地震及び津波時に期待しないルート。 地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 																						
		自主整備ルート	<ul style="list-style-type: none"> 使用可能な場合に活用するルート。 地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 																						

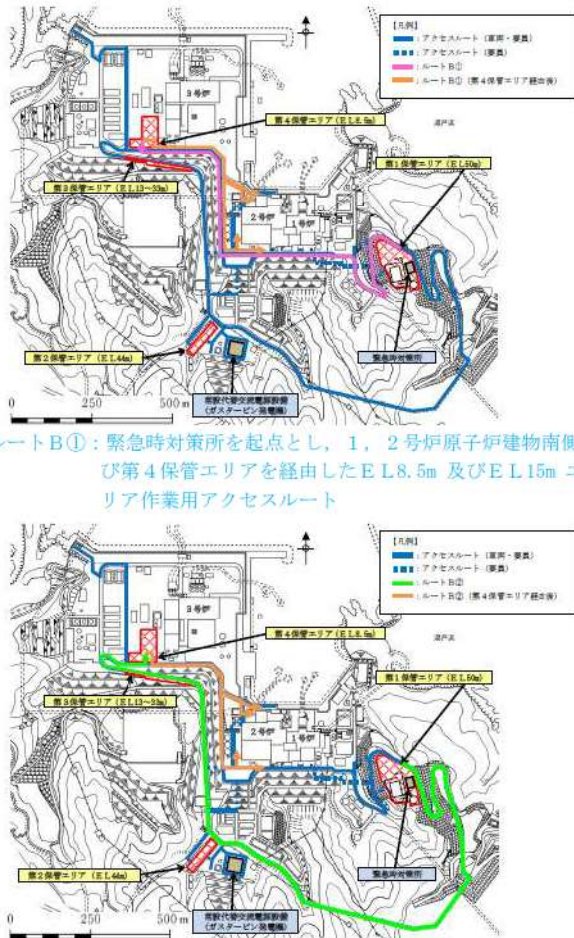
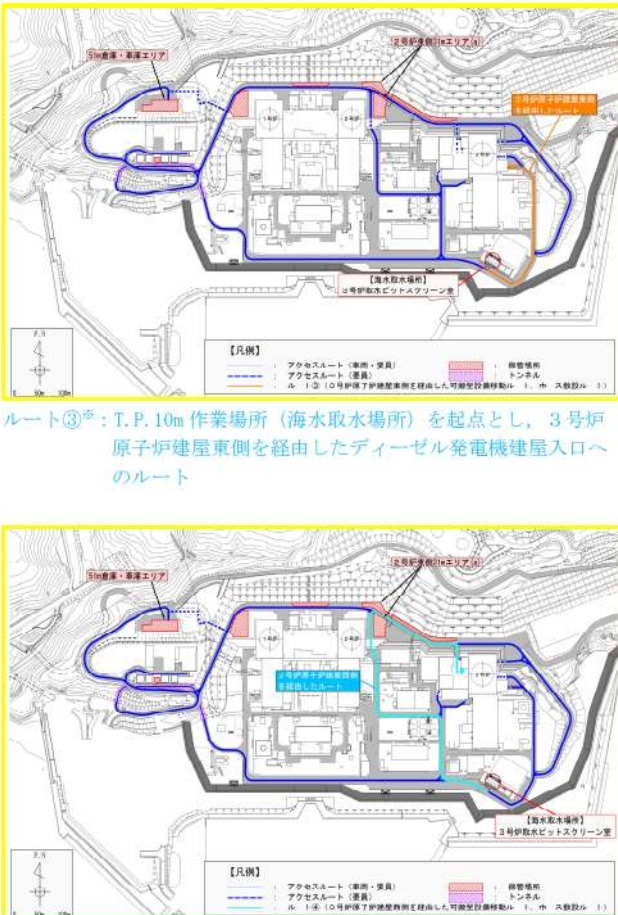
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>ルートA①：緊急時対策所（第1保管エリア）を起点とし、1、2号炉原子炉建物南側を經由したE L8.5m及びE L15m エリア作業用アクセスルート</p>  <p>ルートA②：緊急時対策所（第1保管エリア）を起点とし、第二輪谷トンネルを經由したE L8.5m及びE L15m エリア作業用アクセスルート</p> <p>第2-4図 保管場所からのアクセスルート概要(1/4)</p>	 <p>ルートA①[※]：2号炉東側31mエリア(a)を起点とし、3号炉原子炉建屋北側を經由したT.P.10m作業場所（海水取水場所）へのルート</p> <p>ルートB①[※]：51m倉庫・車庫エリアを起点とし、3号炉原子炉建屋北側を經由したT.P.10m作業場所（海水取水場所）へのルート</p>  <p>ルートA②[※]：2号炉東側31mエリア(a)を起点とし、アクセスルートトンネルを經由したT.P.10m作業場所（海水取水場所）へのルート</p> <p>ルートB②[※]：51m倉庫・車庫エリアを起点とし、アクセスルートトンネルを經由したT.P.10m作業場所（海水取水場所）へのルート</p> <p>【ルート距離（保管場所～3号取水ビットスクリーン室）】 ルートA①：760m、 ルートB①：1,710m、 ルートA②：1,570m、 ルートB②：1,590m</p> <p>※：有効性評価における可搬型設備設置のクリティカルとなる可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ビットの補給に係るルート</p> <p>第3-5図 保管場所からT.P.10m作業場所（海水取水場所）へのアクセスルート概要</p>	<p>【島根】設計内容の相違 ・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p>

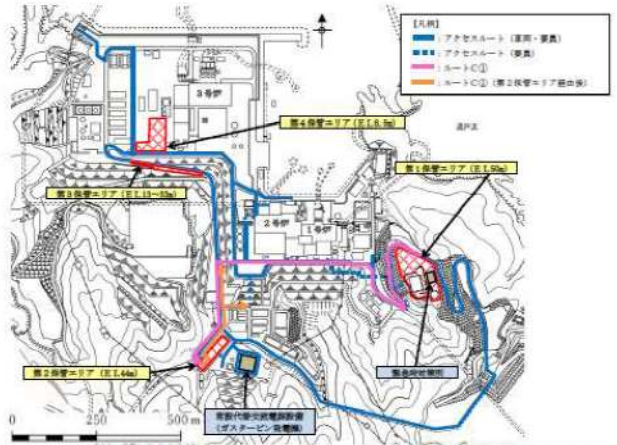
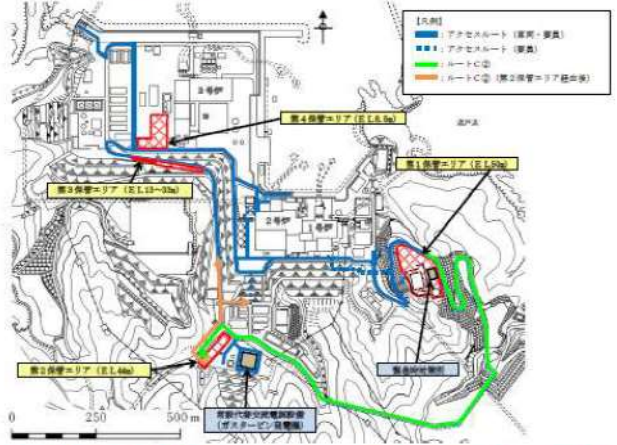
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	 <p>ルートB①：緊急時対策所を起点とし、1、2号炉原子炉建物南側及び第4保管エリアを経由したE L8.5m 及びE L15m エリア作業用アクセスルート</p> <p>ルートB②：緊急時対策所を起点とし、第二輪谷トンネル及び第4保管エリアを経由したE L8.5m 及びE L15m エリア作業用アクセスルート</p> <p>第2-4 図 保管場所からのアクセスルート概要(2/4)</p>	 <p>ルート③※：T.P.10m 作業場所（海水取水場所）を起点とし、3号炉原子炉建屋東側を経由したディーゼル発電機建屋入口へのルート</p> <p>ルート④※：T.P.10m 作業場所（海水取水場所）を起点とし、3号炉原子炉建屋西側を経由した原子炉補助建屋入口へのルート</p> <p>【ルート距離（3号取水ピットスクリーン室～建屋入口）】 ルート③：350m、ルート④：800m</p> <p>※：有効性評価における可搬型設備設置のクリティカルとなる可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットの補給に係るルート</p> <p>第3-6 図 T.P.10m 作業場所（海水取水場所）から建屋入口へのアクセスルート概要</p>	<p>【島根】設計内容の相違・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p>

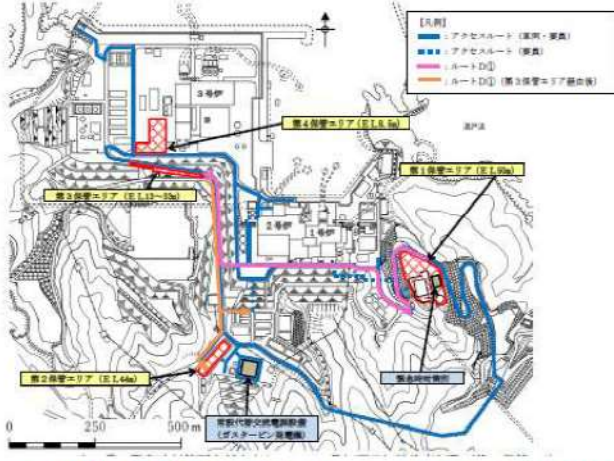
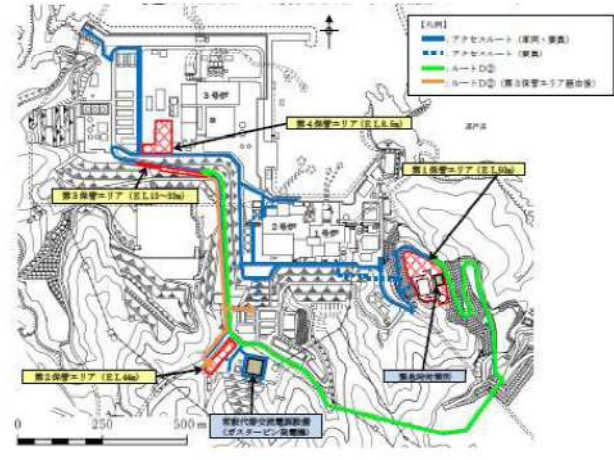
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>ルートC①：緊急時対策所を起点とし、1、2号炉原子炉建物南側及び第2保管エリアを経由したE L44m エリア作業用アクセスルート</p>  <p>ルートC②：緊急時対策所を起点とし、第二輪谷トンネル及び第2保管エリアを経由したE L44m エリア作業用アクセスルート</p> <p>第2-4図 保管場所からのアクセスルート概要(3/4)</p>		<p>【島根】設計内容の相違 ・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>ルートD①：緊急時対策所を起点とし、1、2号炉原子炉建物南側及び第3保管エリアを経由したE L13～33m及びE L44mエリア作業用アクセスルート</p>  <p>ルートD②：緊急時対策所を起点とし、第二輪谷トンネル及び第3保管エリアを経由したE L13～33m及びE L44mエリア作業用アクセスルート</p> <p>第2～4図 保管場所からのアクセスルート概要(4/4)</p>		<p>【島根】設計内容の相違 ・プラントの相違によるアクセスルート設定の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) 屋内アクセスルートの設定</p> <p>基本方針に従い、地震、津波その他の自然現象による影響及び人為事象による影響を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物に、各設備の操作場所までの屋内アクセスルートは、アクセスルート及び迂回路を設定する。</p> <p>a. 屋内アクセスルート設定の考え方</p> <p>(a) 地震の影響の考慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外から直接原子炉建物内に入城するための原子炉建物の入口は、以下の条件を考慮し設定する。 <p>①原子炉建物の入口を複数設定する。</p> <p>②上記①のうち、基準地震動 S_s の影響を受けない位置的分散を考慮した入口を少なくとも2箇所設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルート及び迂回路は、基準地震動 S_s の影響を受けない建物に設定する。 アクセスルート及び迂回路の設定に当たっては、以下を考慮する。 <p>①各階には各区分に沿った通路、複数の階段及び出入口扉があり、それぞれの通路等を組み合わせることで、複数のルートを選定する。</p> <p>②アクセスルート及び迂回路近傍の油内包機器及び水素ガス内包機器については、地震時に火災源とならない。</p> <p>③アクセスルート及び迂回路は、地震に伴う溢水が発生した場合においても歩行可能な水深とする。</p> <p>④アクセスルート及び迂回路近傍の常置品及び仮置資機材については、地震による転倒等により通行を阻害しないように固縛等の転倒防止対策を実施する。</p> <p>なお、迂回路は、転倒した常置品及び仮置資機材の人力による排除や乗り越え等により通行も考慮する。</p>	<p>(6) 屋内アクセスルートの設定</p> <p>基本方針に従い、地震、津波その他の自然現象による影響及び人為事象による影響を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋に、各設備の操作場所までの屋内アクセスルートは、アクセスルート及び迂回路を設定する。</p> <p>故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合においては、アクセスルート及び迂回路に加えて、通行可能な建屋に操作場所までの大型航空機特化ルートを設定する。</p> <p>a. 屋内アクセスルート設定の考え方</p> <p>(a) 地震の影響の考慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外から原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋（以下「主要建屋」という。）内に入城するための入口は、以下の条件を考慮し設定する。 <p>①操作場所まで移動するための主要建屋の入口を複数設定する。</p> <p>②上記①のうち、基準地震動の影響を受けない位置的分散を考慮した入口を少なくとも2箇所設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルート及び迂回路は、基準地震動の影響を受けない建屋に設定する。 アクセスルート及び迂回路の設定に当たっては、以下を考慮する。 <p>①各階には各区分に沿った通路、複数の階段及び出入口扉があり、それぞれの通路等を組み合わせることで、複数のルートを選定する。</p> <p>②アクセスルート及び迂回路近傍の油内包機器及び水素内包機器については、地震時に火災源とならない。</p> <p>③アクセスルート及び迂回路は、地震に伴う溢水が発生した場合においても歩行可能な水深とする。</p> <p>④アクセスルート及び迂回路近傍の常置物及び仮置物については、地震による転倒等により通行を阻害しないように固縛等の転倒防止対策を実施する。</p> <p>なお、当該常置物及び仮置物が転倒した場合であっても、通行可能な通路幅があること、又は通行可能な通路幅がない場合であっても、人力による排除又は乗り越えによる通行も考慮する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【島根】記載名称の相違</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は、大型航空機の衝突時に特化したルートを外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋以外の建屋に設定する必要があることから大型航空機特化ルートに関する内容を記載している。（大型航空機の衝突時に特化したルートを設定するという考え方は女川と同様。）</p> <p>【島根】記載名称及び記載表現の相違 【島根】記載内容の相違 ・建屋に入城する入口は、直接原子炉建屋内に入城するための入口に加え、原子炉建屋に隣接し屋内ルートでつながっている原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋の入口についても考慮していることから泊は「直接」と限定的な記載にしていない。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・泊は、迂回路の評価をアクセスルートと同等の評価を実施している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(b) 地震以外の自然現象の考慮 地震以外の自然現象に対し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られたアクセスルート及び迂回路を設定する。</p> <p>(c) その他の考慮事項 アクセスルート及び迂回路の設定に当たっては、高線量区域を通行しないよう考慮する。</p> <p>b. 屋内アクセスルート設定 屋内アクセスルート設定の考え方を踏まえて、アクセスルート及び迂回路を以下のとおり設定する。</p> <p>(a) 原子炉建物入口 重大事故等時に屋外から直接、原子炉建物内に入城するため基準地震動 S_s の影響を受けない入口を原子炉建物の西側に2箇所、南側に1箇所設定する。</p>	<p>(b) 地震以外の自然現象の考慮 地震以外の自然現象に対し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られたアクセスルート及び迂回路を設定する。</p> <p>(c) 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響の考慮 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合に使用する経路として、大型航空機特化ルートを設定する。 大型航空機特化ルートは、起回事象が地震、津波その他の自然現象及び人為事象ではないことから、これら事象に対する影響評価の対象外とする。</p> <p>(d) その他の考慮事項 アクセスルート及び迂回路の設定に当たっては、高線量区域を通行しないよう考慮する。</p> <p>b. 屋内アクセスルート設定 屋内アクセスルート設定の考え方を踏まえて、アクセスルート、迂回路及び大型航空機特化ルートを以下のとおり設定する。</p> <p>(a) 主要建屋入口 重大事故等時に屋外から主要建屋内に入城するため基準地震動の影響を受けない主要建屋の入口として原子炉補助建屋の北側に2箇所、原子炉建屋の東側に2箇所、ディーゼル発電機建屋の東側に1箇所設定する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【島根】記載方針の相違 泊は、大型航空機の衝突時に特化したルートを外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋以外の建屋に設定する必要があることから大型航空機特化ルートに関する内容を記載している。（大型航空機の衝突時に特化したルートを設定するという考え方は女川と同様。）</p> <p>【島根】記載表現及び建屋名称等の相違 【島根】記載内容の相違 建屋に入城する入口は、直接原子炉建屋内に入城するための入口に加え、原子炉建屋に隣接し屋内ルートでつながっている原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋の入口についても考慮していることから泊は「直接」と限定的な記載にしていない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(b) 屋内アクセスルート 基準地震動 S s の影響を受けない原子炉建物、タービン建物、廃棄物処理建物及び制御室建物に、以下に示す各設備の操作場所へのアクセスルート及び迂回路を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室から原子炉建物及び廃棄物処理建物までのルート。 原子炉建物及び廃棄物処理建物の各階層間を移動するためのルート。 <p>c. 屋内アクセスルート選定 アクセスルート及び迂回路は、以下のとおり選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路 迂回路は、上記アクセスルートが使用できない場合に使用可能な経路 <p>(6) 島根原子力発電所1号炉の廃止措置の影響 廃止措置中である島根原子力発電所1号炉の廃止措置関連工事の実施に当たっては、島根原子力発電所2号炉の重大事故等対応に必要な可搬型設備の保管場所及び屋外のアクセスルートに影響を及ぼさないよう工事を実施し、運用管理を原子炉施設保安規定に規定し、QMS 規程に基づき実施する。</p> <p>なお、屋外アクセスルートのうちサブルートは、地震及び津波時に期待しないルートと位置付けるため、地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。</p>	<p>(b) 屋内アクセスルート 基準地震動の影響を受けない主要建屋に、以下に示す各設備の操作場所へのアクセスルート及び迂回路を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室から原子炉建屋及びディーゼル発電機建屋までのルート。 主要建屋の各階層間を移動するためのルート。 <p>また、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合において、出入管理建屋及び原子炉補助建屋に操作場所への大型航空機特化ルートを設定する。</p> <p>c. 屋内アクセスルート選定 アクセスルート及び迂回路は、以下のとおり選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路。 迂回路は、上記アクセスルートが使用できない場合に使用可能な経路。 大型航空機特化ルートは、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合に使用する経路。 	<p>【島根】記載方針の相違 ・泊は、大型航空機の衝突時に特化したルートを外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋以外の建屋に設定する必要があることから大型航空機特化ルートに関する内容を記載している。（大型航空機の衝突時に特化したルートを設定するという考え方は女川と同様。）</p> <p>【島根】廃止措置関連工事の実施の有無による相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象</p> <p>(1) 自然現象 a. 想定する自然現象 発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波を除く。）については、網羅的に抽出するために、国内外の基準や文献等に基づき事象を収集し、海外の選定基準を参考として選定を行った結果、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮の12事象を選定した。これらの事象に地震及び津波を加えた14事象（地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮）を選定した。 自然現象選定の詳細については設置許可基準規則第6条適合性説明資料「外部事象の考慮について」参照。</p>	<p>(7) 保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートの自然現象等に対する影響評価</p> <p>可搬型設備の保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響を及ぼす自然現象等について、抽出の考え方及び概略影響評価結果を以下に示す。詳細評価については(8)、3.～5.に示す。</p> <p>なお、屋外アクセスルートのうちサブルートは、地震及び津波時に期待しないルートと位置付けるため、地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。</p> <p>a. 自然現象 (a) 自然現象抽出の考え方 自然現象抽出の考え方は次のとおりである。 ・島根原子力発電所の安全を確保する上で設計上考慮すべき自然現象としては、国内で発生し得る事象に加え、欧米の基準等で示されている事象を用い網羅的に収集した55事象を母集団とする。 （別紙(34)参照） ・収集した55事象について、第2～3表に示す「影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象」等の除外基準を用いて、島根原子力発電所において設計上想定すべき事象を抽出する。（別紙(34)参照）</p>	<p>4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象</p> <p>可搬型設備の保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響を及ぼす外部事象について、概略影響評価結果を以下に示す。</p> <p>なお、屋外アクセスルートのうちサブルート及び自主整備ルートは、それぞれ地震及び津波時に期待しないルート及び使用が可能な場合に活用するルートと位置付けるため、地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。</p> <p>また、屋内アクセスルートのうち大型航空機特化ルートは、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合に使用する経路と位置付けるため、起因事象が地震、津波その他の自然現象及び人為事象ではないことから、これら事象の影響評価対象外とする。</p> <p>(1) 自然現象 a. 想定する自然現象 発電所敷地で想定される自然現象（地震及び津波を除く。）については、網羅的に抽出するために、国内外の基準や文献等に基づき事象を収集し、海外の選定基準を参考として選定を行った結果、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮の12事象を選定した。これらの事象に地震及び津波を加えた14事象（地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮）を選定した。 自然現象選定の詳細については設置許可基準規則第6条適合状況説明資料「外部事象の考慮について」参照。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・泊の屋外アクセスルートは、島根の考え方を参考としているから、島根の記載を取り入れている。</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は女川と同様に抽出プロセスは、他の審査項目を呼び込むこととしている。</p> <p>【島根】設計方針の相違 ・泊は自主整備ルートを設定している。（柏崎と同様）</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は、大型航空機の衝突時に特化したルートを外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋以外の建屋に設定する必要があるのでから大型航空機特化ルートに関する内容を記載している。（大型航空機の衝突時に特化したルートを設定するという考え方は女川と同様。）</p> <p>【島根】記載方針の相違 ・泊は女川と同様に抽出プロセスは、他の審査項目を呼び込むこととしている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>1.0 重大事故等対策における共通事項</p> <p>b. 自然現象の影響評価</p> <p>「a. 想定する自然現象」で選定した14事象に対して、設計上想定する規模で発生した場合の影響について評価した結果を第4-1表に示す。</p> <p>保管場所及びアクセスルートへの影響評価として確認する事項は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計上想定した自然現象に対し、保管場所の位置等の状況を踏まえ、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備の安全機能が同時に喪失しないこと。 保管場所に設置された重大事故等対処設備が各自然現象によって同時にすべて機能喪失しないこと。 保管場所、その他現場における屋外作業や屋外アクセスルートの通行が可能なこと。 屋内アクセスルートの通行が可能であること。 <p>第4-1表のとおり、想定する自然現象のうち保管場所とアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性がある自然現象は地震のみと考えられる。</p> <p>なお、自然現象の重畳を考慮した場合の影響については、別紙(4)に示す。</p>	<p>第2-3表 保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象（自然現象）</p> <table border="1" data-bbox="757 204 1272 545"> <thead> <tr> <th>評価の観点</th> <th>保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象【41事象】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>影響を与えるほど接近した事象に発生しない事象【10事象】</td> <td>干ばつ/砂嵐/塵埃/カルスト/地下水位による浸水/潮又は河川の水位低下/氷結（氷害の凍結）/氷害/河川の氾濫/土壌の収縮又は膨張</td> </tr> <tr> <td>ハザード発生・発生が早く、事象にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる事象【2事象】</td> <td>噴火/噴霧/噴煙/噴霧（水面下の浸食）</td> </tr> <tr> <td>考慮された事象と比較して、設備等への影響度が同等若しくはそれ以下であり、安全性が損なわれることがない事象【7事象】</td> <td>高圧/中圧/低圧/高水温（海水温高）/低水温（海水温低）/太陽フレア、磁気嵐/震害</td> </tr> <tr> <td>影響が他の事象に含まれる事象【21事象】</td> <td>地震活動：地盤の隆起/陥没/死湧出（湧伏化） 津波：海水面高/海水面低/海底地滑り/湧潮/静穏/高潮/夜潮 洪水：暴又は河川の水位上昇 嵐（台風）/ハリケーン 竜巻：瞬間的な気圧/ひょう 積雪（豪雪）/氷晶 地滑り、土石流等；土砂崩れ（山崩れ、崩壊） 火山（火山活動・降灰）：水蒸気、熱源噴出/毒性ガス 生物学的事象：動物/水中の有機物質 森林火災：森林火災</td> </tr> <tr> <td>発生頻度が他の事象と比較して非常に低い事象【1事象】</td> <td>積石</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：降氷に起因して発生する地滑り及び土石流を考慮</p> <p>(b) 自然現象の影響評価（概略）</p> <p>「(a) 自然現象抽出の考え方」を踏まえ抽出した事象から森林火災を除いた事象（12事象）について、設計上想定する規模で発生した場合の影響について確認し、その結果を第2-4表に示す。</p>	評価の観点	保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象【41事象】	影響を与えるほど接近した事象に発生しない事象【10事象】	干ばつ/砂嵐/塵埃/カルスト/地下水位による浸水/潮又は河川の水位低下/氷結（氷害の凍結）/氷害/河川の氾濫/土壌の収縮又は膨張	ハザード発生・発生が早く、事象にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる事象【2事象】	噴火/噴霧/噴煙/噴霧（水面下の浸食）	考慮された事象と比較して、設備等への影響度が同等若しくはそれ以下であり、安全性が損なわれることがない事象【7事象】	高圧/中圧/低圧/高水温（海水温高）/低水温（海水温低）/太陽フレア、磁気嵐/震害	影響が他の事象に含まれる事象【21事象】	地震活動：地盤の隆起/陥没/死湧出（湧伏化） 津波：海水面高/海水面低/海底地滑り/湧潮/静穏/高潮/夜潮 洪水：暴又は河川の水位上昇 嵐（台風）/ハリケーン 竜巻：瞬間的な気圧/ひょう 積雪（豪雪）/氷晶 地滑り、土石流等；土砂崩れ（山崩れ、崩壊） 火山（火山活動・降灰）：水蒸気、熱源噴出/毒性ガス 生物学的事象：動物/水中の有機物質 森林火災：森林火災	発生頻度が他の事象と比較して非常に低い事象【1事象】	積石	<p>b. 自然現象の影響評価</p> <p>「a. 想定する自然現象」で選定した14事象に対して、設計上想定する規模で発生した場合の影響について評価した結果を第4-1表に示す。</p> <p>保管場所及びアクセスルートへの影響評価として確認する事項は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計上想定した自然現象に対し、保管場所の位置等の状況を踏まえ、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備の安全機能が同時に喪失しないこと。 保管場所に設置された重大事故等対処設備が各自然現象によって同時にすべて機能喪失しないこと。 保管場所、その他現場における屋外作業や屋外のアクセスルートの通行が可能なこと。 屋内のアクセスルートの通行が可能であること。 <p>第4-1表のとおり、想定する自然現象のうち保管場所とアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性がある自然現象は地震のみと考えられる。</p> <p>なお、自然現象の重畳を考慮した場合の影響については、別紙(4)に示す。</p>	<p>【島根】記載方針の相違 ・泊は女川と同様に抽出プロセスは、他の審査項目を呼び込むこととしている。</p> <p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・泊は女川と同様に影響評価における確認事項を記載。</p>
評価の観点	保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象【41事象】														
影響を与えるほど接近した事象に発生しない事象【10事象】	干ばつ/砂嵐/塵埃/カルスト/地下水位による浸水/潮又は河川の水位低下/氷結（氷害の凍結）/氷害/河川の氾濫/土壌の収縮又は膨張														
ハザード発生・発生が早く、事象にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる事象【2事象】	噴火/噴霧/噴煙/噴霧（水面下の浸食）														
考慮された事象と比較して、設備等への影響度が同等若しくはそれ以下であり、安全性が損なわれることがない事象【7事象】	高圧/中圧/低圧/高水温（海水温高）/低水温（海水温低）/太陽フレア、磁気嵐/震害														
影響が他の事象に含まれる事象【21事象】	地震活動：地盤の隆起/陥没/死湧出（湧伏化） 津波：海水面高/海水面低/海底地滑り/湧潮/静穏/高潮/夜潮 洪水：暴又は河川の水位上昇 嵐（台風）/ハリケーン 竜巻：瞬間的な気圧/ひょう 積雪（豪雪）/氷晶 地滑り、土石流等；土砂崩れ（山崩れ、崩壊） 火山（火山活動・降灰）：水蒸気、熱源噴出/毒性ガス 生物学的事象：動物/水中の有機物質 森林火災：森林火災														
発生頻度が他の事象と比較して非常に低い事象【1事象】	積石														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉				島根原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由 【女川及び島根】 記載内容の相違 ・それぞれの自然現象に に対する対応内容の相 違。
第4-1表 自然現象により想定される影響評価結果				第2-4表 自然現象により想定される影響概略評価結果(1/4)				第4-1表 自然現象により想定される影響概略評価結果				
自然現象	評価結果			自然現象	概略評価結果			自然現象	評価結果			
	保管場所	屋外アクセスルート	屋内アクセスルート		保管場所	屋外アクセスルート	屋内アクセスルート		保管場所	屋外アクセスルート	屋内アクセスルート	
地震	・地震や周辺斜面の崩壊による影響、周辺建造物の倒壊・損壊・火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	・地震や周辺斜面の崩壊による影響、周辺建造物の倒壊・損壊・火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	・資機材等の倒壊・損壊、アクセスルート周辺機器等の火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	地震	・地震や周辺斜面の崩壊による影響、周辺建造物の倒壊・損壊・火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	・地震や周辺斜面の崩壊による影響、周辺建造物の倒壊・損壊・火災・溢水による影響が考えられ、アクセスルートは個別の評価が必要。	・資機材等の倒壊・損壊、アクセスルート周辺機器等の火災・溢水による影響が考えられ、アクセスルートは個別の評価が必要。	地震	・地震や周辺斜面の崩壊による影響、周辺建造物の倒壊・損壊・火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	・地震や周辺斜面の崩壊による影響、周辺建造物の倒壊・損壊・火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	・資機材等の倒壊・損壊、アクセスルート周辺機器等の火災・溢水による影響が考えられ、個別の評価が必要。	
津波	・基準津波に対し防潮堤や防溺壁を設置することから、原子炉建屋等や保管場所へ遡上する浸水はない。したがって、設計基準事故対応設備と重大事故等対応設備が同時に機能喪失しない。	・基準津波に対して防潮堤や防溺壁を設置することから、アクセスルートまで遡上する浸水はない。	・基準津波に対して防潮堤や防溺壁を設置することから、アクセスルートへ遡上する浸水はない。	津波	・基準津波に対し防波壁等を設置することから、原子炉建屋等や保管場所へ遡上する浸水はない。したがって、設計基準事故対応設備と重大事故等対応設備が同時に機能喪失しない。	・基準津波に対し防波壁等を設置することから、アクセスルートへ遡上する浸水はない。	・基準津波に対し防波壁等を設置することから、アクセスルートへ遡上する浸水はない。	津波	・基準津波に対し防潮堤を設置することから、原子炉建屋等や保管場所へ遡上する浸水はない。したがって、設計基準事故対応設備と重大事故等対応設備が同時に機能喪失しない。	・基準津波に対して防潮堤を設置することから、アクセスルートへ遡上する浸水はない。	・基準津波に対して防潮堤を設置することから、アクセスルートへ遡上する浸水はない。	
洪水	・敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。	・同左	・同左	洪水	・敷地周辺に河川等がないことから、洪水による影響を受けない。	・敷地周辺に河川等がないことから、アクセスルートは洪水による影響を受けない。	・敷地周辺に河川等がないことから、アクセスルートは洪水による影響を受けない。	洪水	・敷地の地形及び表流水の状況から、洪水による被害を受けることはない。	・同左	・同左	
風(台風)	・設計基準事故対応設備は建屋内に設置されているため、風による影響はない。また、可搬型設備は荷重が大きく、設計基準の風により転倒することはないことから、設計基準事故対応設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。	・台風によりがれきが発生した場合でも、ブルドーザにより撤去することが可能である。	・建屋内であり影響は受けない。	風(台風)	・設計基準事故対応設備は建屋内に設置されているため、風(台風)による影響はない。また、可搬型設備は荷重が大きく、設計基準の風(台風)により飛散することはないことから、同時に機能喪失しない。	・風(台風)によりアクセスルートにがれきが発生した場合にも、ホイールローダにより撤去することが可能である。	・建屋内でありアクセスルートは風(台風)による影響を受けない。	風(台風)	・設計基準事故対応設備は建屋内に設置されているため、風(台風)による影響はない。また、可搬型設備は荷重が大きく、設計基準の風により転倒することはないことから、設計基準事故対応設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。	・風(台風)によりがれきが発生した場合でも、ホイールローダにより撤去することが可能である。	・建屋内であり、アクセスルートは影響を受けない。	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉			島根原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
			第2-4表 自然現象により想定される影響概略評価結果(2/4)								【女川及び島根】 記載内容の相違 ・それぞれの自然現象に に対する対応内容の相 違。
			自然現象				自然現象				
			自然現象				自然現象				
電巻	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備は屋外の保管場所に設置しているが、設計基準事故対処設備は電巻に対して頑健な建屋に設置していることから、設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 保管エリアに配備する可搬型設備は原子炉建屋等に対し離隔距離の確保、又は飛散防止対策を実施することから原子炉建屋等へ影響を与えない。 	<ul style="list-style-type: none"> 電巻によりがれきが発生した場合でも、ブルドーザにより撤去することが可能である。 万一、送電鉄塔が倒壊した場合であっても、複数のルートが確保されていることから、影響がないルートを選択することで目的地までのアクセスが可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋等は電巻に対し頑健性を有することから影響を受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備は屋外の保管場所に設置しているが、設計基準事故対処設備は電巻に対して頑健な建物内に設置していること、又は防護対策を実施していることから、同時に機能喪失しない。 可搬型設備は、複数箇所にそれぞれ離隔して分散配置していることから、同時に機能喪失しない。 屋外に配置している電巻防護施設近傍の可搬型設備は固縛等により飛来物とならないための対策を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 電巻によりアクセスルートにがれきが発生した場合にも、ホイールローダにより撤去することが可能である。 通信用無線鉄塔及び送電鉄塔が倒壊した場合であっても影響を受けないアクセスルートを選択することで目的地へのアクセスが可能である。 電巻防護施設周辺に関しては、電巻発生予測を踏まえた車両の待避運用等の飛来物発生防止対策を実施することから、アクセスルートは電巻による影響を受けない。 また、その他の場所以関しては、複数のアクセスルートが確保されていることから、飛来物によりアクセスに問題を生じる可能性は小さい。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋等は電巻に対し頑健性を有することからアクセスルートは影響を受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対処設備は電巻に対して建屋等内の防護した場所に設置していることから、屋外に配備している可搬型設備と同時に機能喪失しない。 可搬型設備は、複数箇所にそれぞれ離隔して分散配置していることから、同時に機能喪失しない。 屋外に配置している電巻防護施設近傍の可搬型設備は、固縛等により飛来物とならないための対策を実施することから、アクセスルートは電巻による影響を受けない。 その他の場所以関しては、複数のアクセスルートを確保していることから、飛来物によりアクセスに問題を生じる可能性は小さい。 	<ul style="list-style-type: none"> 電巻によりがれきが発生した場合でも、ホイールローダにより撤去することが可能である。 送電鉄塔が倒壊した場合であっても影響を受けないアクセスルートを選択することで目的地へのアクセスが可能である。 電巻防護施設周辺に関しては、電巻発生予測を踏まえた車両の待避運用等の飛来物発生防止対策を実施することから、アクセスルートは電巻による影響を受けない。 その他の場所以関しては、複数のアクセスルートを確保していることから、飛来物によりアクセスに問題を生じる可能性は小さい。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋は電巻に対し頑健性を有することから、アクセスルートは影響を受けない。 		
積雪	<ul style="list-style-type: none"> 気象予測により事前の予測が十分可能であり、原子炉建屋等、保管場所及び可搬型設備の除雪は積雪状況を見計らいながら行うことで対処が可能であることから、設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 気象予測により事前の予測が十分可能であり、除雪を実施できる体制を構築し、ホイールローダによる除雪及び積雪量を撤去し対応するための積雪の影響はない。その上で車両に常時スタッドレスタイヤを装着し、徐行で運転することから急勾配の下りでもスリップする可能性は低い。なお、急勾配箇所にはすべり止め材を配備して必要に応じて使用できるようにするとともに、すべり止め舗装を施す。(別紙(56)参照) また、ブルドーザにより最大152分で除雪が可能である。(別紙(5)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 建屋内であり影響を受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備は屋外の保管場所に設置しているが、設計基準事故対処設備は建物内に設置されているため影響を受けない。同時に機能喪失しない。 気象予測により事前の予測が十分可能であり、地盤に影響が出ないよう、各設備の掘削に関する仕様を下回るおそれがある場合には、必要に応じて、あらかじめ可搬型設備の除雪運転を行うこととしているため、影響を受けない。なお、除雪運転は事前に実施することからアクセス時間への影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 気象予測により事前の予測が十分可能であり、アクセスルートへの積雪撤去を行うことで、アクセスに問題を生じる可能性が小さい。 路面が凍結した場合にも、走行可能なタイヤを装着していることから、アクセスに問題を生じる可能性は小さい。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物内でありアクセスルートは凍結による影響を受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対処設備は積雪状況を見計らいながら行うことで対処が可能であることから、設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 気象予測により事前の予測が十分可能であり、保管場所及び可搬型設備の除雪は積雪状況を見計らいながら行うことで対処が可能であることから、設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建屋内であり、アクセスルートは影響を受けない。 		
降水	<ul style="list-style-type: none"> 構内排水設備は十分な排水能力があることから、保管場所に滞留水は発生しない。(別紙(26)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 構内排水設備は十分な排水能力があることから、アクセスルートに滞留水は発生しない。(別紙(26)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 浸水防止対策を施された建物内であり、アクセスルートは降水による影響を受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> 構内排水設備は十分な排水能力があることから、アクセスルートに滞留水は発生しない。(別紙(26)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 浸水防止対策を施された建物内であり、アクセスルートは降水による影響を受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> 浸水防止対策を施された建物内であり、アクセスルートは降水による影響を受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対処設備は積雪状況を見計らいながら行うことで対処が可能であることから、設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 気象予測により事前の予測が十分可能であり、保管場所及び可搬型設備の除雪は積雪状況を見計らいながら行うことで対処が可能であることから、設計基準事故対処設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建屋内であり、アクセスルートは影響を受けない。 		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉				島根原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由				
第2-4表 自然現象により想定される影響概略評価結果(3/4)				第2-4表 自然現象により想定される影響概略評価結果(3/4)				第2-4表 自然現象により想定される影響概略評価結果(3/4)								
自然現象	評価結果		屋内のアクセスルート	自然現象	概略評価結果		屋内のアクセスルート	自然現象	評価結果		屋内のアクセスルート					
	保管場所	屋外のアクセスルート			保管場所	屋外のアクセスルート			保管場所	屋外のアクセスルート		屋内のアクセスルート				
凍結	・保管場所に設置されている可搬型設備は屋外であるが、設計基準事故対応設備は建屋内に設置されているため、影響を受けないことから設計基準事故対応設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。	・凍結を伴うような低温となる場合は、気象予報により事前の予測が十分可能であり、凍結への対応可能な体制を構築し、適宜融雪剤を散布し対応するため凍結の影響はない。その上で車両に常時スタッドレスタイヤを装着し、徐行で運転することから急勾配の下りでもスリップする可能性は低い。なお、急勾配箇所にはすべり止め材を配置して必要に応じて使用できるようにすることにも、すべり止め舗装を施す。(別紙(36)参照)	・建屋内であり影響を受けない。	積雪	・気象予報により事前の予測が十分可能であり、保管場所及び可搬型設備の除雪は積雪状況を見計らいながら行うことで対応が可能であることから、設計基準事故対応設備と重大事故等対応設備は同時に機能喪失しない。	・気象予報により事前の予測が十分可能であり、積雪状況等を見計らいながらアクセスルートの除雪を行うことで対応が可能である。なお、ホイールローダにより最大77分で除雪が可能である。(別紙(32)参照)	・積雪時においても、走行可能なタイヤを装着していることから、アクセスに問題を生じる可能性は小さい。	・建物内でありアクセスルートは積雪による影響を受けない。	凍結(新低温)	・保管場所に設置されている可搬型設備は屋外であるが、設計基準事故対応設備は建屋内に設置されているため、影響を受けないことから設計基準事故対応設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。	・凍結を伴うような低温となる場合は、気象予報により事前の予測が十分可能であり、各設備の温度に関する仕様を下回らおそれがある場合には、始動に影響が出ないよう必要に応じてあらかじめ可搬型設備の暖機運転を行うことにより影響を受けない。	・凍結を伴うような低温となる場合は、気象予報により事前の予測が十分可能であり、各設備の温度に関する仕様を下回らおそれがある場合には、始動に影響が出ないよう必要に応じてあらかじめ可搬型設備の暖機運転を行うことにより影響を受けない。	・建屋内であり、アクセスルートは影響を受けない。			
	降水	・適切な降雨強度に基づき設計した排水路により、海城へ排水されることから影響を受けない。	・適切な降雨強度に基づき設計した排水路により、海城へ排水されることから影響を受けない。		・また、原子炉建屋等は浸水防止対策を施していることから、設計基準事故対応設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。	・排水路の性能については別紙(6)参照。	・適切な降雨強度に基づき設計した排水路により、海城へ排水されることから影響を受けない。	・また、原子炉建屋等は浸水防止対策を施していることから、設計基準事故対応設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。		・排水路の性能については別紙(6)参照。	降水	・適切な降雨強度に基づき設計した構内排水設備により、海城へ排水されることから影響を受けない。	・また、原子炉建屋等は浸水防止対策を施していることから、設計基準事故対応設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。	・構内排水設備の性能については別紙(6)参照。	・浸水防止対策が施された建屋内であり、アクセスルートは影響を受けない。	
		・設計基準事故対応設備は避雷対策を施されたエリアに設置されており、かつ保管場所とは位置的分散が図られていることから、設計基準事故対応設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。	・1回の落雷により影響を受ける範囲は限定されるため、保管場所は2セットを離隔して位置的分散を図っており、影響を受けない。		・落雷によりアクセスルートに影響を受けることはない。	・落雷発生中は、屋内に逃避し、状況を見て屋外作業を実施する。	・建屋には避雷設備を設置しており影響を受けない。	地滑り・土石流		・可搬型設備は屋外の保管場所に設置しているが、設計基準事故対応設備は地滑り・土石流の影響範囲外に設置していることから、同時に機能喪失しない。		・地滑り・土石流により影響を受ける範囲は限定され、可搬型設備は、複数箇所にそれぞれ離隔して分散配置していることから、同時に機能喪失しない。(別紙(38)参照)	・原子炉建屋等は地滑り・土石流により影響を受ける範囲にないため、アクセスルートは影響を受けない。(別紙(38)参照)	降水	・適切な降雨強度に基づき設計した構内排水設備により、海城へ排水されることから影響を受けない。	・また、原子炉建屋等は浸水防止対策を施していることから、設計基準事故対応設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。
	・設計基準事故対応設備は、地滑りの影響を受ける範囲にない建屋内に設置されており、屋外に配置している可搬型設備と同時に機能喪失しない。	・1回の落雷により影響を受ける範囲は限定され、可搬型設備は、複数箇所にそれぞれ離隔して分散配置していることから、同時に機能喪失しない。	・アクセスルートは地滑りにより影響を受ける範囲にないため、アクセスルートは影響を受けない。(別紙(37)参照)		・屋外に配置している可搬型設備は、地滑りにより影響を受ける範囲にないため、影響を受けない。(別紙(37)参照)	・原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋は地滑りにより影響を受ける範囲にないため、アクセスルートは影響を受けない。(別紙(37)参照)										

【女川及び島根】
 記載内容の相違
 ・それぞれの自然現象に対する対応内容の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉				島根原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
自然現象	評価結果			自然現象	概略評価結果			自然現象	評価結果			
	保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート		保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート		保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート	
火山の影響	<ul style="list-style-type: none"> 噴火発生の情報を受けた際は、要員を確保し、原子炉建屋等、保管場所及び可搬型設備の除灰を行うことにより対処が可能であること。また、ブルードーザにより最大17分で除灰が可能である。(別紙(5)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 噴火発生の情報を受けた際は要員を確保し、アクセスルートの除灰を行うことにより対処が可能である。また、ブルードーザにより最大17分で除灰が可能である。(別紙(5)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 建屋内であり影響は受けない。 	火山の影響	<ul style="list-style-type: none"> 噴火発生の情報を受けた際は、要員を確保し、原子炉建屋等、保管場所及び可搬型設備の除灰を行うことにより対処が可能であること。また、ブルードーザにより最大218分で除灰が可能である。(別紙(24)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 噴火発生の情報を受けた際は、要員を確保し、アクセスルートの除灰を行うことにより対処が可能である。なお、ホイールローダにより最大218分で除灰が可能である。(別紙(24)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 建屋内でありアクセスルートは火山による影響を受けない。 	火山の影響	<ul style="list-style-type: none"> 噴火発生の情報を受けた際は、要員を確保し、原子炉建屋等、保管場所及び可搬型設備の除灰を行うことにより対処が可能であること。また、ホイールローダにより最大384分で除灰が可能である。(別紙(5)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 噴火発生の情報を受けた際は、要員を確保し、アクセスルートの除灰を行うことにより対処が可能である。また、ホイールローダにより最大384分で除灰が可能である。(別紙(5)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 建屋内であり、アクセスルートは影響を受けない。 	【女川及び島根】 記載内容の相違 ・それぞれの自然現象に対する対応内容の相違。
生物学的事象	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対応設備は、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の齧食等の侵入による影響を受けない。また、衛生生物により、保管場所及び可搬型設備は影響を受けない。したがって、設計基準事故対応設備と可搬型設備が同時に機能喪失しない。 保管場所は位置的に分散されていることから、複数の設備が同時に機能喪失する可能性は小さい。 可搬型設備は、ネズミ等の小動物の侵入により設備の機能に影響がないよう、侵入できるような開口部は侵入防止対策を実施する。(別紙(7)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 影響なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋内アクセスルートは、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の齧食等の侵入による影響を受けない。 	生物学的事象	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対応設備は、浸水防止対策により水密化された建物内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。したがって、屋外の保管場所にある重大事故等対応設備と同時に機能喪失しない。 保管場所は複数箇所あり、位置的に分散されていることから、複数の設備が同時に機能喪失する可能性は小さい。 可搬型設備は、ネズミ等の小動物の侵入により設備の機能に影響がないよう、侵入できるような開口部は侵入防止対策を実施する。(別紙(27)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 容易に排除可能であるため、アクセスルートに影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、浸水防止対策により水密化された建物内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> 影響なし。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。 		
森林火災	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋等と保管場所は防火帯の内側であるため、森林火災による熱影響により設計基準事故対応設備と可搬型設備は同時に機能喪失しない。 万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊がアクセスルート周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは防火帯の内側であり、アクセス性は支障はない。また、輻射強度を考慮しても作業が可能であることを確認している。(別紙(8)参照) 万一、小規模な火災が発生したとしても、自衛消防隊がアクセスルート周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 関連する建屋は防火帯の内側であり、熱影響は受けない。 ばい煙については、外気取入口に設置されたバグフィルタにより一定以上の粒径のばい煙を捕集するとともに、外気取入口ダンパを閉止し、又は空調停止や事故時運転モードにより建屋内への侵入を阻止することが可能であり影響はない。 	森林火災	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故対応設備は、浸水防止対策により水密化された建物内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。したがって、屋外の保管場所にある重大事故等対応設備と同時に機能喪失しない。 保管場所は複数箇所あり、位置的に分散されていることから、複数の設備が同時に機能喪失する可能性は小さい。 可搬型設備は、ネズミ等の小動物の侵入により設備の機能に影響がないよう、侵入できるような開口部は侵入防止対策を実施する。(別紙(27)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 容易に排除可能であるため、アクセスルートに影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、浸水防止対策により水密化された建物内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> 影響なし。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、浸水防止対策により水密化された建屋内に設置されているため、ネズミ等の小動物の侵入による影響を受けない。 	
高潮	<ul style="list-style-type: none"> 保管場所は、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P.(女川原子力発電所工事用基準面)+3.5m)以上に設置することから影響を受けることはない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P.(女川原子力発電所工事用基準面)+3.5m)以上に設置することから影響を受けることはない。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋内アクセスルートは、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P.(女川原子力発電所工事用基準面)+3.5m)以上に設置することから影響を受けることはない。 	高潮	<ul style="list-style-type: none"> 保管場所は、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P.(女川原子力発電所工事用基準面)+3.5m)以上に設置することから影響を受けることはない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P.(女川原子力発電所工事用基準面)+3.5m)以上に設置することから影響を受けることはない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P.(女川原子力発電所工事用基準面)+3.5m)以上に設置することから影響を受けることはない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P.(女川原子力発電所工事用基準面)+3.5m)以上に設置することから影響を受けることはない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P.(女川原子力発電所工事用基準面)+3.5m)以上に設置することから影響を受けることはない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P.(女川原子力発電所工事用基準面)+3.5m)以上に設置することから影響を受けることはない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、高潮の影響を受けない敷地高さ(0.P.(女川原子力発電所工事用基準面)+3.5m)以上に設置することから影響を受けることはない。 	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(c)自然現象の重畳事象評価</p> <p>単独事象を組み合わせて、自然現象が重畳した場合の影響について確認した。各重畳事象の影響確認結果を別紙(1)に示す。また、重畳事象のうち、単独事象と比較して影響が増長される事象の組合せと影響評価結果を以下に示す。</p> <p>①屋外のアクセスルートの復旧作業が追加される組合せ</p> <p>単独事象でそれぞれアクセスルートの復旧が必要な事象については、重畳の影響としてそれぞれの事象で発生する作業を実施する必要がある。具体的には、除雪と除灰の組合せ等が該当する。</p> <p>アクセスルートの復旧においては、気象予報等を踏まえてアクセス性に支障が生じる前にあらかじめ除雪や除灰等の活動を開始する運用であることから、例えばアクセスルートの復旧に時間を要する除灰の場合でも、約220分程度でアクセスルートの機能を維持することが可能である。（別紙(24)参照）</p> <p>②可搬型設備の機能に影響がある組合せ</p> <p>単独事象と比較して荷重が増長し、可搬型設備に影響を及ぼすおそれがある組合せは、積雪と風（台風）、火山の影響と風（台風）、降水と火山の影響、積雪と火山の影響、積雪と地震の5事象である。ただし、可搬型設備に堆積した雪及び降下火砕物を除雪、除灰することで、重畳による影響は緩和可能である。</p> <p>(d)まとめ</p> <p>上記より、保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートへ影響を及ぼす可能性のある自然現象は地震及び津波であることを確認した。それ以外の自然現象については、単独事象、重畳事象が発生した場合でも、取り得る手段が残っており、事故対応を行うことができることを確認した。地震及び津波の詳細評価については(8)、3.～5.に示す。</p> <p>なお、設計上の想定を超える自然現象が発生した場合でも、可搬型設備の分散配置、アクセスルートの複数確保、各種運用（除雪等）により対応は可能である。</p>		<p>【島根】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川と同様に自然事象の重畳について、は「別紙(4)」に記載している。 <p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計想定を超えた自然現象への対処については大規模損壊発生時の対応で整理する。

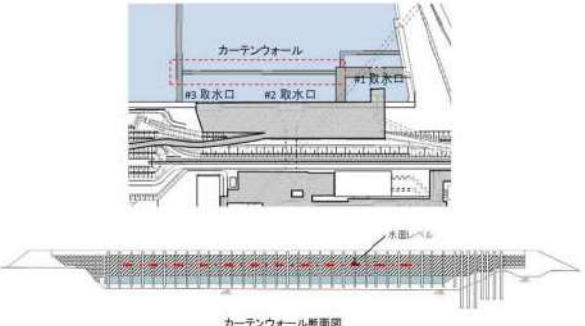
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>b. 人為事象</p>	<p>b. 人為事象</p> <p>(a) 人為事象抽出の考え方 人為事象抽出の考え方は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所の安全を確保する上で設計上考慮すべき人為事象としては、国内で発生し得る事象に加え、欧米の基準等で示されている事象を用い網羅的に収集した事象から、故意によるものを除いた23事象を母集団とする。（別紙(34)参照） 収集した23事象について、第2-5表に示す「影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象」等の除外基準を用いて、島根原子力発電所において設計上想定すべき事象を抽出する。（別紙(34)参照） <p>(b) 人為事象の影響評価（概略） 「(a) 人為事象抽出の考え方」を踏まえ抽出した事象から森林火災を加えた事象（8事象）について、設計上想定する規模で発生した場合の影響について確認し、その結果を第2-6表に示す。</p> <p>第2-5表 保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象（人為事象）</p> <table border="1" data-bbox="712 778 1323 1166"> <thead> <tr> <th>評価の観点</th> <th>保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象【16事象】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象【3事象】</td> <td>パイプライン事故（爆発、化学物質流出）／軍事施設からのミサイル／ユニットからのタービン・ミサイル</td> </tr> <tr> <td>ハザード進展・発生が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる事象【該当なし】</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>考慮された事象と比較して、設備等への影響度が同等若しくはそれ以下であり、安全性が損なわれない事象【3事象】</td> <td>発電所内貯蔵の化学物質流出／燃焼工事／内部溢水</td> </tr> <tr> <td>影響が他の事象に包含される事象【8事象】</td> <td>爆発（発電所外）：交通機関（航空機を除く。）の事故による爆発 有毒ガス：水への化学物質の流出／交通機関（航空機を除く。）の事故による化学物質流出／化学物質流出（発電所外） 爆発（発電所外）、有毒ガス：工業施設又は軍事施設事故（爆発、化学物質放出） 船舶の衝突（船舶事故）：船舶から放出される固体液体不純物 外部火災（貯蔵工場等の火災）：他ユニットからの火災 内部溢水：他ユニットからの内部溢水</td> </tr> <tr> <td>発生頻度が他の事象と比較して非常に低い事象【2事象】</td> <td>人工衛星の落下／タービン・ミサイル</td> </tr> </tbody> </table>	評価の観点	保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象【16事象】	影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象【3事象】	パイプライン事故（爆発、化学物質流出）／軍事施設からのミサイル／ユニットからのタービン・ミサイル	ハザード進展・発生が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる事象【該当なし】	—	考慮された事象と比較して、設備等への影響度が同等若しくはそれ以下であり、安全性が損なわれない事象【3事象】	発電所内貯蔵の化学物質流出／燃焼工事／内部溢水	影響が他の事象に包含される事象【8事象】	爆発（発電所外）：交通機関（航空機を除く。）の事故による爆発 有毒ガス：水への化学物質の流出／交通機関（航空機を除く。）の事故による化学物質流出／化学物質流出（発電所外） 爆発（発電所外）、有毒ガス：工業施設又は軍事施設事故（爆発、化学物質放出） 船舶の衝突（船舶事故）：船舶から放出される固体液体不純物 外部火災（貯蔵工場等の火災）：他ユニットからの火災 内部溢水：他ユニットからの内部溢水	発生頻度が他の事象と比較して非常に低い事象【2事象】	人工衛星の落下／タービン・ミサイル	<p>(2) 人為事象</p>	<p>【島根】記載方針の相違 ・泊は女川と同様に抽出プロセスは他の審査項目を呼び込んでいる。</p>
評価の観点	保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響はないと評価して除外した事象【16事象】														
影響を与えるほど接近した場所に発生しない事象【3事象】	パイプライン事故（爆発、化学物質流出）／軍事施設からのミサイル／ユニットからのタービン・ミサイル														
ハザード進展・発生が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる事象【該当なし】	—														
考慮された事象と比較して、設備等への影響度が同等若しくはそれ以下であり、安全性が損なわれない事象【3事象】	発電所内貯蔵の化学物質流出／燃焼工事／内部溢水														
影響が他の事象に包含される事象【8事象】	爆発（発電所外）：交通機関（航空機を除く。）の事故による爆発 有毒ガス：水への化学物質の流出／交通機関（航空機を除く。）の事故による化学物質流出／化学物質流出（発電所外） 爆発（発電所外）、有毒ガス：工業施設又は軍事施設事故（爆発、化学物質放出） 船舶の衝突（船舶事故）：船舶から放出される固体液体不純物 外部火災（貯蔵工場等の火災）：他ユニットからの火災 内部溢水：他ユニットからの内部溢水														
発生頻度が他の事象と比較して非常に低い事象【2事象】	人工衛星の落下／タービン・ミサイル														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設計上考慮すべき人為事象としては、自然現象と同様、国内外の基準や文献等に基づき事象を収集し、海外の選定基準を参考として選定を行った結果、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災（石油コンビナート施設の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災及び航空機墜落による火災）、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害の7事象を選定した。</p> <p>これらの事象のうち、ダムの崩壊、石油コンビナート施設の火災は、敷地周辺に発生要因がない又は立地的要因により影響を受けることはなく、船舶の衝突については取水口外側にカーテンウォールが設置されており、保管場所及びアクセスルートに直接衝突されるおそれがないこと、電磁的障害については、可搬型設備は機能を失わないよう設計することから直接の影響はない。</p> <p>飛来物（航空機落下）、爆発、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災及び航空機墜落による火災については、可搬型重大事故等対処設備の位置的分散や、複数のアクセスルートにより影響はない。有毒ガスについては、防護具装着により、通行に影響はない。</p> <p>したがって、保管場所とアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性がある人為事象はない。</p> <p>人為事象選定の詳細については設置許可基準規則第6条適合性説明資料「外部事象の考慮について」参照。</p>  <p>カーテンウォール断面図</p> <p>第4-1図 カーテンウォール構造図</p>		<p>設計上考慮すべき人為事象としては、自然現象と同様、国内外の基準や文献等に基づき事象を収集し、海外の選定基準を参考として選定を行った結果、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害の7事象を選定した。</p> <p>これらの事象のうち、ダムの崩壊は立地的要因により影響を受けることはなく、船舶の衝突については保管場所及びアクセスルートが船舶の衝突の影響を受けない敷地高さに設置されていること、電磁的障害については、可搬型設備は機能を失わないよう設計することから直接の影響はない。</p> <p>飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災については、可搬型重大事故等対処設備の位置的分散や複数のアクセスルートにより影響はない。有毒ガスについては、防護具装着により、通行に影響はない。</p> <p>したがって、保管場所とアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性がある人為事象はない。</p> <p>人為事象選定の詳細については設置許可基準規則第6条適合状況説明資料「外部事象の考慮について」参照。</p>	<p>【女川】記載表現の相違 ・石油コンビナート施設の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災及び航空機墜落による火災を含めて、近隣工場等の火災と記載している。</p> <p>【女川】設計方針の相違 ・泊は取水口周辺をアクセスルートに設定していないため、船舶の衝突による影響を受けない。</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】名称の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	<p>第2-6表 人為事象により想定される影響概略評価結果(1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="712 172 788 194">人為事象</th> <th colspan="3" data-bbox="788 172 1326 194">概略評価結果</th> </tr> <tr> <td></td> <th data-bbox="788 194 958 217">保管場所</th> <th data-bbox="958 194 1146 217">屋外のアクセスルート</th> <th data-bbox="1146 194 1326 217">屋内のアクセスルート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="712 363 788 386">森林火災</td> <td data-bbox="788 217 958 529"> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建物等及び保管場所は、防火帯の内側にあるため、延焼の影響を受けない。また、原子炉建物等及び保管場所は熱影響に対して離隔距離を確保しているため、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備は同時に機能喪失しない。 万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊が保管場所周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。 防火帯内部へ延焼が進んだ場合は、状況を見て引き続き消火活動を行うが、可搬型設備については、影響のない場所へ移動させ、損傷防止に努める。 </td> <td data-bbox="958 217 1146 529"> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、防火帯の内側（一部、防火帯外側のトンネル区間を含む。）であり、延焼の影響を受けない。また、熱影響を受けないアクセスルートにより通行が可能であるため、アクセス性に支障はない。（別紙(25)参照） 万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊がアクセスルート周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。 </td> <td data-bbox="1146 217 1326 529"> <ul style="list-style-type: none"> 建物は防火帯の内側であり、アクセスルートは延焼の影響を受けない。 万一、ばい煙の影響を受けるときは、セルフエアセット等の装備にて対応する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="712 603 788 657">飛来物（航空機落下）</td> <td data-bbox="788 529 958 715"> <ul style="list-style-type: none"> 屋外に保管する可搬型設備は、原子炉建物から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準対象施設及び常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管することから影響はない。 </td> <td data-bbox="958 529 1146 715"> <ul style="list-style-type: none"> 複数のアクセスルートを確保していることから影響はない。 複数のアクセスルートの確保、消火活動及びがれき撤去の考え方については、「技術的能力説明資料 2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機衝突その他のテロリズムへの対応」に示す。 </td> <td data-bbox="1146 529 1326 715"> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建物等への航空機落下確率は10^{-7}/年・年未満であることから影響はない。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="712 730 788 753">ダムの崩壊</td> <td data-bbox="788 715 958 865"> <ul style="list-style-type: none"> 発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水による影響はない。 </td> <td data-bbox="958 715 1146 865"> <ul style="list-style-type: none"> 発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水によるアクセスルートへの影響はない。 </td> <td data-bbox="1146 715 1326 865"> <ul style="list-style-type: none"> 発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水によるアクセスルートへの影響はない。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="712 954 788 976">爆発</td> <td data-bbox="788 865 958 1050"> <ul style="list-style-type: none"> 石油コンビナート及び危険物貯蔵施設の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されている。 燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発による飛来物が敷地内に到達した場合でも、可搬型設備は分散配置することから、同時に機能喪失することはない。 </td> <td data-bbox="958 865 1146 1050"> <ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは石油コンビナート及び危険物貯蔵施設の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されている。 燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発による飛来物が敷地内に到達した場合でも、複数のアクセスルートを確保していることから影響はない。 </td> <td data-bbox="1146 865 1326 1050"> <ul style="list-style-type: none"> 建物は石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。 </td> </tr> </tbody> </table>	人為事象	概略評価結果				保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート	森林火災	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建物等及び保管場所は、防火帯の内側にあるため、延焼の影響を受けない。また、原子炉建物等及び保管場所は熱影響に対して離隔距離を確保しているため、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備は同時に機能喪失しない。 万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊が保管場所周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。 防火帯内部へ延焼が進んだ場合は、状況を見て引き続き消火活動を行うが、可搬型設備については、影響のない場所へ移動させ、損傷防止に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、防火帯の内側（一部、防火帯外側のトンネル区間を含む。）であり、延焼の影響を受けない。また、熱影響を受けないアクセスルートにより通行が可能であるため、アクセス性に支障はない。（別紙(25)参照） 万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊がアクセスルート周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物は防火帯の内側であり、アクセスルートは延焼の影響を受けない。 万一、ばい煙の影響を受けるときは、セルフエアセット等の装備にて対応する。 	飛来物（航空機落下）	<ul style="list-style-type: none"> 屋外に保管する可搬型設備は、原子炉建物から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準対象施設及び常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管することから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 複数のアクセスルートを確保していることから影響はない。 複数のアクセスルートの確保、消火活動及びがれき撤去の考え方については、「技術的能力説明資料 2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機衝突その他のテロリズムへの対応」に示す。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建物等への航空機落下確率は10^{-7}/年・年未満であることから影響はない。 	ダムの崩壊	<ul style="list-style-type: none"> 発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水による影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水によるアクセスルートへの影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水によるアクセスルートへの影響はない。 	爆発	<ul style="list-style-type: none"> 石油コンビナート及び危険物貯蔵施設の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されている。 燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発による飛来物が敷地内に到達した場合でも、可搬型設備は分散配置することから、同時に機能喪失することはない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは石油コンビナート及び危険物貯蔵施設の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されている。 燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発による飛来物が敷地内に到達した場合でも、複数のアクセスルートを確保していることから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物は石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。 		<p>【島根】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 各人為事象への評価は文章にて記載済みであるため。
人為事象	概略評価結果																										
	保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート																								
森林火災	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建物等及び保管場所は、防火帯の内側にあるため、延焼の影響を受けない。また、原子炉建物等及び保管場所は熱影響に対して離隔距離を確保しているため、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備は同時に機能喪失しない。 万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊が保管場所周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。 防火帯内部へ延焼が進んだ場合は、状況を見て引き続き消火活動を行うが、可搬型設備については、影響のない場所へ移動させ、損傷防止に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは、防火帯の内側（一部、防火帯外側のトンネル区間を含む。）であり、延焼の影響を受けない。また、熱影響を受けないアクセスルートにより通行が可能であるため、アクセス性に支障はない。（別紙(25)参照） 万一、防火帯の内側に小規模な火災が延焼したとしても、自衛消防隊がアクセスルート周辺の消火活動を行うことにより対処が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物は防火帯の内側であり、アクセスルートは延焼の影響を受けない。 万一、ばい煙の影響を受けるときは、セルフエアセット等の装備にて対応する。 																								
飛来物（航空機落下）	<ul style="list-style-type: none"> 屋外に保管する可搬型設備は、原子炉建物から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準対象施設及び常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管することから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 複数のアクセスルートを確保していることから影響はない。 複数のアクセスルートの確保、消火活動及びがれき撤去の考え方については、「技術的能力説明資料 2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機衝突その他のテロリズムへの対応」に示す。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建物等への航空機落下確率は10^{-7}/年・年未満であることから影響はない。 																								
ダムの崩壊	<ul style="list-style-type: none"> 発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水による影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水によるアクセスルートへの影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 発電所周辺地域のダムとしては、敷地から南方向約3kmの地点に柿原溜池が存在するが、敷地との距離が離れており、さらに敷地の周りは標高150m程度の山に囲まれていることから、本溜池の越水によるアクセスルートへの影響はない。 																								
爆発	<ul style="list-style-type: none"> 石油コンビナート及び危険物貯蔵施設の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されている。 燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発による飛来物が敷地内に到達した場合でも、可搬型設備は分散配置することから、同時に機能喪失することはない。 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスルートは石油コンビナート及び危険物貯蔵施設の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されている。 燃料輸送車両及び漂流船舶の爆発による飛来物が敷地内に到達した場合でも、複数のアクセスルートを確保していることから影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物は石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の爆発による爆風圧及び飛来物に対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。 																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉	相違理由																								
第2-6表 人為事象により想定される影響概略評価結果(2/2)																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="703 172 792 196" rowspan="2">人為事象</th> <th colspan="3" data-bbox="792 172 1335 196">概略評価結果</th> </tr> <tr> <th data-bbox="792 196 965 220">保管場所</th> <th data-bbox="965 196 1144 220">屋外のアクセスルート</th> <th data-bbox="1144 196 1335 220">屋内のアクセスルート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="703 220 792 384">近隣工場等の火災</td> <td data-bbox="792 220 965 384"> ・石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の火災及び敷地内の可燃物施設の火災に対して、離隔距離が確保されている。 ・航空機落下による火災に対して、可燃型設備は分散配置することから、同時に機能喪失することはない。 </td> <td data-bbox="965 220 1144 384"> ・アクセスルートは石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両及び敷地内の可燃物施設の火災に対して、離隔距離が確保されている。 ・航空機落下による火災及び漂流船舶の火災に対して、複数のアクセスルートを確保していることから影響はない。 </td> <td data-bbox="1144 220 1335 384"> ・建物は石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶、敷地内の可燃物施設及び航空機落下による火災に対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="703 384 792 592">有毒ガス</td> <td data-bbox="792 384 965 592"> ・石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されている。 ・発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、可燃型設備は、複数箇所それぞれ離隔して分散配置し、防護具等を装備することから影響はない。 </td> <td data-bbox="965 384 1144 592"> ・アクセスルートは石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されている。 ・発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、複数のアクセスルートを確保し、防護具等を装備することから影響はない。 </td> <td data-bbox="1144 384 1335 592"> ・建物は石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。 ・発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、アクセスルートが設置される原子炉建物等の空間を停止し、防護具等を装備することから影響はない。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="703 592 792 679">船舶の衝突</td> <td data-bbox="792 592 965 679"> ・船舶の衝突による影響を受けない敷地高さに設置することから影響はない。 </td> <td data-bbox="965 592 1144 679"> ・アクセスルートは船舶の衝突による影響を受けない敷地高さに設置することから影響はない。 </td> <td data-bbox="1144 592 1335 679"> ・建物は船舶の衝突による影響を受けない敷地高さに設置されていることからアクセスルートへの影響はない。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="703 679 792 743">電磁的障害</td> <td data-bbox="792 679 965 743"> ・設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備は電磁波による影響を考慮した設計とする。 </td> <td data-bbox="965 679 1144 743"> ・遮断面が直接影響を受けることはないことから、アクセスルートへの影響はない。 </td> <td data-bbox="1144 679 1335 743"> ・遮断面が直接影響を受けることはないことから、アクセスルートへの影響はない。 </td> </tr> </tbody> </table>							人為事象	概略評価結果			保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート	近隣工場等の火災	・石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の火災及び敷地内の可燃物施設の火災に対して、離隔距離が確保されている。 ・航空機落下による火災に対して、可燃型設備は分散配置することから、同時に機能喪失することはない。	・アクセスルートは石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両及び敷地内の可燃物施設の火災に対して、離隔距離が確保されている。 ・航空機落下による火災及び漂流船舶の火災に対して、複数のアクセスルートを確保していることから影響はない。	・建物は石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶、敷地内の可燃物施設及び航空機落下による火災に対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。	有毒ガス	・石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されている。 ・発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、可燃型設備は、複数箇所それぞれ離隔して分散配置し、防護具等を装備することから影響はない。	・アクセスルートは石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されている。 ・発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、複数のアクセスルートを確保し、防護具等を装備することから影響はない。	・建物は石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。 ・発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、アクセスルートが設置される原子炉建物等の空間を停止し、防護具等を装備することから影響はない。	船舶の衝突	・船舶の衝突による影響を受けない敷地高さに設置することから影響はない。	・アクセスルートは船舶の衝突による影響を受けない敷地高さに設置することから影響はない。	・建物は船舶の衝突による影響を受けない敷地高さに設置されていることからアクセスルートへの影響はない。	電磁的障害	・設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備は電磁波による影響を考慮した設計とする。	・遮断面が直接影響を受けることはないことから、アクセスルートへの影響はない。	・遮断面が直接影響を受けることはないことから、アクセスルートへの影響はない。	<p>【島根】記載方針の相違 ・各人為事象への評価は文章にて記載済みであるため。</p>
人為事象	概略評価結果																													
	保管場所	屋外のアクセスルート	屋内のアクセスルート																											
近隣工場等の火災	・石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶の火災及び敷地内の可燃物施設の火災に対して、離隔距離が確保されている。 ・航空機落下による火災に対して、可燃型設備は分散配置することから、同時に機能喪失することはない。	・アクセスルートは石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両及び敷地内の可燃物施設の火災に対して、離隔距離が確保されている。 ・航空機落下による火災及び漂流船舶の火災に対して、複数のアクセスルートを確保していることから影響はない。	・建物は石油コンビナート、危険物貯蔵施設、燃料輸送車両、漂流船舶、敷地内の可燃物施設及び航空機落下による火災に対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。																											
有毒ガス	・石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されている。 ・発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、可燃型設備は、複数箇所それぞれ離隔して分散配置し、防護具等を装備することから影響はない。	・アクセスルートは石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されている。 ・発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、複数のアクセスルートを確保し、防護具等を装備することから影響はない。	・建物は石油コンビナート、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による有毒ガスに対して、離隔距離が確保されており、アクセスルートは影響を受けない。 ・発電所敷地内に貯蔵している化学物質の漏えいに対して、アクセスルートが設置される原子炉建物等の空間を停止し、防護具等を装備することから影響はない。																											
船舶の衝突	・船舶の衝突による影響を受けない敷地高さに設置することから影響はない。	・アクセスルートは船舶の衝突による影響を受けない敷地高さに設置することから影響はない。	・建物は船舶の衝突による影響を受けない敷地高さに設置されていることからアクセスルートへの影響はない。																											
電磁的障害	・設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備は電磁波による影響を考慮した設計とする。	・遮断面が直接影響を受けることはないことから、アクセスルートへの影響はない。	・遮断面が直接影響を受けることはないことから、アクセスルートへの影響はない。																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(8) 屋内外作業に係る成立性評価の概要</p> <p>a. 概要</p> <p>(a) 評価の概要</p> <p>保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートに影響を及ぼす可能性がある自然現象及び人為事象は、地震及び津波と考えられるため、地震、津波時における以下の評価を実施し、有効性評価に対する作業の成立性について検討を実施した。</p> <p>①保管場所については、外部起因事象として地震及び津波被害を想定し、それらの影響を評価する。</p> <p>②屋外のアクセスルートについては、地震及び津波被害を想定し、それらの影響を評価する。</p> <p>③屋内のアクセスルートについては、地震及び地震によって発生する火災及び溢水を想定しそれらの影響を評価する。</p> <p>(b) 検討フロー</p> <p>保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートの有効性・成立性について、第2-5図の検討フローにて評価する。</p> <p>なお、屋外アクセスルートのうちサブルートについては、地震及び津波時に期待しないルートとして位置付けるため、影響評価の対象外とする。</p> <div data-bbox="728 734 1310 1133" data-label="Diagram"> <pre> graph TD A[保管場所及び屋外のアクセスルートの評価] --> B[地震・津波の発生想定 (津波によるアクセスへの影響)] B --> C[保管場所の影響評価 可搬物状態の確認・通信障害防止] C --> D[作業経路の適合性確認] D --> E[アクセスルートの重要評価] E --> F[仮復旧が可能な アクセスルートの抽出] F --> G[アクセスルートの復旧時期評価] G --> H[屋外作業の作業時間評価] H --> I[地震発生時の アクセスルートの作業時間評価] J[屋内のアクセスルートの評価] --> K[地震による被害を想定] J --> L[地震による火災を想定] J --> M[地震による津波を想定] K --> N[アクセスルートの構造を確認 (アール・ジョイントの支筋)] L --> O[アクセスルートの耐火性を確認 (耐火構造の有無を確認)] M --> P[アクセスルートの浸水を確認 (浸水時の水位を確認)] N --> Q[アクセスルートの復旧時期を確認] O --> R[火災発生時の復旧時期を確認] P --> S[アクセスルートの復旧時期を確認] Q --> I R --> I S --> I </pre> </div> <p>第2-5図 保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートの有効性・成立性検討フロー</p>		<p>【島根】資料構成の相違 ・泊は女川の資料構成をベースとしている。</p>

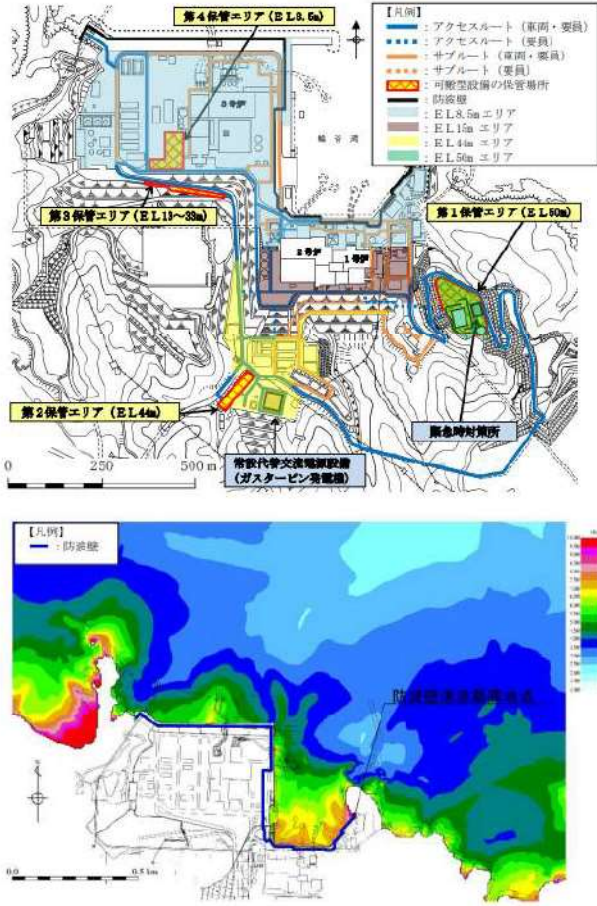
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																									
	<p>(c)地震による被害想定</p> <p>地震による保管場所及び屋外のアクセスルートへの被害要因・被害事象を第2-7表のとおり想定し、それぞれ影響を評価する。</p> <p>なお、サブルートについては、地震時に期待しないルートと位置付けるため、地震による影響評価の対象外とする。</p> <p>第2-7表 保管場所及び屋外のアクセスルートにおいて地震により懸念される被害事象</p> <table border="1" data-bbox="716 406 1321 853"> <thead> <tr> <th>自然現象</th> <th>保管場所・アクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因</th> <th>保管場所で懸念される被害事象</th> <th>アクセスルートで懸念される被害事象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">地震</td> <td>① 周辺建造物の損壊（建物、鉄塔等）</td> <td>損壊物による可搬型設備の損壊、通行不能</td> <td>損壊物によるアクセスルートの閉塞</td> </tr> <tr> <td>② 周辺タンク等の損壊</td> <td>火災、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能</td> <td>タンク等の損壊に伴う火災、溢水による通行不能</td> </tr> <tr> <td>③ 周辺斜面の崩壊</td> <td>土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能</td> <td rowspan="2">土砂流入、道路損壊による通行不能</td> </tr> <tr> <td>④ 敷地下斜面・道路面のすべり</td> <td>敷地下斜面のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下等、軟化に伴う浮き上がり</td> <td>不等沈下、浮き上がり等による可搬型設備の損壊、通行不能</td> <td>アクセスルートの不等沈下、地中埋設建造物の浮き上がりによる通行不能</td> </tr> <tr> <td>⑥ 地盤支持力の不足</td> <td>可搬型設備の転倒、通行不能</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑦ 地中埋設建造物の損壊</td> <td>陥没による可搬型設備の損壊、通行不能</td> <td>陥没による通行不能</td> </tr> </tbody> </table>	自然現象	保管場所・アクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因	保管場所で懸念される被害事象	アクセスルートで懸念される被害事象	地震	① 周辺建造物の損壊（建物、鉄塔等）	損壊物による可搬型設備の損壊、通行不能	損壊物によるアクセスルートの閉塞	② 周辺タンク等の損壊	火災、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能	タンク等の損壊に伴う火災、溢水による通行不能	③ 周辺斜面の崩壊	土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能	土砂流入、道路損壊による通行不能	④ 敷地下斜面・道路面のすべり	敷地下斜面のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能	⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下等、軟化に伴う浮き上がり	不等沈下、浮き上がり等による可搬型設備の損壊、通行不能	アクセスルートの不等沈下、地中埋設建造物の浮き上がりによる通行不能	⑥ 地盤支持力の不足	可搬型設備の転倒、通行不能	—	⑦ 地中埋設建造物の損壊	陥没による可搬型設備の損壊、通行不能	陥没による通行不能		<p>【島根】記載箇所の相違</p> <p>・泊は女川と同様に「5. 保管場所の評価、(1) 保管場所への影響評価」及び「6. 屋外のアクセスルートへの影響評価」に記載している。</p>
自然現象	保管場所・アクセスルートに影響を与えるおそれのある被害要因	保管場所で懸念される被害事象	アクセスルートで懸念される被害事象																									
地震	① 周辺建造物の損壊（建物、鉄塔等）	損壊物による可搬型設備の損壊、通行不能	損壊物によるアクセスルートの閉塞																									
	② 周辺タンク等の損壊	火災、溢水による可搬型設備の損壊、通行不能	タンク等の損壊に伴う火災、溢水による通行不能																									
	③ 周辺斜面の崩壊	土砂流入による可搬型設備の損壊、通行不能	土砂流入、道路損壊による通行不能																									
	④ 敷地下斜面・道路面のすべり	敷地下斜面のすべりによる可搬型設備の損壊、通行不能																										
	⑤ 液状化及び揺すり込みによる不等沈下等、軟化に伴う浮き上がり	不等沈下、浮き上がり等による可搬型設備の損壊、通行不能	アクセスルートの不等沈下、地中埋設建造物の浮き上がりによる通行不能																									
	⑥ 地盤支持力の不足	可搬型設備の転倒、通行不能	—																									
	⑦ 地中埋設建造物の損壊	陥没による可搬型設備の損壊、通行不能	陥没による通行不能																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(d)津波による被害想定</p> <p>E L 15m の防波壁等を設置することにより、津波による遡上波を地上部及び取水路、放水路等の経路から敷地に到達又は流入させないため、保管場所は津波による被害は想定されない。（「設計基準対象施設について」第五条：津波による損傷の防止）</p> <p>また、アクセスルートは、保管場所と同様、敷地に津波を到達又は流入させないため、津波による被害は想定されない。津波遡上解析の結果を第2-6図に示す。</p> <p>なお、サブルートは、津波時に期待しない。</p>  <p>第2-6図 最大水位上昇量分布（基準津波1，防波堤無し）</p>		<p>【島根】資料構成の相違 ・津波は自然現象の評価において評価済みであるため。</p>

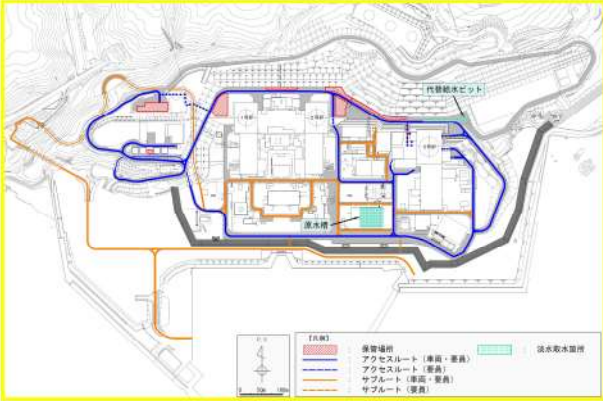

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																												
<p>別紙(2)</p> <p>海水取水ポイント及びホース敷設ルートについて</p>	<p>別紙(3)</p> <p>淡水及び海水の取水場所について</p> <p>屋外アクセスルートに近接し、利用可能な淡水及び海水取水場所を以下に示す。</p> <p>1. 淡水取水場所 淡水取水場所は、第1図に示す防波壁の内側の2箇所の貯水槽となる。 ①輪谷貯水槽（西1） ②輪谷貯水槽（西2）</p> <p>また、輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）以外に、敷地内で利用可能な淡水取水場所を第2図に、淡水取水場所の確保状況を第1表に示す。</p> <p style="text-align: center;">第1表 淡水取水場所の確保状況</p> <table border="1" data-bbox="719 834 1323 1129"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>分類</th> <th>場所</th> <th>耐震性</th> <th>接続するルートの位置付け</th> <th>接続するルートの復旧作業の必要性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）</td> <td>代替淡水源（措置）</td> <td>防波壁内側</td> <td>有</td> <td>アクセスルート</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>輪谷貯水槽（東1）及び輪谷貯水槽（東2）</td> <td>自主対策設備</td> <td>防波壁内側</td> <td>無</td> <td>サブルート</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>純水タンク（A）、（B）</td> <td>自主対策設備</td> <td>防波壁内側</td> <td>無</td> <td>サブルート</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>1号ろ過水タンク</td> <td>自主対策設備</td> <td>防波壁内側</td> <td>無</td> <td>サブルート</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>2号ろ過水タンク</td> <td>自主対策設備</td> <td>防波壁内側</td> <td>無</td> <td>サブルート</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>非常用ろ過水タンク</td> <td>自主対策設備</td> <td>防波壁内側</td> <td>有</td> <td>アクセスルート</td> <td>不要</td> </tr> </tbody> </table>	名称	分類	場所	耐震性	接続するルートの位置付け	接続するルートの復旧作業の必要性	輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）	代替淡水源（措置）	防波壁内側	有	アクセスルート	不要	輪谷貯水槽（東1）及び輪谷貯水槽（東2）	自主対策設備	防波壁内側	無	サブルート	不要	純水タンク（A）、（B）	自主対策設備	防波壁内側	無	サブルート	要	1号ろ過水タンク	自主対策設備	防波壁内側	無	サブルート	要	2号ろ過水タンク	自主対策設備	防波壁内側	無	サブルート	要	非常用ろ過水タンク	自主対策設備	防波壁内側	有	アクセスルート	不要	<p>別紙(2)</p> <p>淡水、海水の取水場所及びホース敷設ルートについて</p> <p>屋外アクセスルートに近接し、利用可能な淡水及び海水取水場所並びにホース敷設ルートを以下に示す。</p> <p>1. 淡水取水場所 敷地内で利用可能な淡水取水場所を第1図に、淡水取水場所の確保状況を第1表に示す。</p> <p style="text-align: center;">第1表 淡水取水場所の確保状況</p> <table border="1" data-bbox="1350 852 1955 1053"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>分類</th> <th>場所</th> <th>耐震性</th> <th>接続するルートの位置付け</th> <th>接続するルートの復旧作業の必要性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替給水ピット</td> <td>自主対策設備</td> <td>防潮堤内側</td> <td>無</td> <td>アクセスルート</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>原水槽</td> <td>自主対策設備</td> <td>防潮堤内側</td> <td>無</td> <td>サブルート</td> <td>要</td> </tr> </tbody> </table>	名称	分類	場所	耐震性	接続するルートの位置付け	接続するルートの復旧作業の必要性	代替給水ピット	自主対策設備	防潮堤内側	無	アクセスルート	不要	原水槽	自主対策設備	防潮堤内側	無	サブルート	要	<p>【女川】記載箇所の相違 ・女川は淡水取水箇所について「補足資料(4)」に記載。 【島根】記載箇所の相違 ・島根はホース敷設ルートについて「補足資料(10)」に記載。 【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による淡水取水箇所の相違。</p>
名称	分類	場所	耐震性	接続するルートの位置付け	接続するルートの復旧作業の必要性																																																										
輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）	代替淡水源（措置）	防波壁内側	有	アクセスルート	不要																																																										
輪谷貯水槽（東1）及び輪谷貯水槽（東2）	自主対策設備	防波壁内側	無	サブルート	不要																																																										
純水タンク（A）、（B）	自主対策設備	防波壁内側	無	サブルート	要																																																										
1号ろ過水タンク	自主対策設備	防波壁内側	無	サブルート	要																																																										
2号ろ過水タンク	自主対策設備	防波壁内側	無	サブルート	要																																																										
非常用ろ過水タンク	自主対策設備	防波壁内側	有	アクセスルート	不要																																																										
名称	分類	場所	耐震性	接続するルートの位置付け	接続するルートの復旧作業の必要性																																																										
代替給水ピット	自主対策設備	防潮堤内側	無	アクセスルート	不要																																																										
原水槽	自主対策設備	防潮堤内側	無	サブルート	要																																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>以下に、淡水取水場所の特徴を示す。</p> <p>(1) 代替給水ビット</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替給水ビットまでは、第2図の赤線に示すアクセスルートを用いて寄り付くものとする。 アクセスルート脇に位置していることから、地震時においても仮復旧なしで可搬型設備（車両）の通行が可能である。 <p>(2) 原水槽</p> <ul style="list-style-type: none"> 原水槽までは、第3図の赤線に示すサブルートを用いて寄り付くものとする。 地震時においては、段差（15cm以上）の発生が想定されるため、車両が通行することが困難な見込みである。  <p>第1図 淡水取水場所</p>  <p>第2図 代替給水ビット</p> <p>□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は淡水取水場所の特徴を整理。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 海水取水ポイント及び取水方法</p> <p>(1)海水取水ポイント</p> <p>海水取水ポイントとして、2号炉取水口及び2号炉海水ポンプ室スクリーンエリアを選択し、各々から取水可能なよう手順を整備しており、仮に漂流物により1つの取水ポイントが影響を受けることがあっても、他方から取水が可能である。</p> <p>なお、2号炉海水ポンプ室スクリーンエリアと2号炉取水口がどちらも使用可能である場合は、接続口に近い2号炉海水ポンプ室スクリーンエリアを優先して使用する。</p> <p>また、2号炉海水ポンプ室スクリーンエリアと2号炉取水口が大型航空機落下の影響を受けた場合を想定し、同時に機能喪失した場合は、3号炉取水口、1号炉海水ポンプ室スクリーンエリア、3号炉海水ポンプ室スクリーンエリアより海水を取水することで対応可能である。</p>	<p>2. 海水取水場所</p> <p>海水取水場所は、第1図に示すとおり防波壁内側の非常用取水設備（2号炉取水槽）[*]に確保している。</p> <p>※：ポンプ投入口：9個</p> <p>また、非常用取水設備（2号炉取水槽）以外に、敷地内で利用可能な海水取水場所を第2図に、海水取水場所の確保状況を第2表に示す。</p> <p>この中で、防波壁内側に位置する「3号炉取水管点検立坑」については、更なる対策として基準地震動S_sで必要な機能を確保できる設計とするが、非常用取水設備（2号炉取水槽）のバックアップとして、引き続き、「自主対策設備」として設定する。</p> <p>なお、「3号炉取水管点検立坑」までのルートは、サブルートとして位置付ける。</p>	<div data-bbox="1357 165 1939 603" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="text-align: center;">第3図 原水槽</p> <p>□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> <p>2. 海水取水場所</p> <p>海水取水場所は、第4図に示すとおり防潮堤内側の3号炉取水ビットスクリーン室[*]に確保している。</p> <p>※：ポンプ投入口：8個</p> <p>また、3号炉取水ビットスクリーン室以外に、敷地内で利用可能な海水取水場所を第4図に、海水取水場所の確保状況を第2表に示す。</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・プラントの相違による 海水取水箇所の相違。</p>

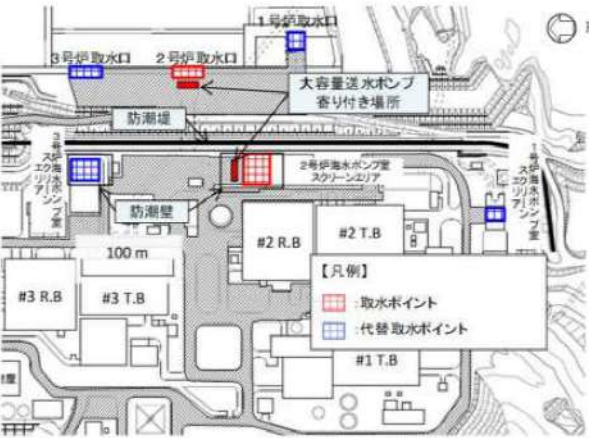
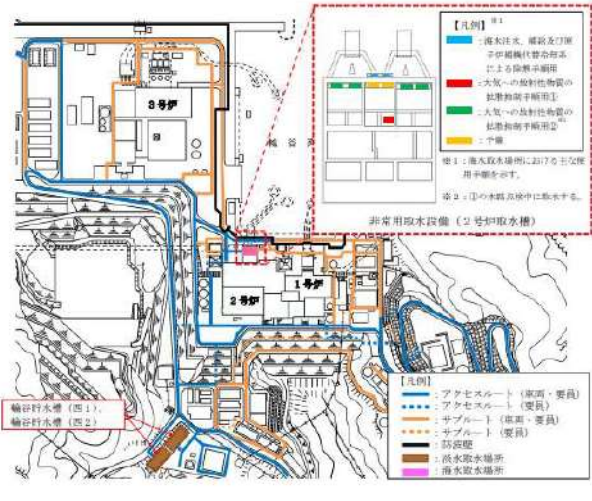
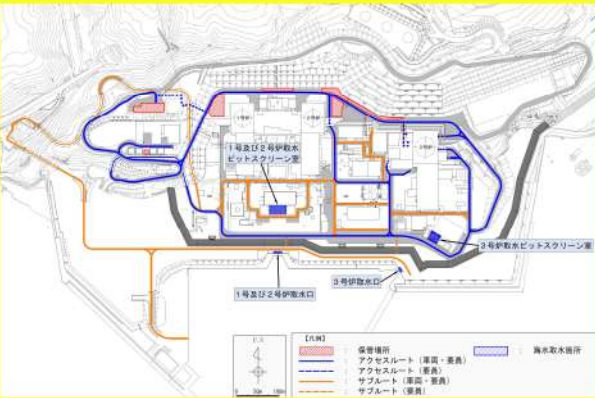
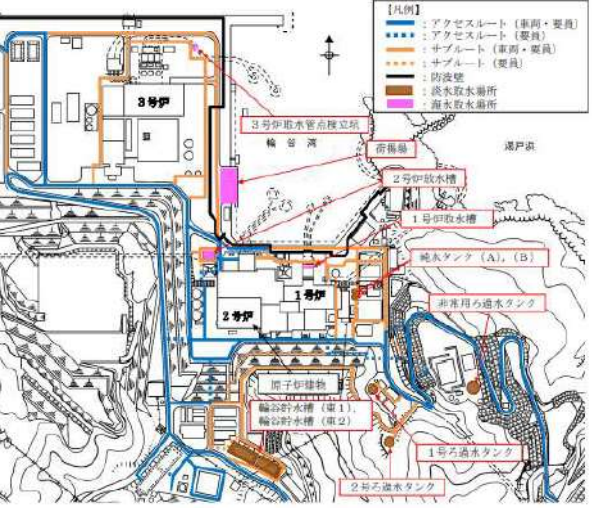
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																		
	<p style="text-align: center;">島根原子力発電所2号炉 第2表 海水取水場所の確保状況</p> <table border="1" data-bbox="714 164 1323 424"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>分類</th> <th>場所</th> <th>耐震性</th> <th>接続するルートの位置付け</th> <th>接続するルートの復旧作業の必要性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用取水設備（2号炉取水槽）</td> <td>重大事故等対処設備</td> <td>防波壁内側</td> <td>有</td> <td>アクセスルート</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>2号炉放水槽</td> <td>自主対策設備</td> <td>防波壁内側</td> <td>無</td> <td>アクセスルート</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>1号炉取水槽</td> <td>自主対策設備</td> <td>防波壁内側</td> <td>有</td> <td>サブルート</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>荷揚場</td> <td>自主対策設備</td> <td>防波壁外側</td> <td>無</td> <td>サブルート</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>3号炉取水管点検立坑</td> <td>自主対策設備</td> <td>防波壁内側</td> <td>有</td> <td>サブルート</td> <td>要</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下に、非常用取水設備（2号炉取水槽）以外の海水取水場所の特徴を示す。</p> <p>(1) 2号炉放水槽</p> <ul style="list-style-type: none"> 第3図のとおりアクセスルート脇に位置していることから、地震時においても仮復旧なしで可搬型設備（車両）の通行が可能である。 <p>(2) 1号炉取水槽</p> <ul style="list-style-type: none"> 第4図に示すルートは、補足（17）の1、2号炉北側のサブルート の成立性検討結果より、重量物の転倒・落下や、複数の建物の倒壊影響範囲が重畳すると想定されるため、要員又は車両が通行することが困難な見込みである。 <p>(3) 荷揚場</p> <ul style="list-style-type: none"> 第5図に示すルートを用いて寄り付く場合は、防波壁通路防波扉の開作業[※]及び段差復旧作業が必要となる。 なお、防波壁通路防波扉の運用については、補足（8）に示す。 ※：電動で約10分、人力で約30分を要する。 <p>(4) 3号炉取水管点検立坑</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用取水設備（2号炉取水槽）と比較して、2号炉原子炉建物から遠方に位置しており、可搬型設備等の移動及びホース敷設に時間を要する。 3号炉取水管点検立坑までは、第6図の赤線に示すサブルートを用いて寄り付くものとする。 <p>[サブルートの設置状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型設備が通行するのに必要な幅員を確保する。 防波壁内側に確保する。 地震による構造物の倒壊影響範囲を考慮する。 地震により段差等が発生するおそれがある。 	名称	分類	場所	耐震性	接続するルートの位置付け	接続するルートの復旧作業の必要性	非常用取水設備（2号炉取水槽）	重大事故等対処設備	防波壁内側	有	アクセスルート	不要	2号炉放水槽	自主対策設備	防波壁内側	無	アクセスルート	不要	1号炉取水槽	自主対策設備	防波壁内側	有	サブルート	要	荷揚場	自主対策設備	防波壁外側	無	サブルート	要	3号炉取水管点検立坑	自主対策設備	防波壁内側	有	サブルート	要	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉 第2表 海水取水場所の確保状況</p> <table border="1" data-bbox="1346 177 1955 475"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>分類</th> <th>場所</th> <th>耐震性</th> <th>接続するルートの位置付け</th> <th>接続するルートの復旧作業の必要性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉取水ビットスクリーン室</td> <td>重大事故等対処設備</td> <td>防潮堤内側</td> <td>有</td> <td>アクセスルート</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>1号及び2号炉取水ビットスクリーン室</td> <td>自主対策設備</td> <td>防潮堤内側</td> <td>無</td> <td>サブルート</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>3号炉取水口</td> <td>自主対策設備</td> <td>防潮堤外側</td> <td>無</td> <td>サブルート</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>1号及び2号炉取水口</td> <td>自主対策設備</td> <td>防潮堤外側</td> <td>無</td> <td>サブルート</td> <td>要</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下に、3号炉取水ビットスクリーン室以外の海水取水場所の特徴を示す。</p> <p>(1) 1号及び2号炉取水ビットスクリーン室</p> <ul style="list-style-type: none"> 1号及び2号炉取水ビットスクリーン室までは、第5図の赤線に示すサブルートを用いて寄り付くものとする。 地震時においては、複数の建物の倒壊影響が想定されるため、可搬型設備等が通行することが困難な見込みである。 <p>(2) 3号炉取水口</p> <ul style="list-style-type: none"> 3号炉取水口までは、第6図の赤線に示すサブルートを用いて寄り付くものとする。 3号炉取水ビットスクリーン室と比較して、3号炉原子炉建屋から遠方に位置しており、可搬型設備等の移動及び可搬型ホース敷設に時間を要する。 <p>(3) 1号及び2号炉取水口</p> <ul style="list-style-type: none"> 1号及び2号炉取水口までは、第6図の赤線に示すサブルートを用いて寄り付くものとする。 3号炉取水ビットスクリーン室と比較して、3号炉原子炉建屋から遠方に位置しており、可搬型設備等の移動及び可搬型ホース敷設に時間を要する。 	名称	分類	場所	耐震性	接続するルートの位置付け	接続するルートの復旧作業の必要性	3号炉取水ビットスクリーン室	重大事故等対処設備	防潮堤内側	有	アクセスルート	不要	1号及び2号炉取水ビットスクリーン室	自主対策設備	防潮堤内側	無	サブルート	要	3号炉取水口	自主対策設備	防潮堤外側	無	サブルート	要	1号及び2号炉取水口	自主対策設備	防潮堤外側	無	サブルート	要	<p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による海水取水箇所の相違。</p>
名称	分類	場所	耐震性	接続するルートの位置付け	接続するルートの復旧作業の必要性																																																																
非常用取水設備（2号炉取水槽）	重大事故等対処設備	防波壁内側	有	アクセスルート	不要																																																																
2号炉放水槽	自主対策設備	防波壁内側	無	アクセスルート	不要																																																																
1号炉取水槽	自主対策設備	防波壁内側	有	サブルート	要																																																																
荷揚場	自主対策設備	防波壁外側	無	サブルート	要																																																																
3号炉取水管点検立坑	自主対策設備	防波壁内側	有	サブルート	要																																																																
名称	分類	場所	耐震性	接続するルートの位置付け	接続するルートの復旧作業の必要性																																																																
3号炉取水ビットスクリーン室	重大事故等対処設備	防潮堤内側	有	アクセスルート	不要																																																																
1号及び2号炉取水ビットスクリーン室	自主対策設備	防潮堤内側	無	サブルート	要																																																																
3号炉取水口	自主対策設備	防潮堤外側	無	サブルート	要																																																																
1号及び2号炉取水口	自主対策設備	防潮堤外側	無	サブルート	要																																																																

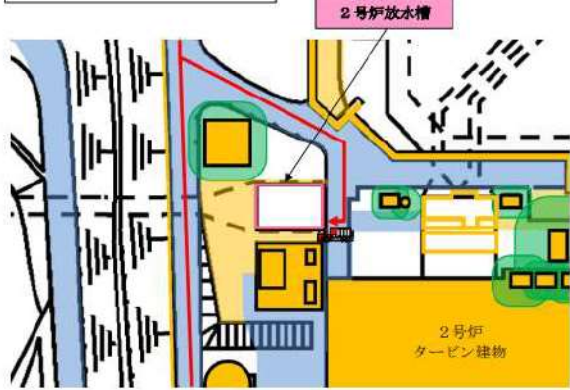



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第1図 海水取水ポイント位置関係図</p>	 <p>第1図 淡水及び海水取水場所</p>	 <p>第4図 海水取水場所</p>	<p>【女川及び島根】 記載内容の相違 ・プラントの相違による海水取水箇所の相違。 【島根】記載箇所の相違 ・泊は第1図に淡水取水場所を記載。</p>
	 <p>第2図 その他の淡水及び海水取水場所</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

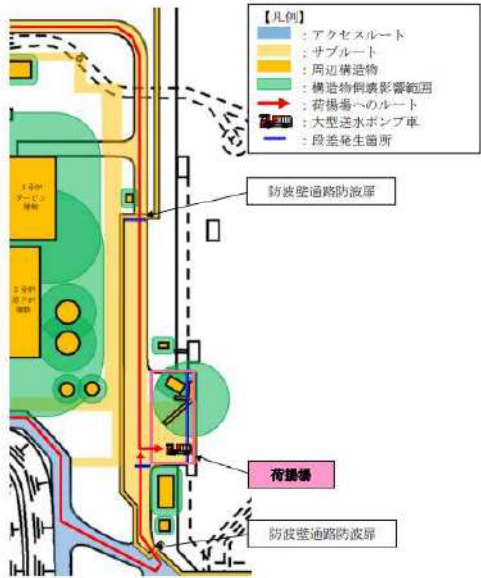

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ : アクセスルート ■ : サブルート ■ : 周辺構造物 ■ : 構造物倒壊影響範囲 → : 2号炉放水槽へのルート : 大型送水ポンプ車  <p>第3図 2号炉放水槽</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ : アクセスルート ■ : サブルート ■ : 周辺構造物 ■ : 構造物倒壊影響範囲 → : 1号炉取水槽へのルート : 大型送水ポンプ車  <p>第4図 1号炉取水槽</p>	 <p>第5図 1号及び2号炉取水ピットスクリーン室</p> <p>□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>  <p>第6図 1号及び2号炉取水口及び3号炉取水口</p> <p>□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川及び島根】</p> <p>記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違による海水取水箇所の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

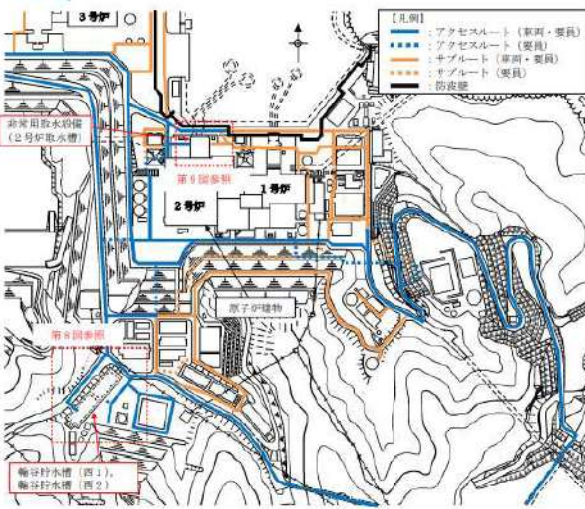

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="945 778 1093 802">第5図 荷揚場</p>  <p data-bbox="878 1423 1160 1447">第6図 3号炉取水管点検立坑</p>		<p data-bbox="1975 146 2168 252">【女川及び島根】 記載内容の相違 ・プラントの相違による 海水取水箇所の相違。</p>

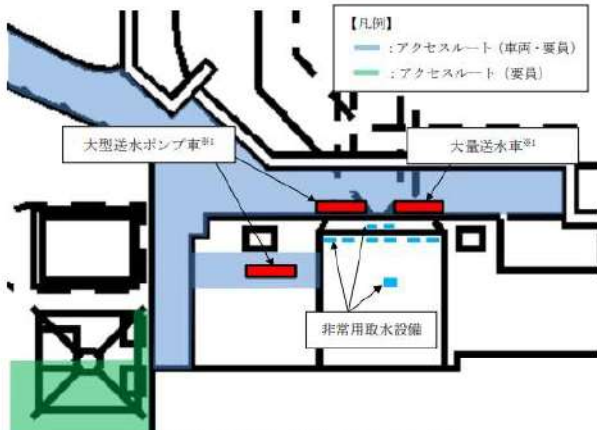
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3. 淡水及び海水取水時の可搬型設備の配置</p> <p>淡水及び海水取水時の可搬型設備の配置イメージ図を第7図～第9図に示す。</p> <p>可搬型設備は基準地震動Ssの影響を受けない箇所に配置が可能である。</p>  <p>第7図 淡水及び海水取水場所 一覧</p>  <p>第8図 輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）から取水する時の可搬型設備の配置イメージ</p>		<p>【島根】記載箇所の相違</p> <p>・可搬型設備の配置場所については、「3. ホース敷設ルート」に示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>輪谷貯水槽（西1）、輪谷貯水槽（西2）及びその周辺は、地震時の被害事象（周辺構造物の損壊、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、道路面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、液状化に伴う浮き上がり、地中埋設構造物の損壊）の評価により、影響を受けないエリアが確保可能であるため、任意の場所に可搬型設備を配置することが可能である。</p>  <p>※1: 配置場所は今後の検討結果等により変更の可能性有。</p> <p>第9図 非常用取水設備から取水する時の可搬型設備の配置イメージ</p> <p>非常用取水設備の周辺は、地震時の被害事象（周辺構造物の損壊、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊、道路面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、液状化に伴う浮き上がり、地中埋設構造物の損壊）の評価により、通行に支障のある段差の発生が予想される箇所が確認されたが、あらかじめ段差緩和対策を行うことにより、影響を受けないエリアが確保可能であるため、任意の場所に可搬型設備を配置することが可能である。</p>		<p>【島根】記載箇所の相違 ・可搬型設備の配置場所については、「3. ホース敷設ルート」に示す。</p>


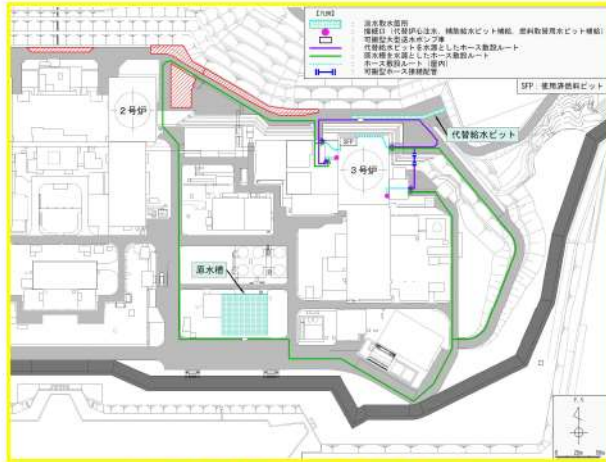
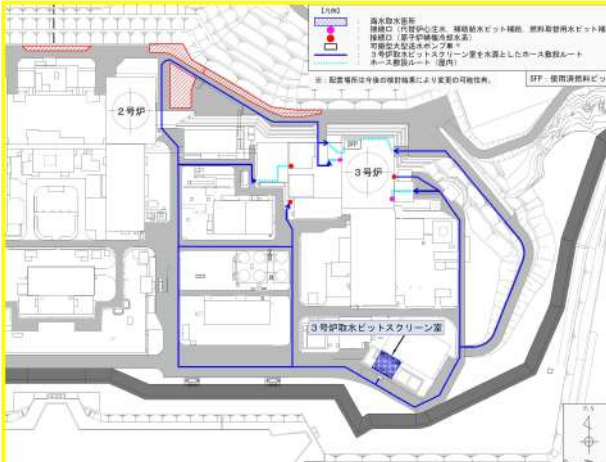
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2)海水取水方法</p> <p>2号炉海水ポンプ室スクリーンエリアからの海水取水方法について、以下に示す。</p> <p>津波による影響については、津波により浸水することが考えられるが、取水路を通した湧き上がりによるものであることから、大きな波力は生じないと考えられる。2号炉海水ポンプ室スクリーンエリアには作業の支障になるような構造物はないことから作業性や海水取水に影響はない。</p> <p>また、海水取水のための作業については津波によるスクリーンエリア浸水より10時間経過後であっても問題ないことから浸水した水が取水路を通して排水された後に実施する。</p> <p>①防潮壁のゲートから大容量送水ポンプを防潮壁内に進入させスクリーンエリア付近(0.P.+14.8m)に寄せ付ける。その後、水中ポンプを大容量送水ポンプ付属のクレーンでスクリーンエリアに降ろし、投入箇所付近まで人力で運搬する。</p> <p>②大容量送水ポンプに接続したホースをスクリーンエリアまで人力で降ろした後、スクリーンエリアに敷設する分のホースを大容量送水ポンプ付属のクレーンで吊り降ろす。</p> <p>③水中ポンプとホースを接続し、水中ポンプを投げ込み用ハッチから可搬型の吊り具により海面に吊り下ろす。</p> <p>なお、スクリーンエリアの0.P.+8.0mへの移動については昇降階段を使用する。</p>  <p>第2図 スクリーンエリアにおける水中ポンプ吊降ろし作業イメージ</p>			<p>【女川】記載方針の相違 ・女川は海水取水方法を明確化している。</p>

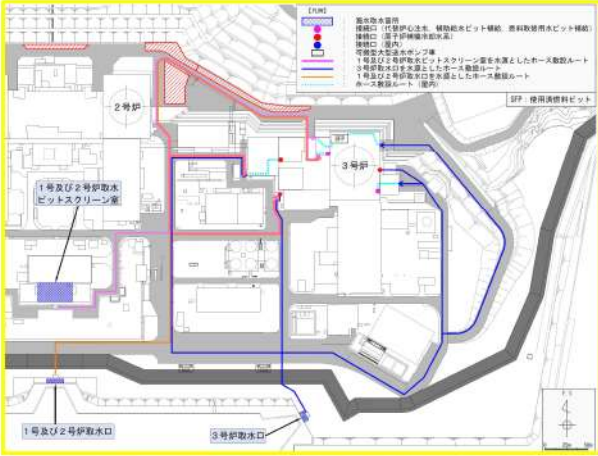
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 海水取水ホース敷設ルート</p> <p>(1) ホース敷設ルート</p> <p>2号炉取水口及び2号炉海水ポンプ室スクリーンエリアからの海水取水ホースの敷設ルートについて第3図に示す。</p>  <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 取水ポイント 代替取水ポイント 接続口(除熱) 原子炉補機代替冷却水系(海水送水)ホース敷設ルート1 原子炉補機代替冷却水系(海水排水)ホース敷設ルート1 原子炉補機代替冷却水系(海水送水)ホース敷設ルート2 原子炉補機代替冷却水系(海水排水)ホース敷設ルート2 (破線は建屋西側接続口使用時を示す) 熱交換器ユニット 大容量送水ポンプ 原子炉補機代替冷却水系海水排水エリア 可搬型重大事故等対応設備アクセスルート <p>第3図 原子炉補機代替冷却水系ホース敷設ルート図</p>		<p>3. ホース敷設ルート</p> <p>(1) 淡水取水ホース敷設ルート</p> <p>淡水取水場所からのホースの敷設ルートについて第7図に示す。</p>  <p>第7図 淡水取水ホースの敷設ルート図</p> <p>(2) 海水取水ホース敷設ルート</p> <p>海水取水場所からのホース敷設ルートについて第8図に示す。</p>  <p>第8図 海水取水ホースの敷設ルート図(1/2)</p>	<p>【女川】記載内容の相違 ・プラントの相違によるホース敷設ルートの相違。</p> <p>【島根】記載箇所の相違 ・島根はホース敷設ルートについて「補足資料(10)」に記載している。</p>

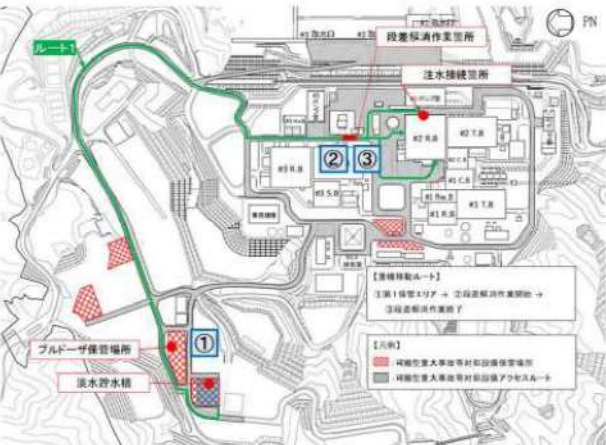
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p data-bbox="1444 638 1859 662">第8図 海水取水ホースの敷設ルート図(2/2)</p>	<p data-bbox="1982 143 2150 247">【女川】記載内容の相違 ・プラントの相違によるホース敷設ルートの相違。</p> <p data-bbox="1982 263 2150 399">【島根】記載箇所の相違 ・島根はホース敷設ルートについて「補足資料(10)」に記載している。</p>

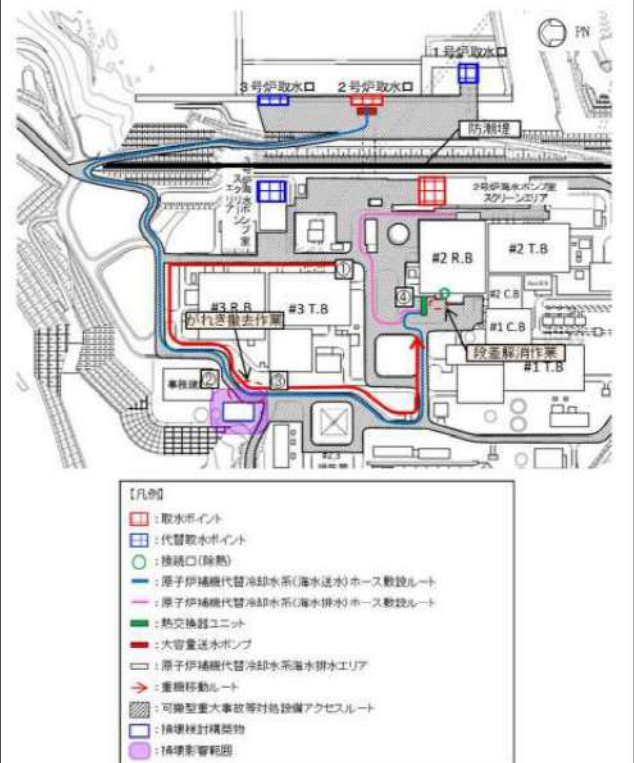
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2)海水取水ルートの復旧時間評価</p> <p>海水取水ルートの確保について、復旧により時間を要する2号炉取水口から取水する場合を想定しても、重要事故シーケンスの制限時間が最も短い時間内に原子炉補機代替冷却水系の設置準備が完了することを確認する。</p> <p>a. 復旧ルート（除熱）</p> <p>復旧するルートは復旧時間の最も長い組合せである、注水ルートのルート1（第4図参照）復旧後、原子炉補機代替冷却水系ホース敷設ルート（第5図参照）を復旧する場合の時間を評価する。</p> <p>なお、アクセスルート復旧方法や条件については、ルート1及びルート2の復旧方法及び条件と同様とする。（添付資料1.0.2-102参照）</p>  <p>第4図 注水ルート（ルート1）</p>			<p>【女川】記載箇所の相違</p> <p>・泊は海水取水場所からのホース敷設ルートも含めて「6.(4)復旧時間の評価」に記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第5図 除熱復旧ルート</p>			<p>【女川】記載箇所の相違 ・泊は海水取水場所からのホース敷設ルートも含めて「6. (4) 復旧時間の評価」に記載している。</p>

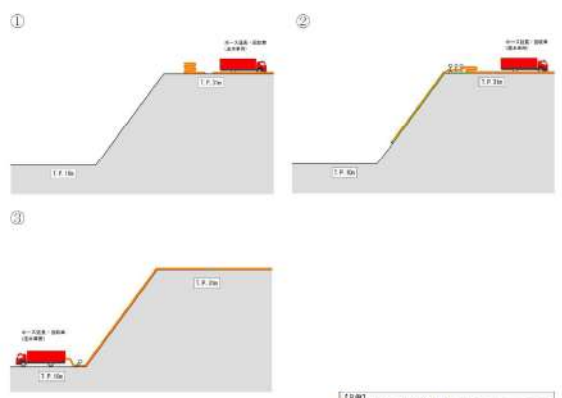
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉					島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
b. 除熱ルート復旧時間評価結果 原子炉補機代替冷却水系のホース敷設ルートの復旧については第1表のとおり213分（3.6時間）にて復旧が可能であることから、原子炉補機代替冷却水系準備制限時間の24.0時間までに熱交換器ユニットを設置できることを確認した（有効性評価上は3.6時間を4時間として評価する。）。 なお、タイムチャートについては添付資料1.0.2-110参照。 第1表 原子炉補機代替冷却水系ホース敷設ルートの復旧時間評価結果							【女川】記載箇所の相違 ・泊は海水取水場所からのホース敷設ルートも含めて「6.（4）復旧時間の評価」に記載している。
区間	距離 [約 m]	評価項目	所要時間 [分]	累積時間 [分]			
①→②	410	重機移動	5	5			
②→③	50	分解作業 (3号給排水処理建屋)	144	149			
		がれき撤去作業 (3号給排水処理建屋)	10	159			
③→④	350	重機移動	3	162			
		段差解消	51	213			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>4. ホース敷設方法</p> <p>(1) 2号炉脇の法面箇所 2号炉脇の法面箇所における可搬型ホース（150A）の敷設方法について、以下に示す。</p> <p>① 法面付近（T.P.31m）にホース延長・回収車（送水車用）を寄せ付け、2号炉脇の法面に敷設する分の可搬型ホースを降ろす。</p> <p>② ホース先端に保護キャップ及びロープを取り付け、2号炉脇の法面に人力で可搬型ホースを敷設する。</p> <p>③ 法面付近（T.P.10m）にホース延長・回収車（送水車用）を寄せ付け、可搬型ホースを降ろし、法面に敷設された可搬型ホースと接続する。</p> <p>なお、ホース敷設後の充水確認及び定期的な点検については、法面上に設置された固定梯子を使用し、可搬型ホースに近づいて漏えい確認を行う。</p>  <p>第9図 2号炉脇の法面箇所におけるホース敷設（150A）の作業イメージ</p>	<p>【女川】記載内容の相違 ・泊は2号炉脇の法面箇所、防潮堤を越える箇所のホース敷設方法について明確化している。</p>

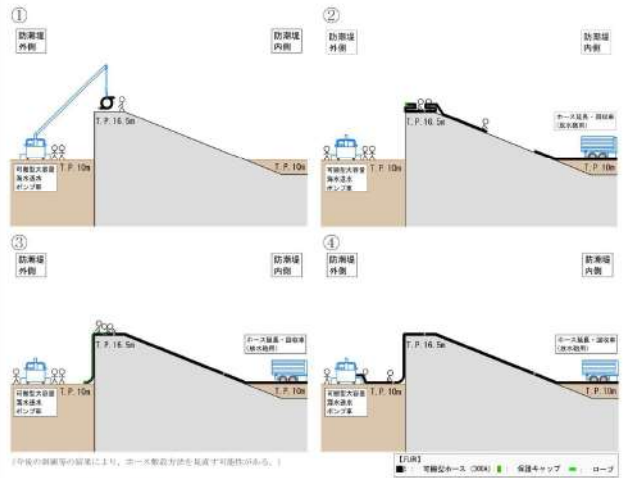
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(2) 防潮堤を越える箇所</p> <p>防潮堤を越える箇所における可搬型ホース（150A及び300A）の敷設方法について、以下に示す。</p> <p>(a) 可搬型ホース（150A）を敷設する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 防潮堤内側（T.P.10m）にホース延長・回収車（送水車用）を寄せ付け、防潮堤を越える箇所に敷設する分の可搬型ホースを降ろす。その後、人力で可搬型ホースを防潮堤天端（T.P.16.5m）まで運搬する。 ② 防潮堤内側の傾斜部に人力で可搬型ホースを敷設する。 ③ ホース先端に保護キャップ及びロープを取り付け、防潮堤外側の垂直部に人力で可搬型ホースを敷設する。 ④ 防潮堤外側（T.P.10m）に可搬型大型送水ポンプ車を寄せ付け、可搬型大型送水ポンプ車と可搬型ホースを接続する。 <p>なお、ホース敷設後の充水確認及び定期的な点検については、防潮堤外側に移動梯子を設置し、可搬型ホースに近づいて漏えい確認を行う。</p> <p>第10図 防潮堤を越える箇所におけるホース敷設（150A）の作業イメージ</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(b) 可搬型ホース (300A) を敷設する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 防潮堤外側 (T.P. 10m) に可搬型大容量海水送水ポンプ車を寄せ付け、防潮堤を越える箇所に敷設する分の可搬型ホースを降ろす。その後、可搬型大容量海水送水ポンプ車に付属のクレーンを用いて、防潮堤天端 (T.P. 16.5m) に可搬型ホースを吊り下ろす。 ② 防潮堤内側の傾斜部に人力で可搬型ホースを敷設する。 ③ ホース先端に保護キャップ及びロープを取り付け、防潮堤外側の垂直部に人力で可搬型ホースを敷設する。 ④ 可搬型大容量海水送水ポンプ車と可搬型ホースを接続する。 <p>なお、ホース敷設後の充水確認及び定期的な点検については、防潮堤外側に移動梯子を設置し、可搬型ホースに近づいて漏えい確認を行う。</p>  <p>第 11 図 防潮堤を越える箇所におけるホース敷設 (300A) の作業イメージ</p>	

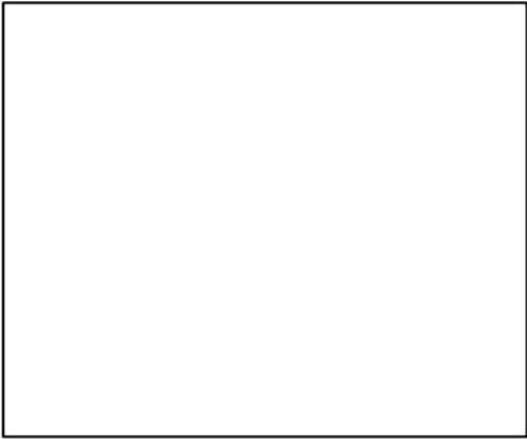
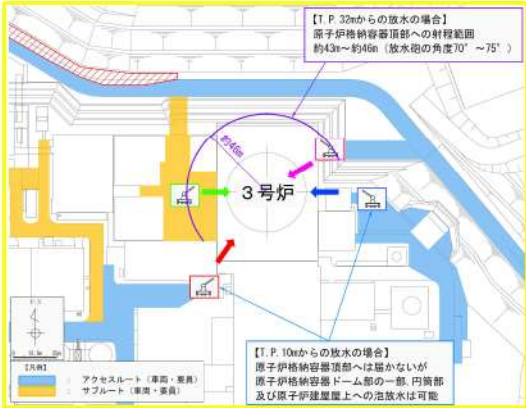
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">参考資料-1</p> <p style="text-align: center;">放水砲の設置位置</p> <p>放射性物質拡散抑制及び泡消火放水（航空機燃料火災）のために設置する放水砲について、設置及び運搬が可能な範囲を第1図及び第2図に示す。</p> <div data-bbox="752 323 1274 759" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="text-align: center;">第1図 放射性物質拡散抑制時の放水砲が設置可能な範囲</p> <div data-bbox="875 852 1305 890" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 20px;"> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p> </div>	<p style="text-align: right;">参考資料-1</p> <p style="text-align: center;">放水砲の設置位置</p> <p>放射性物質拡散抑制及び泡消火放水（航空機燃料火災）のために設置する放水砲について、設置及び運搬が可能な範囲を第1図及び第2図に示す。</p> <div data-bbox="1386 357 1912 762" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"> </div> <p style="text-align: center;">第1図 放射性物質拡散抑制時の放水砲が設置可能な範囲</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・泊は放水砲の設置位置を明確化している。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う図の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="712 635 1321 657">第2図 泡消火放水時（航空機燃料火災）の放水砲が設置可能な範囲</p> <p data-bbox="730 695 1326 746">放水砲は現場状況に応じて、第1図及び第2図に示す円の内側の任意の範囲に設置する。</p> <div data-bbox="887 823 1317 861" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="900 833 1303 852">本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p> </div>	 <p data-bbox="1348 635 1957 657">第2図 泡消火放水時（航空機燃料火災）の放水砲が設置可能な範囲</p> <p data-bbox="1366 695 1962 746">放水砲は現場状況に応じて、第1図及び第2図に示す円の内側の任意の範囲に設置する。</p>	<p data-bbox="1984 146 2163 223">【女川】記載方針の相違 ・泡は放水砲の設置位置を明確化している。</p> <p data-bbox="1984 641 2163 718">【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う図の相違。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表


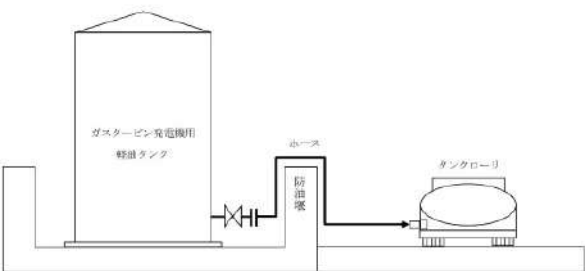
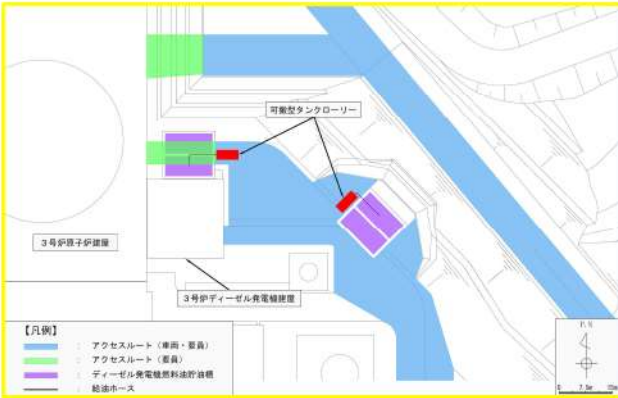
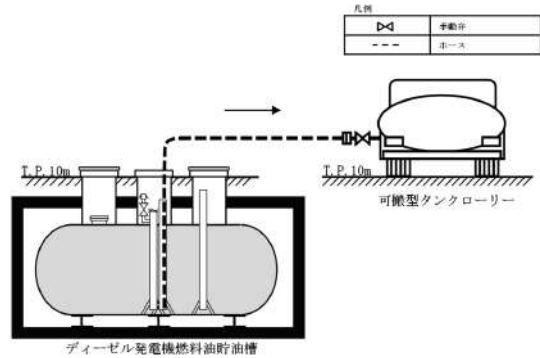
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">参考資料-2</p> <p style="text-align: center;">タンクローリーの設置位置及び燃料補給作業について</p> <p>重大事故等対応で必要となるタンクローリーは、ガスタービン発電機用軽油タンク又は非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等より、可搬型設備に給油するための燃料を補給する。第1,3図にタンクローリーの設置が可能な範囲を、第2,4図に燃料補給作業のイメージ図を示す。</p> <p>ガスタービン発電機用軽油タンク及び非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等は、岩盤に直接支持される構造であり、タンクローリー配置範囲はアクセスルート上であることから地震時の液化化及び揺すり込みによる不等沈下により段差が発生しないため、補給作業に影響はない。</p> <p>また、タンクローリーはガスタービン発電機用軽油タンク及び非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等の近傍にアクセス可能であり、燃料補給作業に影響はない。</p> <p>なお、タンクローリー補給後のホース内残存油については、タンクローリー側のポンプにより吸わせることでタンクローリー側への回収処理が可能である。</p>	<p style="text-align: right;">参考資料-2</p> <p style="text-align: center;">可搬型タンクローリーの設置位置及び燃料補給作業について</p> <p>重大事故等対応で必要となる可搬型設備に給油するための燃料補給作業は、可搬型タンクローリーによる直接汲み上げ又はディーゼル発電機燃料油移送ポンプによる汲み上げを行う。第1,3,5図に可搬型タンクローリーの設置が可能な範囲を第2,4,6図に燃料補給作業のイメージ図を示す。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク（SA）は、岩盤に直接支持される構造であり、可搬型タンクローリー配置範囲はアクセスルート上であることから地震時の液化化及び揺すり込みによる不等沈下により15cm以上の段差が発生しないため、補給作業に影響はない。</p> <p>また、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプによる汲み上げを行う場合のホース敷設範囲は、頑健な建屋内及び屋外のアクセスルートであることから、燃料補給作業に影響はない。</p> <p>なお、可搬型タンクローリー補給後のホース内残存油については、可搬型タンクローリー側のポンプにより吸わせることで可搬型タンクローリー側への回収処理が可能である。</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・泊は可搬型タンクローリーの設置位置を明確化している。 【島根】記載表現の相違</p>

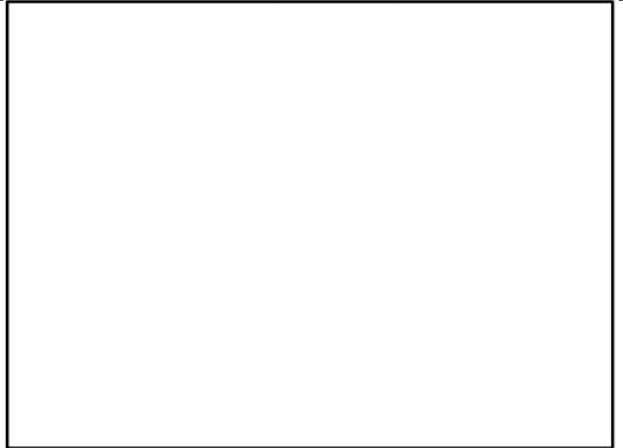
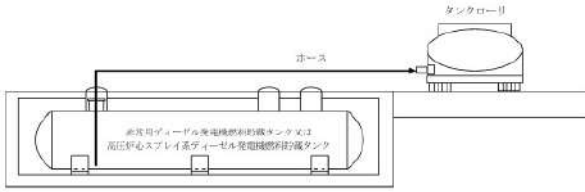
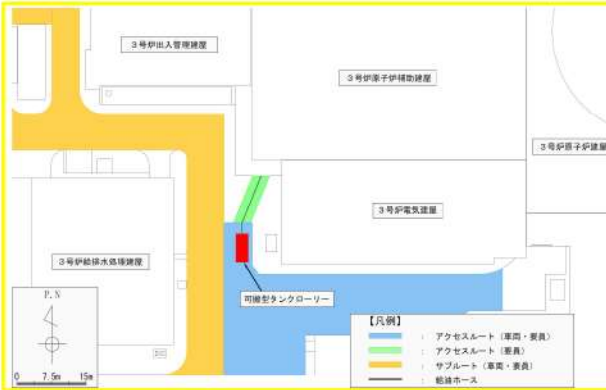
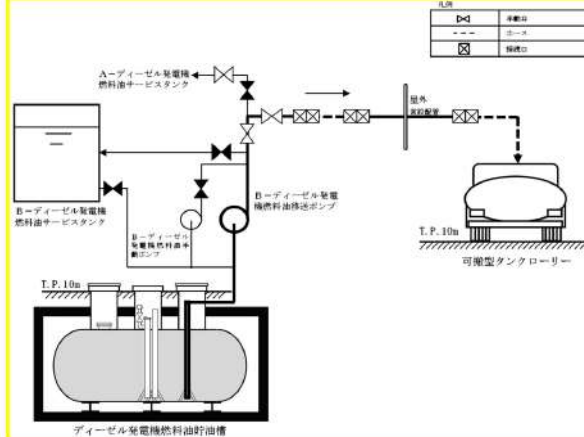
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由				
	 <p>【凡例】 — : アクセスルート (車両・要員) — : アクセスルート (要員)</p> <p>ガスタービン発電機用 軽油タンク</p> <p>タンクローリー</p> <p>※1：配置場所は今後の検討結果等により変更の可能性有。</p> <p>第1図 ガスタービン発電機用軽油タンクから給油する時の タンクローリーの配置イメージ</p>  <p>第2図 タンクローリー給油イメージ (ガスタービン発電機用軽油タンクを使用する場合)</p>	 <p>可搬型タンクローリー</p> <p>3号炉原子力建屋</p> <p>3号炉ディーゼル発電機燃料油貯槽</p> <p>【凡例】 — : アクセスルート (車両・要員) — : アクセスルート (要員) — : ディーゼル発電機燃料油貯槽 — : 給油ホース</p> <p>第1図 ディーゼル発電機燃料油貯槽から可搬型タンクローリーによる直接汲み上げを行う場合の可搬型タンクローリーの配置イメージ</p>  <p>凡例 <table border="1" style="display:inline-table; vertical-align: top;"> <tr><td></td><td>手動弁</td></tr> <tr><td></td><td>ホース</td></tr> </table> <p>T.P. 10m</p> <p>可搬型タンクローリー</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯槽</p> <p>第2図 ディーゼル発電機燃料油貯槽から可搬型タンクローリー給油イメージ (可搬型タンクローリーによる直接汲み上げを行う場合)</p> </p>		手動弁		ホース	<p>【女川】記載方針の相違 ・泊は可搬型タンクローリーの設置位置を明確化している。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う図の相違。</p>
	手動弁						
	ホース						

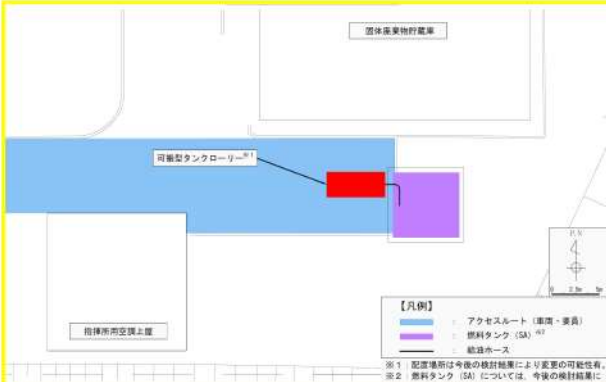
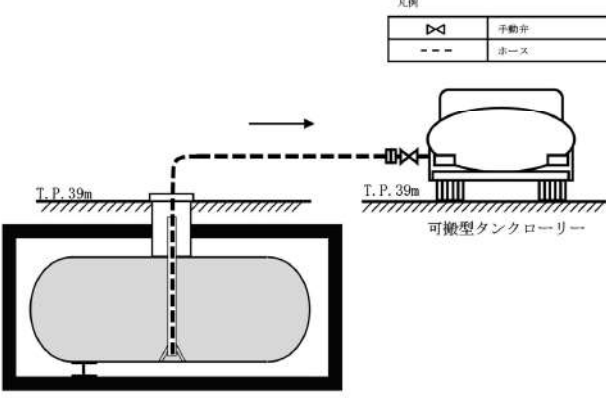
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="772 606 1265 662">第3図 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等から給油する時のタンクローリーの配置イメージ</p>  <p data-bbox="712 1220 1321 1268">第4図 タンクローリー給油イメージ（非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク等を使用する場合）</p> <div data-bbox="884 1332 1310 1364" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p> </div>	 <p data-bbox="1344 606 1948 686">第3図 ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプによる汲み上げを行う場合の可搬型タンクローリーの配置イメージ</p>  <p data-bbox="1344 1220 1948 1300">第4図 ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽から可搬型タンクローリー給油イメージ（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプによる汲み上げを行う場合）</p>	<p data-bbox="1982 143 2150 335">【女川】記載方針の相違 ・泊は可搬型タンクローリーの設置位置を明確化している。 【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う図の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第5図 燃料タンク (SA) から可搬型タンクローリーによる直接汲み上げを行う場合の可搬型タンクローリーの配置イメージ</p>  <p>第6図 燃料タンク (SA) から可搬型タンクローリー給油イメージ (可搬型タンクローリーによる直接汲み上げを行う場合)</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・泊は可搬型タンクローリーの設置位置を明確化している。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・プラントの相違に伴う図の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙(3)</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の接続箇所について</p> <p>1. 可搬型設備接続箇所の考え方 可搬型設備のうち原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものの接続口については、設置許可基準規則第43条第3項第3号の要求より、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、接続口を異なる複数の場所に設置する。</p> <p>その他の可搬型設備の接続口については、必要な容量を確保することが可能な数を設けた上で、設備の信頼度等を考慮し、必要に応じて更なる安全性向上のために予備を確保する。</p> <p>可搬型設備の接続口の一覧表を第1表及び第2表に、可搬型設備の接続方法を第1図に、建屋接続場所を第2図に示す。</p>	<p style="text-align: right;">別紙(2)</p> <p>可搬型設備の接続口の配置及び仕様について</p> <p>1. 可搬型設備の接続口の考え方 可搬型設備のうち原子炉建物の外から水又は電源を供給するものの接続口については、「設置許可基準規則」第四十三条第3項第三号の要求より、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、接続口を複数箇所に設けるとともに、一つの接続口につき一つの機能としている。</p> <p>その他の可搬型設備の接続口については、必要な容量を確保することのできる数を設けた上で、設備の信頼度等を考慮し、必要に応じて自主的に予備を確保する。</p> <p>可搬型設備の接続口一覧を第1表及び第2表、接続口の写真を第1図、可搬型設備の配置図を第2図、接続場所を第3図に示す。</p>	<p style="text-align: right;">別紙(3)</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の接続箇所について</p> <p>1. 可搬型設備接続箇所の考え方 可搬型設備のうち原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給するものの接続口については、設置許可基準規則第四十三条第3項第三号の要求より、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、接続口を異なる複数の場所に設置する。</p> <p>その他の可搬型設備の接続口については、必要な容量を確保することのできる数を設けた上で、設備の信頼度等を考慮し、必要に応じて自主的に予備を確保する。</p> <p>可搬型設備の接続口一覧を第1表及び第2表に、可搬型設備の接続方法を第1図に、可搬型設備の配置図を第2図に、接続場所を第3図に示す。</p>	<p>【島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【島根】設備の相違 ・泊は注水・補給用の接続口については、炉心注水／補助給水ビットへの補給／燃料取替用水ビットへの補給の3つの機能を共有し、配管経路の弁の切替えにより送水先を変更できるよう設計している。有効性評価の想定において、これらの機能を同時に使用することはないため、1つの接続口につき1つの機能とはしていない。</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 可搬型設備のうち原子炉建屋の外から水又は電力を供給するもの

可搬型設備名称	口数	接続方法	仕様
大容量送水ポンプ（タイプ1） ・原子炉・格納容器下部注水接続口	3箇所 (原子炉建屋 北、東、建屋内)	フランジ接続	150A
大容量送水ポンプ（タイプ1） ・格納容器スプレイ接続口	3箇所 (原子炉建屋 北、東、建屋内)	フランジ接続	150A
大容量送水ポンプ（タイプ1） ・燃料プール注水接続口	3箇所 (原子炉建屋 北、東、建屋内)	フランジ接続	150A
大容量送水ポンプ（タイプ1） ・燃料プールのスプレイ接続口	3箇所 (原子炉建屋 北、東、建屋内)	フランジ接続	150A
熱交換器ユニット ・熱交換器ユニット接続口（RHR供給）	3箇所 (原子炉建屋 北、西、建屋内)	フランジ接続	200A
熱交換器ユニット ・熱交換器ユニット接続口（RHR戻り）	3箇所 (原子炉建屋 北、西、建屋内)	フランジ接続	200A
熱交換器ユニット ・熱交換器ユニット接続口（その他負荷供給）	3箇所 (原子炉建屋 北、西、建屋内)	フランジ接続	200A
熱交換器ユニット ・熱交換器ユニット接続口（その他負荷戻り）	3箇所 (原子炉建屋 北、西、建屋内)	フランジ接続	200A
電源車 ・電源車接続口	2箇所 (原子炉建屋 西、建屋内)	コネクタ接続	—

第2表 その他の可搬型設備

可搬型設備名称	口数	接続方法	仕様
大容量送水ポンプ（タイプ1） ・復水貯蔵タンク接続口	1箇所 (CST連絡トレンチ／バルブ室)	フランジ接続	150A
大容量送水ポンプ（タイプ1） ・復水貯蔵タンク接続マンホール	1箇所 (復水貯蔵タンク)	フランジ接続	150A
大容量送水ポンプ（タイプ1） ・フィルタ装置水接続口（屋外）	1箇所 (原子炉建屋 北)	フランジ接続	65A
大容量送水ポンプ（タイプ1） ・フィルタ装置水・薬液接続口（屋内）	1箇所 (原子炉建屋 建屋内)	フランジ接続	65A
可搬型窒素ガス供給装置 ・可搬型窒素ガス供給装置接続口	2箇所 (原子炉建屋 北、建屋内)	フランジ接続	50A

島根原子力発電所2号炉

第1表 可搬型設備のうち原子炉建物の外から水又は電源を供給する接続口一覧

接続口に接続する可搬型設備名称	接続口配置箇所	接続方式	仕様
大量送水車 ・低圧原子炉代替注水系（可搬型）接続口	3箇所 (原子炉建物西、南、建物内)	結合金具接続	150A
大量送水車 ・格納容器代替スプレイ系（可搬型）接続口	3箇所 (原子炉建物西、南、建物内)	結合金具接続	150A
大量送水車 ・ベデスタル代替注水系（可搬型）接続口	3箇所 (原子炉建物西、南、建物内)	結合金具接続	150A
大量送水車 ・燃料プールのスプレイ系（常設スプレイヘック）接続口	2箇所 (原子炉建物西、南)	結合金具接続	150A
移動式代替熱交換設備 ・原子炉補機代替冷却系接続口	2箇所 (原子炉建物西、南)	フランジ接続	250A
大型送水ポンプ車 ・原子炉補機代替冷却系接続口	1箇所 (原子炉建物内)	結合金具接続	250A
高圧発電機車 ・高圧発電機車接続プラグ収納箱	2箇所 (原子炉建物西、南)	コネクタ接続	72A
高圧発電機車 ・緊急用メタクラ接続プラグ盤	1箇所 (ガスタービン発電機建物)	コネクタ接続	72A

第2表 その他の可搬型設備の接続口一覧

接続口に接続する可搬型設備名称	接続口配置箇所	接続方法	仕様
直流給電車 ・直流給電車接続口	2箇所 (廃棄物処理建物南、原子炉建物南)	コネクタ接続	67A
大量送水車 ・原子炉ウェル代替注水系接続口	2箇所 (原子炉建物西、南)	結合金具接続	150A
可搬型窒素供給装置 ・窒素ガス代替注入系サブプレッション・チェンバール供給用接続口	2箇所 (原子炉建物南、建物内)	結合金具接続	50A
可搬型窒素供給装置 ・窒素ガス代替注入系ドライウェル側供給用接続口	2箇所 (原子炉建物南、建物内)	結合金具接続	50A
可搬型窒素供給装置 ・格納容器フィルタベント系窒素ガス供給用接続口	2箇所 (原子炉建物南、建物内)	結合金具接続	50A
大量送水車 ・格納容器フィルタベント系スクラパ水補給用接続口	1箇所 (原子炉建物南)	フランジ接続	28A
第1ベントフィルタ出口水素濃度 ・格納容器フィルタベント系水素濃度測定用接続口	1箇所 (原子炉建物南)	アダプタ接続	20A

泊発電所3号炉

第1表 可搬型設備のうち原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する接続口一覧

可搬型設備名称	口数	接続方法	仕様
【代替炉心注水、補助給水ビット補給、燃料取替用ビット補給】 可搬型大型送水ポンプ車 ・可搬型大型送水ポンプ車10m接続口 ・可搬型大型送水ポンプ車33m接続口	2箇所 (原子炉建屋 東（建屋内）、原子炉補助建屋 西（建屋内）)	結合金具接続	150A
【原子炉補機冷却水系通水】 可搬型大型送水ポンプ車 ・可搬型大型送水ポンプ車原子炉補機冷却水東側接続口 ・可搬型大型送水ポンプ車原子炉補機冷却水南側接続口 ・可搬型大型送水ポンプ車原子炉補機冷却水屋内接続口	3箇所 (原子炉建屋 東、原子炉補助建屋 南、原子炉補助建屋 西（建屋内）)	結合金具接続	150A
【代替交流電源】 可搬型代替電源車 ・A-可搬型代替電源接続盤 ・B-可搬型代替電源接続盤	2箇所 (原子炉建屋 東、原子炉補助建屋 西)	ボルト・ネジ接続	150mm ²
【代替直流電源】 可搬型直流電源用発電機 ・可搬型直流電源接続盤1 ・可搬型直流電源接続盤2	2箇所 (原子炉補助建屋 北、原子炉建屋 東)	ボルト・ネジ接続	60mm ²

第2表 その他の可搬型設備の接続口一覧

可搬型設備名称	口数	接続方法	仕様
【代替格納容器スプレイ】 可搬型大型送水ポンプ車 ・可搬型大型送水ポンプ車10m接続口 ・可搬型大型送水ポンプ車33m接続口	2箇所 (原子炉建屋 東（建屋内）、原子炉補助建屋 西（建屋内）)	結合金具接続	150A
【使用済燃料ビット注水】 可搬型大型送水ポンプ車 ・使用済燃料ビット冷却用注水配管接続口	1箇所 (原子炉建屋 西)	結合金具接続	100A
【蒸気発生器注水】 可搬型大型送水ポンプ車 ・可搬型大型送水ポンプ車代替給水ライン接続口	1箇所 (原子炉建屋 建屋内)	結合金具接続	150A
【原子炉補機冷却海水系通水】 可搬型大容量海水送水ポンプ車 ・可搬型大容量海水送水ポンプ車A母管接続口 ・可搬型大容量海水送水ポンプ車B母管接続口	2箇所 (ディーゼル発電機建屋 建屋内)	フランジ接続	150A
【燃料補給】 可搬型タンクローリー ・3V-DG-333 接続口 ・燃料油移送配管屋内接続口 ・燃料油移送配管屋外接続口	3箇所 (原子炉建屋 建屋内、原子炉補助建屋 建屋内、原子炉補助建屋 南)	雑手接続	32A

【女川及び島根】記載内容の相違

・プラントの相違による可搬型設備、接続箇所及び仕様相違。

【女川及び島根】記載内容の相違

・プラントの相違による可搬型設備、接続箇所及び仕様相違。

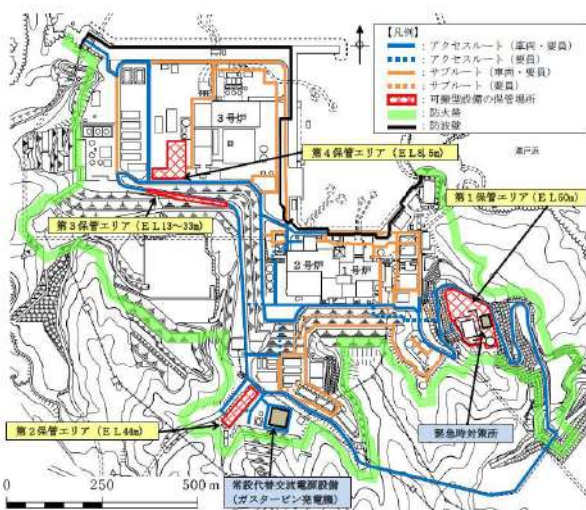
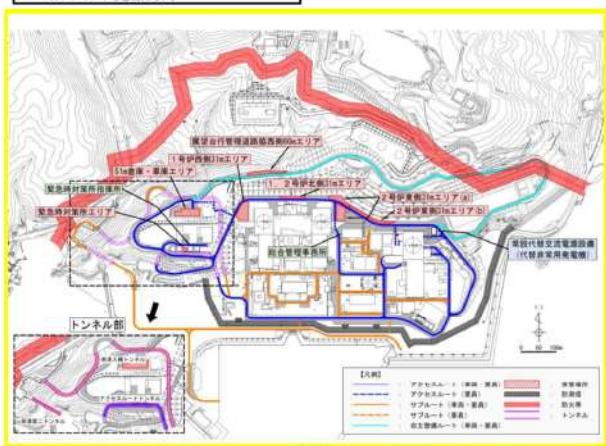
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>コネクタ接続</p> <p>第1図 可搬型設備の接続方法</p>	 <p>結合金具接続 フランジ接続</p> <p>コネクタ接続 アダプタ接続</p> <p>第1図 接続口の写真（例示）</p>	 <p>結合金具接続</p> <p>ボルト・ネジ接続 （代替直流電源） ボルト・ネジ接続 （代替交流電源）</p> <p>第1図 可搬型設備の接続方法</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの相違による接続方法の相違。

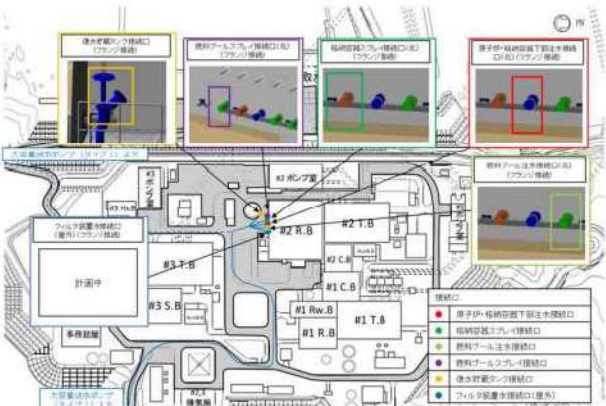
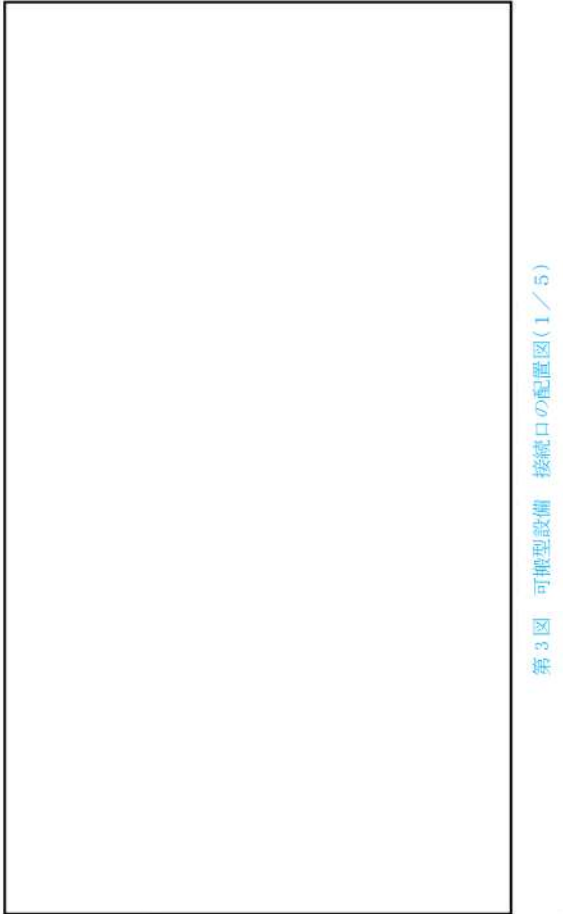
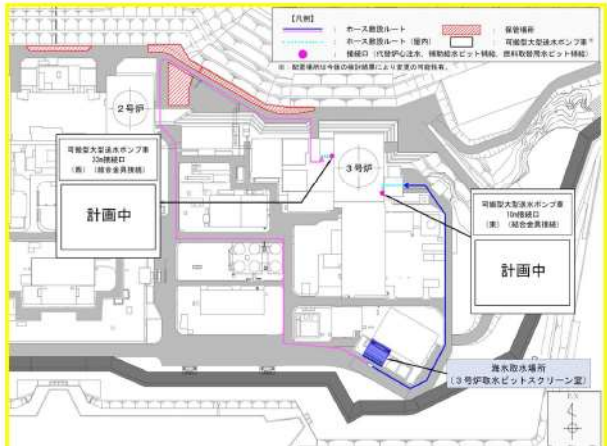
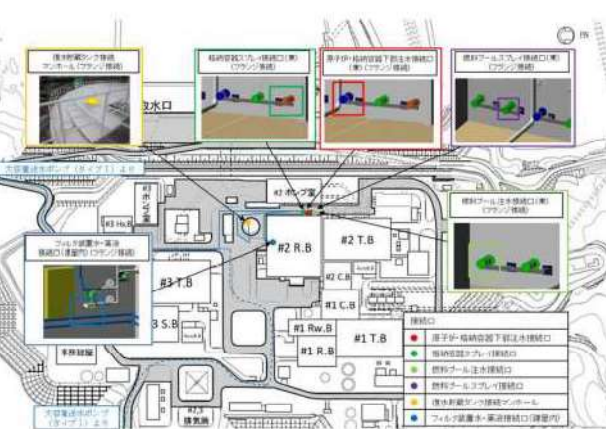

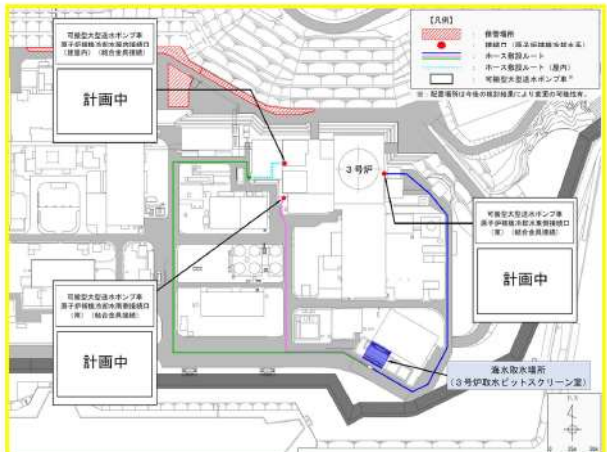
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第4保管エリア【E.L.5m】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高圧発電機車：2台 大量送水車：2台 移動式代替緊急発電機：1台 大型送水ポンプ車：2台 可搬式緊急供給設備：1台 第一ベントフィルターの吐出量調整機：1台 シフトフェンス（2号炉取水統合専用）：新20m シフトフェンス（輸送専用）：約30m 水電計：1台 放射性物質検出器：3組 放射線：1台 高圧火薬貯蔵庫：5個 タンクローリー：1台 可搬式タンクローリー・ポスト：6台 可搬式緊急電源装置：1台 緊急時対策用発電機：2台 緊急時対策用正化装置（空気ポンプ）：30本 緊急時対策用空気浄化装置：1台 緊急時対策用空気浄化フィルターユニット：1台 ホイールローダ：1台 <p>第1保管エリア【E.L.50m】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高圧発電機車：2台 大量送水車：1台 移動式代替緊急発電機：1台 大型送水ポンプ車：1台 可搬式緊急供給設備：1台 第一ベントフィルターの吐出量調整機：1台 シフトフェンス（2号炉取水統合専用）：約20m シフトフェンス（輸送専用）：約30m 水電計：1台 放射性物質検出器：1組 放射線：1台 高圧火薬貯蔵庫：1個 タンクローリー：1台 可搬式タンクローリー・ポスト：6台 可搬式緊急電源装置：1台 緊急時対策用発電機：2台 緊急時対策用正化装置（空気ポンプ）：50本 緊急時対策用空気浄化装置：2台 緊急時対策用空気浄化フィルターユニット：2台 ホイールローダ：1台  <p>第3保管エリア【E.L.13~32m】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高圧発電機車：1台 大量送水車：1台 移動式代替緊急発電機：1台 大型送水ポンプ車：1台 タンクローリー：1台 ホイールローダ：1台 <p>第2保管エリア【E.L.44m】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大量送水車：1台 <p>※：サブルートは、地震及び津波時に閉鎖しない。 ※：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。 ※：各保管エリアには、可搬型重大事故等対応設備を記載。</p>	<p>51m倉庫・車庫エリア【T.P.51m】</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車：2台 ホース延長・回収車（送水車用）：2台 可搬型スプレインズル：2台 可搬型大容量海水送水ポンプ車：1台 放水栓：1台 混合設備：1台 集水用シフトフェンス：1組 <p>緊急時対策用発電機40mエリア【T.P.40m】</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車：1台 ホース延長・回収車（送水車用）：1台 可搬型代替発電機：1台 可搬型直流電源用発電機：1台 <p>※：本エリアには、保守活動による設備修繕時のバックアップのみを配備するため、重大事故等時にたまたにアクセスする必要はない。</p>  <p>1号炉西側31mエリア【T.P.31m】</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型代替発電機：1台 可搬型直流電源用発電機：1台 可搬型タンクローリー：2台 小型船舶：1艇 ホイールローダ：1台 バックホウ：1台 <p>2号炉東側31mエリア(a)【T.P.31m】</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車：1台 ホース延長・回収車（送水車用）：2台 可搬型スプレインズル：2台 可搬型代替発電機：2台 可搬型直流電源用発電機：1台 集水用シフトフェンス：2組 緊急時対策用発電機：2台 <p>緊急時対策用発電機【T.P.30m】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策用発電機：4台 <p>注：サブルートは、地震及び津波時には閉鎖しない。自主整備ルートは、使用可能な場合に活用する。 注：各保管エリアには、可搬型重大事故等対応設備を記載。 注：各設備の保管場所・数量については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。 注：防備区外側のサブルートの位置及び津波入替トンネルの形状については、今後の検討結果等により変更となる可能性がある。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】記載内容の相違・泊は可搬型設備の配置を記載。</p>

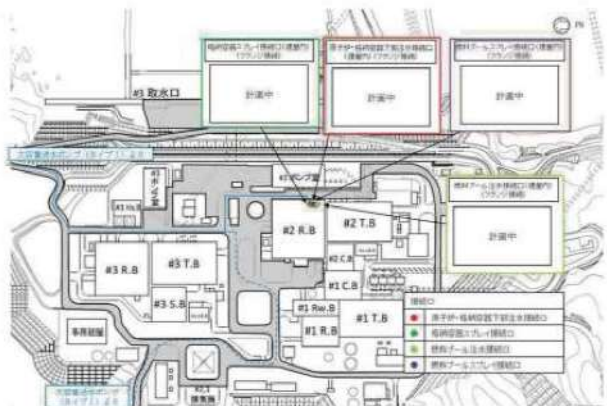
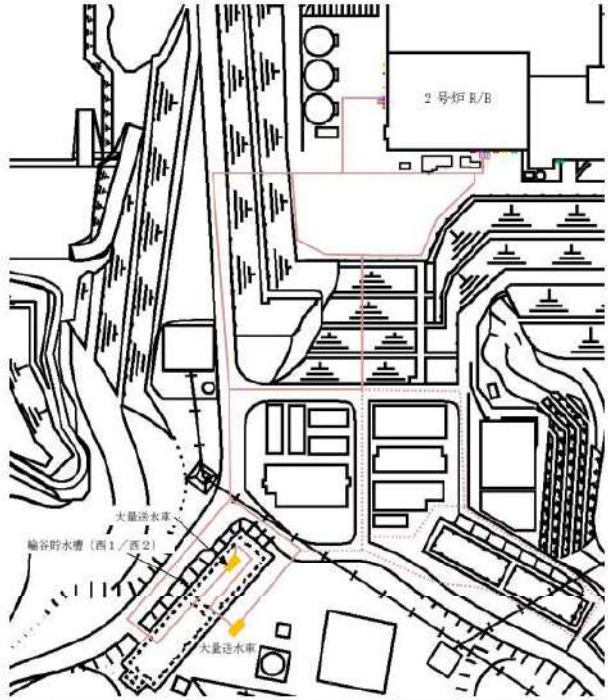


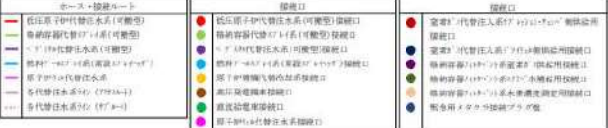
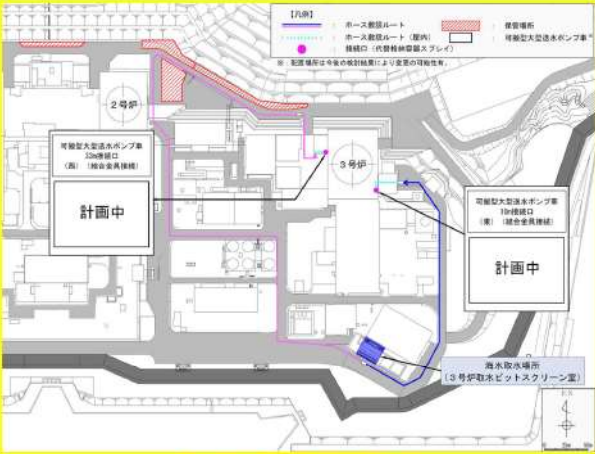
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第2図 建屋接続場所 (1/7)</p>	 <p>第3図 可搬型設備 接続口の配置図(1/5)</p>	 <p>第3図 建屋接続場所(1/8)</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による建屋接続場所の相違。</p>
 <p>第2図 建屋接続場所 (2/7)</p>	 <p>第3図 可搬型設備 接続口の配置図(1/5)</p>	 <p>第3図 建屋接続場所(2/8)</p>	<p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・プラントの相違による建屋接続場所の相違。</p>

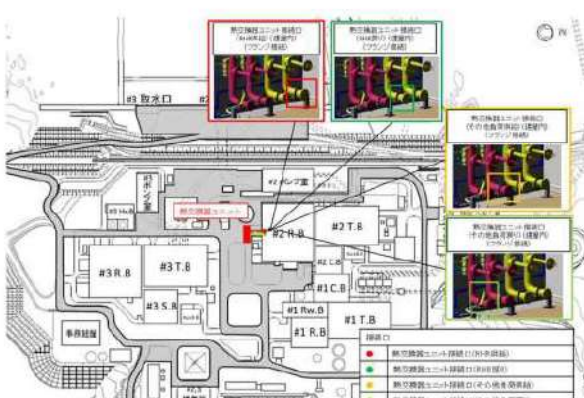
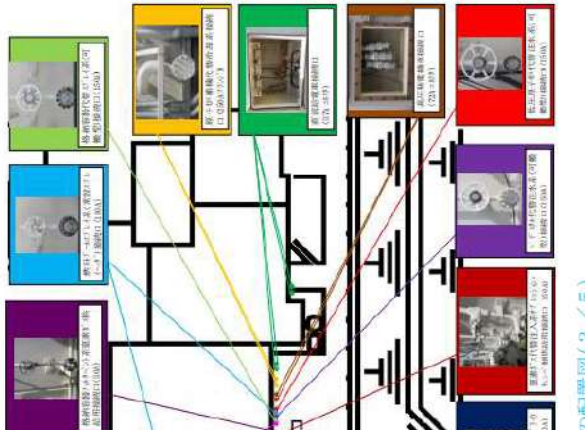
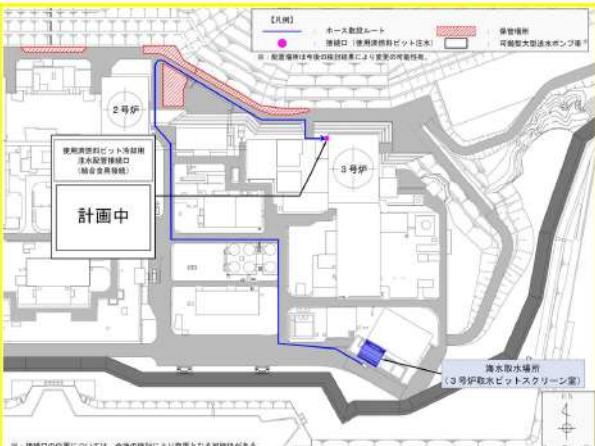
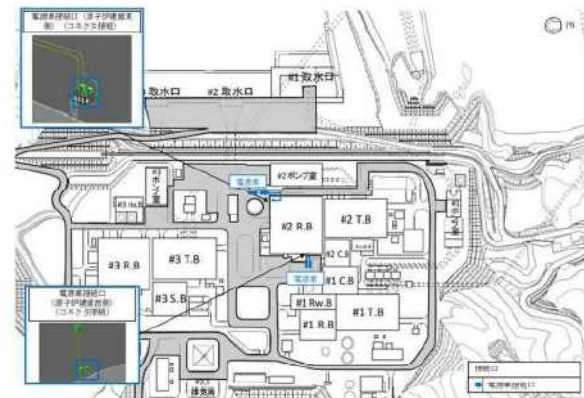
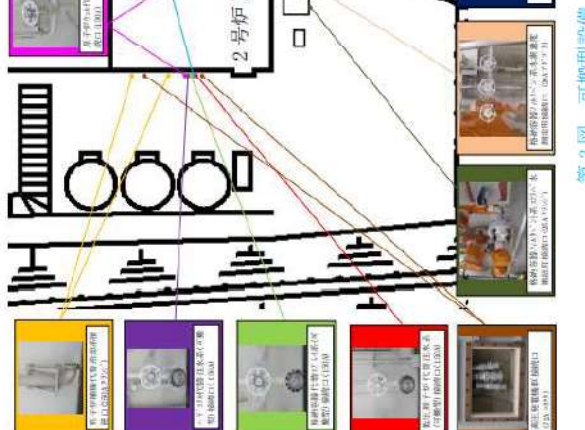
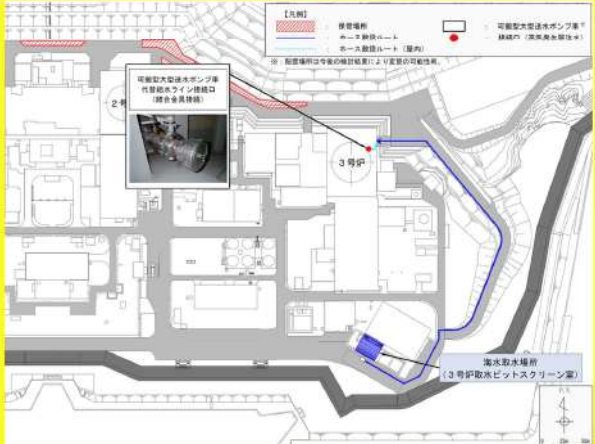
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第2図 建屋接続場所（3/7）</p>	 <p>第3図 可搬型設備 接続口の配置図(2/5)</p>	 <p>第3図 建屋接続場所(3/8)</p>	
 <p>第2図 建屋接続場所（4/7）</p> <p>枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>	 <p>第3図 可搬型設備 接続口の配置図(2/5)</p>	 <p>第3図 建屋接続場所(4/8)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

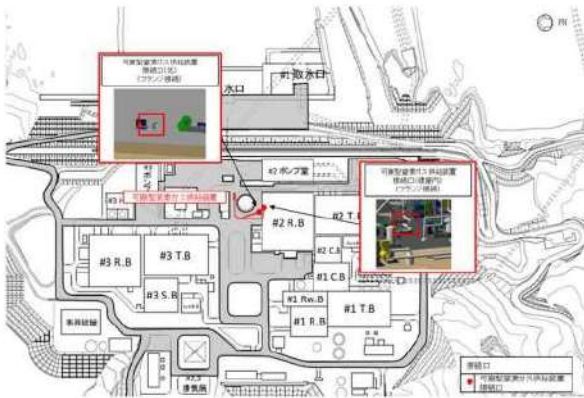
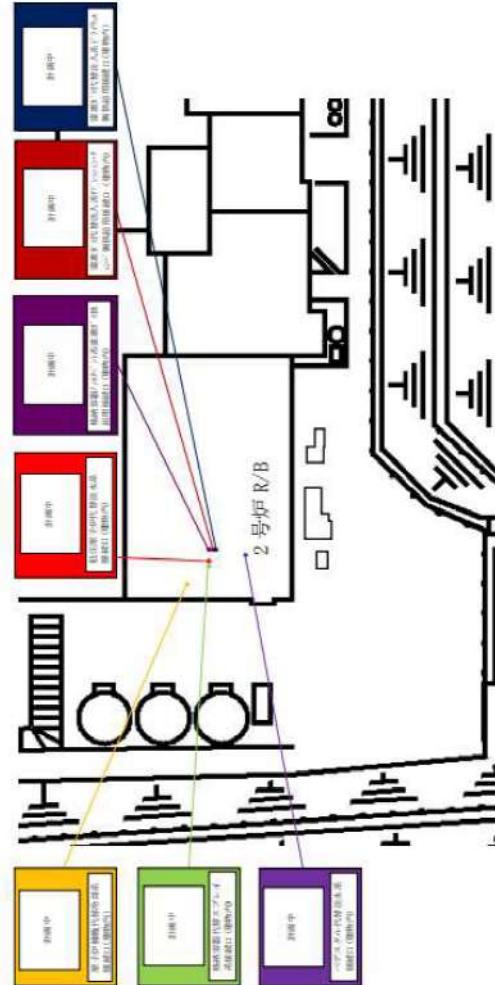
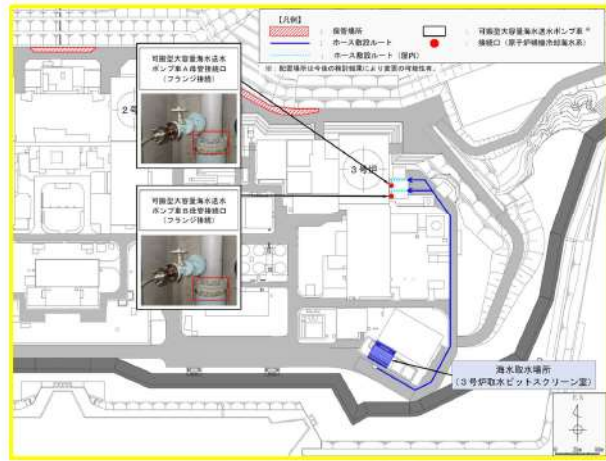

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第2図 建屋接続場所(5/7)</p>	 <p>2号炉 R/B</p>	 <p>第3図 建屋接続場所(5/8)</p>	
 <p>第2図 建屋接続場所(6/7)</p>	 <p>2号炉 R/B</p>	 <p>第3図 建屋接続場所(6/8)</p>	

第3図 可搬型設備 接続口の配置図(3/5)

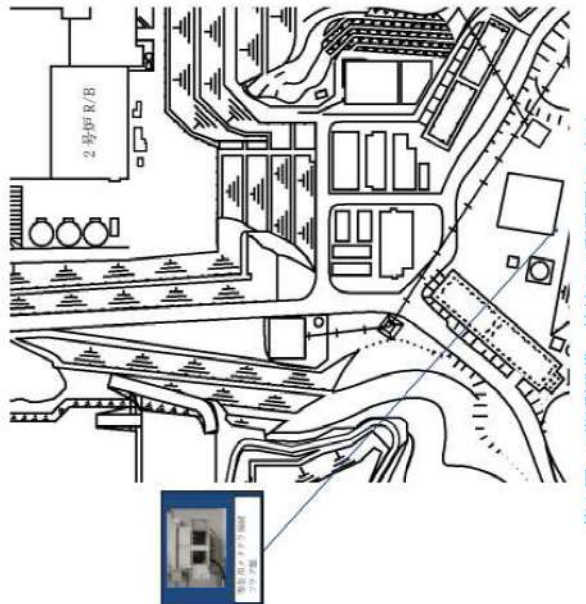
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第2図 建屋接続場所(7/7)</p>	 <p>第3図 可搬型設備 接続口の配置図(4/5)</p>	 <p>第3図 建屋接続場所(7/8)</p>  <p>第3図 建屋接続場所(8/8)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第3図 可搬型設備 接続口の配置図(5/5)</p>		

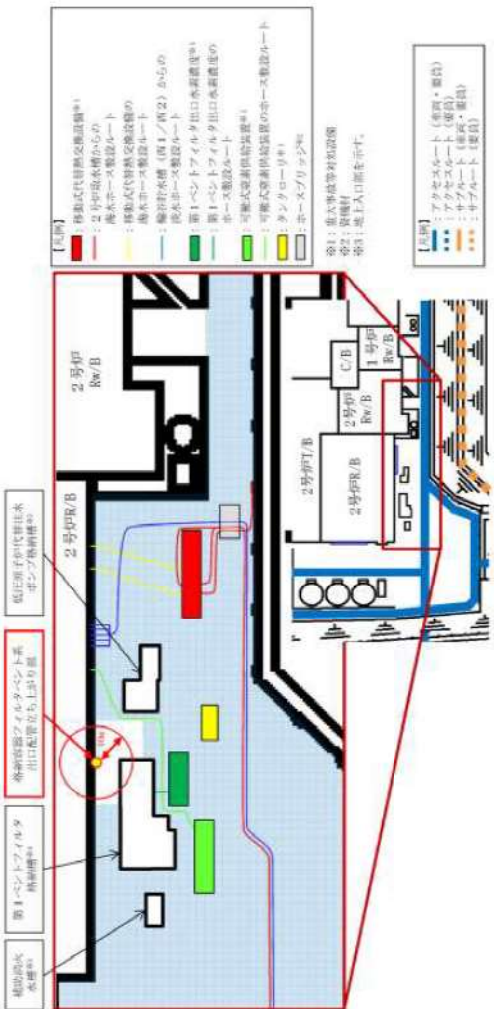
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
	<p>2.可搬型設備の配置</p> <p>可搬型設備の配置に当たって、有効性評価シナリオのうち、可搬型設備の配置数が最も多いシナリオ（雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損））を選択し、可搬型設備の配置が可能であること、ホース及びケーブル敷設が可能であることを確認した。</p> <p>ホース及びケーブル敷設完了後におけるタンクローリ等の車両通行が想定されるが、ホースブリッジの設置によってアクセス性を確保する。また、ホース及びケーブル同士の交差箇所は、治具等を設置することで、互いに干渉しないようにする。</p> <p>配置条件を第3表に、可搬型設備の配置図を第4、5図に示す。</p> <p style="text-align: center;">第3表 作業成立性の配置条件</p> <table border="1" data-bbox="714 544 1317 858"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有効性評価シナリオ</td> <td colspan="2">雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）</td> </tr> <tr> <td>配置する可搬型設備*</td> <td> 大量送水車：1台 移動式代替熱交換設備：1台 大型送水ポンプ車：1台 </td> <td> 可搬式蒸気供給装置：1台 第1ペントフィルタ出口水濃度：1台 タンクローリ：1台 </td> </tr> <tr> <td>接続口使用箇所</td> <td colspan="2">2号炉原子炉建屋南側又は西側</td> </tr> <tr> <td>取水箇所</td> <td colspan="2"> 淡水：輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2） 海水：非常用取水設備（2号炉取水槽） </td> </tr> <tr> <td>ホース敷設前に配置する可搬型設備</td> <td>移動式代替熱交換設備：1台</td> <td> 可搬式蒸気供給装置：1台 第1ペントフィルタ出口水濃度：1台 </td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※：大量送水車は輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）、大型送水ポンプ車は非常用取水設備（2号炉取水槽）周辺に配置するため、第4、5図に記載していない。</small></p>	項目	条件		有効性評価シナリオ	雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）		配置する可搬型設備*	大量送水車：1台 移動式代替熱交換設備：1台 大型送水ポンプ車：1台	可搬式蒸気供給装置：1台 第1ペントフィルタ出口水濃度：1台 タンクローリ：1台	接続口使用箇所	2号炉原子炉建屋南側又は西側		取水箇所	淡水：輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2） 海水：非常用取水設備（2号炉取水槽）		ホース敷設前に配置する可搬型設備	移動式代替熱交換設備：1台	可搬式蒸気供給装置：1台 第1ペントフィルタ出口水濃度：1台		<p>【島根】記載箇所の相違</p> <p>・泊は別紙(28)に有効性評価シナリオのうち、可搬型設備の配置数が最も多くなるシナリオでの可搬型設備の配置及びホースが可能であることを記載している。</p>
項目	条件																				
有効性評価シナリオ	雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）																				
配置する可搬型設備*	大量送水車：1台 移動式代替熱交換設備：1台 大型送水ポンプ車：1台	可搬式蒸気供給装置：1台 第1ペントフィルタ出口水濃度：1台 タンクローリ：1台																			
接続口使用箇所	2号炉原子炉建屋南側又は西側																				
取水箇所	淡水：輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2） 海水：非常用取水設備（2号炉取水槽）																				
ホース敷設前に配置する可搬型設備	移動式代替熱交換設備：1台	可搬式蒸気供給装置：1台 第1ペントフィルタ出口水濃度：1台																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>第4図 2号炉原子炉建物南側における可搬型設備の配置図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第5図 2号炉原子炉建物西側における可搬型設備の配置図</p>		

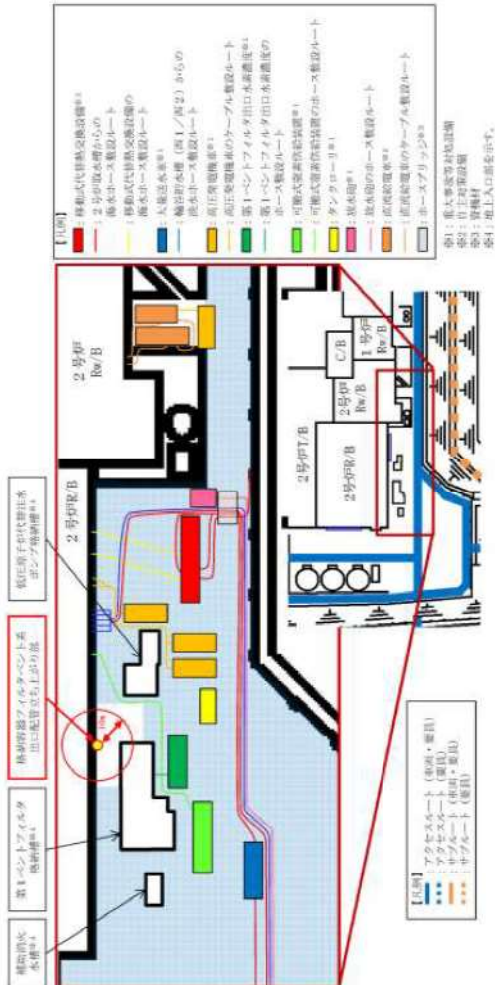
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
	<p>3. 環境条件</p> <p>可搬型設備の設置場所に対する環境条件について、2号炉原子炉建物南側に設置してある格納容器フィルタベント系出口配管立ち上がり部周辺における被ばく評価を実施した。ベント実施後に想定される作業を考慮した可搬型設備の配置図を第6図に示す。</p> <p>2号炉原子炉建物南側の格納容器フィルタベント系出口配管立ち上がり部周辺で、ベント実施直後に実施する作業は無いが、出口配管立ち上がり部から10m地点（2号炉原子炉建物南側接続口付近）において事故後約43時間（ベント後10時間）及び事故後7日時点、出口配管立ち上がり部から1m地点において事故後7日、30日、60日時点の線量率を評価した。なお、作業エリアの比較のため、2号炉原子炉建物西側接続口付近についても評価した。</p> <p>第4表に示す線量評価結果のとおり、短時間のアクセス等は可能な線量率であると考えられる。</p> <p>第4表 格納容器フィルタベント系出口配管立ち上がり部周辺の線量評価結果</p> <table border="1" data-bbox="712 662 1323 1038"> <thead> <tr> <th>評価場所</th> <th>事故後時間</th> <th>線量率 (mSv/h) ^{※1} (うち、配管寄与分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">評価点A（格納容器フィルタベント系出口配管立ち上がり部（雨水排水ライン）から10m地点（2号炉原子炉建物南側接続口付近）</td> <td>約43時間 (ベント後10時間)</td> <td>約13 (約2.5)</td> </tr> <tr> <td>7日 (168時間)</td> <td>約5.0 (約0.8)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">評価点A（格納容器フィルタベント系出口配管立ち上がり部（雨水排水ライン）から1m地点</td> <td>7日 (168時間)</td> <td>約85 (約81)</td> </tr> <tr> <td>30日</td> <td>約9.2 (約5.1)</td> </tr> <tr> <td>60日</td> <td>約6.2 (約2.1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">評価点B（2号炉原子炉建物西側接続口付近）</td> <td>約43時間 (ベント後10時間)</td> <td>約9.0 (約-) ^{※2}</td> </tr> <tr> <td>7日 (168時間)</td> <td>約3.7 (約-) ^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：2号炉原子炉建物からの直接線・スカイシャイン線、クラウドシャイン、グランドシャイン、吸入摂取（PF50 全面マスク着用）に加えて、W/Vベントに伴い格納容器フィルタベント系出口配管立ち上がり部に浮遊する放射性物質及び雨水排水ライン配管に蓄積する放射性物質（格納容器フィルタベント系出口配管立ち上がり部に付着する放射性物質が全て地上近くの雨水排水ライン配管に移動するものと想定）を考慮して評価している。</p> <p>※2：格納容器フィルタベント系出口配管を直視できない場所のため、配管による線量はない。</p>	評価場所	事故後時間	線量率 (mSv/h) ^{※1} (うち、配管寄与分)	評価点A（格納容器フィルタベント系出口配管立ち上がり部（雨水排水ライン）から10m地点（2号炉原子炉建物南側接続口付近）	約43時間 (ベント後10時間)	約13 (約2.5)	7日 (168時間)	約5.0 (約0.8)	評価点A（格納容器フィルタベント系出口配管立ち上がり部（雨水排水ライン）から1m地点	7日 (168時間)	約85 (約81)	30日	約9.2 (約5.1)	60日	約6.2 (約2.1)	評価点B（2号炉原子炉建物西側接続口付近）	約43時間 (ベント後10時間)	約9.0 (約-) ^{※2}	7日 (168時間)	約3.7 (約-) ^{※2}		<p>【島根】記載内容の相違</p> <p>・島根は可搬型設備の設置場所周辺に設置されている格納容器フィルタベント系出口配管からの被ばく評価を実施している。泊は技術的能力1.7の添付資料において、屋外作業の被ばく評価を実施している。</p>
評価場所	事故後時間	線量率 (mSv/h) ^{※1} (うち、配管寄与分)																					
評価点A（格納容器フィルタベント系出口配管立ち上がり部（雨水排水ライン）から10m地点（2号炉原子炉建物南側接続口付近）	約43時間 (ベント後10時間)	約13 (約2.5)																					
	7日 (168時間)	約5.0 (約0.8)																					
評価点A（格納容器フィルタベント系出口配管立ち上がり部（雨水排水ライン）から1m地点	7日 (168時間)	約85 (約81)																					
	30日	約9.2 (約5.1)																					
	60日	約6.2 (約2.1)																					
評価点B（2号炉原子炉建物西側接続口付近）	約43時間 (ベント後10時間)	約9.0 (約-) ^{※2}																					
	7日 (168時間)	約3.7 (約-) ^{※2}																					

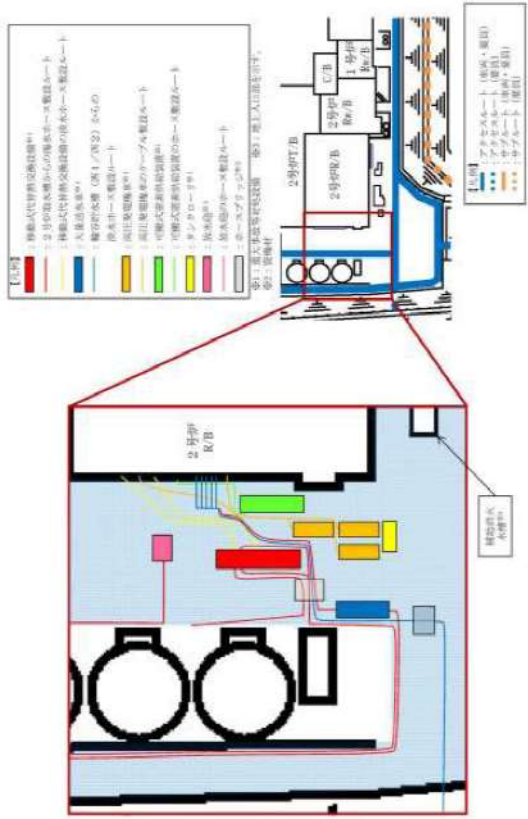
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>4. 全ての可搬型設備の配置</p> <p>自主対策設備を含めて全ての可搬型設備の配置が可能であること、また、ホース及びケーブル敷設が可能であることを確認した。なお、可搬型設備の配置図を第7、8図に示す。</p>  <p>第7図 2号炉原子炉建物南側における可搬型設備の配置図（全ての可搬型設備を配置した場合）</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第8図 2号炉原子炉建物西側における可搬型設備の配置図（全ての可搬型設備を配置した場合）</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙(30)</p> <p style="text-align: center;">屋内アクセスルートの設定について</p> <p>屋内アクセスルートは、重大事故等時において必要となる現場操作場所まで外部事象を想定しても移動が可能であり、また、移動時間を考慮しても要求される時間までに必要な措置を完了させることが重要である。外部事象のうち一番厳しい事象は地震であり、地震起因による火災、溢水、全交流動力電源の喪失を考慮してもアクセス性に与える影響がないことを確認し設定する。</p> <p>1. 屋内アクセスルート設定における考慮事項</p> <p>屋内での各階層におけるアクセスルートを設定する場合の考え方を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震、地震随伴火災のおそれがある油内包機器又は水素内包機器^{*1}、地震による内部溢水^{*2}を考慮しても移動可能なアクセスルートをあらかじめ設定する。 原子炉建屋原子炉棟への通行ルートとして、原子炉建屋付属棟を経由し原子炉建屋原子炉棟へ入城するルートをアクセスルートとして設定する。なお、地震による配管破損等の影響により通行できない場合以外に利用可能なルートとして、タービン建屋及び原子炉建屋付属棟（廃棄物処理エリア）を経由し原子炉建屋原子炉棟へ入城するルートを設定する。 	<p style="text-align: right;">別紙(13)</p> <p style="text-align: center;">屋内のアクセスルートの設定について</p> <p>アクセスルートは、重大事故等時において必要となる現場活動場所まで外部事象を想定しても移動が可能であり、また、移動時間を考慮しても要求される時間までに必要な措置を完了させることが重要である。外部事象のうち一番厳しい事象は地震であり、地震起因による火災、溢水、全交流動力電源の喪失を考慮してもアクセス性に与える影響がないことを確認し設定する。</p> <p>1. 屋内のアクセスルート設定における考慮事項</p> <p>屋内での各階層におけるアクセスルートを選定する場合、地震随伴火災のおそれがある油内包機器又は水素内包機器^{*1}、地震随伴内部溢水^{*2}を考慮しても移動可能なアクセスルートをあらかじめ設定する。</p> <p style="text-align: center;">以下に屋内のアクセスルートの選定の考え方を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災発生時にアクセス性が阻害された場合は、迂回路を使用する。 	<p style="text-align: right;">別紙(30)</p> <p style="text-align: center;">屋内アクセスルートの設定について</p> <p>屋内アクセスルートは、重大事故等時において必要となる現場操作場所まで外部事象を想定しても移動が可能であり、また、移動時間を考慮しても要求される時間までに必要な措置を完了させることが重要である。外部事象のうち一番厳しい事象は地震であり、地震起因による火災、溢水、全交流動力電源の喪失を考慮してもアクセス性に与える影響がないことを確認し設定する。</p> <p>1. 屋内アクセスルート設定における考慮事項</p> <p>屋内での各階層におけるアクセスルートを設定する場合、地震、地震随伴火災のおそれがある油内包機器又は水素内包機器^{*1}、地震による内部溢水^{*2}を考慮しても移動可能なアクセスルートをあらかじめ設定する。</p> <p>また、原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋の必要な階層を経由し、現場操作場所まで移動するルートをアクセスルートとして設定する。</p> <p style="text-align: center;">以下に屋内のアクセスルートの選定の考え方を示す。</p>	<p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・泊は、原子炉建屋内に原子炉棟は無いため現場操作場所までのアクセスルート設定の考え方を記載している。</p> <p>【島根】記載内容の相違 ・泊は、アクセスルート設定の考え方を記載している。</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・泊は、地震による影響を考慮して移動可能なルートをあらかじめ設定した上で、アクセスルートが、地震による影響を受けた場合のルート選定の考え方を記載した。</p> <p>【島根】記載箇所及び記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・火災発生時にアクセスルートの通行が困難な場合には、迂回路を使用する。</p> <p>※1：火災源となる機器については、別紙(33)「地震随伴火災の影響評価について」参照 ※2：内部溢水については、別紙(34)「地震による内部溢水の影響評価について」参照</p>	<p>・原子炉建物、タービン建物、廃棄物処理建物及び制御室建物の各階層を移動するルートは、地震、火災等の被害により、アクセス性が阻害された場合は、影響の小さいルートを使用し操作場所までアクセスする。</p> <p>・地震随伴内部溢水については、アクセスルートの溢水水位を評価した上で影響を受ける可能性がある場合は、必要な措置を講じる。</p> <p>※1：火災源となる機器については、別紙(17)「屋内のアクセスルートにおける地震随伴火災の影響評価」参照 ※2：内部溢水については、別紙(18)「屋内のアクセスルートにおける地震随伴内部溢水の影響評価」参照</p>	<p>・原子炉建屋及び原子炉補助建屋の各階層を移動するルートは、地震、溢水の影響により、アクセス性が阻害された場合は、影響の小さいルートを使用し操作場所までアクセスする。</p> <p>・火災発生時にアクセスルートの通行が困難な場合には、迂回路を使用する。</p> <p>・地震による内部溢水については、アクセスルートの溢水水位を評価した上で影響を受ける可能性がある場合は、適切な防護具を着用した上でアクセスする。</p> <p>※1：火災源となる機器については、別紙(33)「屋内のアクセスルートにおける地震随伴火災の影響評価について」参照 ※2：内部溢水については、別紙(34)「屋内のアクセスルートにおける地震による内部溢水の影響評価について」参照</p> <p>故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮しても、移動可能なルートとして出入管理建屋及び原子炉補助建屋に大型航空機特化ルートをあらかじめ設定する。</p>	<p>【女川】記載内容の相違 ・泊は、あらかじめ設定したルートのアクセス性が地震時の影響により仮に阻害された場合のルート選定の考え方を記載している。</p> <p>【島根】記載箇所及び記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載内容の相違 ・泊は、溢水水位の影響を受ける場合は、防護具を着用してアクセスすることを記載した。</p> <p>【女川及び島根】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】記載方針の相違 ・泊は、大型航空機の衝突時に特化したルートを外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋以外の建屋に設定する必要があることから大型航空機特化ルートに関する内容を記載している。(大型航空機の衝突時に特化したルートを設定するという考え方は女川と同様)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 屋内アクセスルートの成立性</p> <p>技術的能力 1.1～1.19 で整備した重大事故等時において期待する手順について、外部事象による影響を考慮しても屋内に設定したアクセスルートを通行できることを確認した。その結果を第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」に整理する。</p> <p>また、移動経路については、第1図「屋内アクセスルート図」に示す。第1図に示した「①～⑦」は、第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」の屋内アクセスルートと関連付けがなされている。</p> <p>なお、第1図中の操作対象場所における操作対象機器及び操作項目を第2表に示す。</p> <p>3. 屋外アクセスルートとの関係</p> <p>重大事故等時は屋内での活動はもとより、可搬型重大事故等対処設備の屋外での設置作業との連携が重要である。なお、可搬型重大事故等対処設備を使用する場合には、重大事故等対応要員は滞在場所から現場に向かう。</p>	<p>2. アクセスルートの成立性</p> <p>技術的能力 1.1～1.19 で整備した重大事故等時において期待する手順について、外部事象による影響を考慮しても屋内に設定したアクセスルートを通行できることを確認した。その結果を第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」に整理する。</p> <p>また、移動経路については、本別紙第1図「島根原子力発電所2号炉重大事故等時 屋内のアクセスルート」に示す。また、第1図に記した「①～⑩」は、本別紙第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」のアクセスルートに記載のある数字と関連づけがなされている。</p> <p>なお、第2表に、第1図中の操作対象箇所における操作対象機器、操作項目等を示す。</p> <p>3. 屋外のアクセスルートとの関係</p> <p>重大事故等時は屋内での活動はもとより、可搬型重大事故等対処設備の屋外での設置作業との連携が重要である。そこで、重大事故等対処設備を使用する場合には、緊急時対策要員（現場要員）の滞在場所から現場に向かう。</p>	<p>2. 屋内アクセスルートの成立性</p> <p>技術的能力 1.1～1.19 で整備した重大事故等時において期待する手順について、外部事象による影響を考慮しても屋内に設定したアクセスルートを通行できることを確認した。その結果を第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」に整理する。</p> <p>また、移動経路については、第1図「屋内アクセスルート図」に示す。また、第1図に示した「①～⑩」は、第1表「技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧」の屋内アクセスルートに記載のある数字と関連付けがなされている。</p> <p>なお、第1図中の操作対象場所における操作対象機器及び操作項目等を第2表に示す。</p> <p>3. 屋外アクセスルートとの関係</p> <p>重大事故等時は屋内での活動はもとより、可搬型重大事故等対処設備の屋外での設置作業との連携が重要である。なお、可搬型重大事故等対処設備を使用する場合には、発電所災害対策要員は滞在場所から現場に向かう。</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現及び対応要員の名称の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(1/16)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等	代替制御棒挿入機能による制御棒緊急挿入	○		
	原子炉再臨界ポンプ停止による原子炉出力抑制	○		
	自動減圧系作動阻止機能による原子炉出力急上昇防止	○		
	ほうろ水注入	○		
1.2 原子炉冷却材圧力バウダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等	中央制御室からの減圧代替注水系起動	○		
	現場手動操作による減圧代替注水系起動	○	【中央制御室→①→③→③階段G④→④階段A⑤→⑤階段J⑥→⑥→③→③階段J⑦→⑦→⑤-1→⑦階段J⑧→⑧-1→⑧-2】	
	現場手動操作による原子炉隔離時冷却系起動	○	【中央制御室→①→③→③階段G④→④階段A⑤→⑤-1→⑤-2→⑤階段J⑦→⑦→②→②階段A④→④→⑤-5→⑤-6→⑤階段J⑧→⑧-4→⑧-5→⑧階段J⑨→⑨-4→⑨階段A④→④→⑤-5】	
	ほうろ水注入系貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器へのほうろ水注入	○		
	原子炉隔離時冷却系による原子炉圧力容器への注水	○		
	高圧中心スプレイヤによる原子炉圧力容器への注水	○		

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

島根原子力発電所2号炉

第1表 島根原子力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(1/13)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外のアクセスルート※1
1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等	代替制御棒挿入機能による制御棒緊急挿入	○		
	原子炉再臨界ポンプ停止による原子炉出力抑制	○		
1.2 原子炉冷却材圧力バウダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等	中央制御室からの減圧代替注水系起動	○		
	現場手動操作による減圧代替注水系起動	○	【中央制御室→①→③→③階段G④→④階段A⑤→⑤階段J⑥→⑥→③→③階段J⑦→⑦→⑤-1→⑦階段J⑧→⑧-1→⑧-2】	
1.3 原子炉冷却材圧力バウダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等	現場手動操作によるタービン動機補助給水ポンプの起動	○		
	現場手動操作による主蒸気発生器がし弁の開閉操作	○		
	代替発電機設備による電動補助給水ポンプへの起動	○		
	加圧器水位及び蒸気発生器水位の監視又は検定	○		
	補助給水ポンプの作動状況確認	○		
	加圧器水位（原子炉未投）の回復	○		
	蒸気発生器水位の制御	○		

※1：屋外のアクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

泊発電所3号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(1/19)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等	手動による原子炉緊急停止	○		
	原子炉出力抑制（自動）	○		
1.2 原子炉冷却材圧力バウダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等	1 冷却系系のフィードバックアンドリードによる発電用原子炉の冷却	○		
	現場手動操作によるタービン動機補助給水ポンプの起動	○		
1.3 原子炉冷却材圧力バウダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等	現場手動操作による主蒸気発生器がし弁の開閉操作	○		
	代替発電機設備による電動補助給水ポンプへの起動	○		
	加圧器水位及び蒸気発生器水位の監視又は検定	○		
	補助給水ポンプの作動状況確認	○		
	加圧器水位（原子炉未投）の回復	○		
	蒸気発生器水位の制御	○		
	1 冷却系系のフィードバックアンドリードによる原子炉冷却材圧力バウダリの減圧	○		

※1：屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】
 記載内容の相違及び記載方針の相違
 ・設備及び手順等の相違
 ・泊は対応手順のうち他条文の手順にて整理している手順については、他条文の対象手順が分かるように記載した。

【女川及び島根】
 記載表現の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(2/16)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	手動操作による減圧（主蒸気逃がし安全弁）	○		
	可搬型代替直流電源設備による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放	○		
	主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）開放	○	【中央制御室→①階段L①②→③-4】→③-5】→③-4】	
高圧窒素ガス供給系（非常用）による主蒸気逃がし安全弁（自動減圧機能）駆動回路作		○	・系統構成 【中央制御室→①→②→③階段G④⑤→④-1】→④-2】→④-3】→④-4】→④-3】	
		○	・高圧窒素ガスボンベ取替えA系の場合 【中央制御室→①→③→②階段F④⑤→④-55】	
		○	B系の場合 【中央制御室→①→③→②階段F④⑤→④-56】	
高圧窒素ガスボンベ取替えB系の場合		○	・高圧窒素ガスボンベ取替えB系の場合 【中央制御室→①→③→②階段F④⑤→④-55】→④-56】	
		○	・高圧窒素ガスボンベ取替えB系の場合 【中央制御室→①→③→②階段F④⑤→④-56】	
		○	B系の場合 【中央制御室→①→③→②階段F④⑤→④-55】→④-56】	

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

島根原子力発電所2号炉

第1表 島根原子力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(2/13)

条文	対応手段	操作・作業場所		
		中央	屋内のアクセスルート	屋外のアクセスルート※1
1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	○	A-RHJ抜弁弁（222-20）の操作 【中央制御室→①階段H②③→②-1】→②-2】→②-3】→②-4】 B-RHJ抜弁弁（222-20）の操作 【中央制御室→①階段H②③→②-1】→②-2】→②-3】→②-4】 C-RHJ抜弁弁（222-20）の操作 【中央制御室→①階段H②③→②-1】→②-2】→②-3】→②-4】	
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	○	非常用セントロールセンタ初期状態の使用不可な場合 【中央制御室→①階段H②③→②-1】→②-2】 全の壊れ/電断/消失で原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 【中央制御室→①階段H②③→②-1】→②-2】 全の壊れ/電断/消失で原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 【中央制御室→①階段H②③→②-1】→②-2】	
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	○	緊急時対策所-第2保管エリア又は第3保管エリア	
1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	○	非常用セントロールセンタ初期状態の使用不可な場合 【中央制御室→①階段H②③→②-1】→②-2】 全の壊れ/電断/消失で原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 【中央制御室→①階段H②③→②-1】→②-2】 全の壊れ/電断/消失で原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等 【中央制御室→①階段H②③→②-1】→②-2】	
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	○	緊急時対策所-第2保管エリア又は第3保管エリア	
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	○	緊急時対策所-第4保管エリア	
1.5 最終ルートシナリオを輸送するための手順等	最終ルートシナリオを輸送するための手順等	○	非常用セントロールセンタ初期状態の使用不可な場合 【中央制御室→①階段H②③→②-1】→②-2】	
	最終ルートシナリオを輸送するための手順等	○	緊急時対策所-第4保管エリア	
	最終ルートシナリオを輸送するための手順等	○	緊急時対策所-第4保管エリア	

※1：屋外のアクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

※2：本手段におけるアクセスルートは故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、起因事象が地震ではないことから、転倒物、地震に伴う内部火災及び地震に伴う内部設備の影響はなく、アクセスに支障はない。

泊発電所3号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(2/19)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	電動補助給水ポンプ又はタービン駆動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水	○		
	主蒸気逃がし弁による蒸気放出	○		
	現場手動操作によるタービン駆動補助給水ポンプの機能回復	○	【中央制御室→①階段H②③→②-1】	
加圧器逃がし弁操作用可搬型蓄電池による加圧器逃がし弁の機能回復	加圧器逃がし弁操作用可搬型蓄電池による加圧器逃がし弁の機能回復	○	電圧確認 【中央制御室→①階段A⑤⑥→①-15】	
	加圧器逃がし弁操作用可搬型蓄電池による加圧器逃がし弁の機能回復	○	ケーブル及び加圧器逃がし弁操作バッテリー接続 【中央制御室→①階段A⑤⑥→①-16】	
	加圧器逃がし弁操作用可搬型蓄電池による加圧器逃がし弁の機能回復	○	【中央制御室→①-11】	
代替交流電源設備による加圧器逃がし弁の機能回復	代替交流電源設備による加圧器逃がし弁の機能回復	○	1.14 「電源の確保に関する手順等」参照	
	代替交流電源設備による加圧器逃がし弁の機能回復	○	1.14 「電源の確保に関する手順等」参照	
	代替交流電源設備による加圧器逃がし弁の機能回復	○		
1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	○	【中央制御室→①階段H②③→②-1】	
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	○	【中央制御室→①階段A⑤⑥→①-31】	
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	○	【中央制御室→①階段A⑤⑥→①-31】	
1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	○		
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	○	【中央制御室→①階段A⑤⑥→①-7】	
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等	○		

※1：屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】
 記載内容の相違及び記載方針の相違
 ・設備及び手順等の相違
 ・泊は対応手順のうち他条文の手順にて整理している手順については、他条文の対象手順が分かるように記載した。

【女川及び島根】
 記載表現の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(5/16)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等	原子炉停止中の残留熱除去系電源復旧後の発電用原子炉からの除熱	○		
	残留熱除去系（低圧注水モード）による原子炉圧力容器への注水	○		
	低圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水	○		
	残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）による発電用原子炉からの除熱	○		
1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等	原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（現場操作含む。）	○		
	フィルタ装置への水補給	○		

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

※2 本手段におけるアクセスルートは大型航空機による影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、一部原子炉建屋付属棟（廃棄物処理エリア）を通行することとなるが、起因事象が地震ではないことから配管破損等の影響はなく、アクセスに支障はない。

島根原子力発電所2号炉

第1表 島根原子力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(5/13)

条文	対応手順	中央	操作・作業場所	
			屋内のアクセスルート	屋外のアクセスルート※1
1.7 原子炉格納容器の過圧を防止するための手順等	非常用コントロールセンタが使用不可の場合	○		
	格納容器減圧による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	○		
1.8 原子炉格納容器下部の放射熱を冷却するための手順等	冷却材循環系（冷却）による原子炉格納容器下部への注水	○		
	冷却材循環系（冷却）による原子炉格納容器下部への注水	○		
1.9 水素発生による原子炉格納容器の管理を防止するための手順等	原子炉格納容器内の減圧化による原子炉格納容器の管理を防止	○		

※1：屋外のアクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

※2：本手段におけるアクセスルートは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、起因事象が地震ではないことから、転倒物、地震に伴う内部火災及び地震に伴う内部設備の影響はなく、アクセスに支障はない。

泊発電所3号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(5/19)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等	電動補助給水ポンプ又はタービン駆動補助給水ポンプによる高圧発生時の注水	○		
	可搬型大型送水ポンプ車を用いた、D-格納容器内圧縮ユニットによる格納容器内自然冷却	○		
可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補給冷却水（落水）	系統構成、通水操作	○		
	保管場所への移動	○		
可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補給冷却水（落水）	系統構成、通水操作	○		
	保管場所への移動	○		

※1：屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

※2：本手段における屋内アクセスルートは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合に使用する大型航空機特化ルートとして設定する。なお、起因事象が地震、津波その他の自然現象及び人為的事象ではないことから、これらの事象に対する影響評価の対象外とする。

相違理由

【女川及び島根】
 記載内容の相違
 ・設備及び手順等の相違
 ・泊は対応手順のうち他条文の手順にて整理している手順については、他条文の対象手順が分かるように記載した。

【女川及び島根】
 記載表現の相違
 【女川及び島根】
 記載内容の相違

【泊は、大型航空機の衝突時に特化したルートを外側からの衝撃に正る損傷の防止が図られた建屋以外の建屋に設定する必要があることから大型航空機特化ルートに関する内容を記載している。（大型航空機の衝突時に特化したルートを設定するという考え方は女川と同様。）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(7/16)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.5	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等	○	【中央制御室→①階段L④→④-33】→④-44】→④-32】→④-33】→④-34】→④-35】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
1.6	原子炉格納容器内の冷却等	○	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内へのスプレイ	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	原子炉格納容器内の冷却等	○	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）による原子炉格納容器内へのスプレイ	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	残留熱除去系電源復旧後の原子炉格納容器内へのスプレイ	○	格納容器スプレイ接続口（建屋内）使用時 【中央制御室→①→②→③階段F④→④-57】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	残留熱除去系電源復旧後のサブプレッションパールの除熱	○	外部系から内部系への冷却（外部系：格納容器内）	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	残留熱除去系（サブプレッションパール）によるサブプレッションパールの除熱	○	原子炉建屋屋上作業 【中央制御室→①階段L④→④-52】→④-53】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	大型航空機による影響を考慮した場合のスプレイ 屋内接続口の使用。*2	○	原子炉建屋付属棟作業 【④-52】→④階段L①→①-②→①-③→①階段F④→④-54】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。
 ※2 本手段におけるアクセスルートは大型航空機による影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、一部原子炉建屋付属棟（廃棄物処理エリア）を通行することとなるが、起因事象が地震ではないことから配管破損等の影響はなく、アクセスに支障はない。

島根原子力発電所2号炉

第1表 島根原子力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(7/13)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート*1
1.13	重大事故等の発生に必要な手順等	○	格納容器スプレイ接続口（建屋内）使用時 【中央制御室→①→②→③階段F④→④-57】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
1.14	電源の確保に関する手順等	○	原子炉建屋屋上作業 【中央制御室→①階段L④→④-52】→④-53】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア

※1：屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

泊発電所3号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(7/19)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.7	原子炉格納容器の過圧状態を抑制するための手順等	○	格納容器スプレイ接続口（建屋内）使用時 【中央制御室→①→②→③階段F④→④-57】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	可搬型大型送水ポンプ車を用いた、D-格納容器再格納ユニットによる格納容器内自然対流冷却	○	外部系から内部系への冷却（外部系：格納容器内）	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	可搬型大型送水ポンプ車を用いた、D-格納容器再格納ユニットによる格納容器内自然対流冷却（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）	○	原子炉建屋屋上作業 【中央制御室→①階段L④→④-52】→④-53】	緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア

※1：屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。
 ※2：本手段におけるアクセスルートは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、起因事象が地震、津波その他の自然現象及び人為事象ではないことから、これらの事象に対する影響評価の対象外とする。

【女川及び島根】
 記載内容の相違
 ・設備及び手順等の相違。

【女川及び島根】
 記載表現の相違

【女川】
 記載内容の相違

泊は、大型航空機の衝突時に特化したルートを外部からの衝撃に正る損傷の防止が図られた建屋以外の建屋に設定する必要があることから大型航空機特化ルートの内容を記載している。（大型航空機の衝突時に特化したルートを設定するという考え方は女川と同様。）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(8/16)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート ^{※1}
1.7	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱（換熱操作含む。） フィルタ装置への水補給 可搬型窒素ガス供給装置による原子炉格納容器への窒素供給 原子炉格納容器フィルタベント系停止後の窒素バージ 代替微細冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	○	○	○
1.8	原子炉格納容器下部の容器熱心を冷却するための手順等 原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替移送ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水 原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替微細冷却ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水	○	○	○

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

島根原子力発電所2号炉

第1表 島根原子力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(8/13)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート ^{※1}
1.14	電源の確保に関する手順等 「原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」 「原子炉格納容器下部の容器熱心を冷却するための手順等」 「原子炉格納容器内の減圧及び除熱」 「原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替移送ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水」 「原子炉格納容器下部注水系（常設）（代替微細冷却ポンプ）による原子炉格納容器下部への注水」	○	○	○

※1 屋外のアクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを記す。

※2 本手段におけるアクセスルートは故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる影響を考慮した場合に使用するルートとして設定する。なお、起因事象が地震ではないことから、転倒物、地震随伴内部火災及び地震随伴内部設備の影響はなく、アクセスに支障はない。

泊発電所3号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(8/19)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート ^{※1}
1.8	原子炉格納容器下部の容器熱心を冷却するための手順等 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水 高圧注入ポンプ又は余熱除去ポンプによる原子炉格納容器への注水 充てんポンプによる原子炉格納容器への注水 B-充てんポンプ（自己冷却）による原子炉格納容器への注水	○	○	○
1.9	水素発生による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 格納容器水素イグナイタによる原子炉格納容器内の水素濃度監視	○	○	○

※1 屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】
 記載内容の相違及び記載方針の相違
 ・設備及び手順等の相違
 ・泊は対応手順のうち他条文の手順にて整理している手順については、他条文の対象手順が分かるように記載した。

【女川及び島根】
 記載表現の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(13/16)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.14 電源の確保に関する手順等	可搬型代替直流電源設備による給電	○	・125V 直流主母線盤 2B-1 及び125V 直流主母線盤 2A-1へ給電する場合 125V 直流主母線盤の給電切替操作 【中央制御室→(①)階段L④→(④)→47】→(④)階段L①→中央制御室→(①)階段L④→(④)→46】 不要直流負荷切離L 【中央制御室→(①)階段L④→(④)→46】→(④)→47】 ・125V 直流主母線盤 2A、125V 直流主母線盤 2A-1及び125V 直流主母線盤 2B-1へ給電する場合 125V 直流主母線盤の給電切替操作 【中央制御室→(①)階段L④→(④)→46】→(④)階段L①→中央制御室→(①)階段L④→(④)→47】 不要直流負荷切離L 【中央制御室→(①)階段L④→(④)→46】→(④)→47】 ・電源車接続口（建屋内）使用時 【中央制御室→(①)→③→(③)階段F④→(④)→45】	緊急時対策所→第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	ガスタービン発電機によるパワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系受電	○		
	電源車によるパワーセンタ2G系及びモータコントロールセンタ2G系受電	○	【中央制御室→(①)→③→(③)階段F④→(④)→45】	緊急時対策所→第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	軽油タンクからタンクローリへの補給			緊急時対策所→第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	ガスタービン発電機備軽油タンクからタンクローリへの補給			緊急時対策所→第2保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

島根原子力発電所2号炉

第1表 島根原子力発電所2号炉 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(13/13)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	代替電源供給からの地震予備（緊急時対策所用発電機の故障防止手順）	○		緊急時対策所→第1保管エリア
1.19 遠隔運転に関する手順等	発電所内の遠隔運転	○		

※1：屋外のアksesルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを記す。

泊発電所3号炉

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(13/19)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等	海水を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用ホットへの補給	○	・可搬型大型送水ポンプ車 10a 接続口（東側）使用時 系統構成 【中央制御室→(⑥)→4】→(⑥)階段A⑥→(⑥)→(⑥)階段F①→(⑥)→(⑥)階段F②→(⑥)→3】 保管場所への移動、可搬型ホース敷設、接続 【中央制御室→(⑥)階段A⑥→(⑥)階段B②→屋外A→屋外アクセスルート→屋外C→(⑥)→8】 ・可搬型大型送水ポンプ車 33a 接続口（西側）使用時 系統構成 【中央制御室→(⑥)階段A⑥→(⑥)階段F①→(⑥)→(⑥)階段F②→(⑥)→3】 保管場所への移動、可搬型ホース敷設、接続 【中央制御室→(⑥)階段A⑥→(⑥)階段B②→屋外A→屋外アクセスルート→屋外D→(⑥)→3】	屋外A→51a倉庫・車庫エリア又は2号炉車庫31aエリア→屋外C又は屋外D
	海水を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ホットへの補給	○	・可搬型大型送水ポンプ車 10a 接続口（東側）使用時 系統構成 【中央制御室→(⑥)→3】 保管場所への移動、可搬型ホース敷設、接続 【中央制御室→(⑥)階段B②→屋外A→屋外アクセスルート→屋外C→(⑥)→8】 ・可搬型大型送水ポンプ車 33a 接続口（西側）使用時 系統構成 【中央制御室→(⑥)階段A⑥→(⑥)階段F①→(⑥)→(⑥)階段F②→(⑥)→3】 保管場所への移動、可搬型ホース敷設、接続 【中央制御室→(⑥)階段B②→屋外A→屋外アクセスルート→屋外D→(⑥)→3】	屋外A→51a倉庫・車庫エリア又は2号炉車庫31aエリア→屋外C又は屋外D
	燃料取替用ホットから補助給水ホットへの切替と（原子炉容器への注水の場合）	○	【中央制御室→(⑥)→5】→(⑥)階段A⑥→(⑥)→14→(⑥)階段M②→(⑥)→10→(⑥)階段M③→(⑥)→14→(⑥)→12】	
	燃料取替用ホットから補助給水ホットへの切替と（原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合）	○	【中央制御室→(⑥)→5】→(⑥)階段A⑥→(⑥)→14→(⑥)→12】	

※1：屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】
 記載内容及び記載方針・設備及び手順等の相違。

【女川及び島根】
 記載表現の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(14/16)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.14 電源の確保に関する手順等	タンクローリーから蓄機器への給油			緊急時対策所→第3保管エリア、第3保管エリア又は第4保管エリア
	非常用交流電源設備による給電	○		
	非常用直流電源設備による給電	○		
1.15 事故時の計装に関する手順等	他チャンネルによる計測、代替パラメータによる推定（計器の故障）	○		
	代替パラメータによる推定（計器の計測範囲を超えた場合）	○		
	可搬型計測器による計測又は監視	○	【④-52】→④階段L①→中央制御室	
	パラメータの記録			
1.16 原子制御室の居住性等に関する手順等	中央制御室換気空調系の運転手順	○		
	中央制御室待避所の運用手順	○	【中央制御室→①階段L④→④-51】→④階段L⑥→④-7】	
	中央制御室の照明を確保する手順	○		
	中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順	○		
	中央制御室待避所の照明を確保する手順	○		
	中央制御室待避所の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順	○		
	データ表示装置（待避所）によるプラントパラメータ等の監視手順			
	非常用ガス処理系による運転員等の被ばく防止手順（非常用ガス処理系起動手順）	○		

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(14/19)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.14 電源の確保に関する手順等	代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系受電	○	メタクラB系受電電線、メタクラA系受電電線 【中央制御室→⑥階段C⑧→⑥-17】→⑥-18】	緊急時対策所待機所→代替非常用発電機
	可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電	○	メタクラB系受電電線、メタクラA系受電電線 【中央制御室→⑥-16】→⑥階段C⑧→⑥-17】→⑥-20】	屋外A→1号伊西側31aエリア又は2号伊東側31aエリア(a)
	管内事故電圧直流電源設備による給電	○	不潔直流負荷切離し操作（30秒発生1時間以内） 【中央制御室→⑥階段A⑧→⑥-24】	
	管内事故電圧直流電源設備による給電	○	不潔直流負荷切離し操作（30秒発生1時間以内） 【中央制御室→⑥階段A⑧→⑥-24】	
管内事故電圧直流電源設備による給電	管内事故電圧直流電源設備による給電又は可搬型代替非常用発電機による交流電源設備の場合	○	蓄電池室排気ファン稼働、充電器受電操作、直送負荷切離し 【中央制御室→⑥階段A⑧→⑥-22】→⑥-23】→⑥-22】→⑥-23】	
	可搬型代替直流電源設備による給電	○	蓄電池室排気ファンコントロールセンタのメンテナンス 【中央制御室→⑥階段A⑧→⑥-22】 完全給電機器室外気入ダンパ操作 【中央制御室→⑥階段A⑧→⑥-15】	
管内事故電圧直流電源設備による給電	管内事故電圧直流電源設備による給電	○	直送負荷切離し操作 【中央制御室→⑥階段A⑧→⑥-26】 直送負荷切離し操作 【中央制御室→⑥階段A⑧→⑥-26】→⑥-27】	
	可搬型代替直流電源設備による給電	○	保管場所への移動 【中央制御室→⑥階段B⑧→屋外A】 給電、可搬型直流電源設備（東側）に接続する場合 【屋外E→①②-11】→屋外E→屋外アクセスルート→屋外E→⑥階段C⑧→⑥-26】→⑥-26】 可搬型直流電源設備（西側）に接続する場合 【屋外D→①②-11】→屋外D→屋外アクセスルート→屋外A→⑥階段B⑧→⑥-26】	屋外A→1号伊西側31aエリア又は2号伊東側31aエリア→屋外A又は屋外E

※1：屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】
 記載内容の相違
 ・設備及び手順等の相違。

【女川及び島根】
 記載表現の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(15/16)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート ^{※1}
1.16 原子制御室の居住性等に関する手順等	非常用ガス処理系による運転員等の被ばく防止手順（非常用ガス処理系停止手順）	○		
	非常用ガス処理系による運転員等の被ばく防止手順（中央制御室での原子炉建屋ブローアウトパネル部の閉止手順）	○		
	非常用ガス処理系による運転員等の被ばく防止手順（現場での原子炉建屋ブローアウトパネル部の閉止手順）		【中央制御室→(①→③)→(③階段G④)→(④階段B②)→(②→①)→(①→2)】	
1.17 監視測定等に関する手順等	可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定			緊急時対策所→第1保管エリア、第2保管エリア又は第4保管エリア
	可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定			
	可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定			
	可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定			
	海上モニタリング			緊急時対策所→第1保管エリア又は第4保管エリア
	代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定			緊急時対策所→第2保管エリア又は第4保管エリア

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(15/19)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート ^{※1}
1.14 電源の確保に関する手順等	常設直送電源喪失時のA高度母線及びB直流母線受電	1.14 「電源の確保に関する手順等」参照	系統構成 【中央制御室→(②階段A③)→(②→25)→(⑤階段A⑥)→(⑥→14)】 代替非常用発電機の起動、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電(2次系統)、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電(1次系統) 【中央制御室→(②階段B②)→屋外A→(②階段B③)→(②→25)→(⑤階段A⑥)→(⑥→14)→(⑤階段B④)→(④→16)】	屋外A→代替非常用発電機→屋外A
			系統構成、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電(1次系統) 【中央制御室→(②階段A④)→(④→16)→(⑤階段B⑤)→(⑤→10)→(⑤階段B⑥)→(⑥→16)】	
			系統構成、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電(2次系統)、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電(1次系統) 【中央制御室→(②階段A③)→(②→25)→(⑤階段A⑥)→(⑥→14)】	
可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンク室圧降下及び代替所内電気設備分電盤給電			系統構成、保管場所への移動、代替所内電気設備対象負荷の切替・給電(1次系統) ・可搬型代替電源接続盤(東側)に接続する場合 【中央制御室→(②階段A③)→(②→16)→(④階段B④)→(④→10)→屋外A→屋外アクセスルート→屋外E→(⑤階段G④)→(④→16)→(④階段G③)→(③→14)】 ・可搬型代替電源接続盤(西側)に接続する場合 【中央制御室→(②階段A③)→(②→16)→(④階段B③)→(③→10)→屋外A→屋外アクセスルート→屋外A→(⑤階段B⑥)→(⑥→14)→(⑥階段D④)→(④→16)】	屋外A→1号炉西側31aエリア又は2号炉東側31aエリア(a)→屋外A又は屋外E
			ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの補給 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽から補給する場合)	緊急時対策所待機所→1号炉西側31aエリア又は2号炉東側31aエリア(a)

※1 屋外アクセスルートは、屋内(中央制御室)又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】
 記載内容の相違
 ・設備及び手順等の相違
 ・泊は対応手順のうち他条文の手順にて整理している手順については、他条文の対象手順が分かるように記載した。

【女川及び島根】
 記載表現の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(16/16)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	緊急時対策所非常用送風機運転手順			
	緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順			
	緊急時対策所可搬型エリアモニタ設置手順			
	緊急時対策所での格納容器ベントを実施する場合の対応の手順			
	緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）から緊急時対策所非常用送風機への切替え手順			
	安全パラメータ表示システム（SPDS）によるアラートパラメータ等の監視手順			
	緊急時対策所換気空調系の切替え手順			
	ガスタービン発電機による給電			
	電線車による給電			緊急時対策所一第4保管エリア
	1.19 通信連絡に関する手順等	発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等		
発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等				

※1 屋外アクセスルートは、緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(16/19)

条文	対応手順	操作・作業場所		
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート※1
1.14 電源の確保に関する手順等	ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの給給（ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより給給する場合）		系統構成、燃料油移送ポンプ受電準備、燃料油移送ポンプ起動、燃料油移送ポンプ停止 ・A→ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→⑩-12】→⑩階段E⑩→⑩-28→⑩階段F⑩→⑩-28→⑩階段E⑩→⑩-12】→⑩階段E⑩→⑩-28→⑩-29】 ・B→ディーゼル発電機燃料油貯油槽を使用する場合 【中央制御室→⑩-12】→⑩階段E⑩→⑩-28→⑩階段F⑩→⑩-28→⑩階段E⑩→⑩-12】→⑩階段E⑩→⑩-28→⑩-29】 ホース敷設、接続 【屋外A→⑩階段B⑩→⑩-12】→⑩-13→⑩-12→⑩-22→⑩階段B⑩→屋外A】	緊急時対策所待機所→1号伊西側31mエリア又は2号伊東側31mエリア(B)→屋外A
	ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの給給（燃料タンク(SA)から給給する場合）			緊急時対策所待機所→1号伊西側31mエリア又は2号伊東側31mエリア(B)
	可搬型タンクローリーから各機器への給給			緊急時対策所待機所→1号伊西側31mエリア又は2号伊東側31mエリア(B)
	非常用交流電源設備による給電	○		
	計器の故障	○		
	計器の計測範囲（肥満能力）を超えた場合	○		
	所内設置電式直流電源設備からの給電	1.14 「電源の確保に関する手順等」参照		
常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電	1.14 「電源の確保に関する手順等」参照			
代替所内電気設備による給電	1.14 「電源の確保に関する手順等」参照			
可搬型代替直流電源設備からの給電	1.14 「電源の確保に関する手順等」参照			
可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視	【中央制御室→⑩-16】			
重大事故等時のパラメータを記録する手順				

※1：屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。

【女川及び島根】
 記載内容の相違及び記載方針の相違
 ・設備及び手順等の相違。
 ・泊は対応手順のうち他条文の手順にて整理している手順については、他条文の対象手順が分かるように記載した。

【女川及び島根】
 記載表現の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																										
		<p>第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(17/19)</p> <table border="1" data-bbox="1344 199 1960 941"> <thead> <tr> <th rowspan="2">条文</th> <th rowspan="2">対応手順</th> <th colspan="3">操作・作業場所</th> </tr> <tr> <th>中央</th> <th>屋内アクセスルート</th> <th>屋外アクセスルート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等</td> <td>中央制御室空調装置の運転手順（交流動力電路が確保されている場合）</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央制御室空調装置の運転手順（緊急代替交流電路設置により中央制御室空調装置を復旧する場合）</td> <td>○</td> <td>【中央制御室→⑤階段A④→⑥-14】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央制御室の照明を確保する手順</td> <td>○</td> <td>【中央制御室→⑥-17→中央制御室】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順</td> <td>○</td> <td>【中央制御室→⑥-21→中央制御室】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>チェンジングエリアの設置及び運用手順</td> <td></td> <td>【屋外A→③階段B③→⑥-19→⑥-20】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化設備の運転手順（交流動力電路及び常設直流電路が健全である場合）</td> <td>1.10</td> <td></td> <td>「水素発生による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」参照</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">1.17 監視測定等に関する手順等</td> <td>可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び内検測定</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>海上モニタリング</td> <td></td> <td></td> <td>緊急時対策所待機所→1号炉周囲31mエリア又は2号炉周囲31mエリア(b)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。</p>	条文	対応手順	操作・作業場所			中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート	1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等	中央制御室空調装置の運転手順（交流動力電路が確保されている場合）	○			中央制御室空調装置の運転手順（緊急代替交流電路設置により中央制御室空調装置を復旧する場合）	○	【中央制御室→⑤階段A④→⑥-14】		中央制御室の照明を確保する手順	○	【中央制御室→⑥-17→中央制御室】		中央制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順	○	【中央制御室→⑥-21→中央制御室】		チェンジングエリアの設置及び運用手順		【屋外A→③階段B③→⑥-19→⑥-20】		アニュラス空気浄化設備の運転手順（交流動力電路及び常設直流電路が健全である場合）	1.10		「水素発生による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」参照	1.17 監視測定等に関する手順等	可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び内検測定				放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定				放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定				放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定				放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定				海上モニタリング			緊急時対策所待機所→1号炉周囲31mエリア又は2号炉周囲31mエリア(b)	<p>【女川及び島根】 記載内容の相違及び記載方針の相違 ・設備及び手順等の相違。 ・泊は対応手順のうち他条文の手順にて整理している手順については、他条文の対象手順が分かるように記載した。</p> <p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p>
条文	対応手順	操作・作業場所																																																											
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート																																																									
1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等	中央制御室空調装置の運転手順（交流動力電路が確保されている場合）	○																																																											
	中央制御室空調装置の運転手順（緊急代替交流電路設置により中央制御室空調装置を復旧する場合）	○	【中央制御室→⑤階段A④→⑥-14】																																																										
	中央制御室の照明を確保する手順	○	【中央制御室→⑥-17→中央制御室】																																																										
	中央制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順	○	【中央制御室→⑥-21→中央制御室】																																																										
	チェンジングエリアの設置及び運用手順		【屋外A→③階段B③→⑥-19→⑥-20】																																																										
	アニュラス空気浄化設備の運転手順（交流動力電路及び常設直流電路が健全である場合）	1.10		「水素発生による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」参照																																																									
1.17 監視測定等に関する手順等	可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び内検測定																																																												
	放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定																																																												
	放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定																																																												
	放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定																																																												
	放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定																																																												
	海上モニタリング			緊急時対策所待機所→1号炉周囲31mエリア又は2号炉周囲31mエリア(b)																																																									

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																														
		<p>第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(18/19)</p> <table border="1" data-bbox="1344 207 1960 1021"> <thead> <tr> <th rowspan="2">条文</th> <th rowspan="2">対応手順</th> <th colspan="3">操作・作業場所</th> </tr> <tr> <th>中央</th> <th>屋内アクセスルート</th> <th>屋外アクセスルート^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">1.17 監視測定等に関する手順等</td> <td>モニタリングポスト及びモニタリングステーションのバックグラウンド低減対策</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源を代替交流電源設備から給電する手順等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所の居住性等に関する手順等</td> <td>可搬型空気浄化装置運転手順</td> <td></td> <td></td> <td>緊急時対策所指揮所→指揮所用空調上屋 緊急時対策所待機所→待機所用空調上屋</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空気供給装置（空気ポンプ）による空気供給準備手順</td> <td></td> <td></td> <td>緊急時対策所指揮所→指揮所用空調上屋 緊急時対策所待機所→待機所用空調上屋</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急時対策所可搬型エリアモニタの設置手順</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備による放射線量の測定手順</td> <td>1.17 「監視測定等に関する手順等」参照</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>空気供給装置（空気ポンプ）への切替準備手順</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>空気供給装置（空気ポンプ）への切替手順</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬型空気浄化装置への切替手順</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>安全パラメータ表示システム（SPS）によるアラートパラメータ等の監視手順</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：屋外アクセスルートは、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。</p>	条文	対応手順	操作・作業場所			中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート ^{※1}	1.17 監視測定等に関する手順等	モニタリングポスト及びモニタリングステーションのバックグラウンド低減対策				可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策				放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策				モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源を代替交流電源設備から給電する手順等				可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定				可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定				緊急時対策所の居住性等に関する手順等	可搬型空気浄化装置運転手順			緊急時対策所指揮所→指揮所用空調上屋 緊急時対策所待機所→待機所用空調上屋		空気供給装置（空気ポンプ）による空気供給準備手順			緊急時対策所指揮所→指揮所用空調上屋 緊急時対策所待機所→待機所用空調上屋		緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順					緊急時対策所可搬型エリアモニタの設置手順					可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備による放射線量の測定手順	1.17 「監視測定等に関する手順等」参照				空気供給装置（空気ポンプ）への切替準備手順					空気供給装置（空気ポンプ）への切替手順					可搬型空気浄化装置への切替手順					安全パラメータ表示システム（SPS）によるアラートパラメータ等の監視手順				<p>【女川及び島根】 記載内容の相違及び記載方針の相違 ・設備及び手順等の相違。 ・泊は対応手順のうち他条文の手順にて整理している手順については、他条文の対象手順が分かるように記載した。</p> <p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p>
条文	対応手順	操作・作業場所																																																																															
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート ^{※1}																																																																													
1.17 監視測定等に関する手順等	モニタリングポスト及びモニタリングステーションのバックグラウンド低減対策																																																																																
	可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策																																																																																
	放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策																																																																																
	モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源を代替交流電源設備から給電する手順等																																																																																
	可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定																																																																																
	可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定																																																																																
	緊急時対策所の居住性等に関する手順等	可搬型空気浄化装置運転手順			緊急時対策所指揮所→指揮所用空調上屋 緊急時対策所待機所→待機所用空調上屋																																																																												
	空気供給装置（空気ポンプ）による空気供給準備手順			緊急時対策所指揮所→指揮所用空調上屋 緊急時対策所待機所→待機所用空調上屋																																																																													
	緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順																																																																																
	緊急時対策所可搬型エリアモニタの設置手順																																																																																
	可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備による放射線量の測定手順	1.17 「監視測定等に関する手順等」参照																																																																															
	空気供給装置（空気ポンプ）への切替準備手順																																																																																
	空気供給装置（空気ポンプ）への切替手順																																																																																
	可搬型空気浄化装置への切替手順																																																																																
	安全パラメータ表示システム（SPS）によるアラートパラメータ等の監視手順																																																																																

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																						
		<p>第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(19/19)</p> <table border="1" data-bbox="1346 199 1955 882"> <thead> <tr> <th rowspan="2">条文</th> <th rowspan="2">対応手順</th> <th colspan="3">操作・作業場所</th> </tr> <tr> <th>中央</th> <th>屋内アクセスルート</th> <th>屋外アクセスルート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</td> <td>通信連絡に関する手順等</td> <td colspan="3">1.19 「通信連絡に関する手順等」参照</td> </tr> <tr> <td>チェンジングエリアの設置及び運用手順</td> <td colspan="3">緊急時対策所指揮所→緊急時対策所待機所</td> </tr> <tr> <td>可搬型空気浄化装置の切替手順</td> <td colspan="3">緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機準備手順</td> <td colspan="3">緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機起動手順</td> <td colspan="3">緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機の切替手順</td> <td colspan="3">緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機の待機運転手順</td> <td colspan="3">緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機の接続先切替手順</td> <td colspan="3">緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1.19 通信連絡に関する手順等</td> <td>発電所内の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</td> <td colspan="3">緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア</td> </tr> <tr> <td>発電所外（社内外）の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</td> <td colspan="3">緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア</td> </tr> <tr> <td>代替電源設備から給電する手順等</td> <td colspan="3">1.14 「電源の確保に関する手順等」参照 1.18 「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」参照</td> </tr> </tbody> </table>	条文	対応手順	操作・作業場所			中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート	1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	通信連絡に関する手順等	1.19 「通信連絡に関する手順等」参照			チェンジングエリアの設置及び運用手順	緊急時対策所指揮所→緊急時対策所待機所			可搬型空気浄化装置の切替手順	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア			緊急時対策所用発電機準備手順	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア			緊急時対策所用発電機起動手順	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア			緊急時対策所用発電機の切替手順	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア			緊急時対策所用発電機の待機運転手順	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア			緊急時対策所用発電機の接続先切替手順	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア			1.19 通信連絡に関する手順等	発電所内の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行うための手順等	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア			発電所外（社内外）の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行うための手順等	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア			代替電源設備から給電する手順等	1.14 「電源の確保に関する手順等」参照 1.18 「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」参照			<p>【女川及び島根】 記載内容の相違。 ・設備及び手順等の相違。 ・泊は対応手順のうち他条文の手順にて整理している手順については、他条文の対象手順が分かるように記載した。</p>
条文	対応手順	操作・作業場所																																																							
		中央	屋内アクセスルート	屋外アクセスルート																																																					
1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	通信連絡に関する手順等	1.19 「通信連絡に関する手順等」参照																																																							
	チェンジングエリアの設置及び運用手順	緊急時対策所指揮所→緊急時対策所待機所																																																							
	可搬型空気浄化装置の切替手順	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア																																																							
	緊急時対策所用発電機準備手順	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア																																																							
	緊急時対策所用発電機起動手順	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア																																																							
	緊急時対策所用発電機の切替手順	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア																																																							
	緊急時対策所用発電機の待機運転手順	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア																																																							
	緊急時対策所用発電機の接続先切替手順	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア																																																							
1.19 通信連絡に関する手順等	発電所内の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行うための手順等	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア																																																							
	発電所外（社内外）の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行うための手順等	緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所→緊急時対策所エリア																																																							
	代替電源設備から給電する手順等	1.14 「電源の確保に関する手順等」参照 1.18 「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」参照																																																							
		<p>※1：「屋外アクセスルート」は、屋内（中央制御室）又は緊急時対策所から保管場所までの移動ルートを示す。</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p>																																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 213 577 1102" style="border: 1px solid black; height: 557px; width: 220px;"></div> <div data-bbox="593 432 622 812" style="text-align: center;"> <p>第1図 屋内アクセスルート ルート図①</p> </div> <div data-bbox="645 213 674 624" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>枠囲みの内容は防壁上の観点から公開できません。</p> </div>	<div data-bbox="714 213 1270 1054" style="border: 1px solid black; height: 527px; width: 248px;"></div> <div data-bbox="1285 233 1314 1007" style="text-align: center;"> <p>第1図 ①島根原子力発電所2号炉 屋内のアクセスルート(1/11)</p> </div> <div data-bbox="943 1075 1317 1096" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p> </div>	<div data-bbox="1355 225 1868 1107" style="border: 1px solid black; height: 553px; width: 229px;"></div> <div data-bbox="1906 469 1935 903" style="text-align: center;"> <p>第1図 ①屋内アクセスルート ルート図(1/11)</p> </div> <div data-bbox="1350 1171 1924 1192" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・建屋レイアウトや設備配置、対応手順等の相違によりプラントごとにアクセスルートは異なるが、記載内容に相違はない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 212 591 1120" style="border: 1px solid black; height: 569px; width: 226px;"></div> <div data-bbox="602 491 633 873" style="text-align: center;">第1図 屋内アクセスルート ルート図②</div> <div data-bbox="651 212 687 619" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</div>	<div data-bbox="714 212 1274 1104" style="border: 1px solid black; height: 559px; width: 250px;"></div> <div data-bbox="1285 260 1317 1038" style="text-align: center;">第1図 ②島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(2/11)</div> <div data-bbox="943 1120 1319 1145" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</div>	<div data-bbox="1355 212 1868 1110" style="border: 1px solid black; height: 563px; width: 229px;"></div> <div data-bbox="1906 416 1937 857" style="text-align: center;">第1図 ②屋内アクセスルート ルート図(2/11)</div> <div data-bbox="1355 1169 1928 1197" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・建屋レイアウトや設備配置、対応手順等の相違によりプラントごとにアクセスルートは異なるが、記載内容に相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="78 215 593 1045" style="border: 1px solid black; height: 520px; width: 230px;"></div> <div data-bbox="600 450 631 833" style="text-align: center;"> 第1図 屋内アクセスルート ルート図③ </div> <div data-bbox="645 210 683 619" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> 枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。 </div>	<div data-bbox="716 215 1276 1093" style="border: 1px solid black; height: 550px; width: 250px;"></div> <div data-bbox="1288 252 1321 1034" style="text-align: center;"> 第1図 ③島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(3/11) </div> <div data-bbox="940 1109 1317 1136" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> 本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。 </div>	<div data-bbox="1366 231 1892 1077" style="border: 1px solid black; height: 530px; width: 235px;"></div> <div data-bbox="1904 427 1937 865" style="text-align: center;"> 第1図 ③屋内アクセスルート ルート図(3/11) </div> <div data-bbox="1348 1152 1921 1184" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・建屋レイアウトや設備配置、対応手順等の相違によりプラントごとにアクセスルートは異なるが、記載内容に相違はない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="76 204 593 1011" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="607 399 636 778" style="text-align: center;"> 第1図 屋内アクセスルート ルート図④ </div> <div data-bbox="651 204 687 612" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。 </div>	<div data-bbox="719 212 1279 1098" style="border: 1px solid black; height: 550px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1290 268 1319 1043" style="text-align: center;"> 第1図 ④島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(4/11) </div> <div data-bbox="943 1114 1319 1136" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。 </div>	<div data-bbox="1386 207 1895 1026" style="border: 1px solid black; height: 510px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1912 399 1942 833" style="text-align: center;"> 第1図 ④屋内アクセスルート ルート図(4/11) </div> <div data-bbox="1355 1114 1928 1136" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・建屋レイアウトや設備配置、対応手順等の相違によりプラントごとにアクセスルートは異なるが、記載内容に相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 209 600 1043" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="611 427 642 807" style="text-align: center;"> 第1図 屋内アクセスルート ルート図⑤ </div> <div data-bbox="656 209 687 616" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。 </div>	<div data-bbox="719 201 1272 1082" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1283 256 1314 1031" style="text-align: center;"> 第1図 ⑤島根原子力発電所2号炉 屋内のアクセスルート(5/11) </div> <div data-bbox="943 1094 1314 1114" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。 </div>	<div data-bbox="1361 233 1899 1098" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1910 472 1942 906" style="text-align: center;"> 第1図 ⑤屋内アクセスルート ルート図(5/11) </div> <div data-bbox="1350 1174 1924 1203" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・建屋レイアウトや設備配置、対応手順等の相違によりプラントごとにアクセスルートは異なるが、記載内容に相違はない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 217 600 1062" style="border: 1px solid black; height: 530px; width: 230px;"></div> <div data-bbox="611 419 640 799" style="text-align: center;">第1図 屋内アクセスルート ルート図⑥</div> <div data-bbox="658 252 685 600" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</div>	<div data-bbox="719 217 1272 1098" style="border: 1px solid black; height: 552px; width: 247px;"></div> <div data-bbox="1283 268 1312 1043" style="text-align: center;">第1図 ⑥島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(6/11)</div> <div data-bbox="943 1110 1319 1134" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</div>	<div data-bbox="1364 217 1890 1075" style="border: 1px solid black; height: 538px; width: 235px;"></div> <div data-bbox="1912 443 1942 879" style="text-align: center;">第1図 ⑥屋内アクセスルート ルート図(6/11)</div> <div data-bbox="1350 1169 1921 1198" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・建屋レイアウトや設備配置、対応手順等の相違によりプラントごとにアクセスルートは異なるが、記載内容に相違はない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 220 600 1070" style="border: 1px solid black; height: 533px; width: 230px;"></div> <div data-bbox="607 459 640 839" style="text-align: center;"> <p>第1図 屋内アクセスルート ルート図⑦</p> </div> <div data-bbox="654 220 687 625" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>枠囲みの内容は防壁上の観点から公開できません。</p> </div>	<div data-bbox="716 220 1272 1099" style="border: 1px solid black; height: 551px; width: 248px;"></div> <div data-bbox="1279 263 1312 1042" style="text-align: center;"> <p>第1図 ⑦島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(7/11)</p> </div> <div data-bbox="943 1114 1319 1137" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p> </div>	<div data-bbox="1355 228 1890 1091" style="border: 1px solid black; height: 541px; width: 239px;"></div> <div data-bbox="1906 448 1939 888" style="text-align: center;"> <p>第1図 ⑦屋内アクセスルート ルート図(7/11)</p> </div> <div data-bbox="1355 1169 1928 1198" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・建屋レイアウトや設備配置、対応手順等の相違によりプラントごとにアクセスルートは異なるが、記載内容に相違はない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="719 213 1274 1094" style="border: 1px solid black; height: 552px; width: 248px;"></div> <div data-bbox="1283 252 1317 1031" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 0; top: 0;">第1図 ⑧島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(8/11)</div> <div data-bbox="943 1107 1319 1134" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</div>	<div data-bbox="1361 240 1890 1086" style="border: 1px solid black; height: 530px; width: 236px;"></div> <div data-bbox="1906 464 1939 903" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 0; top: 0;">第1図 ⑧屋内アクセスルート ルート図(8/11)</div> <div data-bbox="1350 1206 1921 1233" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・建屋レイアウトや設備配置、対応手順等の相違によりプラントごとにアクセスルートは異なるが、記載内容に相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

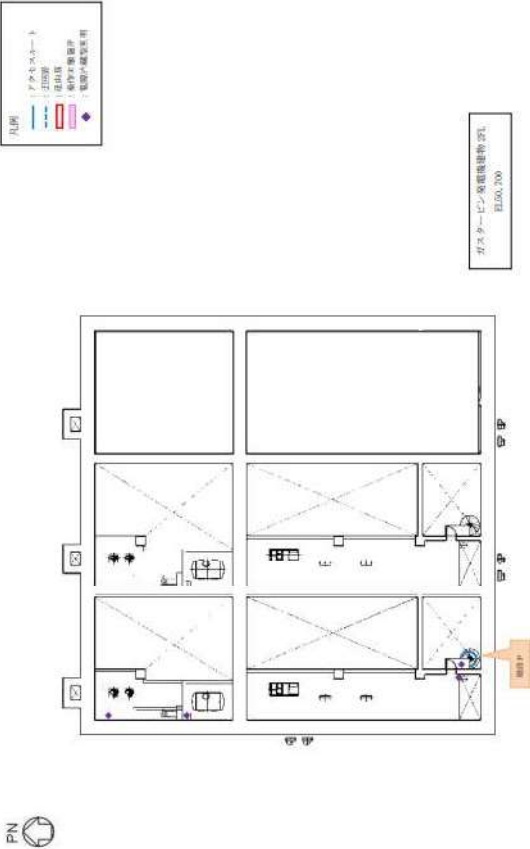
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第1図 ⑨島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(9/11)</p>	<p>第1図 ⑨屋内アクセスルート ルート図(9/11)</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・建屋レイアウトや設備配置、対応手順等の相違によりプラントごとにアクセスルートは異なるが、記載内容に相違はない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第1図 ①島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(10/11)</p>	<div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p>第1図 ⑩屋内アクセスルート ルート図(10/11)</p> <p>■ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・建屋レイアウトや設備配置、対応手順等の相違によりプラントごとにアクセスルートは異なるが、記載内容に相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第1図 ①島根原子力発電所2号炉 重大事故等時 屋内のアクセスルート(1.1/1.1.1)</p>	<p>第1図 ①屋内アクセスルート ルート図(1.1/1.1)</p>	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・建屋レイアウトや設備配置、対応手順等の相違によりプラントごとにアクセスルートは異なるが、記載内容に相違はない。</p>

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第2表 操作対象機器及び操作項目一覧(2/3)

第2表 操作対象機器一覧(2/2)

第2表 操作対象機器及び操作項目一覧(2/13)

ルート図	対象場所	操作対象機器及び操作項目
	26	FCVSベントライン隔離弁(B)
	27	D/Wベント用出入口隔離弁
	28	RCW代替冷却水 ⅡR 負荷供給側連絡弁(A)
	29	RCW代替冷却水 ⅡR 負荷戻り側連絡弁(A)
	30	RCW代替冷却水 FPC 他負荷供給側連絡弁(A)
	31	RCW代替冷却水 FPC 他負荷戻り側連絡弁(A)
	32	RCW代替冷却水 ⅡR 負荷供給側連絡弁(B)
	33	RCW代替冷却水 ⅡR 負荷戻り側連絡弁(B)
	34	RCW代替冷却水 FPC 他負荷供給側連絡弁(B)
	35	RCW代替冷却水 FPC 他負荷戻り側連絡弁(B)
	36	RCW代替冷却水 ⅡR 負荷供給側連絡弁(C)
	37	RCW代替冷却水 ⅡR 負荷戻り側連絡弁(C)
	38	RCW代替冷却水 FPC 他負荷供給側連絡弁(C)
	39	RCW代替冷却水 FPC 他負荷戻り側連絡弁(C)
	40	原子炉建屋大物搬入口開放
	41	原子炉建屋扉開放
④	42	R/B MCC 2D-5
	43	原子炉補機代替冷却水系A系ベント弁
	44	原子炉補機代替冷却水系B系ベント弁
	45	扉開放
	46	125V 直流主母線盤2A-1
	47	125V 直流主母線盤2B-1
	48	D/G(B)制御盤
	49	D/G(A)制御盤
	50	RCIC タービン入口蒸気ライン第二隔離弁
	51	高圧空気ポンプユニット接続停止弁
	52	扉開放
	53	ホース敷設用貫通孔
	54	注水系屋内接続口
	55	高圧窒素ガス供給系(A)高圧窒素ガスポンプ
	56	高圧窒素ガス供給系(B)高圧窒素ガスポンプ
	57	扉開放

①-1	燃料ケーブル監視カメラ用冷却機	①-2	MCC 非常用ガス処理入口隔離弁、MCC 非常用ガス処理入口隔離弁/レイバホシ送機/冷却機
①-3	SA 電源制御盤 A	①-4	SA 電源制御盤 B
①-5	RCW A-FPC 熱交換器入口弁(V214-390) RCW B-FPC 熱交換器入口弁(V214-380)	①-6	SA2C/C
②-1	可搬型スプレイ/ズル・ホース設置箇所	②-2	可搬型スプレイ/ズル・ホース設置箇所
③-3	原子炉補機燃料取扱機/ブローアウトバルブ停止装置	③-4	原子炉補機燃料取扱機/ブローアウトバルブ停止装置
④-1	緊急用メタクラ		

ルート図	対象場所	操作内容	操作対象機器及び操作項目
	6	節水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイ/ズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ	・可搬型ホース敷設、接続 ・可搬型スプレイ/ズル設置
	7	可搬型水位計選搬、設置	・使用済燃料ピット水位(可搬型) ・使用済燃料ピット水位(可搬型)付風呂収納箱 ・ワイヤ接続 ・ケーブル接続 ・使用済燃料ピット水位(可搬型)設置箇所
③	8	監視カメラ空冷装置準備、起動	・SFP 監視設備電源確保 ・使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置設置箇所 ・ホース接続 ・SFP 監視カメラ空冷装置空冷装置出口ケーブル接続 ・使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置
	9	可搬型エリアモニタ選搬、設置	・SFP 監視設備電源確保 ・可搬型エリアモニタ機器収納 ・使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ設置箇所 ・ケーブル接続 ・使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ ・箱遮蔽
	10	代替非常用発電機又は可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤給電 系統構成	・SA 用代替電源中継接続盤2
	11	可搬型代替直流電源設備による給電 系統構築	・ケーブル敷設
	1	現場手動操作によるタービン動補給水ポンプの起動 系統構成	・補助給水ピットタービン動補給水ポンプ側出口弁 ・タービン動補給水ポンプ駆動蒸気B 主蒸気ライン弁 ・タービン動補給水ポンプ駆動蒸気C 主蒸気ライン弁
	2	主給水隔離弁停止操作 (隔離弁の電源が印復していない場合)	・A-主給水隔離弁 ・B-主給水隔離弁 ・C-主給水隔離弁
	3	1次冷却ポンプ列水ライン隔離弁等停止操作及び格納容器隔離弁停止操作 (隔離弁の電源が印復していない場合)	・A、D-C/V 再循環ユニット補機冷却水入口 C/V 外側隔離弁 ・A-C/V 再循環ユニット補機冷却水出口 C/V 外側隔離弁 ・B-C/V 再循環ユニット補機冷却水出口 C/V 外側隔離弁 ・C、D-C/V 再循環ユニット補機冷却水入口 C/V 外側隔離弁 ・C-C/V 再循環ユニット補機冷却水出口 C/V 外側隔離弁 ・D-C/V 再循環ユニット補機冷却水出口 C/V 外側隔離弁
④	4	格納容器エアロック閉止	・通常用エアロック
	5	代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水起動準備	・代替格納容器スプレイポンプ入口第1止め弁 ・代替格納容器スプレイポンプ入口第2止め弁 ・A-燃料取替用水ポンプ出口ベント弁
	6	代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ起動準備又は代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水起動準備	・代替格納容器スプレイポンプ入口第1止め弁 ・代替格納容器スプレイポンプ入口第2止め弁 ・A-燃料取替用水ポンプ出口ベント弁

【女川及び島根】
 記載表現の相違
 ・泊は、操作内容を記載することで、各階層で実施する作業概要が分かるように記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第2表 操作対象機器及び操作項目一覧 (3/3)

ルート図	対象場所	操作対象機器及び操作項目
⑤	1	RCIC 蒸気供給ライン分離弁
	2	HPCS 注入隔離弁
	3	S/C ベント用出口隔離弁
	4	R/B MCC 2C-1
	5	R/B MCC 2C-2
	6	R/B MCC 2C-3
	7	R/B MCC 2C-4
	8	R/B MCC 2C-5
	9	P/C 4-2C
	10	F/C 4-2D
	11	R/B MCC 2D-1
	12	R/B MCC 2D-2
	13	R/B MCC 2D-3
	14	R/B MCC 2D-4
	15	125V 直流分電盤 2A-1
	16	C/B MCC 2C-1
	17	125V 直流主母線盤 2A
	18	C/B MCC 2C-2
	19	C/B MCC 2D-1
	20	C/B MCC 2D-2
	21	125V 直流主母線盤 2B
	22	125V 直流分電盤 2B-1
	23	HPAC 蒸気供給ライン分離弁
⑥	1	HPAC 注入弁
	2	HPAC タービン止め弁
	3	高圧代替注水系タービン入口蒸気圧力計
	4	250V 充電器盤
	5	250V 直流受電パワーセンタ
	6	RCIC 注入弁
	7	高圧空気ボンベユニット接続端止め弁
⑦	1	FPMW ポンプ吸込弁
	2	原子炉隔離時冷却系ポンプ駆動用タービン入口蒸気圧力計
	3	RCIC タービン止め弁
	4	RCIC 真空タンクドレン弁
	5	RCIC 冷却水ライン止め弁

第2表 操作対象機器及び操作項目一覧 (3/13)

ルート図	対象場所	操作内容	操作対象機器及び操作項目
⑧	7	可搬型大型送水ポンプ車による A-高圧注入ポンプへの補機冷却水 (海水) 通水 系統構成	・格納容器密閉気ガスサンプル冷却器補機冷却水入口弁
			・可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット
	8	可搬型大型送水ポンプ車を用いた C、D-格納容器内循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 系統構成	・格納容器密閉気ガスサンプル冷却器補機冷却水入口弁
			・可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット
	9	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視 起動準備	・ホース接続
			・格納容器サンプル戻りライン止め弁
			・可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット入口隔離弁 (SA 対策)
			・可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット出口隔離弁 (SA 対策)
			・格納容器密閉気ガスサンプル冷却器補機冷却水入口弁
			・格納容器密閉気ガスサンプル冷却器補機冷却水排水ライン止め弁 (SA 対策)
			・格納容器密閉気ガスサンプル冷却器補機冷却水排水ライン止め弁 (SA 対策)
			・格納容器密閉気ガスサンプル冷却器補機冷却水排水ライン止め弁 (SA 対策)
			・CV 水素濃度計電源盤
・格納容器密閉気ガスサンプル冷却器補機冷却水入口弁			
10	可搬型代替ガスサンプルリング圧縮装置	・可搬型代替ガスサンプルリング圧縮装置	
11	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視 可搬型大型送水ポンプ車によるガスサンプル冷却器への海水通水開始	・ホース接続	
		・格納容器密閉気ガスサンプル冷却器補機冷却水入口弁	
		・格納容器密閉気ガスサンプル冷却器補機冷却水排水ライン止め弁 (SA 対策)	
12	可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットによる水素濃度測定 起動準備	・CV 水素濃度計電源盤	
		・可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット入口隔離弁 (SA 対策)	
13	可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット 起動	・可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット出口隔離弁 (SA 対策)	
		・可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット	

【女川及び島根】
 記載表現の相違
 ・泊は、操作内容を記載することで、各階層で実施する作業概要が分かるように記載している。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
		<p style="text-align: center;">第2表 操作対象機器及び操作項目一覧(4/13)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">ルート 図</th> <th style="width: 5%;">対象 場所</th> <th style="width: 35%;">操作内容</th> <th style="width: 55%;">操作対象機器及び操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">④</td> <td rowspan="4"></td> <td data-bbox="1429 236 1458 507">14</td> <td data-bbox="1429 236 1458 507">中央制御室空調装置ダンパ開及び閉処置</td> <td data-bbox="1458 236 1955 507"> <ul style="list-style-type: none"> ・A-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ用ミニチュア弁 ・A-中央制御室給気ファン出口ダンパ用ミニチュア弁 ・A-中央制御室循環ファン入口ダンパ用ミニチュア弁 ・A-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ ・A-中央制御室給気ファン出口ダンパ ・A-中央制御室循環ファン入口ダンパ ・B-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ用ミニチュア弁 ・B-中央制御室給気ファン出口ダンパ用ミニチュア弁 ・B-中央制御室循環ファン入口ダンパ用ミニチュア弁 ・B-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ ・B-中央制御室給気ファン出口ダンパ ・A-中央制御室外気取入風量調節ダンパ用ミニチュア弁 ・A-中央制御室精電風量調節ダンパ用ミニチュア弁 ・A-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ用ミニチュア弁 ・B-中央制御室外気取入風量調節ダンパ用ミニチュア弁 ・B-中央制御室精電風量調節ダンパ用ミニチュア弁 ・B-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ用ミニチュア弁 ・A-中央制御室外気取入ダンパ用ミニチュア弁 ・A-中央制御室排気風量調節ダンパ用ミニチュア弁 ・B-中央制御室外気取入ダンパ用ミニチュア弁 ・B-中央制御室排気風量調節ダンパ用ミニチュア弁 ・B-中央制御室循環ファン入口ダンパ ・A-中央制御室外気取入風量調節ダンパ ・A-中央制御室精電風量調節ダンパ ・A-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ ・B-中央制御室外気取入ダンパ ・A-中央制御室排気風量調節ダンパ ・B-中央制御室外気取入ダンパ ・B-中央制御室排気風量調節ダンパ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1429 507 1458 722">15</td> <td data-bbox="1429 507 1458 722">安全補機閉器室外気取入ダンパ開操作</td> <td data-bbox="1458 507 1955 722"> <ul style="list-style-type: none"> ・資機材 ・A-安全補機閉器室外気取入ダンパ用ミニチュア弁 ・A-安全補機閉器室外気取入ダンパ ・B-安全補機閉器室外気取入ダンパ用ミニチュア弁 ・B-安全補機閉器室外気取入ダンパ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1429 722 1458 874">16</td> <td data-bbox="1429 722 1458 874">代替非常用発電機又は可搬型代替電源車による代替格納容器スレイボンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤給電システム構成</td> <td data-bbox="1458 722 1955 874"> <ul style="list-style-type: none"> ・SA 用代替電源中継接続盤1 ・SA 用電動弁操作ケーブル収納箱 ・格納容器電源貫通部端子箱 ・SA 用電動弁操作盤 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1429 874 1458 906">17</td> <td data-bbox="1429 874 1458 906">原子炉格納容器隔離弁の閉止</td> <td data-bbox="1458 874 1955 906"> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料移送管仕切弁 </td> </tr> </tbody> </table>	ルート 図	対象 場所	操作内容	操作対象機器及び操作項目	④		14	中央制御室空調装置ダンパ開及び閉処置	<ul style="list-style-type: none"> ・A-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ用ミニチュア弁 ・A-中央制御室給気ファン出口ダンパ用ミニチュア弁 ・A-中央制御室循環ファン入口ダンパ用ミニチュア弁 ・A-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ ・A-中央制御室給気ファン出口ダンパ ・A-中央制御室循環ファン入口ダンパ ・B-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ用ミニチュア弁 ・B-中央制御室給気ファン出口ダンパ用ミニチュア弁 ・B-中央制御室循環ファン入口ダンパ用ミニチュア弁 ・B-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ ・B-中央制御室給気ファン出口ダンパ ・A-中央制御室外気取入風量調節ダンパ用ミニチュア弁 ・A-中央制御室精電風量調節ダンパ用ミニチュア弁 ・A-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ用ミニチュア弁 ・B-中央制御室外気取入風量調節ダンパ用ミニチュア弁 ・B-中央制御室精電風量調節ダンパ用ミニチュア弁 ・B-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ用ミニチュア弁 ・A-中央制御室外気取入ダンパ用ミニチュア弁 ・A-中央制御室排気風量調節ダンパ用ミニチュア弁 ・B-中央制御室外気取入ダンパ用ミニチュア弁 ・B-中央制御室排気風量調節ダンパ用ミニチュア弁 ・B-中央制御室循環ファン入口ダンパ ・A-中央制御室外気取入風量調節ダンパ ・A-中央制御室精電風量調節ダンパ ・A-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ ・B-中央制御室外気取入ダンパ ・A-中央制御室排気風量調節ダンパ ・B-中央制御室外気取入ダンパ ・B-中央制御室排気風量調節ダンパ 	15	安全補機閉器室外気取入ダンパ開操作	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材 ・A-安全補機閉器室外気取入ダンパ用ミニチュア弁 ・A-安全補機閉器室外気取入ダンパ ・B-安全補機閉器室外気取入ダンパ用ミニチュア弁 ・B-安全補機閉器室外気取入ダンパ 	16	代替非常用発電機又は可搬型代替電源車による代替格納容器スレイボンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤給電システム構成	<ul style="list-style-type: none"> ・SA 用代替電源中継接続盤1 ・SA 用電動弁操作ケーブル収納箱 ・格納容器電源貫通部端子箱 ・SA 用電動弁操作盤 	17	原子炉格納容器隔離弁の閉止	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料移送管仕切弁 	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・泊は、操作内容を記載することで、各階層で実施する作業概要が分かるように記載している。</p>
ルート 図	対象 場所	操作内容	操作対象機器及び操作項目																		
④		14	中央制御室空調装置ダンパ開及び閉処置	<ul style="list-style-type: none"> ・A-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ用ミニチュア弁 ・A-中央制御室給気ファン出口ダンパ用ミニチュア弁 ・A-中央制御室循環ファン入口ダンパ用ミニチュア弁 ・A-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ ・A-中央制御室給気ファン出口ダンパ ・A-中央制御室循環ファン入口ダンパ ・B-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ用ミニチュア弁 ・B-中央制御室給気ファン出口ダンパ用ミニチュア弁 ・B-中央制御室循環ファン入口ダンパ用ミニチュア弁 ・B-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ ・B-中央制御室給気ファン出口ダンパ ・A-中央制御室外気取入風量調節ダンパ用ミニチュア弁 ・A-中央制御室精電風量調節ダンパ用ミニチュア弁 ・A-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ用ミニチュア弁 ・B-中央制御室外気取入風量調節ダンパ用ミニチュア弁 ・B-中央制御室精電風量調節ダンパ用ミニチュア弁 ・B-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ用ミニチュア弁 ・A-中央制御室外気取入ダンパ用ミニチュア弁 ・A-中央制御室排気風量調節ダンパ用ミニチュア弁 ・B-中央制御室外気取入ダンパ用ミニチュア弁 ・B-中央制御室排気風量調節ダンパ用ミニチュア弁 ・B-中央制御室循環ファン入口ダンパ ・A-中央制御室外気取入風量調節ダンパ ・A-中央制御室精電風量調節ダンパ ・A-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ ・B-中央制御室外気取入ダンパ ・A-中央制御室排気風量調節ダンパ ・B-中央制御室外気取入ダンパ ・B-中央制御室排気風量調節ダンパ 																	
		15	安全補機閉器室外気取入ダンパ開操作	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材 ・A-安全補機閉器室外気取入ダンパ用ミニチュア弁 ・A-安全補機閉器室外気取入ダンパ ・B-安全補機閉器室外気取入ダンパ用ミニチュア弁 ・B-安全補機閉器室外気取入ダンパ 																	
		16	代替非常用発電機又は可搬型代替電源車による代替格納容器スレイボンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤給電システム構成	<ul style="list-style-type: none"> ・SA 用代替電源中継接続盤1 ・SA 用電動弁操作ケーブル収納箱 ・格納容器電源貫通部端子箱 ・SA 用電動弁操作盤 																	
		17	原子炉格納容器隔離弁の閉止	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料移送管仕切弁 																	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
		<p style="text-align: center;">第2表 操作対象機器及び操作項目一覧(5/13)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1346 225 1391 256">ルート 区</th> <th data-bbox="1391 225 1435 256">対象 場所</th> <th data-bbox="1435 225 1585 256">操作内容</th> <th data-bbox="1585 225 1955 256">操作対象機器及び操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">⑤</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視 起動準備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・3V-R9-015 制御用空気供給弁 ・ホース接続 ・3V-R9-015 窒素ガス供給弁 (SA対策) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>1次冷却材ポンプ封水ライン隔離弁等閉止操作（隔離弁の電氣が回復していない場合）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・1次冷却材ポンプ封水戻りライン C/V 外側隔離弁 ・B-1 1次冷却材ポンプ封水注入ライン C/V 外側隔離弁 ・A-1 1次冷却材ポンプ封水注入ライン C/V 外側隔離弁 ・C-1 1次冷却材ポンプ封水注入ライン C/V 外側隔離弁 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>原子炉格納容器隔離弁閉止操作（隔離弁の電氣が回復していない場合）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・1次冷却材ポンプ補機冷却水入口止め弁 ・1次冷却材ポンプ補機冷却水入口 C/V 外側隔離弁 ・1次冷却材ポンプ補機冷却水出口 C/V 外側隔離弁 ・余熱抽出冷却器等補機冷却水出口 C/V 外側隔離弁 ・余熱抽出冷却器等補機冷却水入口 C/V 外側隔離弁 ・充てんライン C/V 外側隔離弁 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>原子炉格納容器隔離弁の閉止</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器内脱塩水補給ライン C/V 外側隔離弁 </td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">⑥</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>加圧器速がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベによる加圧器速がし弁の機能回復 開放準備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・加圧器速がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベ ・A-1 原子炉格納容器内制御用空気供給弁 ・ホース接続 ・B-1 原子炉格納容器内制御用空気供給弁 ・加圧器速がし弁操作用窒素供給パネル ・A-1 制御用空気 C/V 外側隔離弁 T.V 弁 ・B-1 制御用空気 C/V 外側隔離弁 T.V 弁 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水 系統構成</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・R3 東側可搬型ポンプ車接続用ライン止め弁 (SA対策) ・補助給水ビット-燃料取替用水ビット給水連絡ライン止め弁 (SA対策) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>海水を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ビットの補給 系統構成</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・R3 東側可搬型ポンプ車接続用ライン止め弁 (SA対策) ・補助給水ビット給水ライン止め弁 (SA対策) ・補助給水ビットブローライン給水止め弁 (SA対策) ・補助給水ビット-燃料取替用水ビット給水連絡ライン止め弁 (SA対策) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>海水を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ビットへの補給 系統構成</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・補助給水ビット-燃料取替用水ビット給水連絡ライン止め弁 (SA対策) ・R3 東側可搬型ポンプ車接続用ライン止め弁 (SA対策) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>燃料取替用水ビットから補助給水ビットへの切替え（原子炉容器への注水中の場合又は原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合） 系統構成</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・代替格納容器スプレイポンプ補助給水ビット側入口止め弁 ・代替格納容器スプレイポンプ入口テスト止め弁 </td> </tr> </tbody> </table>	ルート 区	対象 場所	操作内容	操作対象機器及び操作項目	⑤	1	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視 起動準備	<ul style="list-style-type: none"> ・3V-R9-015 制御用空気供給弁 ・ホース接続 ・3V-R9-015 窒素ガス供給弁 (SA対策) 	2	1次冷却材ポンプ封水ライン隔離弁等閉止操作（隔離弁の電氣が回復していない場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・1次冷却材ポンプ封水戻りライン C/V 外側隔離弁 ・B-1 1次冷却材ポンプ封水注入ライン C/V 外側隔離弁 ・A-1 1次冷却材ポンプ封水注入ライン C/V 外側隔離弁 ・C-1 1次冷却材ポンプ封水注入ライン C/V 外側隔離弁 	3	原子炉格納容器隔離弁閉止操作（隔離弁の電氣が回復していない場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・1次冷却材ポンプ補機冷却水入口止め弁 ・1次冷却材ポンプ補機冷却水入口 C/V 外側隔離弁 ・1次冷却材ポンプ補機冷却水出口 C/V 外側隔離弁 ・余熱抽出冷却器等補機冷却水出口 C/V 外側隔離弁 ・余熱抽出冷却器等補機冷却水入口 C/V 外側隔離弁 ・充てんライン C/V 外側隔離弁 	4	原子炉格納容器隔離弁の閉止	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器内脱塩水補給ライン C/V 外側隔離弁 	⑥	1	加圧器速がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベによる加圧器速がし弁の機能回復 開放準備	<ul style="list-style-type: none"> ・加圧器速がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベ ・A-1 原子炉格納容器内制御用空気供給弁 ・ホース接続 ・B-1 原子炉格納容器内制御用空気供給弁 ・加圧器速がし弁操作用窒素供給パネル ・A-1 制御用空気 C/V 外側隔離弁 T.V 弁 ・B-1 制御用空気 C/V 外側隔離弁 T.V 弁 	2	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> ・R3 東側可搬型ポンプ車接続用ライン止め弁 (SA対策) ・補助給水ビット-燃料取替用水ビット給水連絡ライン止め弁 (SA対策) 	3	海水を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ビットの補給 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> ・R3 東側可搬型ポンプ車接続用ライン止め弁 (SA対策) ・補助給水ビット給水ライン止め弁 (SA対策) ・補助給水ビットブローライン給水止め弁 (SA対策) ・補助給水ビット-燃料取替用水ビット給水連絡ライン止め弁 (SA対策) 	4	海水を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ビットへの補給 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> ・補助給水ビット-燃料取替用水ビット給水連絡ライン止め弁 (SA対策) ・R3 東側可搬型ポンプ車接続用ライン止め弁 (SA対策) 	5	燃料取替用水ビットから補助給水ビットへの切替え（原子炉容器への注水中の場合又は原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合） 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> ・代替格納容器スプレイポンプ補助給水ビット側入口止め弁 ・代替格納容器スプレイポンプ入口テスト止め弁 	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・泊は、操作内容を記載することで、各階層で実施する作業概要が分かるように記載している。</p>
ルート 区	対象 場所	操作内容	操作対象機器及び操作項目																																	
⑤	1	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視 起動準備	<ul style="list-style-type: none"> ・3V-R9-015 制御用空気供給弁 ・ホース接続 ・3V-R9-015 窒素ガス供給弁 (SA対策) 																																	
	2	1次冷却材ポンプ封水ライン隔離弁等閉止操作（隔離弁の電氣が回復していない場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・1次冷却材ポンプ封水戻りライン C/V 外側隔離弁 ・B-1 1次冷却材ポンプ封水注入ライン C/V 外側隔離弁 ・A-1 1次冷却材ポンプ封水注入ライン C/V 外側隔離弁 ・C-1 1次冷却材ポンプ封水注入ライン C/V 外側隔離弁 																																	
	3	原子炉格納容器隔離弁閉止操作（隔離弁の電氣が回復していない場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・1次冷却材ポンプ補機冷却水入口止め弁 ・1次冷却材ポンプ補機冷却水入口 C/V 外側隔離弁 ・1次冷却材ポンプ補機冷却水出口 C/V 外側隔離弁 ・余熱抽出冷却器等補機冷却水出口 C/V 外側隔離弁 ・余熱抽出冷却器等補機冷却水入口 C/V 外側隔離弁 ・充てんライン C/V 外側隔離弁 																																	
	4	原子炉格納容器隔離弁の閉止	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器内脱塩水補給ライン C/V 外側隔離弁 																																	
⑥	1	加圧器速がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベによる加圧器速がし弁の機能回復 開放準備	<ul style="list-style-type: none"> ・加圧器速がし弁操作用可搬型窒素ガスボンベ ・A-1 原子炉格納容器内制御用空気供給弁 ・ホース接続 ・B-1 原子炉格納容器内制御用空気供給弁 ・加圧器速がし弁操作用窒素供給パネル ・A-1 制御用空気 C/V 外側隔離弁 T.V 弁 ・B-1 制御用空気 C/V 外側隔離弁 T.V 弁 																																	
	2	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> ・R3 東側可搬型ポンプ車接続用ライン止め弁 (SA対策) ・補助給水ビット-燃料取替用水ビット給水連絡ライン止め弁 (SA対策) 																																	
	3	海水を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ビットの補給 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> ・R3 東側可搬型ポンプ車接続用ライン止め弁 (SA対策) ・補助給水ビット給水ライン止め弁 (SA対策) ・補助給水ビットブローライン給水止め弁 (SA対策) ・補助給水ビット-燃料取替用水ビット給水連絡ライン止め弁 (SA対策) 																																	
	4	海水を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ビットへの補給 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> ・補助給水ビット-燃料取替用水ビット給水連絡ライン止め弁 (SA対策) ・R3 東側可搬型ポンプ車接続用ライン止め弁 (SA対策) 																																	
	5	燃料取替用水ビットから補助給水ビットへの切替え（原子炉容器への注水中の場合又は原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合） 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> ・代替格納容器スプレイポンプ補助給水ビット側入口止め弁 ・代替格納容器スプレイポンプ入口テスト止め弁 																																	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
		<p style="text-align: center;">第2表 操作対象機器及び操作項目一覧(6/13)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">ルート 区</th> <th style="width: 5%;">対象 場所</th> <th style="width: 40%;">操作内容</th> <th style="width: 50%;">操作対象機器及び操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>6</td> <td>原子炉格納容器隔離弁の閉止</td> <td>・原子炉格納容器内所内用空気供給ラインC/V外側隔離弁</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7</td> <td>可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水 系統構成</td> <td>・A-サンプル冷却器補機冷却水入口弁 ・B-サンプル冷却器補機冷却水入口弁</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8</td> <td>C、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 系統構成</td> <td>・可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9</td> <td>可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 系統構成</td> <td>・A-サンプル冷却器補機冷却水入口弁 ・B-サンプル冷却器補機冷却水入口弁 ・可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度） ・A-ディーゼル発電機燃料油サービスタング室二酸化炭素消火設備放出ロック盤</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10</td> <td>可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 海水通水</td> <td>・C、D-格納容器再循環ユニット補機冷却水排水ライン止め弁（SA対策） ・C、D-格納容器再循環ユニット補機冷却水排水ライン絞り弁（SA対策）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11</td> <td>可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 可搬型温度計測装置取付寸（排水側）</td> <td>・可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度）（排水側）取付箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12</td> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリーへの補給（ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合） 系統構成</td> <td>・A-ディーゼル発電機燃料油サービスタング室二酸化炭素消火設備放出ロック盤 ・B-ディーゼル発電機燃料油サービスタング室二酸化炭素消火設備放出ロック盤 ・B-燃料油移送ポンプ出口B側遮断弁 ・A-燃料油サービスタング入口弁 ・A-燃料油サービスタング前面遮断弁元弁 ・A-燃料油移送ポンプ出口A側遮断弁 ・燃料油移送ポンプ出口A側遮断弁 ・ホース繋ぎ ・B-燃料油サービスタング入口弁 ・B-燃料油サービスタング前面遮断弁元弁</td> </tr> <tr> <td></td> <td>13</td> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリーへの補給（ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合） ホース繋ぎ</td> <td>・3V-D6-333 接続口 ・ホース接続</td> </tr> <tr> <td></td> <td>14</td> <td>代替非常用発電機又は可搬型代替電源車による代替格納容器スプレッドポンプ変圧器及び代替所内電気設備分電盤給電 系統構成</td> <td>・代替所内電気設備分電盤 ・B-エアークラス空気浄化ファン電源切替装置 ・SA用電動弁操作ケーブル収納箱 ・格納容器電源真通部端子箱 ・SA用電動弁操作盤</td> </tr> </tbody> </table>	ルート 区	対象 場所	操作内容	操作対象機器及び操作項目		6	原子炉格納容器隔離弁の閉止	・原子炉格納容器内所内用空気供給ラインC/V外側隔離弁		7	可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水 系統構成	・A-サンプル冷却器補機冷却水入口弁 ・B-サンプル冷却器補機冷却水入口弁		8	C、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 系統構成	・可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度）		9	可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 系統構成	・A-サンプル冷却器補機冷却水入口弁 ・B-サンプル冷却器補機冷却水入口弁 ・可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度） ・A-ディーゼル発電機燃料油サービスタング室二酸化炭素消火設備放出ロック盤		10	可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 海水通水	・C、D-格納容器再循環ユニット補機冷却水排水ライン止め弁（SA対策） ・C、D-格納容器再循環ユニット補機冷却水排水ライン絞り弁（SA対策）		11	可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 可搬型温度計測装置取付寸（排水側）	・可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度）（排水側）取付箇所		12	ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリーへの補給（ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合） 系統構成	・A-ディーゼル発電機燃料油サービスタング室二酸化炭素消火設備放出ロック盤 ・B-ディーゼル発電機燃料油サービスタング室二酸化炭素消火設備放出ロック盤 ・B-燃料油移送ポンプ出口B側遮断弁 ・A-燃料油サービスタング入口弁 ・A-燃料油サービスタング前面遮断弁元弁 ・A-燃料油移送ポンプ出口A側遮断弁 ・燃料油移送ポンプ出口A側遮断弁 ・ホース繋ぎ ・B-燃料油サービスタング入口弁 ・B-燃料油サービスタング前面遮断弁元弁		13	ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリーへの補給（ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合） ホース繋ぎ	・3V-D6-333 接続口 ・ホース接続		14	代替非常用発電機又は可搬型代替電源車による代替格納容器スプレッドポンプ変圧器及び代替所内電気設備分電盤給電 系統構成	・代替所内電気設備分電盤 ・B-エアークラス空気浄化ファン電源切替装置 ・SA用電動弁操作ケーブル収納箱 ・格納容器電源真通部端子箱 ・SA用電動弁操作盤	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・泊は、操作内容を記載することで、各階層で実施する作業概要が分かるように記載している。</p>
ルート 区	対象 場所	操作内容	操作対象機器及び操作項目																																								
	6	原子炉格納容器隔離弁の閉止	・原子炉格納容器内所内用空気供給ラインC/V外側隔離弁																																								
	7	可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水 系統構成	・A-サンプル冷却器補機冷却水入口弁 ・B-サンプル冷却器補機冷却水入口弁																																								
	8	C、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 系統構成	・可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度）																																								
	9	可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 系統構成	・A-サンプル冷却器補機冷却水入口弁 ・B-サンプル冷却器補機冷却水入口弁 ・可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度） ・A-ディーゼル発電機燃料油サービスタング室二酸化炭素消火設備放出ロック盤																																								
	10	可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 海水通水	・C、D-格納容器再循環ユニット補機冷却水排水ライン止め弁（SA対策） ・C、D-格納容器再循環ユニット補機冷却水排水ライン絞り弁（SA対策）																																								
	11	可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 可搬型温度計測装置取付寸（排水側）	・可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度）（排水側）取付箇所																																								
	12	ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリーへの補給（ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合） 系統構成	・A-ディーゼル発電機燃料油サービスタング室二酸化炭素消火設備放出ロック盤 ・B-ディーゼル発電機燃料油サービスタング室二酸化炭素消火設備放出ロック盤 ・B-燃料油移送ポンプ出口B側遮断弁 ・A-燃料油サービスタング入口弁 ・A-燃料油サービスタング前面遮断弁元弁 ・A-燃料油移送ポンプ出口A側遮断弁 ・燃料油移送ポンプ出口A側遮断弁 ・ホース繋ぎ ・B-燃料油サービスタング入口弁 ・B-燃料油サービスタング前面遮断弁元弁																																								
	13	ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリーへの補給（ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合） ホース繋ぎ	・3V-D6-333 接続口 ・ホース接続																																								
	14	代替非常用発電機又は可搬型代替電源車による代替格納容器スプレッドポンプ変圧器及び代替所内電気設備分電盤給電 系統構成	・代替所内電気設備分電盤 ・B-エアークラス空気浄化ファン電源切替装置 ・SA用電動弁操作ケーブル収納箱 ・格納容器電源真通部端子箱 ・SA用電動弁操作盤																																								

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
		<p style="text-align: center;">第2表 操作対象機器及び操作項目一覧(7/13)</p> <table border="1" data-bbox="1346 236 1955 962"> <thead> <tr> <th>ルート 図</th> <th>対象 場所</th> <th>操作内容</th> <th>操作対象機器及び操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>15</td> <td>可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視</td> <td>・可搬型計測器 ・原子炉安全保護盤（チャンネルⅠ） ・原子炉安全保護盤（チャンネルⅡ） ・原子炉安全保護盤（チャンネルⅢ） ・原子炉安全保護盤（チャンネルⅣ） ・シビアアクシデント監視盤</td> </tr> <tr> <td></td> <td>16</td> <td>携行型通話装置による連絡手段の確保</td> <td>・資機材 ・携行型通話装置 ・携行型通話装置ジャック箱</td> </tr> <tr> <td></td> <td>17</td> <td>可搬型照明（SA）の設置・点灯操作</td> <td>・資機材</td> </tr> <tr> <td></td> <td>18</td> <td>不要直流負荷切離し操作</td> <td>・安全系現場制御監視盤（トレンB） ・原子炉安全保護盤（チャンネルⅣ） ・安全系 FIP プロセッサ（トレンB） ・安全系 FIP プロセッサ（トレンA） ・安全系現場制御監視盤（トレンA）</td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>19</td> <td>チェンジングエリアの設置 資機材準備</td> <td>・資機材 ・可搬型照明（SA）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20</td> <td>チェンジングエリアの設置 エリア設置</td> <td>・チェンジングエリア</td> </tr> <tr> <td></td> <td>21</td> <td>中央制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度測定</td> <td>・酸素濃度・二酸化炭素濃度計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>22</td> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリーへの補給（ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合） ホース接続</td> <td>・燃料油移送配管屋内接続口 ・ホース接続</td> </tr> <tr> <td></td> <td>23</td> <td>直流負荷復旧操作</td> <td>・安全系 FIP プロセッサ（トレンA） ・安全系現場制御監視盤（トレンA） ・安全系 FIP プロセッサ（トレンB） ・安全系現場制御監視盤（トレンB） ・原子炉安全保護盤（チャンネルⅣ） ・共通要因故障対策盤（自動制御盤）</td> </tr> </tbody> </table>	ルート 図	対象 場所	操作内容	操作対象機器及び操作項目		15	可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視	・可搬型計測器 ・原子炉安全保護盤（チャンネルⅠ） ・原子炉安全保護盤（チャンネルⅡ） ・原子炉安全保護盤（チャンネルⅢ） ・原子炉安全保護盤（チャンネルⅣ） ・シビアアクシデント監視盤		16	携行型通話装置による連絡手段の確保	・資機材 ・携行型通話装置 ・携行型通話装置ジャック箱		17	可搬型照明（SA）の設置・点灯操作	・資機材		18	不要直流負荷切離し操作	・安全系現場制御監視盤（トレンB） ・原子炉安全保護盤（チャンネルⅣ） ・安全系 FIP プロセッサ（トレンB） ・安全系 FIP プロセッサ（トレンA） ・安全系現場制御監視盤（トレンA）	⑩	19	チェンジングエリアの設置 資機材準備	・資機材 ・可搬型照明（SA）		20	チェンジングエリアの設置 エリア設置	・チェンジングエリア		21	中央制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度測定	・酸素濃度・二酸化炭素濃度計		22	ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリーへの補給（ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合） ホース接続	・燃料油移送配管屋内接続口 ・ホース接続		23	直流負荷復旧操作	・安全系 FIP プロセッサ（トレンA） ・安全系現場制御監視盤（トレンA） ・安全系 FIP プロセッサ（トレンB） ・安全系現場制御監視盤（トレンB） ・原子炉安全保護盤（チャンネルⅣ） ・共通要因故障対策盤（自動制御盤）	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・泊は、操作内容を記載することで、各階層で実施する作業概要が分かるように記載している。</p>
ルート 図	対象 場所	操作内容	操作対象機器及び操作項目																																								
	15	可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視	・可搬型計測器 ・原子炉安全保護盤（チャンネルⅠ） ・原子炉安全保護盤（チャンネルⅡ） ・原子炉安全保護盤（チャンネルⅢ） ・原子炉安全保護盤（チャンネルⅣ） ・シビアアクシデント監視盤																																								
	16	携行型通話装置による連絡手段の確保	・資機材 ・携行型通話装置 ・携行型通話装置ジャック箱																																								
	17	可搬型照明（SA）の設置・点灯操作	・資機材																																								
	18	不要直流負荷切離し操作	・安全系現場制御監視盤（トレンB） ・原子炉安全保護盤（チャンネルⅣ） ・安全系 FIP プロセッサ（トレンB） ・安全系 FIP プロセッサ（トレンA） ・安全系現場制御監視盤（トレンA）																																								
⑩	19	チェンジングエリアの設置 資機材準備	・資機材 ・可搬型照明（SA）																																								
	20	チェンジングエリアの設置 エリア設置	・チェンジングエリア																																								
	21	中央制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度測定	・酸素濃度・二酸化炭素濃度計																																								
	22	ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリーへの補給（ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合） ホース接続	・燃料油移送配管屋内接続口 ・ホース接続																																								
	23	直流負荷復旧操作	・安全系 FIP プロセッサ（トレンA） ・安全系現場制御監視盤（トレンA） ・安全系 FIP プロセッサ（トレンB） ・安全系現場制御監視盤（トレンB） ・原子炉安全保護盤（チャンネルⅣ） ・共通要因故障対策盤（自動制御盤）																																								

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
		<p style="text-align: center;">第2表 操作対象機器及び操作項目一覧(8/13)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">ルート</th> <th style="width: 5%;">対象箇所</th> <th style="width: 40%;">操作内容</th> <th style="width: 50%;">操作対象機器及び操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1</td> <td>現場手動操作によるタービン動補給給水ポンプの駆動 系統構成</td> <td>・タービン動補給給水ポンプ駆動蒸気入口弁A ・タービン動補給給水ポンプ駆動蒸気入口弁B</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2</td> <td>C、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 可搬型温度計測装置取付け（供給側）</td> <td>・可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度）（供給側）取付箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3</td> <td>C、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 可搬型温度計測装置取付け（戻り側）</td> <td>・可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度）（戻り側）取付箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4</td> <td>可搬型大型送水ポンプを用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 可搬型温度計測装置取付け（供給側）</td> <td>・可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度）（供給側）取付箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5</td> <td>B-充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水 系統構成</td> <td>・充てんポンプ入口ベントライン止め弁 ・管機付 ・B-充てんポンプ自冷水供給ライン絞り弁（SA対策） ・B-充てんポンプ自冷水供給ライン止め弁（SA対策） ・B-充てんポンプ自冷水入口弁（SA対策） ・B-充てんポンプ自冷水入口ベント弁（SA対策） ・B-充てんポンプ自冷水戻りライン第2止め弁（SA対策） ・B-充てんポンプ自冷水出口弁（SA対策） ・B-充てんポンプ自冷水出口ラインベント弁（SA対策） ・B-充てんポンプ自冷水戻りライン第1止め弁（SA対策） ・充てんライン流量制御弁第2バイパスライン絞り弁（SA対策） ・B-充てんポンプミニフローライン止め弁 ・充てんライン流量制御弁閉弁</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6</td> <td>代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水 起動準備</td> <td>・B-余熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁（SA対策）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7</td> <td>B-格納容器スプレイポンプ（RBBS-CSS 連絡ライン使用）による原子炉容器への注水 系統構成</td> <td>・B-余熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁（SA対策）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8</td> <td>海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水 系統構成</td> <td>・B-余熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁（SA対策）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9</td> <td>B-格納容器スプレイポンプ（RBBS-CSS 連絡ライン使用）による代替再循環運転 系統構成</td> <td>・B-余熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁（SA対策）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10</td> <td>燃料取扱用水ビットから補助給水ビットへの切替え（原子炉容器への注水中の場合） 系統構成</td> <td>・B-余熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁（SA対策）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11</td> <td>代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水（原子炉格納容器注水から原子炉容器への注水切替え）</td> <td>・B-余熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁（SA対策）</td> </tr> </tbody> </table>	ルート	対象箇所	操作内容	操作対象機器及び操作項目		1	現場手動操作によるタービン動補給給水ポンプの駆動 系統構成	・タービン動補給給水ポンプ駆動蒸気入口弁A ・タービン動補給給水ポンプ駆動蒸気入口弁B		2	C、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 可搬型温度計測装置取付け（供給側）	・可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度）（供給側）取付箇所		3	C、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 可搬型温度計測装置取付け（戻り側）	・可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度）（戻り側）取付箇所		4	可搬型大型送水ポンプを用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 可搬型温度計測装置取付け（供給側）	・可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度）（供給側）取付箇所		5	B-充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水 系統構成	・充てんポンプ入口ベントライン止め弁 ・管機付 ・B-充てんポンプ自冷水供給ライン絞り弁（SA対策） ・B-充てんポンプ自冷水供給ライン止め弁（SA対策） ・B-充てんポンプ自冷水入口弁（SA対策） ・B-充てんポンプ自冷水入口ベント弁（SA対策） ・B-充てんポンプ自冷水戻りライン第2止め弁（SA対策） ・B-充てんポンプ自冷水出口弁（SA対策） ・B-充てんポンプ自冷水出口ラインベント弁（SA対策） ・B-充てんポンプ自冷水戻りライン第1止め弁（SA対策） ・充てんライン流量制御弁第2バイパスライン絞り弁（SA対策） ・B-充てんポンプミニフローライン止め弁 ・充てんライン流量制御弁閉弁		6	代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水 起動準備	・B-余熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁（SA対策）		7	B-格納容器スプレイポンプ（RBBS-CSS 連絡ライン使用）による原子炉容器への注水 系統構成	・B-余熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁（SA対策）		8	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水 系統構成	・B-余熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁（SA対策）		9	B-格納容器スプレイポンプ（RBBS-CSS 連絡ライン使用）による代替再循環運転 系統構成	・B-余熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁（SA対策）		10	燃料取扱用水ビットから補助給水ビットへの切替え（原子炉容器への注水中の場合） 系統構成	・B-余熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁（SA対策）		11	代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水（原子炉格納容器注水から原子炉容器への注水切替え）	・B-余熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁（SA対策）	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・泊は、操作内容を記載することで、各階層で実施する作業概要が分かるように記載している。</p>
ルート	対象箇所	操作内容	操作対象機器及び操作項目																																																
	1	現場手動操作によるタービン動補給給水ポンプの駆動 系統構成	・タービン動補給給水ポンプ駆動蒸気入口弁A ・タービン動補給給水ポンプ駆動蒸気入口弁B																																																
	2	C、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 可搬型温度計測装置取付け（供給側）	・可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度）（供給側）取付箇所																																																
	3	C、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 可搬型温度計測装置取付け（戻り側）	・可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度）（戻り側）取付箇所																																																
	4	可搬型大型送水ポンプを用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 可搬型温度計測装置取付け（供給側）	・可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度）（供給側）取付箇所																																																
	5	B-充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水 系統構成	・充てんポンプ入口ベントライン止め弁 ・管機付 ・B-充てんポンプ自冷水供給ライン絞り弁（SA対策） ・B-充てんポンプ自冷水供給ライン止め弁（SA対策） ・B-充てんポンプ自冷水入口弁（SA対策） ・B-充てんポンプ自冷水入口ベント弁（SA対策） ・B-充てんポンプ自冷水戻りライン第2止め弁（SA対策） ・B-充てんポンプ自冷水出口弁（SA対策） ・B-充てんポンプ自冷水出口ラインベント弁（SA対策） ・B-充てんポンプ自冷水戻りライン第1止め弁（SA対策） ・充てんライン流量制御弁第2バイパスライン絞り弁（SA対策） ・B-充てんポンプミニフローライン止め弁 ・充てんライン流量制御弁閉弁																																																
	6	代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水 起動準備	・B-余熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁（SA対策）																																																
	7	B-格納容器スプレイポンプ（RBBS-CSS 連絡ライン使用）による原子炉容器への注水 系統構成	・B-余熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁（SA対策）																																																
	8	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水 系統構成	・B-余熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁（SA対策）																																																
	9	B-格納容器スプレイポンプ（RBBS-CSS 連絡ライン使用）による代替再循環運転 系統構成	・B-余熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁（SA対策）																																																
	10	燃料取扱用水ビットから補助給水ビットへの切替え（原子炉容器への注水中の場合） 系統構成	・B-余熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁（SA対策）																																																
	11	代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水（原子炉格納容器注水から原子炉容器への注水切替え）	・B-余熱除去冷却器出口格納容器スプレイ水注入ライン止め弁（SA対策）																																																

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																			
		<p style="text-align: center;">第2表 操作対象機器及び操作項目一覧(9/13)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ルート 図</th> <th>対象 箇所</th> <th>操作内容</th> <th>操作対象機器及び操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center;">⑧</td> <td>1</td> <td>現場手動操作によるタービン 動補給水ポンプの起動・系 統構成</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> タービン動補給水ポンプ入口弁 ホース接続 専用工具取付 タービン動補給水ポンプタンクドレン弁 タービン動補給水ポンプ起動速度制御ヒストン 液供給電線弁パイパス弁 タービン動補給水ポンプ軸受油止め弁 タービン動補給水ポンプ起動速度制御ヒストン </td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>現場手動操作によるタービン 動補給水ポンプの起動・系 統操作</td> <td>タービン動補給水ポンプ蒸気加熱弁</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>タービン動補給水ポンプ作 動状況確認</td> <td>タービン動補給水ポンプ</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>電動補給水ポンプ作動状況 確認</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> B-電動補給水ポンプ A-電動補給水ポンプ </td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>高水を用いた可搬型大型送水 ポンプ車による原子炉容器へ の注水・系統構成</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器スプレイポンプ接続ライン止め弁 代替格納容器スプレイポンプ出口弁心注水用絞り弁 代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用絞り弁 代替格納容器スプレイポンプ出口可搬型ポンプ車接続ライン止め弁 (SA 制御) </td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>可搬型大型送水ポンプ車によ るA-高圧注入ポンプへの補 給冷却水（海水）通水・系統 構成</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> B-充てんポンプ、電動機補給冷却水A供給ライン第1切替弁 B-充てんポンプ、電動機補給冷却水A供給ライン第2切替弁 A-充てんポンプ、電動機補給冷却水出口弁 B-充てんポンプ、電動機補給冷却水B供給ライン第1切替弁 B-充てんポンプ、電動機補給冷却水B供給ライン第2切替弁 C-充てんポンプ、電動機補給冷却水出口弁 A-初期用空気圧縮装置補給冷却水入口弁 B-初期用空気圧縮装置補給冷却水入口弁 </td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>可搬型大型送水ポンプ車を用 いたC、D-格納容器内循環 ユニットによる格納容器内自 然対流冷却・系統構成</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> B-充てんポンプ、電動機補給冷却水A供給ライン第1切替弁 B-充てんポンプ、電動機補給冷却水A供給ライン第2切替弁 A-充てんポンプ、電動機補給冷却水出口弁 B-充てんポンプ、電動機補給冷却水B供給ライン第1切替弁 B-充てんポンプ、電動機補給冷却水B供給ライン第2切替弁 C-充てんポンプ、電動機補給冷却水出口弁 A-初期用空気圧縮装置補給冷却水入口弁 B-初期用空気圧縮装置補給冷却水入口弁 A-ディーゼル発電機室二酸化炭素消火設備放出ロック錠 </td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>可搬型大型送水ポンプ車 10m 接続口</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車 10m 接続口 ホース接続 </td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ による原子炉容器への注水 起動準備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用絞り弁 代替格納容器スプレイポンプ出口心注水用絞り弁 代替格納容器スプレイポンプ接続ライン止め弁 代替格納容器スプレイポンプ出口ベント弁 代替格納容器スプレイポンプ出口ベント弁 </td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ による原子炉格納容器内への スプレイ起動準備又は代替格 納容器スプレイポンプによる 原子炉格納容器下部への注水 起動準備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器スプレイポンプ接続ライン止め弁 代替格納容器スプレイポンプ出口ベント弁 代替格納容器スプレイポンプ出口ベント弁 代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用絞り弁 </td> </tr> </tbody> </table>	ルート 図	対象 箇所	操作内容	操作対象機器及び操作項目	⑧	1	現場手動操作によるタービン 動補給水ポンプの起動・系 統構成	<ul style="list-style-type: none"> タービン動補給水ポンプ入口弁 ホース接続 専用工具取付 タービン動補給水ポンプタンクドレン弁 タービン動補給水ポンプ起動速度制御ヒストン 液供給電線弁パイパス弁 タービン動補給水ポンプ軸受油止め弁 タービン動補給水ポンプ起動速度制御ヒストン 	2	現場手動操作によるタービン 動補給水ポンプの起動・系 統操作	タービン動補給水ポンプ蒸気加熱弁	3	タービン動補給水ポンプ作 動状況確認	タービン動補給水ポンプ	4	電動補給水ポンプ作動状況 確認	<ul style="list-style-type: none"> B-電動補給水ポンプ A-電動補給水ポンプ 	5	高水を用いた可搬型大型送水 ポンプ車による原子炉容器へ の注水・系統構成	<ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器スプレイポンプ接続ライン止め弁 代替格納容器スプレイポンプ出口弁心注水用絞り弁 代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用絞り弁 代替格納容器スプレイポンプ出口可搬型ポンプ車接続ライン止め弁 (SA 制御) 	6	可搬型大型送水ポンプ車によ るA-高圧注入ポンプへの補 給冷却水（海水）通水・系統 構成	<ul style="list-style-type: none"> B-充てんポンプ、電動機補給冷却水A供給ライン第1切替弁 B-充てんポンプ、電動機補給冷却水A供給ライン第2切替弁 A-充てんポンプ、電動機補給冷却水出口弁 B-充てんポンプ、電動機補給冷却水B供給ライン第1切替弁 B-充てんポンプ、電動機補給冷却水B供給ライン第2切替弁 C-充てんポンプ、電動機補給冷却水出口弁 A-初期用空気圧縮装置補給冷却水入口弁 B-初期用空気圧縮装置補給冷却水入口弁 	7	可搬型大型送水ポンプ車を用 いたC、D-格納容器内循環 ユニットによる格納容器内自 然対流冷却・系統構成	<ul style="list-style-type: none"> B-充てんポンプ、電動機補給冷却水A供給ライン第1切替弁 B-充てんポンプ、電動機補給冷却水A供給ライン第2切替弁 A-充てんポンプ、電動機補給冷却水出口弁 B-充てんポンプ、電動機補給冷却水B供給ライン第1切替弁 B-充てんポンプ、電動機補給冷却水B供給ライン第2切替弁 C-充てんポンプ、電動機補給冷却水出口弁 A-初期用空気圧縮装置補給冷却水入口弁 B-初期用空気圧縮装置補給冷却水入口弁 A-ディーゼル発電機室二酸化炭素消火設備放出ロック錠 	8	可搬型大型送水ポンプ車 10m 接続口	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車 10m 接続口 ホース接続 	9	代替格納容器スプレイポンプ による原子炉容器への注水 起動準備	<ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用絞り弁 代替格納容器スプレイポンプ出口心注水用絞り弁 代替格納容器スプレイポンプ接続ライン止め弁 代替格納容器スプレイポンプ出口ベント弁 代替格納容器スプレイポンプ出口ベント弁 	10	代替格納容器スプレイポンプ による原子炉格納容器内への スプレイ起動準備又は代替格 納容器スプレイポンプによる 原子炉格納容器下部への注水 起動準備	<ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器スプレイポンプ接続ライン止め弁 代替格納容器スプレイポンプ出口ベント弁 代替格納容器スプレイポンプ出口ベント弁 代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用絞り弁 	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違</p> <p>・泊は、操作内容を記載 することで、各階層で 実施する作業概要が分 かるように記載してい る。</p>
ルート 図	対象 箇所	操作内容	操作対象機器及び操作項目																																			
⑧	1	現場手動操作によるタービン 動補給水ポンプの起動・系 統構成	<ul style="list-style-type: none"> タービン動補給水ポンプ入口弁 ホース接続 専用工具取付 タービン動補給水ポンプタンクドレン弁 タービン動補給水ポンプ起動速度制御ヒストン 液供給電線弁パイパス弁 タービン動補給水ポンプ軸受油止め弁 タービン動補給水ポンプ起動速度制御ヒストン 																																			
	2	現場手動操作によるタービン 動補給水ポンプの起動・系 統操作	タービン動補給水ポンプ蒸気加熱弁																																			
	3	タービン動補給水ポンプ作 動状況確認	タービン動補給水ポンプ																																			
	4	電動補給水ポンプ作動状況 確認	<ul style="list-style-type: none"> B-電動補給水ポンプ A-電動補給水ポンプ 																																			
	5	高水を用いた可搬型大型送水 ポンプ車による原子炉容器へ の注水・系統構成	<ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器スプレイポンプ接続ライン止め弁 代替格納容器スプレイポンプ出口弁心注水用絞り弁 代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用絞り弁 代替格納容器スプレイポンプ出口可搬型ポンプ車接続ライン止め弁 (SA 制御) 																																			
	6	可搬型大型送水ポンプ車によ るA-高圧注入ポンプへの補 給冷却水（海水）通水・系統 構成	<ul style="list-style-type: none"> B-充てんポンプ、電動機補給冷却水A供給ライン第1切替弁 B-充てんポンプ、電動機補給冷却水A供給ライン第2切替弁 A-充てんポンプ、電動機補給冷却水出口弁 B-充てんポンプ、電動機補給冷却水B供給ライン第1切替弁 B-充てんポンプ、電動機補給冷却水B供給ライン第2切替弁 C-充てんポンプ、電動機補給冷却水出口弁 A-初期用空気圧縮装置補給冷却水入口弁 B-初期用空気圧縮装置補給冷却水入口弁 																																			
	7	可搬型大型送水ポンプ車を用 いたC、D-格納容器内循環 ユニットによる格納容器内自 然対流冷却・系統構成	<ul style="list-style-type: none"> B-充てんポンプ、電動機補給冷却水A供給ライン第1切替弁 B-充てんポンプ、電動機補給冷却水A供給ライン第2切替弁 A-充てんポンプ、電動機補給冷却水出口弁 B-充てんポンプ、電動機補給冷却水B供給ライン第1切替弁 B-充てんポンプ、電動機補給冷却水B供給ライン第2切替弁 C-充てんポンプ、電動機補給冷却水出口弁 A-初期用空気圧縮装置補給冷却水入口弁 B-初期用空気圧縮装置補給冷却水入口弁 A-ディーゼル発電機室二酸化炭素消火設備放出ロック錠 																																			
	8	可搬型大型送水ポンプ車 10m 接続口	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車 10m 接続口 ホース接続 																																			
	9	代替格納容器スプレイポンプ による原子炉容器への注水 起動準備	<ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用絞り弁 代替格納容器スプレイポンプ出口心注水用絞り弁 代替格納容器スプレイポンプ接続ライン止め弁 代替格納容器スプレイポンプ出口ベント弁 代替格納容器スプレイポンプ出口ベント弁 																																			
	10	代替格納容器スプレイポンプ による原子炉格納容器内への スプレイ起動準備又は代替格 納容器スプレイポンプによる 原子炉格納容器下部への注水 起動準備	<ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器スプレイポンプ接続ライン止め弁 代替格納容器スプレイポンプ出口ベント弁 代替格納容器スプレイポンプ出口ベント弁 代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用絞り弁 																																			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
		<p style="text-align: center;">第2表 操作対象機器及び操作項目一覧(10/13)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1346 233 1391 264">ルート 図</th> <th data-bbox="1391 233 1424 264">対象 場所</th> <th data-bbox="1424 233 1592 264">操作内容</th> <th data-bbox="1592 233 1955 264">操作対象機器及び操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>11</td> <td>代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ又は代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水（原子炉格納容器から原子炉容器又は原子炉容器から原子炉格納容器への切替え）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用絞り弁 代替格納容器スプレイポンプ出口が心注水用絞り弁 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>12</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ起動</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ操作盤</td> </tr> <tr> <td></td> <td>19</td> <td>B一充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水系統構成</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> B一充てんポンプ、電動機補機冷却水B供給ライン第1切替弁 B一充てんポンプ、電動機補機冷却水B供給ライン第2切替弁 B一充てんポンプ、電動機補機冷却水B戻りライン第1切替弁 B一充てんポンプ、電動機補機冷却水B戻りライン第2切替弁 B一充てんポンプ、電動機補機冷却水A供給ライン第1切替弁 B一充てんポンプ、電動機補機冷却水A供給ライン第2切替弁 B一充てんポンプ、電動機補機冷却水A戻りライン第1切替弁 B一充てんポンプ、電動機補機冷却水A戻りライン第2切替弁 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>14</td> <td>燃料取替用水ベットから補助給水ベットへの切替え（原子炉容器への注水中の場合又は原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合） 系統構成</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器スプレイポンプ接続ライン止め弁 代替格納容器スプレイポンプ出口ベント元弁 代替格納容器スプレイポンプ出口ベント弁 代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用絞り弁 代替格納容器スプレイポンプ出口が心注水用絞り弁 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑧</td> <td>加圧器逃がし弁操作用バッテリーによる加圧器逃がし弁の機能回復 電源隔離</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ソレノイド分電盤トレンA1 ソレノイド分電盤トレンB1 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>16</td> <td>加圧器逃がし弁操作用バッテリーによる加圧器逃がし弁の機能回復 ケーブル及び加圧器逃がし弁操作用バッテリー接続</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 加圧器逃がし弁操作用可搬型バッテリー ケーブル接続 ソレノイド分電盤トレンA1 ソレノイド分電盤トレンB1 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>17</td> <td>代替非常用発電機によるメタタラA系及びメタタラB系受電 受電準備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> A1一パワーコントロールセンタ A2一パワーコントロールセンタ A一両面コントロールセンタ B2一原子炉コントロールセンタ A2一原子炉コントロールセンタ A1一原子炉コントロールセンタ B一両面コントロールセンタ B2一パワーコントロールセンタ B1一原子炉コントロールセンタ </td> </tr> <tr> <td></td> <td>18</td> <td>代替非常用発電機によるメタタラA系及びメタタラB系受電 受電操作</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> B一メタタラ B2一パワーコントロールセンタ B2一原子炉コントロールセンタ A一メタタラ A1一パワーコントロールセンタ A2一パワーコントロールセンタ B1一パワーコントロールセンタ A2一原子炉コントロールセンタ </td> </tr> </tbody> </table>	ルート 図	対象 場所	操作内容	操作対象機器及び操作項目		11	代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ又は代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水（原子炉格納容器から原子炉容器又は原子炉容器から原子炉格納容器への切替え）	<ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用絞り弁 代替格納容器スプレイポンプ出口が心注水用絞り弁 		12	代替格納容器スプレイポンプ起動	代替格納容器スプレイポンプ操作盤		19	B一充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水系統構成	<ul style="list-style-type: none"> B一充てんポンプ、電動機補機冷却水B供給ライン第1切替弁 B一充てんポンプ、電動機補機冷却水B供給ライン第2切替弁 B一充てんポンプ、電動機補機冷却水B戻りライン第1切替弁 B一充てんポンプ、電動機補機冷却水B戻りライン第2切替弁 B一充てんポンプ、電動機補機冷却水A供給ライン第1切替弁 B一充てんポンプ、電動機補機冷却水A供給ライン第2切替弁 B一充てんポンプ、電動機補機冷却水A戻りライン第1切替弁 B一充てんポンプ、電動機補機冷却水A戻りライン第2切替弁 		14	燃料取替用水ベットから補助給水ベットへの切替え（原子炉容器への注水中の場合又は原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合） 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器スプレイポンプ接続ライン止め弁 代替格納容器スプレイポンプ出口ベント元弁 代替格納容器スプレイポンプ出口ベント弁 代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用絞り弁 代替格納容器スプレイポンプ出口が心注水用絞り弁 		⑧	加圧器逃がし弁操作用バッテリーによる加圧器逃がし弁の機能回復 電源隔離	<ul style="list-style-type: none"> ソレノイド分電盤トレンA1 ソレノイド分電盤トレンB1 		16	加圧器逃がし弁操作用バッテリーによる加圧器逃がし弁の機能回復 ケーブル及び加圧器逃がし弁操作用バッテリー接続	<ul style="list-style-type: none"> 加圧器逃がし弁操作用可搬型バッテリー ケーブル接続 ソレノイド分電盤トレンA1 ソレノイド分電盤トレンB1 		17	代替非常用発電機によるメタタラA系及びメタタラB系受電 受電準備	<ul style="list-style-type: none"> A1一パワーコントロールセンタ A2一パワーコントロールセンタ A一両面コントロールセンタ B2一原子炉コントロールセンタ A2一原子炉コントロールセンタ A1一原子炉コントロールセンタ B一両面コントロールセンタ B2一パワーコントロールセンタ B1一原子炉コントロールセンタ 		18	代替非常用発電機によるメタタラA系及びメタタラB系受電 受電操作	<ul style="list-style-type: none"> B一メタタラ B2一パワーコントロールセンタ B2一原子炉コントロールセンタ A一メタタラ A1一パワーコントロールセンタ A2一パワーコントロールセンタ B1一パワーコントロールセンタ A2一原子炉コントロールセンタ 	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・泊は、操作内容を記載することで、各階層で実施する作業概要が分かるように記載している。</p>
ルート 図	対象 場所	操作内容	操作対象機器及び操作項目																																				
	11	代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ又は代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水（原子炉格納容器から原子炉容器又は原子炉容器から原子炉格納容器への切替え）	<ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用絞り弁 代替格納容器スプレイポンプ出口が心注水用絞り弁 																																				
	12	代替格納容器スプレイポンプ起動	代替格納容器スプレイポンプ操作盤																																				
	19	B一充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水系統構成	<ul style="list-style-type: none"> B一充てんポンプ、電動機補機冷却水B供給ライン第1切替弁 B一充てんポンプ、電動機補機冷却水B供給ライン第2切替弁 B一充てんポンプ、電動機補機冷却水B戻りライン第1切替弁 B一充てんポンプ、電動機補機冷却水B戻りライン第2切替弁 B一充てんポンプ、電動機補機冷却水A供給ライン第1切替弁 B一充てんポンプ、電動機補機冷却水A供給ライン第2切替弁 B一充てんポンプ、電動機補機冷却水A戻りライン第1切替弁 B一充てんポンプ、電動機補機冷却水A戻りライン第2切替弁 																																				
	14	燃料取替用水ベットから補助給水ベットへの切替え（原子炉容器への注水中の場合又は原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合） 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> 代替格納容器スプレイポンプ接続ライン止め弁 代替格納容器スプレイポンプ出口ベント元弁 代替格納容器スプレイポンプ出口ベント弁 代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用絞り弁 代替格納容器スプレイポンプ出口が心注水用絞り弁 																																				
	⑧	加圧器逃がし弁操作用バッテリーによる加圧器逃がし弁の機能回復 電源隔離	<ul style="list-style-type: none"> ソレノイド分電盤トレンA1 ソレノイド分電盤トレンB1 																																				
	16	加圧器逃がし弁操作用バッテリーによる加圧器逃がし弁の機能回復 ケーブル及び加圧器逃がし弁操作用バッテリー接続	<ul style="list-style-type: none"> 加圧器逃がし弁操作用可搬型バッテリー ケーブル接続 ソレノイド分電盤トレンA1 ソレノイド分電盤トレンB1 																																				
	17	代替非常用発電機によるメタタラA系及びメタタラB系受電 受電準備	<ul style="list-style-type: none"> A1一パワーコントロールセンタ A2一パワーコントロールセンタ A一両面コントロールセンタ B2一原子炉コントロールセンタ A2一原子炉コントロールセンタ A1一原子炉コントロールセンタ B一両面コントロールセンタ B2一パワーコントロールセンタ B1一原子炉コントロールセンタ 																																				
	18	代替非常用発電機によるメタタラA系及びメタタラB系受電 受電操作	<ul style="list-style-type: none"> B一メタタラ B2一パワーコントロールセンタ B2一原子炉コントロールセンタ A一メタタラ A1一パワーコントロールセンタ A2一パワーコントロールセンタ B1一パワーコントロールセンタ A2一原子炉コントロールセンタ 																																				

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
		<p style="text-align: center;">第2表 操作対象機器及び操作項目一覧(11/13)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">ルート 図</th> <th style="width: 5%;">対象 箇所</th> <th style="width: 35%;">操作内容</th> <th style="width: 55%;">操作対象機器及び操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>19</td> <td>可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電 受電準備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・B-直流コントロールセンタ ・A-直流コントロールセンタ ・A1-パワーコントロールセンタ ・B2-パワーコントロールセンタ ・B1-原子炉コントロールセンタ ・B2-原子炉コントロールセンタ ・A2-原子炉コントロールセンタ ・A1-原子炉コントロールセンタ ・A2-パワーコントロールセンタ </td> </tr> <tr> <td></td> <td>20</td> <td>可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電 受電操作</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・B-メタクラ ・B2-パワーコントロールセンタ ・B2-原子炉コントロールセンタ ・A-メタクラ ・A1-パワーコントロールセンタ ・A2-パワーコントロールセンタ ・B1-パワーコントロールセンタ ・A2-原子炉コントロールセンタ </td> </tr> <tr> <td></td> <td>21</td> <td>代替格納容器スプレイポンプ受電準備、受電操作（交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全時である場合）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・B-メタクラ ・A-メタクラ </td> </tr> <tr> <td></td> <td>22</td> <td>蓄電池室排気ファンコントロールセンタコネクタの熱替え、蓄電池室排気ファンの起動</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・B2-原子炉コントロールセンタ ・A2-原子炉コントロールセンタ </td> </tr> <tr> <td></td> <td>23</td> <td>充電器受電操作</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・B1-原子炉コントロールセンタ ・A1-原子炉コントロールセンタ </td> </tr> <tr> <td></td> <td>24</td> <td>不要直流負荷切離し操作</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・A-直流コントロールセンタ ・B-直流コントロールセンタ ・A1-計装用交流分電盤 ・B1-計装用交流分電盤 ・D1-計装用交流分電盤 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>25</td> <td>代替非常用発電機又は可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器及び代替所内電気設備分電盤給電 系転流</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・A1-原子炉コントロールセンタ ・A2-原子炉コントロールセンタ ・A-計装用インバータ交流電源切替器盤 ・B1-原子炉コントロールセンタ ・C-計装用インバータ交流電源切替器盤 ・B-計装用インバータ交流電源切替器盤 ・D-計装用インバータ交流電源切替器盤 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>26</td> <td>可搬型代替直流電源設備による給電 直流母線受電準備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・B-後継蓄電池接続盤 ・A-後継蓄電池接続盤 ・B-補助建機直流分電盤 ・B-直流コントロールセンタ ・B-直流コントロールセンタ電源盤 ・A-直流コントロールセンタ ・A-直流コントロールセンタ電源盤 ・可搬型直流変換器 ・可搬型直流電源用ケーブル収納箱 ・ケーブル接続 </td> </tr> </tbody> </table>	ルート 図	対象 箇所	操作内容	操作対象機器及び操作項目		19	可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電 受電準備	<ul style="list-style-type: none"> ・B-直流コントロールセンタ ・A-直流コントロールセンタ ・A1-パワーコントロールセンタ ・B2-パワーコントロールセンタ ・B1-原子炉コントロールセンタ ・B2-原子炉コントロールセンタ ・A2-原子炉コントロールセンタ ・A1-原子炉コントロールセンタ ・A2-パワーコントロールセンタ 		20	可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電 受電操作	<ul style="list-style-type: none"> ・B-メタクラ ・B2-パワーコントロールセンタ ・B2-原子炉コントロールセンタ ・A-メタクラ ・A1-パワーコントロールセンタ ・A2-パワーコントロールセンタ ・B1-パワーコントロールセンタ ・A2-原子炉コントロールセンタ 		21	代替格納容器スプレイポンプ受電準備、受電操作（交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全時である場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・B-メタクラ ・A-メタクラ 		22	蓄電池室排気ファンコントロールセンタコネクタの熱替え、蓄電池室排気ファンの起動	<ul style="list-style-type: none"> ・B2-原子炉コントロールセンタ ・A2-原子炉コントロールセンタ 		23	充電器受電操作	<ul style="list-style-type: none"> ・B1-原子炉コントロールセンタ ・A1-原子炉コントロールセンタ 		24	不要直流負荷切離し操作	<ul style="list-style-type: none"> ・A-直流コントロールセンタ ・B-直流コントロールセンタ ・A1-計装用交流分電盤 ・B1-計装用交流分電盤 ・D1-計装用交流分電盤 		25	代替非常用発電機又は可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器及び代替所内電気設備分電盤給電 系転流	<ul style="list-style-type: none"> ・A1-原子炉コントロールセンタ ・A2-原子炉コントロールセンタ ・A-計装用インバータ交流電源切替器盤 ・B1-原子炉コントロールセンタ ・C-計装用インバータ交流電源切替器盤 ・B-計装用インバータ交流電源切替器盤 ・D-計装用インバータ交流電源切替器盤 		26	可搬型代替直流電源設備による給電 直流母線受電準備	<ul style="list-style-type: none"> ・B-後継蓄電池接続盤 ・A-後継蓄電池接続盤 ・B-補助建機直流分電盤 ・B-直流コントロールセンタ ・B-直流コントロールセンタ電源盤 ・A-直流コントロールセンタ ・A-直流コントロールセンタ電源盤 ・可搬型直流変換器 ・可搬型直流電源用ケーブル収納箱 ・ケーブル接続 	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・泊は、操作内容を記載することで、各階層で実施する作業概要が分かるように記載している。</p>
ルート 図	対象 箇所	操作内容	操作対象機器及び操作項目																																				
	19	可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電 受電準備	<ul style="list-style-type: none"> ・B-直流コントロールセンタ ・A-直流コントロールセンタ ・A1-パワーコントロールセンタ ・B2-パワーコントロールセンタ ・B1-原子炉コントロールセンタ ・B2-原子炉コントロールセンタ ・A2-原子炉コントロールセンタ ・A1-原子炉コントロールセンタ ・A2-パワーコントロールセンタ 																																				
	20	可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電 受電操作	<ul style="list-style-type: none"> ・B-メタクラ ・B2-パワーコントロールセンタ ・B2-原子炉コントロールセンタ ・A-メタクラ ・A1-パワーコントロールセンタ ・A2-パワーコントロールセンタ ・B1-パワーコントロールセンタ ・A2-原子炉コントロールセンタ 																																				
	21	代替格納容器スプレイポンプ受電準備、受電操作（交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全時である場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・B-メタクラ ・A-メタクラ 																																				
	22	蓄電池室排気ファンコントロールセンタコネクタの熱替え、蓄電池室排気ファンの起動	<ul style="list-style-type: none"> ・B2-原子炉コントロールセンタ ・A2-原子炉コントロールセンタ 																																				
	23	充電器受電操作	<ul style="list-style-type: none"> ・B1-原子炉コントロールセンタ ・A1-原子炉コントロールセンタ 																																				
	24	不要直流負荷切離し操作	<ul style="list-style-type: none"> ・A-直流コントロールセンタ ・B-直流コントロールセンタ ・A1-計装用交流分電盤 ・B1-計装用交流分電盤 ・D1-計装用交流分電盤 																																				
	25	代替非常用発電機又は可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器及び代替所内電気設備分電盤給電 系転流	<ul style="list-style-type: none"> ・A1-原子炉コントロールセンタ ・A2-原子炉コントロールセンタ ・A-計装用インバータ交流電源切替器盤 ・B1-原子炉コントロールセンタ ・C-計装用インバータ交流電源切替器盤 ・B-計装用インバータ交流電源切替器盤 ・D-計装用インバータ交流電源切替器盤 																																				
	26	可搬型代替直流電源設備による給電 直流母線受電準備	<ul style="list-style-type: none"> ・B-後継蓄電池接続盤 ・A-後継蓄電池接続盤 ・B-補助建機直流分電盤 ・B-直流コントロールセンタ ・B-直流コントロールセンタ電源盤 ・A-直流コントロールセンタ ・A-直流コントロールセンタ電源盤 ・可搬型直流変換器 ・可搬型直流電源用ケーブル収納箱 ・ケーブル接続 																																				

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
		<p style="text-align: center;">第2表 操作対象機器及び操作項目一覧(12/13)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ルート</th> <th>対象箇所</th> <th>操作内容</th> <th>操作対象機器及び操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">⑤</td> <td>27</td> <td>可搬型代替直流電源設備による給電</td> <td>・D-後備蓄電池接続盤 ・B-充電装置 ・A-後備蓄電池接続盤 ・A-充電装置</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの補給(ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) 系統構成</td> <td>・A-ディーゼル発電機密閉二酸化炭素消火設備放出ロック盤 ・B-ディーゼル発電機密閉二酸化炭素消火設備放出ロック盤 ・A-ディーゼル発電機コントロールセンタ ・A1-原子炉コントロールセンタ ・B-ディーゼル発電機コントロールセンタ ・B1-原子炉コントロールセンタ</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ起動・停止</td> <td>・A-ディーゼル発電機コントロールセンタ ・B-ディーゼル発電機コントロールセンタ</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>携行型通話装置による連絡手段の確保</td> <td>・携行型通話装置ジャック箱</td> </tr> <tr> <td>31</td> <td>破損系列の余熱除去系隔離操作</td> <td>・余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ポンペ ・余熱除去ポンプ入口弁遠隔操作スイッチ</td> </tr> <tr> <td>32</td> <td>直流負荷復旧操作</td> <td>・A-直流コントロールセンタ ・B-直流コントロールセンタ ・D1-計装用交流分電盤 ・A1-計装用交流分電盤 ・C-計装用インバータ ・B-補助建屋直流分電盤</td> </tr> <tr> <td>33</td> <td>可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水(海水) 送水 系統構成</td> <td>・原子炉補機冷却水屋内接続用ライン止め弁 (SA対策)</td> </tr> <tr> <td>34</td> <td>可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 系統構成</td> <td>・原子炉補機冷却水屋内接続用ライン止め弁 (SA対策)</td> </tr> <tr> <td>35</td> <td>可搬型大型送水ポンプ車原子炉補機冷却水屋内接続口</td> <td>・可搬型大型送水ポンプ車原子炉補機冷却水屋内接続口</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">⑥</td> <td>1</td> <td>可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水(海水) 送水 系統構成</td> <td>・原子炉補機冷却水モニタBライン入口止め弁 ・C、D-原子炉補機冷却水ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・原子炉補機冷却水モニタBライン戻り弁 ・原子炉補機冷却水モニタAライン戻り弁 ・A、B-原子炉補機冷却水ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・C-原子炉補機冷却水供給管止め弁 ・原子炉補機冷却水モニタAライン入口止め弁</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 系統構成</td> <td>・原子炉補機冷却水モニタBライン入口止め弁 ・C、D-原子炉補機冷却水ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・原子炉補機冷却水モニタBライン戻り弁 ・原子炉補機冷却水モニタAライン戻り弁 ・A、B-原子炉補機冷却水ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・C-原子炉補機冷却水供給管止め弁 ・原子炉補機冷却水モニタAライン入口止め弁</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの補給(ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) 系統構成</td> <td>・A-燃料油手動ポンプ出口弁 ・A-燃料油移送ポンプ入口弁 ・A-燃料油移送ポンプ出口弁 ・B-燃料油手動ポンプ出口弁 ・B-燃料油移送ポンプ入口弁 ・B-燃料油移送ポンプ出口弁</td> </tr> </tbody> </table>	ルート	対象箇所	操作内容	操作対象機器及び操作項目	⑤	27	可搬型代替直流電源設備による給電	・D-後備蓄電池接続盤 ・B-充電装置 ・A-後備蓄電池接続盤 ・A-充電装置	28	ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの補給(ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) 系統構成	・A-ディーゼル発電機密閉二酸化炭素消火設備放出ロック盤 ・B-ディーゼル発電機密閉二酸化炭素消火設備放出ロック盤 ・A-ディーゼル発電機コントロールセンタ ・A1-原子炉コントロールセンタ ・B-ディーゼル発電機コントロールセンタ ・B1-原子炉コントロールセンタ	29	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ起動・停止	・A-ディーゼル発電機コントロールセンタ ・B-ディーゼル発電機コントロールセンタ	30	携行型通話装置による連絡手段の確保	・携行型通話装置ジャック箱	31	破損系列の余熱除去系隔離操作	・余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ポンペ ・余熱除去ポンプ入口弁遠隔操作スイッチ	32	直流負荷復旧操作	・A-直流コントロールセンタ ・B-直流コントロールセンタ ・D1-計装用交流分電盤 ・A1-計装用交流分電盤 ・C-計装用インバータ ・B-補助建屋直流分電盤	33	可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水(海水) 送水 系統構成	・原子炉補機冷却水屋内接続用ライン止め弁 (SA対策)	34	可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 系統構成	・原子炉補機冷却水屋内接続用ライン止め弁 (SA対策)	35	可搬型大型送水ポンプ車原子炉補機冷却水屋内接続口	・可搬型大型送水ポンプ車原子炉補機冷却水屋内接続口	⑥	1	可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水(海水) 送水 系統構成	・原子炉補機冷却水モニタBライン入口止め弁 ・C、D-原子炉補機冷却水ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・原子炉補機冷却水モニタBライン戻り弁 ・原子炉補機冷却水モニタAライン戻り弁 ・A、B-原子炉補機冷却水ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・C-原子炉補機冷却水供給管止め弁 ・原子炉補機冷却水モニタAライン入口止め弁	2	可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 系統構成	・原子炉補機冷却水モニタBライン入口止め弁 ・C、D-原子炉補機冷却水ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・原子炉補機冷却水モニタBライン戻り弁 ・原子炉補機冷却水モニタAライン戻り弁 ・A、B-原子炉補機冷却水ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・C-原子炉補機冷却水供給管止め弁 ・原子炉補機冷却水モニタAライン入口止め弁	3	ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの補給(ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) 系統構成	・A-燃料油手動ポンプ出口弁 ・A-燃料油移送ポンプ入口弁 ・A-燃料油移送ポンプ出口弁 ・B-燃料油手動ポンプ出口弁 ・B-燃料油移送ポンプ入口弁 ・B-燃料油移送ポンプ出口弁	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・泊は、操作内容を記載することで、各階層で実施する作業概要が分かるように記載している。</p>
ルート	対象箇所	操作内容	操作対象機器及び操作項目																																										
⑤	27	可搬型代替直流電源設備による給電	・D-後備蓄電池接続盤 ・B-充電装置 ・A-後備蓄電池接続盤 ・A-充電装置																																										
	28	ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの補給(ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) 系統構成	・A-ディーゼル発電機密閉二酸化炭素消火設備放出ロック盤 ・B-ディーゼル発電機密閉二酸化炭素消火設備放出ロック盤 ・A-ディーゼル発電機コントロールセンタ ・A1-原子炉コントロールセンタ ・B-ディーゼル発電機コントロールセンタ ・B1-原子炉コントロールセンタ																																										
	29	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ起動・停止	・A-ディーゼル発電機コントロールセンタ ・B-ディーゼル発電機コントロールセンタ																																										
	30	携行型通話装置による連絡手段の確保	・携行型通話装置ジャック箱																																										
	31	破損系列の余熱除去系隔離操作	・余熱除去ポンプ入口弁操作用可搬型空気ポンペ ・余熱除去ポンプ入口弁遠隔操作スイッチ																																										
	32	直流負荷復旧操作	・A-直流コントロールセンタ ・B-直流コントロールセンタ ・D1-計装用交流分電盤 ・A1-計装用交流分電盤 ・C-計装用インバータ ・B-補助建屋直流分電盤																																										
	33	可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水(海水) 送水 系統構成	・原子炉補機冷却水屋内接続用ライン止め弁 (SA対策)																																										
	34	可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 系統構成	・原子炉補機冷却水屋内接続用ライン止め弁 (SA対策)																																										
	35	可搬型大型送水ポンプ車原子炉補機冷却水屋内接続口	・可搬型大型送水ポンプ車原子炉補機冷却水屋内接続口																																										
	⑥	1	可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水(海水) 送水 系統構成	・原子炉補機冷却水モニタBライン入口止め弁 ・C、D-原子炉補機冷却水ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・原子炉補機冷却水モニタBライン戻り弁 ・原子炉補機冷却水モニタAライン戻り弁 ・A、B-原子炉補機冷却水ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・C-原子炉補機冷却水供給管止め弁 ・原子炉補機冷却水モニタAライン入口止め弁																																									
2		可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 系統構成	・原子炉補機冷却水モニタBライン入口止め弁 ・C、D-原子炉補機冷却水ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・原子炉補機冷却水モニタBライン戻り弁 ・原子炉補機冷却水モニタAライン戻り弁 ・A、B-原子炉補機冷却水ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・C-原子炉補機冷却水供給管止め弁 ・原子炉補機冷却水モニタAライン入口止め弁																																										
3		ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの補給(ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) 系統構成	・A-燃料油手動ポンプ出口弁 ・A-燃料油移送ポンプ入口弁 ・A-燃料油移送ポンプ出口弁 ・B-燃料油手動ポンプ出口弁 ・B-燃料油移送ポンプ入口弁 ・B-燃料油移送ポンプ出口弁																																										

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																					
		<p style="text-align: center;">第2表 操作対象機器及び操作項目一覧(13/13)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">ルート 区</th> <th style="width: 5%;">対象 場所</th> <th style="width: 40%;">操作内容</th> <th style="width: 50%;">操作対象機器及び操作項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">⑧</td> <td>1</td> <td>可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水 系統構成</td> <td>・D-原子炉補機冷却水冷却器出口海水供給ライン止め弁（SA対策）※1</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 系統構成</td> <td>・D-原子炉補機冷却水冷却器出口海水供給ライン止め弁（SA対策）※1</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水 通水操作</td> <td>・D-原子炉補機冷却水冷却器出口海水供給ライン止め弁（SA対策）※1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑨</td> <td>1</td> <td>可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水 系統構成</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・B-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・B-高圧注入ポンプ、過冷却器補機冷却水出口弁 ・B-格納容器スプレイポンプ補機冷却水出口止め弁 ・B-余熱除去ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・B-余熱除去ポンプ補機冷却水出口弁 ・A-余熱除去ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・A-余熱除去ポンプ補機冷却水出口弁 ・A-格納容器スプレイポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・A-格納容器スプレイポンプ補機冷却水出口弁 ・A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・A-高圧注入ポンプ、過冷却器補機冷却水出口弁 ・A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水流量（AM用） </td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 系統構成</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・B-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・B-高圧注入ポンプ、過冷却器補機冷却水出口弁 ・B-格納容器スプレイポンプ補機冷却水出口止め弁 ・B-余熱除去ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・B-余熱除去ポンプ補機冷却水出口弁 ・A-余熱除去ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・A-余熱除去ポンプ補機冷却水出口弁 ・A-格納容器スプレイポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・A-格納容器スプレイポンプ補機冷却水出口弁 ・A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・A-高圧注入ポンプ、過冷却器補機冷却水出口弁 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：今後の検討結果により変更の可能性有。</p>	ルート 区	対象 場所	操作内容	操作対象機器及び操作項目	⑧	1	可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水 系統構成	・D-原子炉補機冷却水冷却器出口海水供給ライン止め弁（SA対策）※1	2	可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 系統構成	・D-原子炉補機冷却水冷却器出口海水供給ライン止め弁（SA対策）※1	3	可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水 通水操作	・D-原子炉補機冷却水冷却器出口海水供給ライン止め弁（SA対策）※1	⑨	1	可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> ・B-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・B-高圧注入ポンプ、過冷却器補機冷却水出口弁 ・B-格納容器スプレイポンプ補機冷却水出口止め弁 ・B-余熱除去ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・B-余熱除去ポンプ補機冷却水出口弁 ・A-余熱除去ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・A-余熱除去ポンプ補機冷却水出口弁 ・A-格納容器スプレイポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・A-格納容器スプレイポンプ補機冷却水出口弁 ・A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・A-高圧注入ポンプ、過冷却器補機冷却水出口弁 ・A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水流量（AM用） 	2	可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> ・B-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・B-高圧注入ポンプ、過冷却器補機冷却水出口弁 ・B-格納容器スプレイポンプ補機冷却水出口止め弁 ・B-余熱除去ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・B-余熱除去ポンプ補機冷却水出口弁 ・A-余熱除去ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・A-余熱除去ポンプ補機冷却水出口弁 ・A-格納容器スプレイポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・A-格納容器スプレイポンプ補機冷却水出口弁 ・A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・A-高圧注入ポンプ、過冷却器補機冷却水出口弁 	<p>【女川及び島根】 記載表現の相違 ・泊は、操作内容を記載することで、各階層で実施する作業概要が分かるように記載している。</p>
ルート 区	対象 場所	操作内容	操作対象機器及び操作項目																					
⑧	1	可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水 系統構成	・D-原子炉補機冷却水冷却器出口海水供給ライン止め弁（SA対策）※1																					
	2	可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 系統構成	・D-原子炉補機冷却水冷却器出口海水供給ライン止め弁（SA対策）※1																					
	3	可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水 通水操作	・D-原子炉補機冷却水冷却器出口海水供給ライン止め弁（SA対策）※1																					
⑨	1	可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水（海水）通水 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> ・B-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・B-高圧注入ポンプ、過冷却器補機冷却水出口弁 ・B-格納容器スプレイポンプ補機冷却水出口止め弁 ・B-余熱除去ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・B-余熱除去ポンプ補機冷却水出口弁 ・A-余熱除去ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・A-余熱除去ポンプ補機冷却水出口弁 ・A-格納容器スプレイポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・A-格納容器スプレイポンプ補機冷却水出口弁 ・A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・A-高圧注入ポンプ、過冷却器補機冷却水出口弁 ・A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水流量（AM用） 																					
	2	可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 系統構成	<ul style="list-style-type: none"> ・B-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・B-高圧注入ポンプ、過冷却器補機冷却水出口弁 ・B-格納容器スプレイポンプ補機冷却水出口止め弁 ・B-余熱除去ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・B-余熱除去ポンプ補機冷却水出口弁 ・A-余熱除去ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・A-余熱除去ポンプ補機冷却水出口弁 ・A-格納容器スプレイポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・A-格納容器スプレイポンプ補機冷却水出口弁 ・A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水出口弁 ・A-高圧注入ポンプ、過冷却器補機冷却水出口弁 																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>該当箇所無し</p>	<p style="text-align: right;">補足 (14)</p> <p style="text-align: center;">アクセスルートの用語の定義</p> <p>アクセスルートの用語の定義を以下に整理する。整理結果を第1表に示す。</p> <p>1. 屋外アクセスルート 屋外アクセスルートは、緊急時対策所及び可搬型設備の保管場所から設置場所及び接続場所までのルートであり、「アクセスルート」と「サブルート」で定義する。</p> <p>2. 屋内アクセスルート 屋内アクセスルートは、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建物内における各設備の操作場所までのルートであり、「アクセスルート」と「迂回路」で定義する。</p>	<p style="text-align: right;">補足資料(20)</p> <p style="text-align: center;">アクセスルートの用語の定義</p> <p>アクセスルートの用語の定義を以下に整理する。整理結果を第1表に示す。</p> <p>1. 屋外アクセスルート 屋外アクセスルートは、緊急時対策所及び可搬型設備の保管場所から設置場所及び接続場所までのルートであり、「アクセスルート」、「サブルート」、「自主整備ルート」で定義する。</p> <p>2. 屋内アクセスルート 屋内アクセスルートは、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合に通行可能な建屋内における各設備の操作場所までのルートであり、「アクセスルート」、「迂回路」、「大型航空機特化ルート」で定義する。</p>	<p>【島根】方針の相違 ・泊は、自主整備ルートを設定している。(柏崎と同様)</p> <p>【島根】記載表現の相違 【島根】記載内容の相違 ・泊は、大型航空機特化ルート設定している。(女川と同様)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
	<p style="text-align: center;">第1表 アクセスルートの用語の定義</p> <table border="1" data-bbox="723 196 1312 651"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>大分類</th> <th>小分類</th> <th>概要説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">屋外</td> <td rowspan="2">屋外アクセスルート</td> <td>アクセスルート</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地震及び地震に伴う津波を考慮しても使用が可能である。 有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。 </td> </tr> <tr> <td>サブルート</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地震及び津波時に期待しないルート。 地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋内</td> <td rowspan="2">屋内アクセスルート</td> <td>アクセスルート</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地震、地震随伴火災及び地震随伴内部溢水の影響を受けない。 有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。 </td> </tr> <tr> <td>迂回路</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地震、地震随伴火災及び地震随伴内部溢水の影響を受けない。 転倒した常置品及び仮置資機材の人力による排除や乗り越え等により通行が可能である。 アクセスルートを使用できない場合に使用可能な経路。 </td> </tr> </tbody> </table>	場所	大分類	小分類	概要説明	屋外	屋外アクセスルート	アクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> 地震及び地震に伴う津波を考慮しても使用が可能である。 有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。 	サブルート	<ul style="list-style-type: none"> 地震及び津波時に期待しないルート。 地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 	屋内	屋内アクセスルート	アクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> 地震、地震随伴火災及び地震随伴内部溢水の影響を受けない。 有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。 	迂回路	<ul style="list-style-type: none"> 地震、地震随伴火災及び地震随伴内部溢水の影響を受けない。 転倒した常置品及び仮置資機材の人力による排除や乗り越え等により通行が可能である。 アクセスルートを使用できない場合に使用可能な経路。 	<p style="text-align: center;">第1表 アクセスルートの用語の定義</p> <table border="1" data-bbox="1346 196 1955 687"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>大分類</th> <th>小分類</th> <th>概要説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋外</td> <td rowspan="3">屋外アクセスルート</td> <td>アクセスルート</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地震及び地震に伴う津波を考慮しても使用が可能である。 有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。 </td> </tr> <tr> <td>サブルート</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地震及び津波時に期待しないルート。 地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 </td> </tr> <tr> <td>自主整備ルート</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 使用可能な場合に活用するルート。 地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 </td> </tr> <tr> <td rowspan="3">屋内</td> <td rowspan="3">屋内アクセスルート</td> <td>アクセスルート</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水の影響を受けない。 有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。 </td> </tr> <tr> <td>迂回路</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水の影響を受けない。 アクセスルートを使用できない場合に使用可能な経路。 </td> </tr> <tr> <td>大型航空機特化ルート</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合に使用する経路。 地震、津波その他の自然現象及び人為事象の影響評価対象外とする。 </td> </tr> </tbody> </table>	場所	大分類	小分類	概要説明	屋外	屋外アクセスルート	アクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> 地震及び地震に伴う津波を考慮しても使用が可能である。 有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。 	サブルート	<ul style="list-style-type: none"> 地震及び津波時に期待しないルート。 地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 	自主整備ルート	<ul style="list-style-type: none"> 使用可能な場合に活用するルート。 地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 	屋内	屋内アクセスルート	アクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> 地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水の影響を受けない。 有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。 	迂回路	<ul style="list-style-type: none"> 地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水の影響を受けない。 アクセスルートを使用できない場合に使用可能な経路。 	大型航空機特化ルート	<ul style="list-style-type: none"> 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合に使用する経路。 地震、津波その他の自然現象及び人為事象の影響評価対象外とする。 	<p>【島根】方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 「自主整備ルート」を使用可能な場合に活用するルートとして設定している。 島根は、屋内アクセスルートについて迂回路のみ排除や乗り越え等による通行を考慮していることから、アクセスルートとの評価の違いを説明するために記載していると考えられる。一方、泊は、アクセスルート及び迂回路のいずれも、転倒した資機材の排除や乗り越えによる通行を考慮した評価を実施し、両者に差異が無いことから記載していない。 泊は、屋内のアクセスルートとは別に大型航空機特化ルートを設定しているが、島根は屋内のアクセスルートとして設定した上で個別手順に対して故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合に使用するルートとして設定するとしている。（大型航空機特化ルートをアクセスルートとは別に設定することについては、女川と同様である。）
場所	大分類	小分類	概要説明																																				
屋外	屋外アクセスルート	アクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> 地震及び地震に伴う津波を考慮しても使用が可能である。 有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。 																																				
		サブルート	<ul style="list-style-type: none"> 地震及び津波時に期待しないルート。 地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 																																				
屋内	屋内アクセスルート	アクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> 地震、地震随伴火災及び地震随伴内部溢水の影響を受けない。 有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。 																																				
		迂回路	<ul style="list-style-type: none"> 地震、地震随伴火災及び地震随伴内部溢水の影響を受けない。 転倒した常置品及び仮置資機材の人力による排除や乗り越え等により通行が可能である。 アクセスルートを使用できない場合に使用可能な経路。 																																				
場所	大分類	小分類	概要説明																																				
屋外	屋外アクセスルート	アクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> 地震及び地震に伴う津波を考慮しても使用が可能である。 有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。 																																				
		サブルート	<ul style="list-style-type: none"> 地震及び津波時に期待しないルート。 地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 																																				
		自主整備ルート	<ul style="list-style-type: none"> 使用可能な場合に活用するルート。 地震、津波その他の自然現象の影響評価対象外とする。 																																				
屋内	屋内アクセスルート	アクセスルート	<ul style="list-style-type: none"> 地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水の影響を受けない。 有効性評価及び技術的能力手順において時間評価に用いた経路とする。 																																				
		迂回路	<ul style="list-style-type: none"> 地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水の影響を受けない。 アクセスルートを使用できない場合に使用可能な経路。 																																				
		大型航空機特化ルート	<ul style="list-style-type: none"> 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合に使用する経路。 地震、津波その他の自然現象及び人為事象の影響評価対象外とする。 																																				

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>該当箇所無し</p>	<p style="text-align: right;">補足 (10)</p> <p style="text-align: center;">大量送水車等使用時におけるホースの配備長さ並びに ホースコンテナ及びホース展張車の配備イメージについて</p> <p style="text-align: center;">島根原子力発電所における大量送水車及び大型送水ポンプ車とともに使用するホースの配備長さ、ホースコンテナ、ホース展張車等の配備イメージについて、以下に示す。</p> <p>1. ホースの配備長さ ホースの配備長さは、以下の考え方で設定した。 ①用途ごとに算出したホース敷設距離（自主設備の使用を含む。）をもとに、敷設数及び同時使用を考慮して必要長さを設定 ②ホースコンテナ及びホース展張車に搭載可能なホース長さをもとに、ホース必要長さを満足するコンテナ数及びホース展張車台数を設定 ③ホースコンテナ数及びホース展張車台数とホースコンテナ及びホース展張車に搭載可能なホース長さからホースの配備長さを設定</p> <p style="text-align: center;">ホース展張車数は用途ごとの同時使用を考慮して設定した。 用途ごとのホース配備長さ、ホース展張車配備数を第1表に示す。また、用途ごとのホース敷設ルートを第1図～第7図に、用途ごとのホース必要長さを第2表～第8表に示す。</p> <p>2. ホースコンテナ及び展張車の配備イメージ ホースコンテナ及び展張車の配備イメージについて、第9表に示す。</p>	<p style="text-align: right;">補足資料(21)</p> <p style="text-align: center;">可搬型大型送水ポンプ車等使用時におけるホースの配備長さ並びに ホースコンテナ及びホース延長・回収車の配備イメージについて</p> <p style="text-align: center;">泊発電所における可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型大容量海水送水ポンプ車とともに使用するホースの配備長さ、ホースコンテナ、ホース延長・回収車等の配備イメージについて、以下に示す。</p> <p>1. ホースの配備長さ ホースの配備長さは、以下の考え方で設定した。 ①用途ごとに算出したホース敷設距離（自主対策設備の使用を含む。）を基に、敷設数及び同時使用を考慮して必要長さを設定 ②ホースコンテナ及びホース延長・回収車に搭載可能なホース長さを基に、ホース必要長さを満足するコンテナ数及びホース延長・回収車台数を設定 ③ホースコンテナ数及びホース延長・回収車台数とホースコンテナ及びホース延長・回収車に搭載可能なホース長さからホースの配備長さを設定</p> <p style="text-align: center;">ホース延長・回収車数は用途ごとの同時使用を考慮して設定した。 用途ごとのホース配備長さ、ホース延長・回収車配備数を第1表に示す。また、用途ごとのホース敷設ルートを第1図～第6図に、用途ごとのホース必要長さを第2表～第7表に示す。</p> <p>2. ホースコンテナ及びホース延長・回収車の配備イメージ ホースコンテナ及びホース延長・回収車の配備イメージについて、第8表に示す。</p>	<p>【島根】設備名称の相違</p> <p>【島根】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第1表 用途ごとのホース配備長さ及びホース取巻車配備数(1/2)

用途	必要長さ	配備するホース取巻車数*	補足
輪谷貯水槽(西1/西2)を水源とした低圧代替注水作業及び補給作業			
低圧代替注水(淡水・海水)	756 m (第1図 ルート②、④)	中型ホース取巻車(150A) 950m 【ホース(150A) 750m、ホース(100A) 200m 積載可】 1台 大型ホース取巻車(150A) 1,050m 【ホース(150A) 1,050m 積載可】 2台	・低圧代替注水と水源補給は、同時取設となるため、合算する。 ・左記の4ヶ所は同時に行われる作業ではなく、それぞれ状況に応じて対応が選択されるものであるため、配備するホースは2,776mと設定する。
水源補給(淡水・海水)	2,010m (第3図 ルート⑤)		
低圧原子炉代替注水槽への水源補給作業			
水源補給(淡水・海水)	1,728m (第4図 ルート⑨)		
復水貯蔵タンクへの水源補給作業			
水源補給(淡水・海水)	1,760m (第5図 ルート⑧)		
海を水源とした低圧代替注水作業			
低圧代替注水(海水)	1,781m (第2図 ルート⑥)		

※：1セット分の配備数

第1表 用途ごとのホース配備長さ及びホース延長・回収車配備数(1/3)

ホース径	用途	必要長さ	配備するホース延長・回収車数*	補足
150A	代替炉心注水、補助給水ピット補給、燃料取扱用取水ピット補給、使用済燃料ピット注水(SA手配)		ホース延長・回収車(送水車用) 1,800m 【ホース(150A) 1,800m 積載可】 1台	・代替炉心注水/補助給水ピット補給 /燃料取扱用取水ピット補給は赤の切替えによる送水先の変更にて対応 ・代替炉心注水/補助給水ピット補給 /燃料取扱用取水ピット補給と使用済燃料ピット注水は、同時取設となるため、合算する。
	・3号炉原子炉建屋東側を経由したルート	950m (第1図(L/3) ルートC)		
	・3号炉原子炉建屋西側を経由したルート	1,700m (第1図(L/3) ルート②)		
150A	原子炉種機冷却水系通水(SA手配)		ホース延長・回収車(送水車用) 1,800m 【ホース(150A) 1,800m 積載可】 1台	-
	・3号炉原子炉建屋東側を経由したルート	400m (第2図(L/3) ルートC)		
	・3号炉原子炉建屋西側を経由したルート	550m (第2図(L/3) ルート②)		
・3号炉原子炉建屋西側を経由したルート(大型航空機衝突時)	1,500m (第2図(L/3) ルート③)			

※：1セット分の配備数

【島根】記載内容の相違
 ・使用する水源、可搬型設備、手順の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
		<p style="text-align: center;">第1表 用途ごとのホース配管長さ及びホース延長・回収車配備数(2/3)</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th>ホース径</th> <th>用途</th> <th>必要長さ</th> <th>配備するホース 延長・回収車数*</th> <th>補足</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>150A</td> <td>代替格納容器スプレー（自主手 順）</td> <td>960m (第3回(1/3) ルート②)</td> <td>—</td> <td>・代替格納容器スプレー（自主手順） は、代替から注水/補助給水ピット 補給/燃料取扱若用水ピット補給の 配管経路の手の切替えによる送水 先の変更、又は余剰設備にて対応 設備にて対応</td> </tr> <tr> <td>150A</td> <td>蒸気発生器注水（自主手順）</td> <td>750m (第4回 ルート②、④)</td> <td>—</td> <td>・蒸気発生器注水（自主手順）は余剰 設備にて対応</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：1セット分の配備数</p>	ホース径	用途	必要長さ	配備するホース 延長・回収車数*	補足	150A	代替格納容器スプレー（自主手 順）	960m (第3回(1/3) ルート②)	—	・代替格納容器スプレー（自主手順） は、代替から注水/補助給水ピット 補給/燃料取扱若用水ピット補給の 配管経路の手の切替えによる送水 先の変更、又は余剰設備にて対応 設備にて対応	150A	蒸気発生器注水（自主手順）	750m (第4回 ルート②、④)	—	・蒸気発生器注水（自主手順）は余剰 設備にて対応	<p>【島根】記載内容の相違 ・使用する水源、可搬型 設備、手順の相違。</p>
ホース径	用途	必要長さ	配備するホース 延長・回収車数*	補足														
150A	代替格納容器スプレー（自主手 順）	960m (第3回(1/3) ルート②)	—	・代替格納容器スプレー（自主手順） は、代替から注水/補助給水ピット 補給/燃料取扱若用水ピット補給の 配管経路の手の切替えによる送水 先の変更、又は余剰設備にて対応 設備にて対応														
150A	蒸気発生器注水（自主手順）	750m (第4回 ルート②、④)	—	・蒸気発生器注水（自主手順）は余剰 設備にて対応														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第1表 用途ごとのホース配備長さ及びホース展開車配備数(2/2)

用途	必要長さ	配備するコンテナ数*	配備するホース展開車数*	補足
放射線物質拡散抑制	755m (第6図 ルート①)	コンテナ1基 (820m/1基)	大型ホース展開車(300A) 1台	・航空機燃料火災消火も同様の ルートを使用
最終ヒートシンク(海)への代替軟輸送	1,575m (第7図 ルート⑤)	コンテナ2基 (820m/1基)	大型ホース展開車(300A) 1台	—
初期対応における延焼防止措置	1,084m	1,100m	1台	・使用するホースは初期消火に 使用する化学消防自動車,小 型動力ポンプ付水槽車及び 泡消火薬剤運搬車に車載し 運搬する

※：1セット分の配備数

第1表 用途ごとのホース配備長さ及びホース延長・回収車配備数(3/3)

ホース径	用途	必要長さ		配備するコンテナ数*	配備するホース延長・回収車数*	補足
		800m	700m			
300A	放射性物質拡散抑制(SA手順) ・3号が原子炉建屋東側を経由したルート	800m (第5図(1/2) ルート①)	800m	コンテナ2基 【ホース(300A) 400m/1基】	ホース延長・回収車 (放水専用) 1台	—
		700m (第5図(1/2) ルート③)	—	—	—	—
300A	原子炉補機冷却海水系送水(自主手順)	1,200m (第6図 ルート②)	—	—	—	・原子炉補機冷却海水系送水(自主手順)は余剰設備にて対応 ・使用するホースは初期消火に使用する化学消防自動車,水槽付消防ポンプ自動車及び大規模水取用消防自動車に車載し運搬する。
65A	初期対応における延焼防止措置(自主手順)	—	—	1,180m	—	—

※：1セット分の配備数

【島根】記載内容の相違
 ・使用する水源,可搬型設備,手順の相違。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
	<p>第1図 ホース敷設ルート (輪谷貯水槽(西1)及び輪谷貯水槽(西2)を水源とした 低圧代替注水)</p> <p>第2表 ホース敷設距離 (輪谷貯水槽(西1)及び輪谷貯水槽(西2)を水源とした 低圧代替注水)</p> <table border="1" data-bbox="721 992 1294 1174"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>水源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>ルート①</td> <td rowspan="4">輪谷貯水槽(西1)及び 輪谷貯水槽(西2)</td> <td>西側接続口</td> <td>602m</td> <td>626m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート②</td> <td>西側接続口</td> <td>702m</td> <td>766m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート③</td> <td>南側接続口</td> <td>649m</td> <td>676m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート④</td> <td>南側接続口</td> <td>726m</td> <td>766m</td> </tr> </tbody> </table>	凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ	—	ルート①	輪谷貯水槽(西1)及び 輪谷貯水槽(西2)	西側接続口	602m	626m	—	ルート②	西側接続口	702m	766m	—	ルート③	南側接続口	649m	676m	—	ルート④	南側接続口	726m	766m		<p>【島根】記載内容の相違 ・使用する水源、可搬型設備、手順の相違。</p>
凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ																									
—	ルート①	輪谷貯水槽(西1)及び 輪谷貯水槽(西2)	西側接続口	602m	626m																									
—	ルート②		西側接続口	702m	766m																									
—	ルート③		南側接続口	649m	676m																									
—	ルート④		南側接続口	726m	766m																									

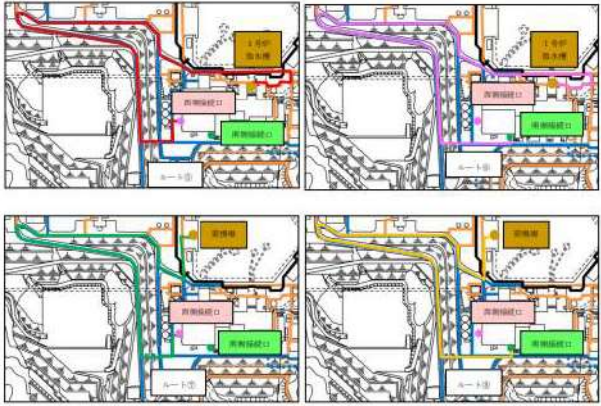

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

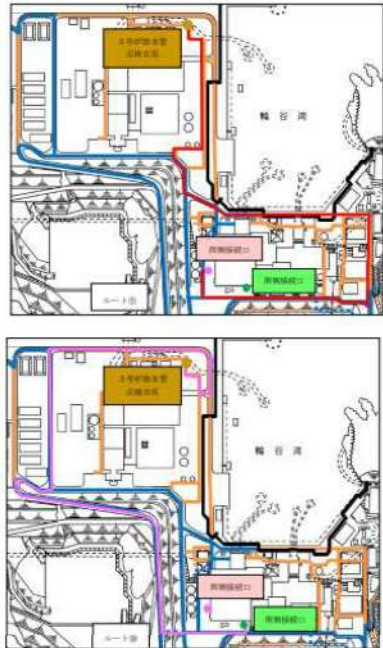
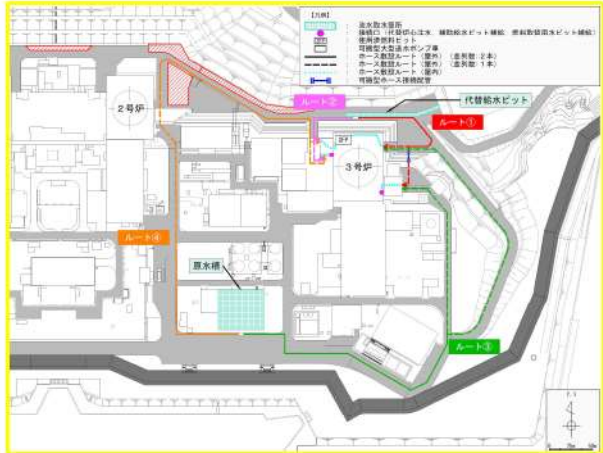
女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																	
<p>第2図 ホース敷設ルート（海を水源とした低圧代替注水）（1/3）</p> <p>第3表 ホース敷設距離（海を水源とした低圧代替注水）（1/3）</p> <table border="1" data-bbox="712 901 1326 1093"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>水源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>ルート①</td> <td rowspan="2">非常用取水設備</td> <td>西側接続口</td> <td>1,322m</td> <td>1,531m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート②</td> <td>南側接続口</td> <td>1,370m</td> <td>1,581m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート③</td> <td rowspan="2">2号炉放水槽</td> <td>西側接続口</td> <td>1,307m</td> <td>1,331m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート④</td> <td>南側接続口</td> <td>1,354m</td> <td>1,381m</td> </tr> </tbody> </table>	凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ	—	ルート①	非常用取水設備	西側接続口	1,322m	1,531m	—	ルート②	南側接続口	1,370m	1,581m	—	ルート③	2号炉放水槽	西側接続口	1,307m	1,331m	—	ルート④	南側接続口	1,354m	1,381m	<p>第1図 ホース敷設ルート （代替炉心注水、補助給水ビット補給、燃料取替用水ビット補給、使用済燃料ビット注水）（1/3）</p> <p>第2表 ホース敷設距離 （代替炉心注水、補助給水ビット補給、燃料取替用水ビット補給、使用済燃料ビット注水）（1/3）</p> <table border="1" data-bbox="1348 901 1962 1061"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>分類</th> <th>水源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>評価用距離</th> <th>並列数</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td rowspan="2">ルート①</td> <td rowspan="2">SA 手順</td> <td rowspan="2">3号炉取水ビット</td> <td>東側接続口、使用済燃料ビット</td> <td>55m</td> <td>650m</td> <td>1</td> <td rowspan="2">950m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>西側接続口、使用済燃料ビット</td> <td>135m</td> <td>150m</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td rowspan="2">ルート②</td> <td rowspan="2">SA 手順</td> <td rowspan="2">スクリーン室</td> <td>西側接続口、使用済燃料ビット</td> <td>235m</td> <td>300m</td> <td>1</td> <td rowspan="2">1,700m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>東側接続口、使用済燃料ビット</td> <td>610m</td> <td>700m</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	凡例	ルート	分類	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ	—	ルート①	SA 手順	3号炉取水ビット	東側接続口、使用済燃料ビット	55m	650m	1	950m	—	西側接続口、使用済燃料ビット	135m	150m	2	—	ルート②	SA 手順	スクリーン室	西側接続口、使用済燃料ビット	235m	300m	1	1,700m	—	東側接続口、使用済燃料ビット	610m	700m	2	<p>第1図 ホース敷設ルート （代替炉心注水、補助給水ビット補給、燃料取替用水ビット補給、使用済燃料ビット注水）（1/3）</p> <p>第2表 ホース敷設距離 （代替炉心注水、補助給水ビット補給、燃料取替用水ビット補給、使用済燃料ビット注水）（1/3）</p>	<p>相違理由</p>
凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ																																																															
—	ルート①	非常用取水設備	西側接続口	1,322m	1,531m																																																															
—	ルート②		南側接続口	1,370m	1,581m																																																															
—	ルート③	2号炉放水槽	西側接続口	1,307m	1,331m																																																															
—	ルート④		南側接続口	1,354m	1,381m																																																															
凡例	ルート	分類	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ																																																												
—	ルート①	SA 手順	3号炉取水ビット	東側接続口、使用済燃料ビット	55m	650m	1	950m																																																												
—				西側接続口、使用済燃料ビット	135m	150m	2																																																													
—	ルート②	SA 手順	スクリーン室	西側接続口、使用済燃料ビット	235m	300m	1	1,700m																																																												
—				東側接続口、使用済燃料ビット	610m	700m	2																																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

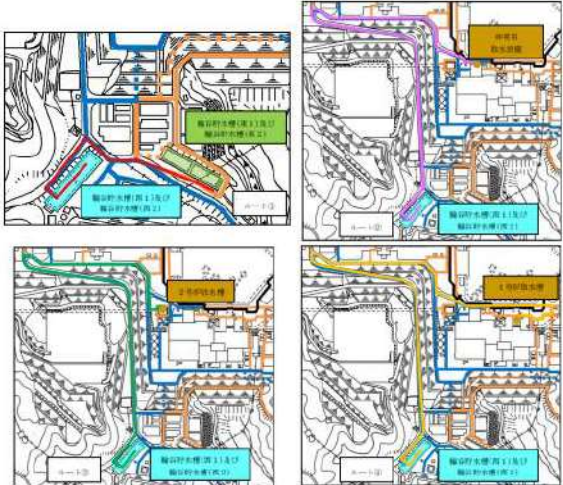
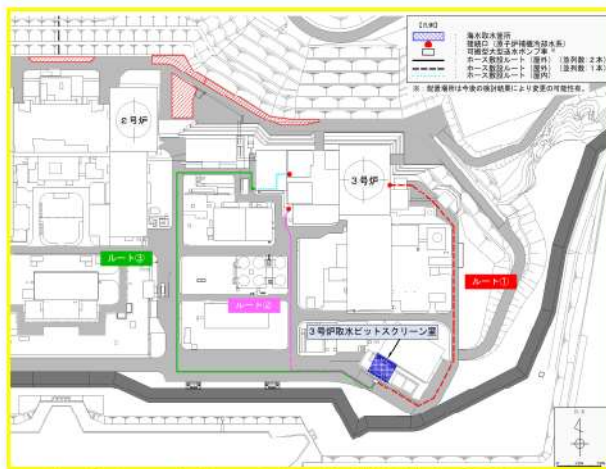
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																						
	 <p data-bbox="712 635 1319 660">第2図 ホース敷設ルート（海を水源とした低圧代替注水）（2/3）</p> <p data-bbox="719 751 1312 777">第3表 ホース敷設距離（海を水源とした低圧代替注水）（2/3）</p> <table border="1" data-bbox="712 839 1319 1034"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>水源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>ルート⑤</td> <td rowspan="2">1号炉取水槽</td> <td>西側接続口</td> <td>1,687m</td> <td>1,731m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート⑥</td> <td>南側接続口</td> <td>1,735m</td> <td>1,781m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート⑦</td> <td rowspan="2">荷揚場</td> <td>西側接続口</td> <td>1,405m</td> <td>1,431m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート⑧</td> <td>南側接続口</td> <td>1,452m</td> <td>1,481m</td> </tr> </tbody> </table>	凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ	—	ルート⑤	1号炉取水槽	西側接続口	1,687m	1,731m	—	ルート⑥	南側接続口	1,735m	1,781m	—	ルート⑦	荷揚場	西側接続口	1,405m	1,431m	—	ルート⑧	南側接続口	1,452m	1,481m	 <p data-bbox="1350 635 1957 719">第1図 ホース敷設ルート （代替炉心注水、補助給水ビット補給、燃料取替用水ビット補給、使用済燃料ビット注水）（2/3）</p> <p data-bbox="1350 751 1957 836">第2表 ホース敷設距離 （代替炉心注水、補助給水ビット補給、燃料取替用水ビット補給、使用済燃料ビット注水）（2/3）</p> <table border="1" data-bbox="1350 839 1957 1066"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>分類</th> <th>水源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>評価用距離</th> <th>並列数</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td rowspan="2">ルート①</td> <td rowspan="2">自主手順</td> <td rowspan="2">1号及び2号炉取水ビットスクリーン室</td> <td>西側接続口、使用済燃料ビット</td> <td>235m</td> <td>300m</td> <td>1</td> <td rowspan="2">1,300m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東側接続口、使用済燃料ビット</td> <td>450m</td> <td>500m</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート②</td> <td rowspan="2">自主手順</td> <td rowspan="2">3号炉取水口</td> <td>東側接続口、使用済燃料ビット</td> <td>555m</td> <td>600m</td> <td>1</td> <td>1,450m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ルート③</td> <td>1号及び2号炉取水口</td> <td>西側接続口、使用済燃料ビット</td> <td>320m</td> <td>400m</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>235m</td> <td>300m</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>545m</td> <td>600m</td> <td>2</td> <td>1,500m</td> </tr> </tbody> </table>	凡例	ルート	分類	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ	—	ルート①	自主手順	1号及び2号炉取水ビットスクリーン室	西側接続口、使用済燃料ビット	235m	300m	1	1,300m		東側接続口、使用済燃料ビット	450m	500m	2	—	ルート②	自主手順	3号炉取水口	東側接続口、使用済燃料ビット	555m	600m	1	1,450m		ルート③	1号及び2号炉取水口	西側接続口、使用済燃料ビット	320m	400m	2							235m	300m	1							545m	600m	2	1,500m	
凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ																																																																																				
—	ルート⑤	1号炉取水槽	西側接続口	1,687m	1,731m																																																																																				
—	ルート⑥		南側接続口	1,735m	1,781m																																																																																				
—	ルート⑦	荷揚場	西側接続口	1,405m	1,431m																																																																																				
—	ルート⑧		南側接続口	1,452m	1,481m																																																																																				
凡例	ルート	分類	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ																																																																																	
—	ルート①	自主手順	1号及び2号炉取水ビットスクリーン室	西側接続口、使用済燃料ビット	235m	300m	1	1,300m																																																																																	
				東側接続口、使用済燃料ビット	450m	500m	2																																																																																		
—	ルート②	自主手順	3号炉取水口	東側接続口、使用済燃料ビット	555m	600m	1	1,450m																																																																																	
	ルート③			1号及び2号炉取水口	西側接続口、使用済燃料ビット	320m	400m	2																																																																																	
					235m	300m	1																																																																																		
					545m	600m	2	1,500m																																																																																	

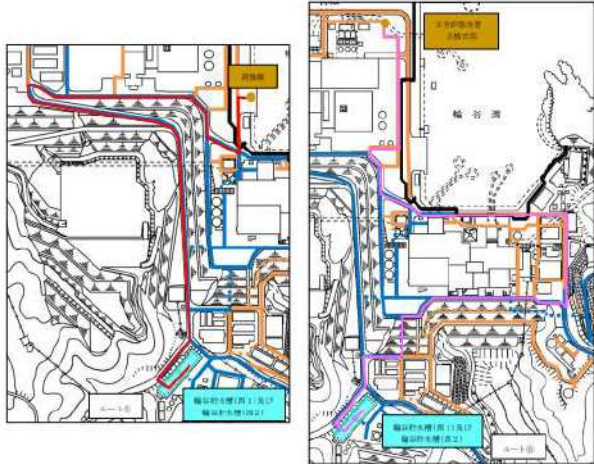

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																														
	 <p data-bbox="712 837 1317 861">第2図 ホース敷設ルート（海を水源とした低圧代替注水）（3/3）</p> <p data-bbox="712 954 1317 978">第3表 ホース敷設距離（海を水源とした低圧代替注水）（3/3）</p> <table border="1" data-bbox="712 1050 1317 1169"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>水源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>ルート①</td> <td rowspan="2">3号伊取水管 点検立坑</td> <td>西側接続口</td> <td>1,556m</td> <td>1,567m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート②</td> <td>南側接続口</td> <td>1,694m</td> <td>1,728m</td> </tr> </tbody> </table>	凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ	—	ルート①	3号伊取水管 点検立坑	西側接続口	1,556m	1,567m	—	ルート②	南側接続口	1,694m	1,728m	 <p data-bbox="1395 837 1910 922">第1図 ホース敷設ルート （代替炉心注水、補助給水ビット補給、 燃料取替用水ビット補給、使用済燃料ビット注水）（3/3）</p> <p data-bbox="1395 954 1910 1038">第2表 ホース敷設距離 （代替炉心注水、補助給水ビット補給、 燃料取替用水ビット補給、使用済燃料ビット注水）（3/3）</p> <table border="1" data-bbox="1350 1042 1951 1297"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>分類</th> <th>水源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>評価用距離</th> <th>並列数</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">ルート①</td> <td rowspan="2">自主手順</td> <td rowspan="2">代替給水ビット</td> <td>東側接続口、</td> <td>70m</td> <td>100m</td> <td>1</td> <td rowspan="2">400m</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ビット</td> <td>130m</td> <td>150m</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">ルート②</td> <td rowspan="2">自主手順</td> <td rowspan="2">代替給水ビット</td> <td>西側接続口、</td> <td>50m</td> <td>100m</td> <td>1</td> <td rowspan="2">300m</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ビット</td> <td>70m</td> <td>100m</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">ルート③</td> <td rowspan="2">自主手順</td> <td rowspan="2">取水槽</td> <td>東側接続口、</td> <td>550m</td> <td>650m</td> <td>1</td> <td rowspan="2">1,350m</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ビット</td> <td>310m</td> <td>350m</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">ルート④</td> <td rowspan="2">自主手順</td> <td rowspan="2">取水槽</td> <td>西側接続口、</td> <td>235m</td> <td>300m</td> <td>1</td> <td rowspan="2">1,300m</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ビット</td> <td>435m</td> <td>500m</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	凡例	ルート	分類	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ	—	ルート①	自主手順	代替給水ビット	東側接続口、	70m	100m	1	400m	使用済燃料ビット	130m	150m	2	—	ルート②	自主手順	代替給水ビット	西側接続口、	50m	100m	1	300m	使用済燃料ビット	70m	100m	2	—	ルート③	自主手順	取水槽	東側接続口、	550m	650m	1	1,350m	使用済燃料ビット	310m	350m	2	—	ルート④	自主手順	取水槽	西側接続口、	235m	300m	1	1,300m	使用済燃料ビット	435m	500m	2	
凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ																																																																												
—	ルート①	3号伊取水管 点検立坑	西側接続口	1,556m	1,567m																																																																												
—	ルート②		南側接続口	1,694m	1,728m																																																																												
凡例	ルート	分類	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ																																																																									
—	ルート①	自主手順	代替給水ビット	東側接続口、	70m	100m	1	400m																																																																									
				使用済燃料ビット	130m	150m	2																																																																										
—	ルート②	自主手順	代替給水ビット	西側接続口、	50m	100m	1	300m																																																																									
				使用済燃料ビット	70m	100m	2																																																																										
—	ルート③	自主手順	取水槽	東側接続口、	550m	650m	1	1,350m																																																																									
				使用済燃料ビット	310m	350m	2																																																																										
—	ルート④	自主手順	取水槽	西側接続口、	235m	300m	1	1,300m																																																																									
				使用済燃料ビット	435m	500m	2																																																																										


1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																													
	 <p>第3図 ホース敷設ルート (輪谷貯水槽(西1)及び輪谷貯水槽(西2)への補給)(1/2)</p> <p>第4表 ホース敷設距離 (輪谷貯水槽(西1)及び輪谷貯水槽(西2)への補給)(1/2)</p> <table border="1" data-bbox="716 845 1310 1045"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>水源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>ルート①</td> <td>輪谷貯水槽(東1)及び 輪谷貯水槽(東2)</td> <td rowspan="4">輪谷貯水槽 (西1)及び 輪谷貯水槽 (西2)</td> <td>434m</td> <td>455m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート②</td> <td>非常用 取水設備</td> <td>1,589m</td> <td>1,610m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート③</td> <td>2号炉放水槽</td> <td>1,574m</td> <td>1,610m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート④</td> <td>1号炉取水槽</td> <td>1,954m</td> <td>1,960m</td> </tr> </tbody> </table>	凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ	—	ルート①	輪谷貯水槽(東1)及び 輪谷貯水槽(東2)	輪谷貯水槽 (西1)及び 輪谷貯水槽 (西2)	434m	455m	—	ルート②	非常用 取水設備	1,589m	1,610m	—	ルート③	2号炉放水槽	1,574m	1,610m	—	ルート④	1号炉取水槽	1,954m	1,960m	 <p>第2図 ホース敷設ルート(原子炉補機冷却水系通水)(1/3)</p> <p>第3表 ホース敷設距離(原子炉補機冷却水系通水)(1/3)</p> <table border="1" data-bbox="1344 837 1948 1061"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>分類</th> <th>水源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>評価用距離</th> <th>並列数</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>ルート①</td> <td rowspan="2">SA手廻</td> <td rowspan="2">3号炉 取水ビット</td> <td>東側接続口</td> <td>365m</td> <td>450m</td> <td>1</td> <td>450m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート②</td> <td>南側接続口</td> <td>130m 165m</td> <td>150m 200m</td> <td>1 2</td> <td>550m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート③</td> <td>SA手廻 (大型航空 機衝突時)</td> <td>スクリーン室</td> <td>西側接続口</td> <td>640m</td> <td>750m</td> <td>2</td> <td>1,500m</td> </tr> </tbody> </table>	凡例	ルート	分類	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ	—	ルート①	SA手廻	3号炉 取水ビット	東側接続口	365m	450m	1	450m	—	ルート②	南側接続口	130m 165m	150m 200m	1 2	550m	—	ルート③	SA手廻 (大型航空 機衝突時)	スクリーン室	西側接続口	640m	750m	2	1,500m	
凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ																																																											
—	ルート①	輪谷貯水槽(東1)及び 輪谷貯水槽(東2)	輪谷貯水槽 (西1)及び 輪谷貯水槽 (西2)	434m	455m																																																											
—	ルート②	非常用 取水設備		1,589m	1,610m																																																											
—	ルート③	2号炉放水槽		1,574m	1,610m																																																											
—	ルート④	1号炉取水槽		1,954m	1,960m																																																											
凡例	ルート	分類	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ																																																								
—	ルート①	SA手廻	3号炉 取水ビット	東側接続口	365m	450m	1	450m																																																								
—	ルート②			南側接続口	130m 165m	150m 200m	1 2	550m																																																								
—	ルート③	SA手廻 (大型航空 機衝突時)	スクリーン室	西側接続口	640m	750m	2	1,500m																																																								

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																											
	 <p data-bbox="902 635 1133 659">第3図 ホース敷設ルート</p> <p data-bbox="732 663 1314 689">（輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）への補給）（2/2）</p> <p data-bbox="909 751 1126 775">第4表 ホース敷設距離</p> <p data-bbox="732 780 1314 805">（輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）への補給）（2/2）</p> <table border="1" data-bbox="714 815 1321 943"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>水源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>ルート⑤</td> <td>荷揚場</td> <td>輪谷貯水槽（西1）及び 輪谷貯水槽（西2）</td> <td>1,672m</td> <td>1,710m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート⑥</td> <td>3号炉取水 点検立坑</td> <td>輪谷貯水槽（西2）</td> <td>1,966m</td> <td>2,010m</td> </tr> </tbody> </table>	凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ	—	ルート⑤	荷揚場	輪谷貯水槽（西1）及び 輪谷貯水槽（西2）	1,672m	1,710m	—	ルート⑥	3号炉取水 点検立坑	輪谷貯水槽（西2）	1,966m	2,010m	 <p data-bbox="1379 635 1917 659">第2図 ホース敷設ルート（原子炉補機冷却水系通水）（2/3）</p> <p data-bbox="1391 751 1906 775">第3表 ホース敷設距離（原子炉補機冷却水系通水）（2/3）</p> <table border="1" data-bbox="1346 815 1960 1090"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>分類</th> <th>水源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>評価用距離</th> <th>並列数</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>ルート①</td> <td rowspan="4">自主手順</td> <td rowspan="4">1号及び2号炉取水ビットスクリーン室</td> <td>南側接続口</td> <td>395m</td> <td>450m</td> <td>2</td> <td>900m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート②</td> <td>東側接続口</td> <td>545m</td> <td>600m</td> <td>2</td> <td>1,200m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート③</td> <td>3号炉取水口</td> <td>南側接続口</td> <td>270m</td> <td>300m</td> <td>2</td> <td>600m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート④</td> <td>1号及び2号炉取水口</td> <td>南側接続口</td> <td>475m</td> <td>550m</td> <td>2</td> <td>1,100m</td> </tr> </tbody> </table>	凡例	ルート	分類	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ	—	ルート①	自主手順	1号及び2号炉取水ビットスクリーン室	南側接続口	395m	450m	2	900m	—	ルート②	東側接続口	545m	600m	2	1,200m	—	ルート③	3号炉取水口	南側接続口	270m	300m	2	600m	—	ルート④	1号及び2号炉取水口	南側接続口	475m	550m	2	1,100m	
凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ																																																									
—	ルート⑤	荷揚場	輪谷貯水槽（西1）及び 輪谷貯水槽（西2）	1,672m	1,710m																																																									
—	ルート⑥	3号炉取水 点検立坑	輪谷貯水槽（西2）	1,966m	2,010m																																																									
凡例	ルート	分類	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ																																																						
—	ルート①	自主手順	1号及び2号炉取水ビットスクリーン室	南側接続口	395m	450m	2	900m																																																						
—	ルート②			東側接続口	545m	600m	2	1,200m																																																						
—	ルート③			3号炉取水口	南側接続口	270m	300m	2	600m																																																					
—	ルート④			1号及び2号炉取水口	南側接続口	475m	550m	2	1,100m																																																					

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
		 <p>第2図 ホース敷設ルート（原子炉補機冷却水系通水）(3/3)</p> <p>第3表 ホース敷設距離（原子炉補機冷却水系通水）(3/3)</p> <table border="1" data-bbox="1346 783 1955 1007"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>分類</th> <th>水部</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>評価用距離</th> <th>並列数</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>ルート①</td> <td rowspan="3">自主手廻</td> <td>1号及び2号炉取水ピットスタクリン室</td> <td rowspan="3">西側接続口</td> <td>485m</td> <td>550m</td> <td>2</td> <td>1,100m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート②</td> <td>3号炉取水口</td> <td>610m</td> <td>700m</td> <td>2</td> <td>1,400m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート③</td> <td>1号及び2号炉取水口</td> <td>560m</td> <td>650m</td> <td>2</td> <td>1,300m</td> </tr> </tbody> </table>	凡例	ルート	分類	水部	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ	—	ルート①	自主手廻	1号及び2号炉取水ピットスタクリン室	西側接続口	485m	550m	2	1,100m	—	ルート②	3号炉取水口	610m	700m	2	1,400m	—	ルート③	1号及び2号炉取水口	560m	650m	2	1,300m	
凡例	ルート	分類	水部	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ																											
—	ルート①	自主手廻	1号及び2号炉取水ピットスタクリン室	西側接続口	485m	550m	2	1,100m																											
—	ルート②		3号炉取水口		610m	700m	2	1,400m																											
—	ルート③		1号及び2号炉取水口		560m	650m	2	1,300m																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

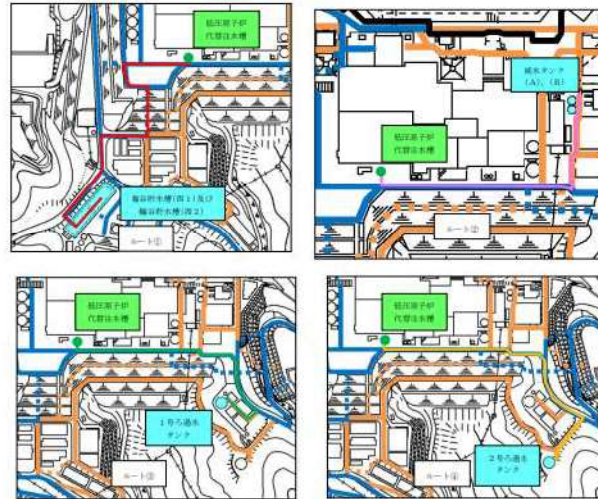
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

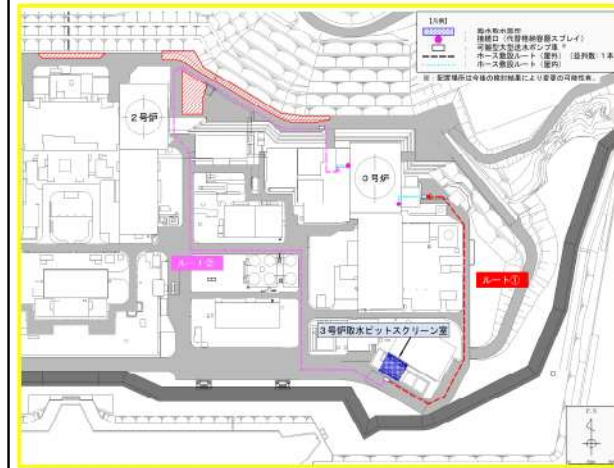
相違理由



第4図 ホース敷設ルート（低圧原子炉代替注水槽への補給）（1/3）

第5表 ホース敷設距離（低圧原子炉代替注水槽への補給）（1/3）

凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ
—	ルート①	輸谷貯水槽（西1）及び輸谷貯水槽（西2）	低圧原子炉代替注水槽	726m	796m
—	ルート②	純水タンク（A）、（B）		318m	355m
—	ルート③	1号ろ過水タンク		483m	505m
—	ルート④	2号ろ過水タンク		530m	555m



第3図 ホース敷設ルート（代替格納容器スプレイ）（1/3）

第4表 ホース敷設距離（代替格納容器スプレイ）（1/3）

凡例	ルート	分類	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ
—	ルート①	自主手頼	3号炉取水ピットスクリーン室	東側接続口	340m	400m	1	400m
—	ルート②			西側接続口	835m	950m	1	950m

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

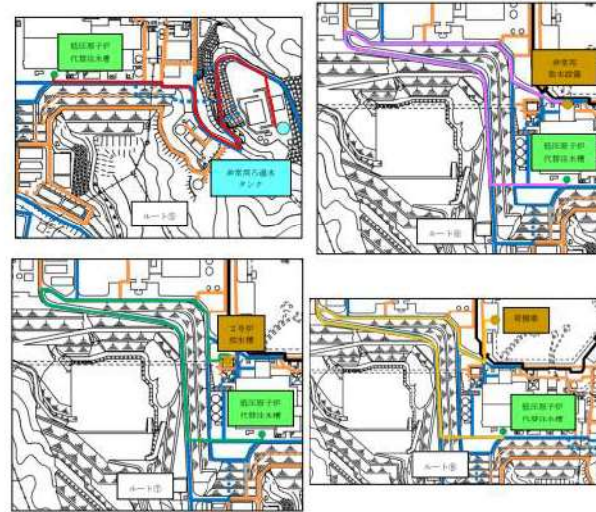
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



第4図 ホース敷設ルート（低圧原子炉代替注水槽への補給）（2/3）

第5表 ホース敷設距離（低圧原子炉代替注水槽への補給）（2/3）

凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ
—	ルート⑤	非常用ろ過水タンク	低圧原子炉代替注水槽	907m	913m
—	ルート⑥	非常用取水設備		1,370m	1,381m
—	ルート⑦	2号炉放水槽		1,354m	1,381m
—	ルート⑧	荷揚場		1,452m	1,481m



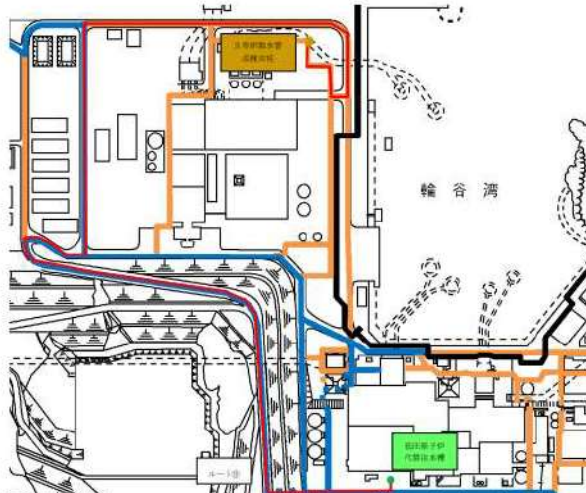
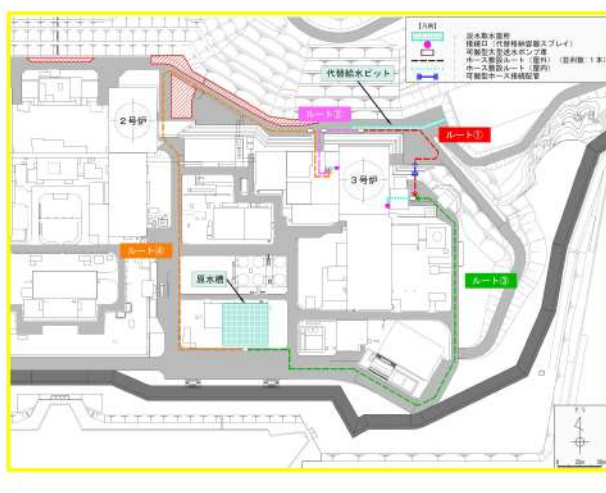
第3図 ホース敷設ルート（代替格納容器スプレイ）（2/3）

第4表 ホース敷設距離（代替格納容器スプレイ）（2/3）

凡例	ルート	分類	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ
—	ルート①	自主手順	1号及び2号炉取水ビットスクリーン室	西側接続口	680m	750m	1	750m
—	ルート②		3号炉取水口	東側接続口	525m	600m	1	600m
—	ルート③		1号及び2号炉取水口	西側接続口	765m	850m	1	850m

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																					
	 <p>第4図 ホース敷設ルート（低圧原子炉代替注水槽への補給）（3/3）</p> <p>第5表 ホース敷設距離（低圧原子炉代替注水槽への補給）（3/3）</p> <table border="1" data-bbox="716 813 1299 901"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>水源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>ルート⑤</td> <td>3号伊取水管 点検立坑</td> <td>低圧原子炉代替 注水槽</td> <td>1,694m</td> <td>1,728m</td> </tr> </tbody> </table>	凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ	—	ルート⑤	3号伊取水管 点検立坑	低圧原子炉代替 注水槽	1,694m	1,728m	 <p>第3図 ホース敷設ルート（代替格納容器スプレイ）（3/3）</p> <p>第4表 ホース敷設距離（代替格納容器スプレイ）（3/3）</p> <table border="1" data-bbox="1344 813 1948 1061"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>分類</th> <th>水源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>評価用距離</th> <th>並列数</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>ルート①</td> <td rowspan="2">自主手順</td> <td rowspan="2">代替給水ピット</td> <td>東側接続口</td> <td>170m</td> <td>200m</td> <td>1</td> <td>200m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート②</td> <td>西側接続口</td> <td>110m</td> <td>150m</td> <td>1</td> <td>150m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート③</td> <td rowspan="2">自主手順</td> <td rowspan="2">原水槽</td> <td>東側接続口</td> <td>515m</td> <td>600m</td> <td>1</td> <td>600m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート④</td> <td>西側接続口</td> <td>665m</td> <td>750m</td> <td>1</td> <td>750m</td> </tr> </tbody> </table>	凡例	ルート	分類	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ	—	ルート①	自主手順	代替給水ピット	東側接続口	170m	200m	1	200m	—	ルート②	西側接続口	110m	150m	1	150m	—	ルート③	自主手順	原水槽	東側接続口	515m	600m	1	600m	—	ルート④	西側接続口	665m	750m	1	750m	
凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ																																																			
—	ルート⑤	3号伊取水管 点検立坑	低圧原子炉代替 注水槽	1,694m	1,728m																																																			
凡例	ルート	分類	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ																																																
—	ルート①	自主手順	代替給水ピット	東側接続口	170m	200m	1	200m																																																
—	ルート②			西側接続口	110m	150m	1	150m																																																
—	ルート③	自主手順	原水槽	東側接続口	515m	600m	1	600m																																																
—	ルート④			西側接続口	665m	750m	1	750m																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																		
	<div data-bbox="721 172 1308 683" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="728 692 1301 719" data-label="Caption"> <p>第5図 ホース敷設ルート（復水貯蔵タンクへの補給）（1/3）</p> </div> <div data-bbox="736 777 1292 804" data-label="Caption"> <p>第6表 ホース敷設距離（復水貯蔵タンクへの補給）（1/3）</p> </div> <table border="1" data-bbox="712 815 1314 1027"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>水源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>ルート①</td> <td>輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）</td> <td rowspan="4">復水貯蔵タンク</td> <td>712m</td> <td>786m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート②</td> <td>純水タンク（A）、（B）</td> <td>491m</td> <td>530m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート③</td> <td>1号ろ過水タンク</td> <td>655m</td> <td>685m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート④</td> <td>2号ろ過水タンク</td> <td>703m</td> <td>730m</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="882 1070 1314 1098" data-label="Text"> <p>本資料のうち、括弧内の内容は機密に係る事項のため公開できません。</p> </div>	凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ	—	ルート①	輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）	復水貯蔵タンク	712m	786m	—	ルート②	純水タンク（A）、（B）	491m	530m	—	ルート③	1号ろ過水タンク	655m	685m	—	ルート④	2号ろ過水タンク	703m	730m	<div data-bbox="1339 199 1948 662" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="1435 692 1845 719" data-label="Caption"> <p>第4図 ホース敷設ルート（蒸気発生器注水）</p> </div> <div data-bbox="1444 777 1836 804" data-label="Caption"> <p>第5表 ホース敷設距離（蒸気発生器注水）</p> </div> <table border="1" data-bbox="1339 815 1960 1090"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>分類</th> <th>水源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>評価用距離</th> <th>並列数</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>ルート①</td> <td rowspan="4">自主手順</td> <td>3号炉取水ビット</td> <td rowspan="2">可搬型大型送水ポンプ車代替給水ライン接続口</td> <td>480m</td> <td>550m</td> <td>1</td> <td>550m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート②</td> <td>3号炉取水口</td> <td>675m</td> <td>750m</td> <td>1</td> <td>750m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート③</td> <td>代替給水ビット</td> <td>160m</td> <td>200m</td> <td>1</td> <td>200m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート④</td> <td>原水槽</td> <td>655m</td> <td>750m</td> <td>1</td> <td>750m</td> </tr> </tbody> </table>	凡例	ルート	分類	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ	—	ルート①	自主手順	3号炉取水ビット	可搬型大型送水ポンプ車代替給水ライン接続口	480m	550m	1	550m	—	ルート②	3号炉取水口	675m	750m	1	750m	—	ルート③	代替給水ビット	160m	200m	1	200m	—	ルート④	原水槽	655m	750m	1	750m	
凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ																																																																
—	ルート①	輪谷貯水槽（西1）及び輪谷貯水槽（西2）	復水貯蔵タンク	712m	786m																																																																
—	ルート②	純水タンク（A）、（B）		491m	530m																																																																
—	ルート③	1号ろ過水タンク		655m	685m																																																																
—	ルート④	2号ろ過水タンク		703m	730m																																																																
凡例	ルート	分類	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ																																																													
—	ルート①	自主手順	3号炉取水ビット	可搬型大型送水ポンプ車代替給水ライン接続口	480m	550m	1	550m																																																													
—	ルート②		3号炉取水口		675m	750m	1	750m																																																													
—	ルート③		代替給水ビット	160m	200m	1	200m																																																														
—	ルート④		原水槽	655m	750m	1	750m																																																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
	<div data-bbox="725 181 1312 679" style="border: 1px solid black; height: 312px; width: 262px; margin-bottom: 10px;"></div> <div data-bbox="725 692 1301 718" style="color: blue;">第5図 ホース敷設ルート（復水貯蔵タンクへの補給）（2/3）</div> <div data-bbox="736 777 1290 802" style="color: blue;">第6表 ホース敷設距離（復水貯蔵タンクへの補給）（2/3）</div> <table border="1" data-bbox="716 804 1317 1007"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>水源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td>ルート⑤</td> <td>非常用ろ過水タンク</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">復水貯蔵タンク</td> <td style="text-align: center;">1,086m</td> <td style="text-align: center;">1,085m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td>ルート⑥</td> <td>非常用取水設備</td> <td style="text-align: center;">1,332m</td> <td style="text-align: center;">1,360m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td>ルート⑦</td> <td>2号炉放水槽</td> <td style="text-align: center;">1,316m</td> <td style="text-align: center;">1,360m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td>ルート⑧</td> <td>1号炉取水槽</td> <td style="text-align: center;">1,697m</td> <td style="text-align: center;">1,760m</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="882 1038 1312 1066" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin-top: 10px;"> 本資料のうち、特記の内容は機密に係る事項のため公開できません。 </div>	凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ	—	ルート⑤	非常用ろ過水タンク	復水貯蔵タンク	1,086m	1,085m	—	ルート⑥	非常用取水設備	1,332m	1,360m	—	ルート⑦	2号炉放水槽	1,316m	1,360m	—	ルート⑧	1号炉取水槽	1,697m	1,760m		
凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ																									
—	ルート⑤	非常用ろ過水タンク	復水貯蔵タンク	1,086m	1,085m																									
—	ルート⑥	非常用取水設備		1,332m	1,360m																									
—	ルート⑦	2号炉放水槽		1,316m	1,360m																									
—	ルート⑧	1号炉取水槽		1,697m	1,760m																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																	
	<div data-bbox="728 167 1310 726" style="border: 1px solid black; height: 350px; margin-bottom: 10px;"></div> <p data-bbox="728 750 1310 774">第5図 ホース敷設ルート（復水貯蔵タンクへの補給）（3/3）</p> <p data-bbox="728 837 1310 861">第6表 ホース敷設距離（復水貯蔵タンクへの補給）（3/3）</p> <table border="1" data-bbox="728 877 1310 997"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>水源</th> <th>逆水先</th> <th>敷設距離</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td>ルート㊸</td> <td>荷揚場</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">復水貯蔵 タンク</td> <td style="text-align: center;">1,415m</td> <td style="text-align: center;">1,460m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td>ルート㊹</td> <td>3号炉取水管 点検立坑</td> <td style="text-align: center;">1,560m</td> <td style="text-align: center;">1,590m</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="891 1029 1317 1061" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p style="font-size: small;">本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p> </div>	凡例	ルート	水源	逆水先	敷設距離	必要長さ	—	ルート㊸	荷揚場	復水貯蔵 タンク	1,415m	1,460m	—	ルート㊹	3号炉取水管 点検立坑	1,560m	1,590m		
凡例	ルート	水源	逆水先	敷設距離	必要長さ															
—	ルート㊸	荷揚場	復水貯蔵 タンク	1,415m	1,460m															
—	ルート㊹	3号炉取水管 点検立坑		1,560m	1,590m															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

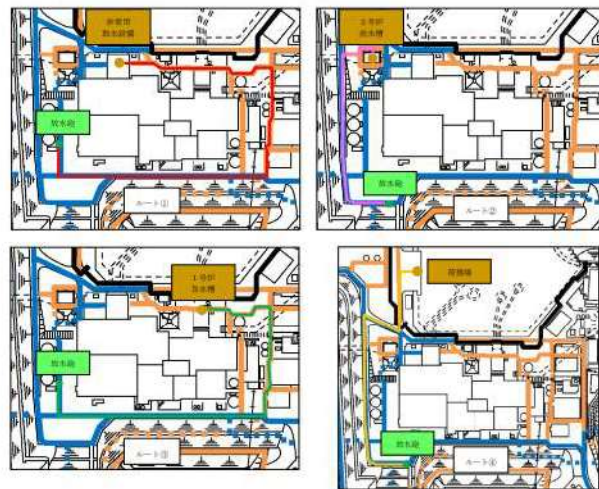
1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

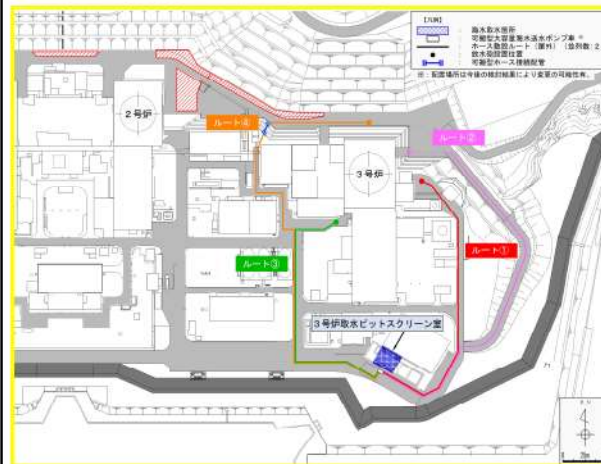
相違理由



第6図 ホース敷設ルート（放射性物質拡散抑制）

第7表 ホース敷設距離（放射性物質拡散抑制）

凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ
—	ルート①	非常用取水設備	放水砲	747m	755m
—	ルート②	2号炉放水槽		330m	365m
—	ルート③	1号炉取水槽		643m	650m
—	ルート④	荷揚場		545m	550m




第5図 ホース敷設ルート（放射性物質拡散抑制）(1/2)

第6表 ホース敷設距離（放射性物質拡散抑制）(1/2)

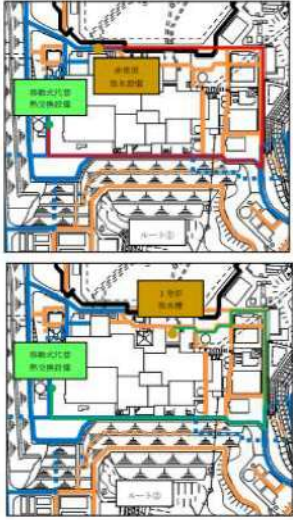
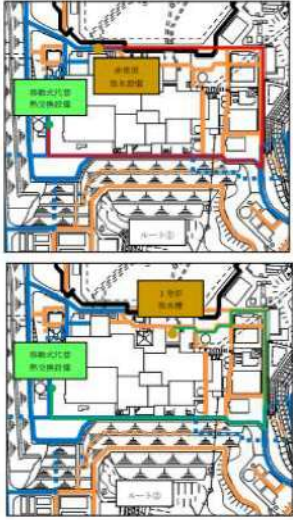

凡例	ルート	分類	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ
—	ルート①	SA手順	3号炉 取水ビット スクリーン室	放水砲	335m	400m	2	800m
—	ルート②	自主手順			470m	550m	2	1,100m
—	ルート③	SA手順			305m	350m	2	700m
—	ルート④	自主手順			530m	600m	2	1,200m

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

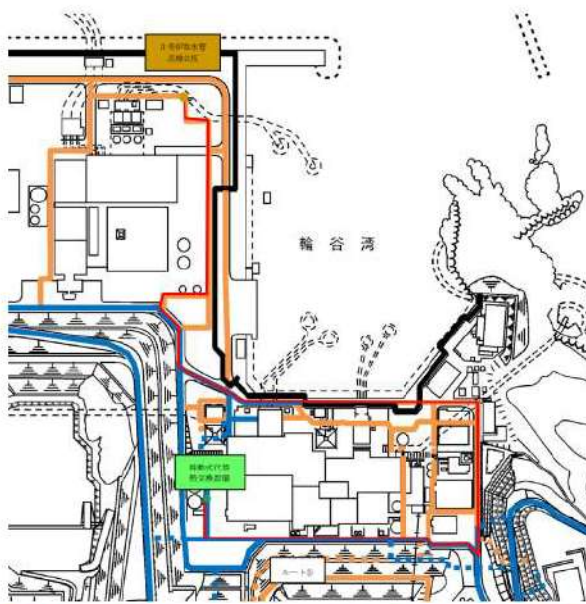
女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																												
		 <p>第5図 ホース敷設ルート（放射性物質拡散抑制）(2/2)</p> <p>第6表 ホース敷設距離（放射性物質拡散抑制）(2/2)</p> <table border="1" data-bbox="1346 762 1955 1058"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>分類</th> <th>水源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>評価用距離</th> <th>並列数</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>ルート①</td> <td rowspan="2">自主手順</td> <td rowspan="2">1号及び2号炉取水ビットスクリーン室</td> <td rowspan="5">放水砲</td> <td>410m</td> <td>500m</td> <td>2</td> <td>1,000m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート②</td> <td>540m</td> <td>600m</td> <td>2</td> <td>1,200m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート③</td> <td rowspan="2">3号炉取水口</td> <td>520m</td> <td>600m</td> <td>2</td> <td>1,200m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート④</td> <td>285m</td> <td>350m</td> <td>2</td> <td>700m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート⑤</td> <td>1号及び2号炉取水口</td> <td>490m</td> <td>550m</td> <td>2</td> <td>1,100m</td> </tr> </tbody> </table>	凡例	ルート	分類	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ	—	ルート①	自主手順	1号及び2号炉取水ビットスクリーン室	放水砲	410m	500m	2	1,000m	—	ルート②	540m	600m	2	1,200m	—	ルート③	3号炉取水口	520m	600m	2	1,200m	—	ルート④	285m	350m	2	700m	—	ルート⑤	1号及び2号炉取水口	490m	550m	2	1,100m	
凡例	ルート	分類	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ																																							
—	ルート①	自主手順	1号及び2号炉取水ビットスクリーン室	放水砲	410m	500m	2	1,000m																																							
—	ルート②				540m	600m	2	1,200m																																							
—	ルート③	3号炉取水口	520m		600m	2	1,200m																																								
—	ルート④		285m		350m	2	700m																																								
—	ルート⑤	1号及び2号炉取水口	490m		550m	2	1,100m																																								

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																
 <p data-bbox="712 721 1326 774">第7図 ホース敷設ルート（最終ヒートシンク（海）への代替熱輸送） （1/2）</p> <p data-bbox="712 810 1326 863">第8表 ホース敷設距離（最終ヒートシンク（海）への代替熱輸送） （1/2）</p> <table border="1" data-bbox="721 874 1317 1061"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>水源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>ルート①</td> <td>非常用取水設備</td> <td rowspan="4">移動式代替熱交換設備</td> <td>908m</td> <td>925m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート②</td> <td>2号炉放水槽</td> <td>388m</td> <td>425m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート③</td> <td>1号炉取水槽</td> <td>816m</td> <td>825m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート④</td> <td>荷揚場</td> <td>603m</td> <td>625m</td> </tr> </tbody> </table>	凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ	—	ルート①	非常用取水設備	移動式代替熱交換設備	908m	925m	—	ルート②	2号炉放水槽	388m	425m	—	ルート③	1号炉取水槽	816m	825m	—	ルート④	荷揚場	603m	625m	 <p data-bbox="712 721 1326 774">第7図 ホース敷設ルート（最終ヒートシンク（海）への代替熱輸送） （1/2）</p> <p data-bbox="712 810 1326 863">第8表 ホース敷設距離（最終ヒートシンク（海）への代替熱輸送） （1/2）</p> <table border="1" data-bbox="721 874 1317 1061"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>水源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>ルート①</td> <td>非常用取水設備</td> <td rowspan="4">移動式代替熱交換設備</td> <td>908m</td> <td>925m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート②</td> <td>2号炉放水槽</td> <td>388m</td> <td>425m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート③</td> <td>1号炉取水槽</td> <td>816m</td> <td>825m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート④</td> <td>荷揚場</td> <td>603m</td> <td>625m</td> </tr> </tbody> </table>	凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ	—	ルート①	非常用取水設備	移動式代替熱交換設備	908m	925m	—	ルート②	2号炉放水槽	388m	425m	—	ルート③	1号炉取水槽	816m	825m	—	ルート④	荷揚場	603m	625m	 <p data-bbox="1393 721 1899 746">第6図 ホース敷設ルート（原子炉補機冷却海水系通水）</p> <p data-bbox="1393 810 1899 836">第7表 ホース敷設距離（原子炉補機冷却海水系通水）</p> <table border="1" data-bbox="1348 880 1953 1056"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>分類</th> <th>水源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>評価用距離</th> <th>並列数</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>ルート①</td> <td rowspan="2">自丰手廻</td> <td>3号炉取水ビットスクリーン室</td> <td>可搬型大容量海水送水ポンプ車 A母管接続口</td> <td>345m</td> <td>400m</td> <td>2</td> <td>800m</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>ルート②</td> <td>3号炉取水口</td> <td>又はB母管接続口</td> <td>535m</td> <td>600m</td> <td>2</td> <td>1,200m</td> </tr> </tbody> </table>	凡例	ルート	分類	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ	—	ルート①	自丰手廻	3号炉取水ビットスクリーン室	可搬型大容量海水送水ポンプ車 A母管接続口	345m	400m	2	800m	—	ルート②	3号炉取水口	又はB母管接続口	535m	600m	2	1,200m	
凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ																																																																														
—	ルート①	非常用取水設備	移動式代替熱交換設備	908m	925m																																																																														
—	ルート②	2号炉放水槽		388m	425m																																																																														
—	ルート③	1号炉取水槽		816m	825m																																																																														
—	ルート④	荷揚場		603m	625m																																																																														
凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ																																																																														
—	ルート①	非常用取水設備	移動式代替熱交換設備	908m	925m																																																																														
—	ルート②	2号炉放水槽		388m	425m																																																																														
—	ルート③	1号炉取水槽		816m	825m																																																																														
—	ルート④	荷揚場		603m	625m																																																																														
凡例	ルート	分類	水源	送水先	敷設距離	評価用距離	並列数	必要長さ																																																																											
—	ルート①	自丰手廻	3号炉取水ビットスクリーン室	可搬型大容量海水送水ポンプ車 A母管接続口	345m	400m	2	800m																																																																											
—	ルート②		3号炉取水口	又はB母管接続口	535m	600m	2	1,200m																																																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	 <p data-bbox="712 805 1321 861">第7図 ホース敷設ルート（最終ヒートシンク（海）への代替熱輸送） （2/2）</p> <p data-bbox="712 917 1321 973">第8表 ホース敷設距離（最終ヒートシンク（海）への代替熱輸送） （2/2）</p> <table border="1" data-bbox="716 989 1317 1077"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>ルート</th> <th>水源</th> <th>送水先</th> <th>敷設距離</th> <th>必要長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>ルート⑤</td> <td>3号炉取水管 点検立坑</td> <td>移動式代替 熱交換設備</td> <td>1,529m</td> <td>1,576m</td> </tr> </tbody> </table>	凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ	—	ルート⑤	3号炉取水管 点検立坑	移動式代替 熱交換設備	1,529m	1,576m		
凡例	ルート	水源	送水先	敷設距離	必要長さ										
—	ルート⑤	3号炉取水管 点検立坑	移動式代替 熱交換設備	1,529m	1,576m										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

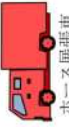
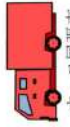
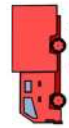

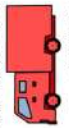

女川原子力発電所2号炉

島根原子力発電所2号炉



泊発電所3号炉

相違理由

第9表 ホースコンテナ及び展張車の配備イメージ

用途	ホース長さ	コンテナ数	展張車数	配備イメージ
駆圧代替注水 及び水源補給	2,776m	—	中型ホース展張車(150A) 【ホース950m】 1台	第2・第3保管エリアに同数配備  ホース展張車
			大型ホース展張車(150A) 【ホース1,050m】 2台	第1・第4保管エリアに同数配備  ホース展張車
放射性物質拡散 抑制	755m	コンテナ1基 (820m/1基)	大型ホース展張車(300A) 1台	第4保管エリアに同数配備  ホース展張車
			大型ホース展張車(300A) 1台	コンテナ  コンテナ
最終ヒートシンク (海)への 代替熱輸送	1,575m	コンテナ2基 (820m/1基)	大型ホース展張車(300A) 1台	第1・第4保管エリアに同数配備  ホース展張車
			大型ホース展張車(300A) 1台	コンテナ  コンテナ

第8表 ホースコンテナ及びホース延長・回収車の配備イメージ

用途	ホース長さ	コンテナ数	ホース延長・回収車	配備イメージ
代替炉心注水、補助給水ピ ット補給、燃料取替用水ピ ット補給、使用済燃料ピッ ト注水	1,700m	—	ホース延長・回収車(送水車用) 【ホース(150A)1,800m】 1台	2号炉東側31mエリア(a),51m 倉庫・車庫エリアに同数配備  ホース延長・回収車(送水車用)
			ホース延長・回収車(送水車用) 【ホース(150A)1,800m】 1台	2号炉東側31mエリア(a),51m 倉庫・車庫エリアに同数配備  ホース延長・回収車(送水車用)
原子炉補機冷却水系通水	1,500m	—	ホース延長・回収車(送水車用) 【ホース(150A)1,800m】 1台	2号炉北側31mエリア、51m倉庫・ 車庫エリアに同数配備  ホース延長・回収車(送水車用)
放射性物質拡散抑制	800m	コンテナ2基 【ホース(300A) 400m/1基】	ホース延長・回収車(放水用) 1台	1,2号炉北側31mエリア、51m倉庫・ 車庫エリアに同数配備  コンテナ ホース延長・回収車(放水用)

【島根】記載内容の相違
 ・用途に応じた使用する
 ホース長さ、コンテナ
 基数、車両台数の相違。

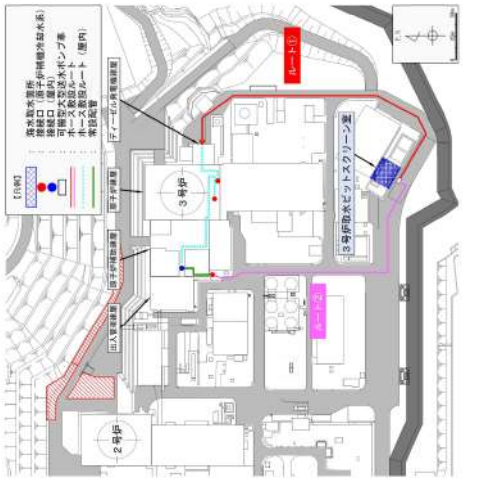
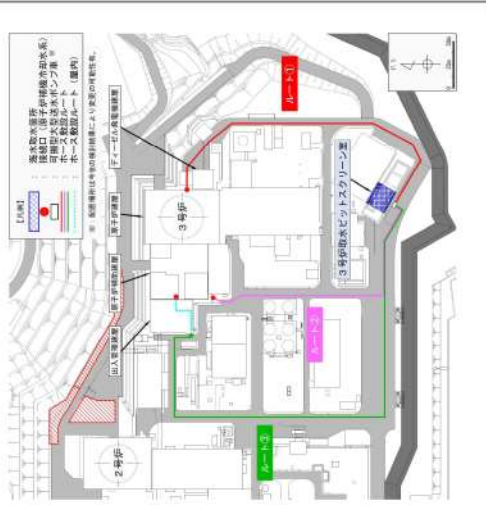
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>該当箇所無し</p>	<p>該当箇所無し</p>	<p style="text-align: right;">補足資料(25)</p> <p>第1149回審査会合（令和5年5月25日）からの変更点について（原子炉補機冷却水系への通水のための接続口の設置位置変更）</p> <p>設置許可基準規則第43条（重大事故等対処設備）に関する第1149回審査会合（令和5年5月25日）において、原子炉補機冷却水系への通水のための接続口の設置位置及びホース敷設ルートが近接していることから、共通要因により同時に機能喪失しないためにどのような設計上の配慮がなされているか説明するようご指摘を頂いた。</p> <p>審査会合における指摘事項への対応として、原子炉補機冷却水系への通水のための接続口（可搬型大型送水ポンプ車原子炉補機冷却水東側接続口及び可搬型大型送水ポンプ車原子炉補機冷却水南側接続口）については、互いに十分分離した配置となるよう設置位置を変更する。接続口の設置位置変更により、可搬型ホースについても近接せずに敷設が可能である。（第1図のルート①及びルート②を参照）</p> <p>さらに、故意による大型航空機の衝突に対しては、原子炉補助建屋西側の建屋内に大型航空機衝突時専用の接続口（可搬型大型送水ポンプ車原子炉補機冷却水屋内接続口）を設置する。接続口設置箇所へのホース敷設ルートについては、出入管理建屋及び原子炉補助建屋に大型航空機特化ルートを設定する。（第1図のルート③及び第2図を参照）</p> <p>これにより、原子炉補機冷却水系への通水のための接続口は共通要因によって同時に機能喪失しない設計とする。</p>	

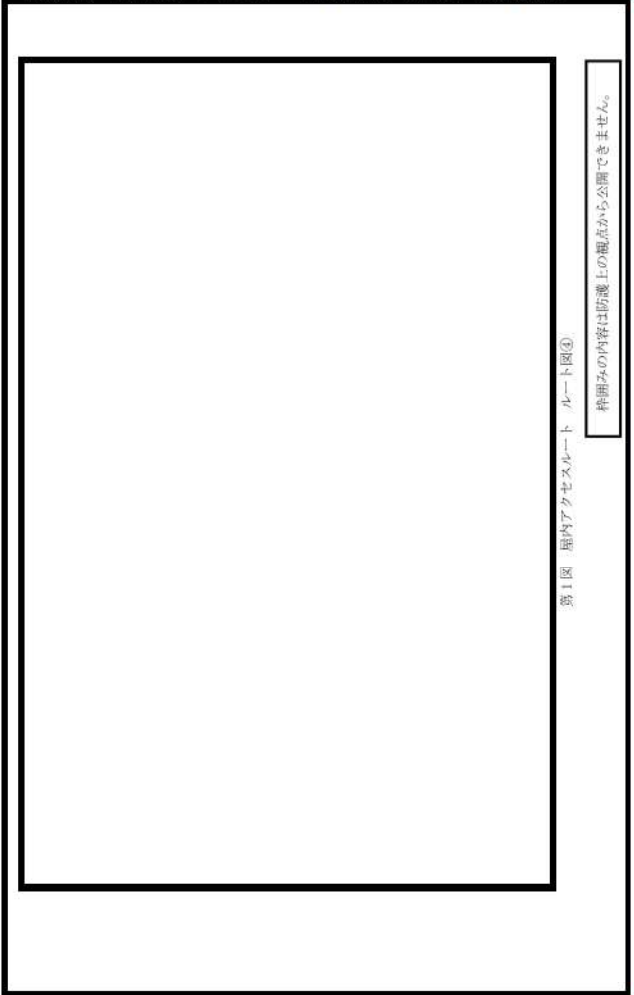
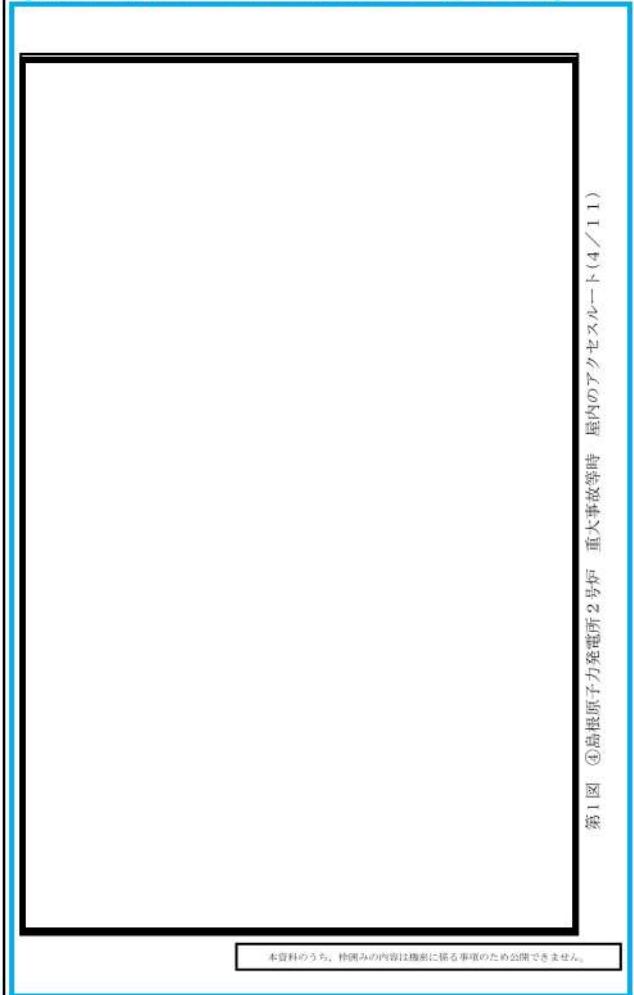
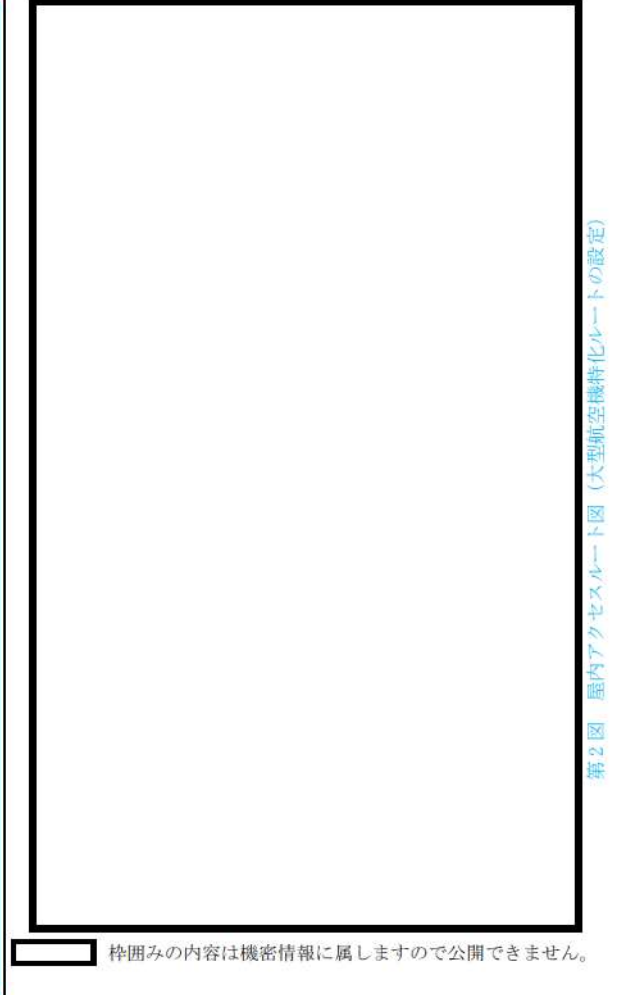
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p>変更前（令和5年5月25日説明時点）</p>  </div> <div style="width: 45%;"> <p>変更後</p>  </div> </div>	<p>第1図 原子炉補機冷却水系への通水のための接続口の設置位置及びびホース敷設ルート</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【別紙30「屋内のアクセスルートの設定について」より転記】</p>  <p>第1図 屋内アクセスルート ルート図④</p> <p>枠囲みの内容は防衛上の観点から公開できません。</p>	<p>【別紙13「屋内のアクセスルートの設定について」より転記】</p>  <p>第1図 ④島根原子力発電所2号炉 屋内のアクセスルート(4/11)</p> <p>本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。</p>	 <p>第2図 屋内アクセスルート図（大型航空機特化ルートの設定）</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【島根】記載内容の相違・泊は、屋内のアクセスルートとは別に大型航空機特化ルートを設定しているが、島根は屋内のアクセスルートとして設定したうえで個別手順に対して故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した場合に使用するルートとして設定している。(大型航空機特化ルートをアクセスルートとは別に設定することについては、女川と同様である。)</p>